

青森県報

号外第四十三号

平成二十一年
五月二十九日
(金曜日)

目 次

監査委員

包括外部監査の結果…………… (事務局)… 一

監 査 委 員

包括外部監査の結果

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第252条の37第5項の規定に基づき、平成20年度の包括外部監査人倉成磨氏から平成21年3月19日付けで監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により、次のとおり公表する。

平成21年 5月29日

青森県監査委員

| | | | |
|---|---|---|-----|
| 同 | 泉 | 山 | 哲 |
| 同 | 元 | 木 | 篤 |
| 同 | 阿 | 部 | 子 |
| 同 | 森 | 内 | 悦 |
| | | | 之保留 |

平成 20 年 度 包括外部監査結果報告書

包括外部監査結果報告書 目次

原子力を中心としたエネルギー行政の財務に関する事務の執行について

| | |
|----------------------------------|-----|
| 第 1 章 外部監査の概要 | 1 |
| 第 2 章 外部監査の対象 | 5 |
| 第 1 節. 我が国のエネルギー政策 | 5 |
| 第 2 節. 青森県のエネルギー政策 | 7 |
| 第 3 節. 監査の対象とした交付金制度 | 15 |
| 第 3 章 監査の結果及び意見 (総論) | 16 |
| 第 1 節. 電源三法交付金による事業の監査結果 | 16 |
| 第 2 節. その他のエネルギー関連事業の監査結果 | 20 |
| 第 3 節. 財団法人むつ小川原地域・産業振興財団の監査結果 | 21 |
| 第 4 節. 第三セクターに対する出資の監査結果 | 22 |
| 第 5 節. 事業別決算データの不実性・不正確性に関する監査結果 | 24 |
| 第 4 章 電源三法交付金による産業振興事業 | 31 |
| 第 1 節. 電源三法交付金の概要 | 31 |
| 第 2 節. 電源立地地域対策費 | 37 |
| 第 3 節. 原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業 | 62 |
| 第 5 章 電源三法交付金による試験研究開発事業 | 65 |
| 第 1 節. 財団法人環境科学技術研究所 | 66 |
| 第 2 節. 財団法人日本海洋科学振興財団 | 74 |
| 第 6 章 電源三法交付金による広報・安全対策事業 | 82 |
| 第 1 節. 環境生活部原子力安全対策課 | 82 |
| 第 2 節. 青森県原子力センター | 101 |
| 第 3 節. エネルギー総合対策局 | 118 |

平成 21 年 3 月

青森県包括外部監査人

倉 成 磨

第7章 I T E R計画に関連する事業……………128

第1節. I T E R計画の概要……………128

第2節. 監査の対象とした事業……………128

第3節. 監査対象事業の概要及び監査結果……………129

第8章 その他の原子力関連単独事業……………138

第1節. エネルギー総合対策局……………138

第2節. 原子力安全対策課……………145

第3節. 企画政策部原子力施設安全検証室……………150

第9章 財団法人むつ小川原地域・産業振興財団の監査……………152

第1節. 組織の概要……………152

第2節. 事業の概要……………154

第3節. 財務諸表項目の監査……………159

第4節. 有価証券に関する運用管理体制と運用実績……………163

第5節. むつ小川原地域・産業振興プロジェクト支援助成事業……………168

第6節. 原子燃料サイクル事業推進特別対策事業……………196

第7節. 地域・産業振興情報収集提供事業……………204

第10章 関連法人に対する出資の監査……………205

第1節. 新むつ小川原㈱……………205

第2節. むつ小川原原燃興産㈱……………216

第3節. むつ小川原石油備蓄㈱……………218

第11章 核燃料物質等取扱税の歳入事務の監査……………221

第12章 新エネルギー関連事業……………227

第1節. エネルギー総合対策局……………227

第2節. 農林水産部食の安全・安心推進課……………242

第3節. 農林水産部林政課……………249

第4節. 青森県工業総合研究センター……………254

第5節. 県土整備部監理課……………258

第1章 外部監査の概要

第1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第2項及び第4項並びに「青森県外部監査契約に基づく監査に関する条例」第2条に基づく包括外部監査

第2. 特定の事件(テーマ)

原子力を中心としたエネルギー行政の財務に関する事務の執行について

第3. 特定の事件を選定した理由

1. エネルギー創出県としての本県の特徴

我が国のエネルギー自給率はわずか4%だと言われている。外国にエネルギー供給を大きく依存する中で、私たち庶民は原油価格の暴騰と暴落という状況に直面し、それは様々な点で家計に対する身近な問題となることを経験したところである。このようにエネルギー問題に対しては、地球温暖化による環境問題と合わせて、供給面需要面ともに国民の関心が高まっているが、その中でも我が青森県には、原子力発電所、再処理工場、天然ガス基地、風力発電施設、石油備蓄基地が立地しており、エネルギー自給率は高く、エネルギー供給県としての更なる政策立案に、県民の期待が高まっている。このような背景から、エネルギー政策については、これまでの原子力関連を中心としながらも、エネルギー特区認定による規制緩和や新エネルギー分野への積極的施策の集中的推進が図られており、県民にとっては、とても身近で興味深いテーマであると考えた。

2. 国策を標榜するエネルギー政策の中の地方行政

エネルギー行政はこれまで国策だと言われてきた。その中でも特に原子力政策については、間違いなく国策として進められてきたが、地元自治体(県、市町村)は国策への協力を惜みず、地元住民の理解と信頼を得ることを目的とした立場で、国策への貢献と協調を一貫した基本的スタンスに据えてきたと言えるであろう。多くの県民の記憶に残っている、昭和49年に本県下北半島沖で発生した「原子力船むつ」放射線漏れ事故は、我が国の原子力行政に大きな課題をもたらし、それ以降、本県の原子力行政は安全性を重視した県民の生命の安全と安心を基本方針としてきた。その後、本県は六ヶ所村に我が国初の再処理工場等の設置を受諾し、現在、本格稼働を間近に控えている。それだけではなく、東通村や大間町への原子力発電所、むつ市への中間貯蔵施設の誘致など、地方自治体の財政難の問題とも関連しながら、本県下北半島は原子力半島とまで言われるほどの日本有数の集中的な原子力施設の立地が計画途上にある。本県の強みは、このような原子力分野に限らず、風力発電や水素などの新エネルギー分野についても同様である。これまで国庫事業と

言われ、事実上、県の財政負担がないことから、包括外部監査のテーマとはなりにくかつたエネルギー行政の分野ではあるが、「国の特別会計」「公益法人への天下り」「国の補助金と地方分権」「随意契約」といった時宜を得た切り口から、むしろ地方から見ても、国庫事業が地方の活性化をもたらす、真に地方財政や県民にとって有効なものか、事業は法令等に準拠して経済的に効率的に行われているか、二重行政による事務的なロスが生じていないか、という観点から監査することは、県民にとつて意義のあることだと考えた。

第4. 外部監査の視点

1. 監査の視点

本県行政上、エネルギー分野の殆どは国庫事業である。国庫事業とは言え、本県の場合には電源三法交付金等の交付金事業が中心であり、交付金は本県予算の歳入となり、事業費は歳出となる。つまり、この資金が県の財政を構成することは確かであるため、住民の監視対象とされなければならない。県はこの交付金を得て、県内市町村に予算を配分し、一部については自営事業の財源としている。その他、県の重要施策については、県の一般財源を投入して事業を行っており、そのような実態からは、国、県、市町村の一連の財務事務が、真に住民のために経済的かつ効率的に行われているか、使いきりはないか、どうか、不当な流用はないか、という点に留意した。また、電源三法交付金、原子力事業者からの寄付金や移燃税による歳入が、県全般の地域振興に対して有用なものとなっているかどうか、という視点から、地方財政への有用性にも言及した。

2. 監査の要点

- (1) 県が実施した事業、歳入事務に係る全般的な手続は、法令、規則、規程、予算、及び契約等に準拠して適正に執行されているか。
- (2) 国に対する財務報告は適正かどうか、県の財務報告と一致しているかどうか、市町村からの実績報告は確実に検査され、実態を把握しているかどうか。
- (3) 事業の実績報告、検査確認手続は適時適正に行われているか。市町村が実施する検査確認手続と重複はないか。
- (4) 実施した事業の実績値が計数的に把握され、予算と対比され正しく報告されているか。報告に関する承認手続は正しく行われているか。
- (5) 補助金交付団体や委託費の支払先の財務に関する事項を正しく把握して予算が編成され、事業実績報告を正確に受けているか。
- (6) 国庫事業、県単事業ともに、事業の効果は施策の有効性として適正に測定されているか。予算立案に対して有効か。
- (7) 国庫事業と県単事業の予算流用はないか。
- (8) 県の単独事業間での予算流用はないか。承認手続は適正か。
- (9) 委託契約の締結に十分な競争性が確保されているか。
- (10) 前年度包括外部監査で指摘した事項が改善されているか。

3. 監査の対象部署

(1) 県庁

- ① エネルギー総合対策局
- ② 環境生活部 原子力安全対策課
- ③ 企画政策部 原子力施設安全検証室
- ④ 農林水産部 食の安全・安心推進課
- ⑤ 農林水産部 林政課
- ⑥ 県土整備部 監理課

(2) 出先機関

- ① 青森県原子力センター
- ② 東青地域県民局地域農林水産部
- ③ 三八地域県民局地域農林水産部
- ④ 中南地域県民局地域農林水産部
- ⑤ 西北地域県民局地域農林水産部
- ⑥ 青森県工業総合研究センター
- ⑦ 上北地域県民局県振部

(3) 財政的援助団体

- ① 財団法人むつ小川原地域・産業振興財団
- ② 財団法人日本海洋科学振興財団

(六ヶ所原子力センターの現場視察も含む)

4. 実施した主な監査手続

- (1) 事前に提出を受けた事業概要書、事務フロー図を分析した。
- (2) 関係書類、事業ファイルを閲覧した。
- (3) 担当課・担当者への質問、意見聴取を行った。
- (4) 予算の積算内容を「細事業別見積額説明」書により確認した。
- (5) 事業費実績を「決算統計個別集計表」により確認した。
- (6) 国の交付金規則をもとに、適切な実績報告が行われていることを確認した。
- (7) 国への報告、市町村からの報告を分析し、県の財務データとの整合性を確認した。具体的には、基本的に以下の監査手続を実施した。ここに記載した手続き以外で、特に必要とした監査手続については、該当箇所に別途記載している。
- ① 決算統計個別集計表と国への事業実績報告書とを閲覧し、予算数値、実績数値に齟齬がないかを確認した。また、実績報告書に関する各種証拠書類の写しを閲覧した。
- ② 事業の概要等について、担当者に質問した。また、事業の支出実績の一部について、個別に支出命令票や証拠書類とチェックした。
- ③ 国の補助金交付要綱を閲覧して、所定の手続きに従い交付を受けているか確認した。
- ④ 費用別内訳書で当該事業の費用別内訳を検討し、その中で金額的に重要な支出については支出命令票、請求書と突合し、その金額の妥当性及び内容の適切性を検証した。
- ⑤ 決算統計個別集計表と支出命令票とをチェックし、適正な手続きにより決算統計個別集計表が作成されていることを確認した。
- ⑥ 県と事業者の委託契約書を閲覧し、青森県財務規則に準拠して契約書通りに財務事務が遂行されていることを確認した。

- ⑦委託業者の作成した成果物を確認し、検査確認事務が適正に行われていること、委託契約の実施に当たって委託業者の選定が適切に行われていることを確かめた。
- ⑧車両、備品、薬品、消耗品の一部について、現物実査するとともに保管状況を確認した。
- ⑨保守点検に関する業務委託契約を閲覧し、委託料の金額の妥当性を吟味した。また、この吟味の際、見積書、請求書、納品書等と突合した。
- ⑩事業内容が委員会等開催事業の場合には、開催状況や出席状況、議事録などを確認した。
- ⑪補助金、委託費の交付団体の財務状況を決算書、ホームページ等により確認した。
- ⑫国の補助金交付要綱を閲覧して、所定の手続きに従い交付を受けているか確認した。交付金の限度額一覧表、交付金交付決定通知書、交付金確定通知書を閲覧した。
- ⑬委託業者の選定が青森県財務規則に従い適切に行われていることを確かめた。
- ⑭市町村から県に提出される実績報告書を閲覧した。
- ⑮国に提出した事業評価報告書を確認した。

第5. 外部監査対象期間

平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日 (必要に応じて過年度に遡及した)

第6. 外部監査実施期間

平成 20 年 7 月 3 日から平成 21 年 2 月 23 日まで

第7. 監査補助者の資格及び氏名

| | | |
|-----|-------|--------|
| 補助者 | 公認会計士 | 倉成 美納里 |
| 補助者 | 公認会計士 | 手島 貴弘 |
| 補助者 | 公認会計士 | 宮下 宗久 |
| 補助者 | 公認会計士 | 西谷 俊広 |
| 補助者 | 公認会計士 | 柴田 英樹 |
| 補助者 | 公認会計士 | 小林 幹夫 |

第8. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

(注) 計算については、原則として、表示単位未満を切り捨てて表示しているため、合計等と一致しない場合がある。

第2章 外部監査の対象

第1節 我が国のエネルギー政策

第1. エネルギー政策の基本方針

経済産業省資源エネルギー庁によれば、我が国のエネルギー政策の基本方針は以下の3つである。

- ①安定供給の確保
- ②環境への適合
- ③市場原理の活用

エネルギー政策は国の管轄と言われてきたため、地方自治体の関与は限定的であったが、地球温暖化に対する関心が高まりを見せる近年においては、地方自治体としても重要な政策となってきた。

第2. エネルギー政策基本法

エネルギー政策の基本となる事項、基本方針を定めているのは、エネルギー政策基本法(平成 14 年 6 月 14 日法律第 71 号)である。

特に、その第 5 条、第 6 条において、国の責務、地方公共団体の責務が掲げられている。

| 第5条 | 国の責務 | |
|-----|-----------|--|
| 第6条 | 地方公共団体の責務 | 地方公共団体は、基本方針にのっとり、エネルギーの需給に関し、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、その区域の実情に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。 |

このことから、県は国の政策に対して協力することが求められていると同時に、地方の自主的な施策の策定と実行も責務とされている。

また、平成 19 年 3 月に改定された「エネルギー基本計画」のポイントは以下の 4 点である(出典：「原子力 2008」経済産業省)。

- ①核燃料サイクルを含む原子力発電の推進と新エネルギーの着実な導入拡大
- ②石油等の安定供給確保に向けた戦略的・総合的な取組の強化
- ③省エネルギー政策の強化と地球温暖化問題に係る実効ある国際枠組づくりの主導
- ④技術力の強化とその戦略的活用

第3. エネルギーの種類

エネルギーは、自然界に存在するままの形のエネルギーである第一次エネルギーと、使いやすくするために転換された第二次エネルギーに分類される。以下、一般的に分類される具体例である。

| 一次エネルギー | 二次エネルギー |
|--|---------|
| ●石油 | ●電力 |
| ●天然ガス | ●都市ガス |
| ●石炭 | ●ガソリン |
| ●原子力 | |
| ●新エネルギー（太陽光発電、風力発電、太陽熱発電、パ イオマス、コージェネレーション、廃棄物等、多数） | |
| ●水力 | |
| ●地熱 | |

石油や石炭といった化石燃料は、資源の埋蔵量が限られているため、近年、新しいエネ
ルギーの開発が求められてきている。

第4. 原子力政策、核燃料サイクル政策の基本方針

「エネルギー白書 2008年版」（経済産業省編）によれば、原子力発電については、燃料
のエネルギー密度が高く備蓄が容易であること、燃料を一度装填すると一年程度は交換す
る必要がないこと、発電過程で二酸化炭素を排出せず、地球温暖化対策に資することなど
から、我が国の基幹電源と位置付け、国は推進している。また、核燃料サイクルは、原子
力発電所から出る使用済み核燃料を再処理し、有用資源を回収して再び燃料として利用す
るものであり、供給安定性等に優れているという原子力発電の特性を一層改善するもので
ある。このため、我が国としては核燃料サイクル政策を推進することを国の基本的考え方
としており、これらのプロセスの一つに着実に取り組んでいくことを基本としている。
この基本的な方針については、数年前、経済性の観点から、直接処分した方が安価であ
る試算結果が平成16年に公表され、国の基本方針の転換について真剣な議論がなされた。
議論にあたっての本県三村知事の対応と発言²の影響もあって、核燃料サイクル政策の方向
性が維持継続されたとも言われている。

第5. 新エネルギー政策

同じくエネルギー白書では、太陽光、風力、バイオマス等、再生可能エネルギーのうち、
経済面での制約から普及が進展しておらず、普及のために支援を必要とするものを「新エ
ネルギー」として位置づけ、国³として推進している。また、これに加え、クリーンエネル
ギー自動車や燃料電池等についても、「革新的なエネルギー高度利用技術」として、その開
発や普及を促進している。エネルギーの多様化や地球温暖化対策には有効であるが、コス
ト高や安定供給などの課題があると言われている。

1 再処理と直接処分の費用比較の試算結果を、経済産業省が10年間公表していたことが、平成16年に発
覚した。

2 平成16年9月24日、新しい原子力開発利用長期計画を定めるための新基本計画策定会議での発言が紹介され
ている（『核燃料サイクル20年の真実』塚原晶大著（社）日本電気協会新聞部）。

3 経済産業省は、平成21年1月に省内に「新エネルギー社会システム推進室」を設置すると発表し、新エネル
ギー技術を活用し、個別技術の普及にとどまらず社会システムとしての導入を促す制度づくりを担うという。

第2節 青森県のエネルギー政策

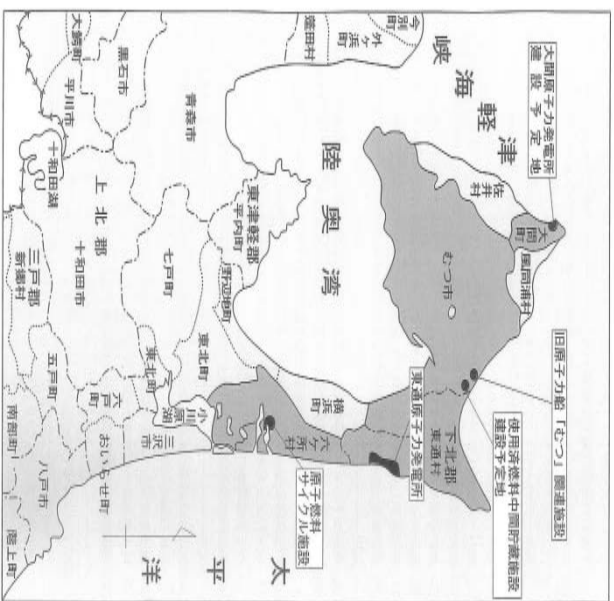
第1 原子力行政

1. 国と県との関係

原子力政策は国の専管事項であり、事業に係る許認可権限は国が有している。青森県、
六ヶ所村のような地方自治体は、権限を有していないが、原子力施設の立地は地域住民の
安全に関わることであり、地元の理解なくしては事業が進められないのが現状である。
また、原子力施設の立地に当たっては、法的には位置付けがないものの、実際には、知事
の同意を得て進めるといった例が多く、本県においても、過去の立地受け入れなどの時点に
おいては、知事判断が求められてきた。

2. 本県の原子力施設と特徴

本県は、下図の原子力関連施設を有する日本有数の原子力施設立地所在県である。電源
三法交付金は、基本的に施設の所在県、所在市町村、隣接市町村、立地見込み市町村が交
付対象である。



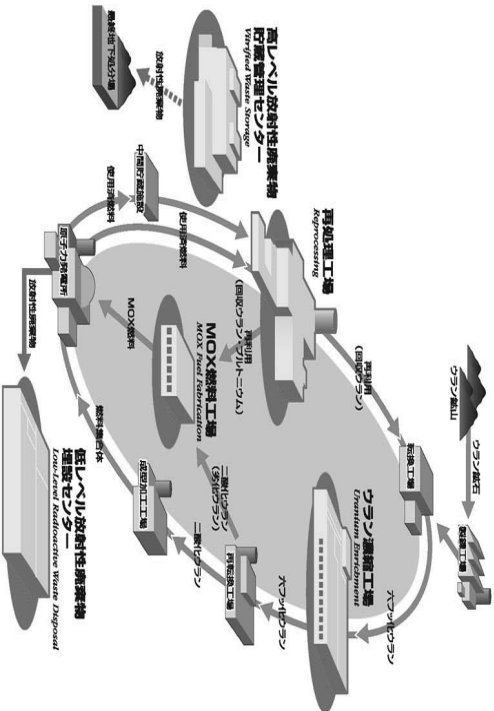
原子力施設位置図（県内）

(1) 原子燃料サイクル施設

六ヶ所村に所在し、事業主体は日本原燃㈱である。

| 施設名 | 概要 |
|-----------------------|--|
| 再処理工場 | 沸騰水型原子炉及び加圧水型原子炉の使用済み燃料を再処理する工場である。 |
| 高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター | 海外（イギリス、フランス）に委託した使用済み燃料の再処理に伴って発生した高レベル放射性廃棄物（ガラス固化体）を30年間から50年間貯蔵・管理する。 |
| MOX燃料加工施設 | 再処理工場において使用済み燃料を再処理して得られるMOX粉末（ウラン・プルトニウム混合酸化物粉末）を、再び原子力発電所の燃料として用いるため、燃料集合体に加工する。 |
| ウラン濃縮工場 | 原子力発電所の燃料となる濃縮ウランを遠心分離法による生産する工場である。 |
| 低レベル放射性廃棄物物理設 センター | 原子力発電所で発生した低レベル放射性廃棄物を受け入れて、地下式コンクリートピットに埋設する施設である。 |

(概念図)



(出典：六ヶ所村ホームページから転載)

4 この MOX 燃料を原子力発電所で使用することを「フルサークル」という。

(2) 使用済み燃料中間貯蔵施設

事業主体はリサイクル燃料貯蔵㈱であり、平成 21 年 4 月の工事開始、平成 22 年 12 月に操業開始予定である。この施設は、原子力発電所で使い終わった燃料を再び燃料として再処理するまでの間、貯蔵しておく施設である。

(3) 東通原子力発電所

事業主体は東北電力㈱、東京電力㈱であり、1 基は既に操業中で今後 3 基を建設する計画となっており、東京電力 1 号機が平成 21 年 11 月に着工予定、平成 27 年 12 月に運転開始予定である。

(4) 大間原子力発電所

事業主体は電源開発㈱であり、平成 20 年 5 月着工、平成 26 年 11 月運転開始を予定していたが、遅れが出ていると報道があった。六ヶ所村のサイクル施設で得られた MOX 燃料を燃料とする点に最大の特徴があり、操業を開始すれば、本県下北半島内でのサイクルにより核燃料サイクルの輪が閉じることとなる。

(5) 旧原子力船「むつ」関連施設

昭和 49 年に放射線漏れ事故を起こした原子力船むつは、改造により海洋地球研究船「みらい」もなったが、撤去された原子炉室は「むつ科学技術館」において当分の間、保管・展示されている。

原子力施設は全国 14 道県に設置されているが、他の道県は原子力発電所のみが立地しているだけであるのに対して、本県には発電所のみならず、我が国唯一の原子燃料サイクル施設が立地している点に最大の特徴がある。

また、我が国には建設中、準備中の原子力発電所を含めると 68 基の実用発電用原子炉があるが、そのうち 5 基が本県に立地することとなり、発電所の数や供給量でも福井県や福島県、新潟県に次ぐ規模となることが計画されている。

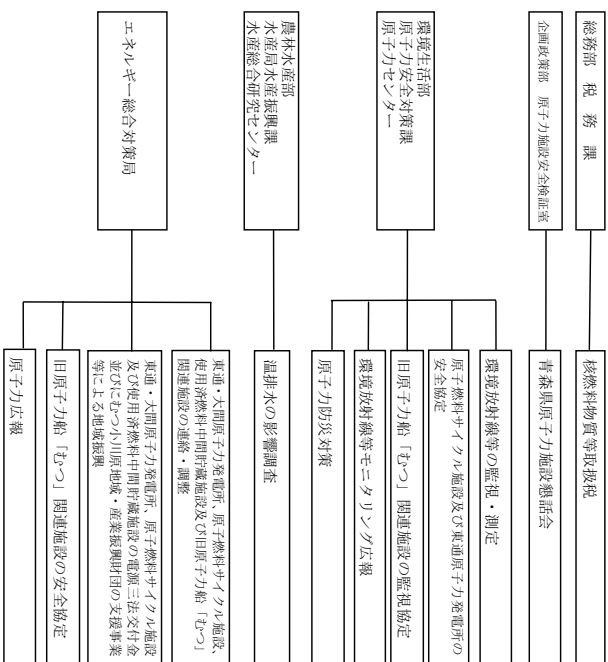
(6) 国際核融合エネルギー研究センター

ITER 計画を推進するため、六ヶ所村には国際核融合エネルギー研究センターが現在、建築中である。ITER 計画の概要及び関連事業については、第 7 章において監査の対象としている。

5 昭和 59 年、「原子力船むつ」の陸船が議論されたことは、多くの県民の記憶に残っている。

3. 本県原子力行政の組織

本県の原子力行政の組織図は以下のとおりである。



(組織の特徴)

県は、平成18年4月1日、行政経営資源の効果的活用を図ることを目的に、大規模な組織・機構改革を行った。その中で、様々なエネルギーの導入と活用により一体的に取り組むなど、エネルギー対策を総合的に進めるため、体制の一元化を図る事とし、部に相当する組織として「エネルギー総合対策局」を設置した。また、このエネルギー総合対策局には、それまでの商工労働部むつ川川原振興課、資源エネルギー課及びITER誘致支援室が統合された。このようなエネルギー分野で独立した部局を設置したのは、全国の地方自治体の中でも珍しい事例である。

このように、エネルギー総合対策局が原子力政策のアクセルを踏む推進部局である一方で、環境生活部原子力安全対策課は、県民の安全と安心を確保する立場から主に安全対策を所管する独立した部局として設置されたものであり、原子力施設安全検証室は第三者的立場から、政策立案や諸問題に対する対応を行うに際して、知事の判断に資する公正・中立な対応を期待されている。このようなアクセルとブレーキ、そして中立的立場という組み合わせの重層的な組織編成となっている。

4. 県の基本方針

県は国のエネルギー政策、原子力政策に沿う重要な事業であるという認識の下で、施設の安全確保を第一義に、地域振興に寄与することを前提として立地協定を受け入れ、積極的に推進してきた経緯がある。

また、県民の安全と安心を確保する立場から、専門家による安全性の検討、県議会各会派及び県内各界各層の意見聴取等の一連の手順を経て、国・事業者の責任ある対応を厳しく求めるなど、安全確保を最優先に慎重に対応している。

第2 新エネルギー行政

原子力エネルギーに限らず、本県は全国有数の導入量を誇る風力発電、世界初となるアウクロブリッドの実証実験等、国際的にも稀有な複合的エネルギー開発・供給拠点が形成されつつある。このようなこともあって、平成20年6月には河爺湖サミットに先駆けて、G8エネルギー大臣会合が青森市で開催され、本県のエネルギー供給力とその可能性を、世界に対して発信したところでもある。

新エネルギー分野は国の基本方針を見ても明らかのように、多くの行政分野にまたがっているが、本県ではエネルギー総合対策局が中心の部局となつて戦略と施策を立案し事業を実施しており、他の個別分野については、各部局単位でエネルギー関連事業が行われている。本県の具体的施策は以下のとおりである。

1. 「青森県地域新エネルギービジョン」の策定

平成9年12月の地球温暖化防止京都会議での削減目標採択や新エネルギーに関する法令等、国の方針に呼応する形で、県の長期計画で謳っている「未来力あふれる社会」の実現を目指し、平成12年に「青森県地域新エネルギービジョン」を策定して、新エネルギーの計画的かつ積極的な導入を図ってきた。

2. 新エネルギー導入促進のためのアクションプラン等

(1) おおもり水素エネルギー創成戦略 (平成18年1月策定)
将来の水素社会をにらんで、取り組むべき技術開発や産業立地推進の在り方を示している。

(2) 青森県風力発電導入推進アクションプラン (平成18年2月策定)
青森県の風力発電は全国トップクラスの発電量であり、発電施設の導入促進のために、関連産業の創出・振興を図るための事業スキーム等を示している。

(3) 青森県地中熱利用推進ビジョン (平成20年2月策定)
地熱エネルギーを暖房・給湯・融雪等の熱需要や発電に活用して、脱化石燃料を進めるための具体的な活用事業モデルを示している。

(4) 青森県運輸部門省エネルギーモデル（平成20年2月策定）
次世代自動車（プラグインハイブリッド車、電気自動車等）の他県に先駆けた導入・普及モデルを示したものである。

(5) 太陽エネルギー活用推進アクションプラン（平成20年度策定予定）
家庭や事業所での太陽光発電や太陽熱の普及に向けて、地域特性に応じた導入の指針となるアクションプランを策定するものである。

3. 青森県エネルギー産業振興戦略の策定

本県の目指す「持続可能な社会」の形成を目指し、地域での新たな産業クラスターの形成による県全域の地域振興・産業振興を図ることを目的として、平成18年11月に「青森県エネルギー産業振興戦略」を策定した。

この中で、東京大学などによる「トリプル50」（エネルギー自給率50%、エネルギー利用効率50%、化石燃料依存率50%）の考え方を基に、将来の数値目標を掲げ、県内各エリアでの産業振興や重点プロジェクトをとりまとめた。このように、脱化石燃料の高い目標を掲げ、経済、エネルギー、環境の三つの課題を併せて克服した「持続可能な社会」を、我が国の先進県として形成し、地球規模での環境問題や資源問題の解決にも貢献することを目標としている。

第3 その他のエネルギー関連施設

本県には、むつ小川原開発地域（六ヶ所村）に、国の第1号石油備蓄基地となった「むつ小川原国家石油備蓄基地」が所在している。原油タンクで約11.1万klを51基設置しており、我が国の使用量ベースで約9日分を蓄えている。

第4 エネルギー分野の予算・決算

1 平成19年度本県一般会計の概況

本県の平成19年度一般会計の歳出予算・歳出決算額は以下のとおりである。

| 区分 | 平成19年度 |
|-------|-------------|
| 当初予算額 | 717,000,000 |
| 最終予算額 | 787,743,489 |
| 決算額 | 705,013,160 |

（単位：千円）

2 主なエネルギー関連部局の予算・決算

平成19年度のエネルギー関連部局の予算・決算額、決算上の科目名は下表の通りである。

| 部局名 | ①エネルギー総合対策局 | ②環境生活部原子力安全対策課 | ③企画政策部原子力施設安全検証室 | 合計 | 県の一般会計に占める割合 (%) |
|-----------|----------------|----------------|------------------|------------|------------------|
| 当初予算額 | 11,274,971 | 889,794 | 8,384 | 12,173,099 | 1.70 |
| 最終予算額 | 12,775,762 | 860,775 | 7,533 | 13,644,070 | 1.85 |
| 決算額 | 12,741,131 | 839,292 | 6,200 | 13,586,563 | 1.93 |
| 決算上の歳出科目名 | 商工費 | 環境保健費 | 総務費 | | |
| 款 | 大規模開発費 | 公害対策費 | 企画費 | | |
| 項 | 開発推進費、エネルギー総務費 | 原子力環境対策費 | 原子力施設安全検証費 | | |

（単位：千円）

上表のうち、原子力関連として国の交付金を得て事業を行っている金額は、歳入実績ベースで以下のとおり132億円と突出しており、部局予算のほとんどが国からの交付金により賄われていることがわかる。総合計との差額である約3億円については県の一般財源により、原子力、新エネルギーの関連事業他に要した事業費と推計される金額である。

平成19年度の歳入実績

| | 歳入実績金額 | 担当部局 | （単位：千円） |
|-----------------------|------------|------------|---------|
| 2. 国庫補助金 | | | |
| 6. 商工国庫補助金 | | | |
| 原子力関連試験研究機関等立地対策費 | 3,493,500 | エネルギー総合対策局 | |
| 原子力発電施設等安全対策等研修事業費 | 15,077 | エネルギー総合対策局 | |
| 原子力発電電圧保安等対策費 | 192,888 | エネルギー総合対策局 | |
| 石油貯蔵施設立地対策費 | 196,639 | エネルギー総合対策局 | |
| 原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費 | 463,382 | エネルギー総合対策局 | |
| 電源立地地域対策費 | 5,489,223 | エネルギー総合対策局 | |
| 原子力発電施設等立地地域特別対策費 | 2,500,000 | エネルギー総合対策局 | |
| 合計 | 12,350,712 | | |
| 3. 環境保健国庫補助金 | | | |
| 緊急安全対策費 | 227,273 | 原子力安全対策課 | |
| 環境放射線等対策費 | 639,589 | 原子力安全対策課 | |
| 合計 | 866,863 | | |
| 3. 委託金 | | | |
| 6. 商工委託金 | | | |
| 原子燃料サイクル広域対策費 | 62,461 | エネルギー総合対策局 | |
| 総合計 | 13,280,037 | | |

その他、他の部局の実施事業も監査対象としたが、それらは該当箇所を参照願いたい。

3. 47都道府県の中での本県の特徴

下表は、総務省のホームページから転載した47都道府県別の歳入総額と、その中に占める電源立地地域対策交付金と石油貯蔵施設立地対策等交付金の金額である。電源立地地域対策交付金は124億円と新潟県に次いで多く、歳入総額に占める割合は1.7%にも上っていることがわかる。この他、第11章に記載したように、事業者からの核燃税の歳入総額に占める割合も、他県と比較して高くなっている。

歳入内訳 (都道府県別内訳)

(単位：千円)

| 区分 | 歳入総額 | 国庫支出金内訳 | |
|------|----------------|-------------|----------------|
| | | 電源立地地域対策交付金 | 石油貯蔵施設立地対策等交付金 |
| 北海道 | 2,556,092,182 | 2,540,253 | 458,461 |
| 青森県 | 728,260,295 | 12,450,573 | 195,532 |
| 岩手県 | 738,402,479 | 109,465 | 86,118 |
| 宮城県 | 795,746,165 | 2,553,901 | 185,070 |
| 秋田県 | 635,634,278 | 450,517 | 174,207 |
| 山形県 | 569,269,062 | 143,352 | - |
| 福島県 | 839,140,154 | 9,890,232 | 54,475 |
| 茨城県 | 1,044,991,077 | 7,726,795 | 111,132 |
| 栃木県 | 793,360,835 | 103,969 | - |
| 群馬県 | 759,914,678 | 257,678 | - |
| 埼玉県 | 1,569,709,103 | 19,422 | - |
| 千葉県 | 1,431,805,707 | 26 | 355,515 |
| 東京都 | 6,827,785,474 | 14,012 | 5,968 |
| 神奈川県 | 1,762,451,177 | 55,829 | 287,512 |
| 新潟県 | 1,256,404,842 | 12,528,858 | 145,070 |
| 富山県 | 520,651,006 | 285,621 | 64,770 |
| 石川県 | 509,484,960 | 1,508,734 | 66,590 |
| 福井県 | 476,805,551 | 11,488,011 | 161,707 |
| 山梨県 | 457,028,748 | 164,904 | - |
| 長野県 | 833,130,804 | 723,991 | - |
| 岐阜県 | 789,953,817 | 1,473,672 | - |
| 静岡県 | 1,110,979,020 | 3,284,630 | 62,238 |
| 愛知県 | 2,192,730,651 | 139,441 | 200,578 |
| 三重県 | 688,213,290 | 931,069 | 236,739 |
| 滋賀県 | 492,157,780 | - | - |
| 京都府 | 818,845,249 | 1,032,003 | - |
| 大阪府 | 2,807,838,224 | - | 237,328 |
| 兵庫県 | 2,196,850,423 | 46,140 | 87,270 |
| 奈良県 | 461,409,456 | 98,553 | - |
| 和歌山県 | 512,363,260 | 100,822 | 205,821 |
| 鳥取県 | 373,435,715 | 131,424 | - |
| 島根県 | 540,321,092 | 1,892,975 | - |
| 岡山県 | 742,443,411 | 929,543 | 200,594 |
| 広島県 | 953,707,723 | 173,267 | 41,158 |
| 山口県 | 716,286,857 | 655,985 | 362,188 |
| 徳島県 | 520,772,165 | 85,401 | - |
| 香川県 | 434,538,099 | - | 117,442 |
| 愛媛県 | 620,227,921 | 738,592 | 321,054 |
| 高知県 | 439,489,601 | 192,225 | - |
| 福岡県 | 1,487,299,915 | 17,716 | 163,482 |
| 佐賀県 | 411,959,240 | 2,303,787 | 27,638 |
| 長崎県 | 666,382,052 | 740,501 | 179,271 |
| 熊本県 | 747,301,353 | 90,409 | 17,580 |
| 大分県 | 592,899,401 | 566,010 | 113,268 |
| 宮崎県 | 589,652,346 | 237,252 | - |
| 鹿児島県 | 833,955,528 | 1,959,090 | 443,963 |
| 沖縄県 | 590,178,964 | 94,442 | 215,057 |
| 合 計 | 48,438,201,130 | 81,700,092 | 5,584,796 |

第 3 節 監査対象とした交付金制度

第 1 章で述べたように、本報告書において監査の対象としたエネルギー政策の多くは、国管轄の事業である。ここでは、国から地方に流れる補助金等の概要について触れることとする。

地方財政法第 16 条は「国は、その施策を行うため特別の必要があると認めるとき又は地方公共団体の財政上特別の必要があると認めるときに限り、当該地方公共団体に対して、補助金を交付することができる。」と規定している。このように、施策奨励目的又は財政援助目的により国から地方公共団体に交付されるものを、広く国庫補助金と呼び、使途を細かく限定したものを「狭義の補助金」と言うのに対して、その使途を広げたものを「交付金」と言うことがある。理論上、このような補助金は国に特別の交付義務はなく、例えば「予算の範囲内で」「補助することができる」とされるものである。つまり、今回の監査の中心となった交付金は、いわば国庫補助金と考えて誤りではない。このような国庫補助金については、地方自治の本旨の実現や国と地方の簡素で効率的な行政システムの構築、国と地方の役割分担、行政事務の適正な配分の観点から、改善を要する点が多いとされ、政府は「三位一体の改革」の中でも改革が進められてきた。

国庫補助金の弊害として、以下の点が一般的に指摘されている (出典：地方財政データブック平成 20 年度版：学陽書房)。

- ① 地方公共団体の自主的で主体的な行財政運営を阻害する。
- ② 地方行政の総合的で効率的な財政運営を阻害する。
- ③ 国と地方公共団体の行政責任の不明確化を招きやすい。
- ④ 一度創設された国庫支出金の見直しが困難で、国・地方の財政硬直化を招きやすい。
- ⑤ 国庫支出金の交付に係る手続きに多くの人員と経費が必要となる。
- ⑥ 国庫支出金の適正運用の確保のため点検・改革等と努力が必要となる。

この他にも、財政難の地方公共団体は政策の選択に際して国庫補助がつくものを優先しがちであり、政策の選択に際しても問題点が挙げられている。

このような国庫補助金は特定目的を有する施策や事業に振り向けられるという意味で、特定財源と言われることがある。テーマとしたエネルギー行政分野における電源三法交付金についても、第 4 章以降において記載した地域振興や研究開発、広報・安全対策といった目的に対する事業のみに向けられるものであり、目的外支出については交付されないという縛りがあるものである。

第3章 監査の結果及び意見（総論）

本章においては、第4章以降に記載した監査結果を総括し、本報告書における監査人の指摘及び意見を要約している。個別の事項については、各章を参照願いたい。

第1節 電源三法交付金による事業の監査結果(第4章～第7章関連)

1. 電源三法交付金による産業振興事業

電源三法交付金は、原子力をはじめとする発電事業を受け入れた本県にとつて、将来にわたり交付されることが確実な、貴重な財源となつており、市町村のみならず本県財政にとつても極めて重要なものである。これは、経済産業省からの交付金累計額が県だけでも340億円に上つていることからみても明らかである。第4章で述べたように、県が受け入れた交付金の一部は基金として積み立て、東北新幹線青森延伸による並行在来線の買い取り⁶、県立つくしが丘病院整備、クリスタルパレイ関連事業などの、県政・県民にとつて重要な喫緊の政策課題に対して振り向けられる途上にある。

しかしながら、国庫交付金を市町村に対して間接的に補助金を交付する立場にある県としては、単に配分事務に苦心するだけではなく、市町村が実施する地域振興施策が、真に地域の経済基盤や住民福祉の底上げとなる事業や経済的な波及効果が客観的に見込まれる事業となるよう、目配りと目利きを行う必要があると考える。現状では、雇用維持効果はあるものの、自治体病院、保育園、消防署のような医療、福祉分野の人件費に充当される割合が8割以上と極めて高く、「底上げ」「向上」「振興」というよりむしろ「現状維持」の観が強い。人件費への充当は交付金規則において認められているものの、逼迫する市町村財政の窮余の策と考えなければならぬ。何故ならば、交付金を受け取る期間に、期限付きであるからである。

地方分権と行財政改革が叫ばれる今日、市町村職員の人件費負担を当該交付金に求めることが、地域振興を目的として運用される本交付金の理念に合致するかどうかは、強い疑問を感じた。交付対象市町村は、これまでの累計で1,490億円の交付金を受けている。その「慣れ」による事務の結果は、市町村側の実施施策に関する自己評価上、地域振興への寄与度合いの記載が極めて不十分という形で垣間見られた。

国から一気通貫で地方に流れる交付金であっても、議会の監視機能の下で、その政策の効果は検証可能な形で県により集約され、今後の政策立案の課題とすることで、このような状況を防止できると考える。その意味で、本交付金の「地域振興」の理念貫徹すれば、県は市町村の事業要望に対して積極的に関与し、評価した上で、間接交付分の一部についてだけでも配分に競争原理を導入することが適切であると考える。

⁶ 東北新幹線青森延伸は青森県民の悲願である。しかし、盛岡までは国が整備したのに対して、盛岡以北の在来線の買い取りについては、重い負担となることとなり、利便性を得る喜びとともに、県民の国に対する心持は複雑である。青森開業は平成22年12月が予定され、JRと県とは、概ね80億円程度で売買する見込みであるとされる報道が、先日なされた。

このように、計画、実施のみならず、検証及びそれを踏まえた対応、いわゆるPDCAサイクルの、特にC(Check)とA(Action)の部分強化し、住民福祉の「現状維持」から「改善・向上」につながるよう、県としてのリーダーシップを期待したい。

また、電源三法交付金は、地方にとつて大変使い勝手の良い交付金でもある。六ヶ所村のITER計画に関連するプロジェクトによる外国人研究者の子ども達の教育環境整備の問題が緊急的な政策課題に浮上した昨年度においては、この交付金により財源を確保して国際通用性の有る教育体制等の調査検討を委託した。我が国と欧州諸国との国際的なエネルギー問題を、教育環境整備事業を円滑に進めることで下支えする立場にある本県にとつて、県の一般財源では行うことのできない事業を緊急的に行うことができたという点において大変評価できる施策であった。教育環境の提供にあたっては、より充実した内容を継続的に行うことが県の責務であり、このような施策の効果は単年度で終わることなく将来にわたり期待されるが、要は委託先に任せきりの姿勢ではなく、常に自営か委託かという切り口でコスト比較を行いながら、委託先のノウハウを吸収していく姿勢が求められている。

2. 電源三法交付金による県内の試験研究団体への補助・委託事業

第5章で監査結果を報告したとおり、本県は、過去において県内に原子力と環境に関連する試験研究を目的とした2つの研究開発機関の立地を国に要請した。その立地の実現によつて、県は国の交付金により、主に再処理施設の周辺地域における影響調査を行ってきた。これまで得た交付金累計額は570億円にも上つている。

監査を行った結果、必ずしも県の指導力がこれらの公益法人に浸透している状況にはないことが感じられた。それは所管省庁のOBが主要幹部を占める財団法人であることも「遠慮」を生む原因かも知れないが、安定した雇用を創出し維持していることだけで満足することなく、県はもつと踏み込んで、委託費については委託調査の成果を求め、運営費については支出内容や妥当性を正しく理解して、実効ある検査確認を行うべきである。このことは、環境科学技術研究所の基金運用方法の記載誤りが発見された事例や、過去に県が補助金を交付して、海洋科学振興財団が建設した研究棟の維持管理費用を、漫然と委託費として支出していたような不適切な事実を、県が見逃してきた事実にも見て取れる。

このような検査確認事務の不十分性が発見されただけではなく、他の国所管の公益法人に比較して、情報公開の点で劣つていることも強く感じられたところでもある。公益法人と行政とのかわり方については、平成12年に閣議決定された「行政改革大綱」以降、天下一批判に対する対応、補助金及び委託費の透明化と合理化、情報公開の一層の促進などが図られている。例えば、国から公益法人に交付された補助金については、公益法人側で補助金交付明細書等を、また、委託契約が随意契約の場合には、省府側で委託内容や随意契約先として公益法人を選定した具体的理由をホームページに掲載している。

しかしながら、環境研の事業活動収入32億円のうち、97%は青森県からの補助金・委託料であるにもかかわらず、このような情報公開はされていないし、県側でも積極的な公開は求めている。国の交付金を財源としていることから考えると、実態上はほぼ100%が

国の補助金により運営されている公益法人であるといえるため、情報利用者の誤解を招くことのないよう、前向きな対応が必要だと考える。

また、県を經由することで国の目から取引が見えにくくなる中で、公益法人が業務を他の民間企業や独立行政法人に再委託する取引において、随意契約によって高い間接経費を再委託先に供与している実態も明らかとなった。このような再補助・再委託については、国の補助金等支出明細書の様式上、支出内容・支出先・金額を記載することとされ、取引の透明性を理念とする方策がとられている。しかしながら、国レベルの情報公開が行われず、さらには県の検査確認上も何らの対応がなされていないことは、公益法人側にとって「隠れ蓐」的な取扱いとなっており、取引の透明性を損なうものと考えられる。したがって、その委託・再委託契約の透明性を確保されることこそ、国から期待される県の行うべき事務作業であると考えられる。

我が国及び本県の科学技術振興の未来と夢を託す研究開発機関であれば、限られた研究開発予算の中で最大の成果を求めなければならないが、現状では財政的な依存関係だけが目立ち、研究機関側の高コスト体質が県負担に直結するとともに、それに対する研究開発成果の評価の枠組みが形成されていないように見受けられた。県は事業の委託者・補助者として、この研究開発成果を第三者機関などでの評価を得て、施策の有効性を高める必要があると考えられる。

3. 電源三法交付金による広報・防災安全対策事業

環境生活部原子力安全対策課、その出先機関である原子力センターは、国庫交付金によって原子力施設の周辺地域住民の安全対策を所管し、県民の生命と安全を守るための極めて重要な事業を実施している。これら機関の監査を実施した結果、数多くの重要な問題点が発見された。

まず第一に、機器や資機材、消耗品の管理状況に関する問題点が浮き彫りとなった。原子力安全対策課の防災活動用の資機材整備事業において、保有する防護服等資材の多くが実質的に廃棄を要する使用不能なもの、あるいは法令上の耐用年数は規定されていないとは言うものの、平成2年以降段階的に整備されてきた資材が経済的耐用年数を大幅に超過し、機能的陳腐化と劣化並びに不適応化を実感させるものとなっており、大量の不良・不動在庫となっていることが明白となった。この不良・不動在庫等は、監査人が数量ベースで試算したところ、最大で現有数量の4割強にも上っていることが推計された。このことは、監査人自らが訪れた原子力センターにおける日常的な受払管理と在庫管理の不十分性にも見てとることができた。また、原子力センターの設置している気象観測装置が、事務手続きの遅れ等の理由により更新時期を超過し、検定切れの状態になっていることも発見された。

第二に、随意契約の問題である。国庫による防災安全対策事業においては、外部委託の形態をとることが多いのが実態であるが、委託事業のほとんどが連年にわたる一者随意契約による委託契約となっており、競争入札の必要性を強く求めなければならない。また、その随意契約は部局単位で行われることによって、県庁と出先機関の情報共有されない

ことによる不経済性も確認された。事実、競争入札を導入したことにより、半額以下となった事例も報告している。確かに事業の性質上、少数の委託事業者しか存在しない場合もあるが、それでもなお、競争入札の実現を模索する努力をするのが公の機関のあるべき姿である。また、形式的には競争入札を実施していても、オフサイトセンターの一括管理委託や原子力センターの除排業務委託のように、実態上は随意契約と同じである契約も見受けられ、結果として一般に比較して高いコストを負担していることも明らかとなった。

(財) 原子力安全技術センターが管理運営する六ヶ所オフサイトセンターの運営管理業務の内の総務的業務については、研究受託を主要な事業内容とする民間企業に対して6年間連続で随意契約により外部委託されており、原子力関連事業の閉鎖性が垣間見られた。このオフサイトセンターについては、所管省庁が経済産業省と文部科学省の統制りとなっており、構造上も調査研究・研修エリア、オフサイトセンターエリア、消防エリアに区分されることで、県の補助対象となるスペースが一部存在するといった大変複雑な施設となっている。これは、補助金の執行にあたって計算が複雑となることによつて、この民間企業に随意契約により不経済な業務委託を行うことにも繋がっていると考える。また、原子力安全対策課が行う広報事業では、分割発注することによって予定価格を意図的に引き下げることによって競争入札を免れている不適切な事務も発見された。このケースは事実上年間契約と見られ、実際に適正価格を再確認した結果、分割発注したことによる割高な負担額が監査人により算出された。国庫事業・県事業の如何を問わず、このような随意契約を基本とした不適切な入札事務は速やかに改善されなければならない。

第三に、国庫交付金により運営費が賄われる公所の場合、委託契約だけに限らず組織全般にわたってコスト意識の低さは明白であった。すなわち、備品購入費や需用費についても、年度末での大量購入や、購入担当者が内容を熟知することなく、物品購入が漫然と行われていることが発見されるなど、組織運営に当たってのコスト意識が希薄であることが認められたことから、今後の職員の意識改革が急務である。

第四に、住民向けパンフレット等の在庫管理の問題である。監査対象とした全組織に共通する問題点として、県民の安全・防災や県民に対する理解促進の目的で作成された広報誌等は、部数管理が全く行われておらず、作りっぱなしの状態にある。これでは予算が適正額であったのかどうか、住民への情報提供が十分かどうかを判断することができず、事業の効率性の視点が運営上全く欠けていると言えよう。コスト意識を強く持つ必要性は、この点でも強調しなければならぬ。

このような不正な事務は、本来は国や県の監査制度の中で未然防止と発見が行われなければならないが、ここでもCheckの弱さが認められ、今後の事務の適正化と速やかな対応に期待したい。以上の問題点からは、広報・防災安全対策事業については、国庫事業であるが故の財源の豊かさに溺れ、地方における職員の慢心と緊張感の欠如、コスト意識の欠如を実感することとなった。

第2節 その他のエネルギー関連事業の監査結果(第8、10、12章)

このように国の施策に基づき原子力エネルギー事業と比較すると、県単独事業によるエネルギー関連事業は、金額的には少額であることが理解された。しかし、たとえ少額の手算であっても、「選択と集中」の理念の下で本県のエネルギー分野に対する施策の重点化が図られることは、住民の安全を確保するとともに、県の未来を託す投資と手段でもある。

その中で、相対的に多額の手算を確保しているのは「むつ小川原開発」に関する事業である。第10章で言及した「むつ小川原開発」事業は県の命運を握る大プロジェクトである。県は一昨年、新むつ小川原開発基本計画を策定し、自立した地方分権の下で、世界に貢献する科学技術創造圏の形成を基本的方向とし、その中に今後20年間の目標を掲げている。しかし、その産業及び研究機関の立地を担う新むつ会社の土地販売については、必ずしも順調な分譲状況にあるとは言えない状況であることがわかった。事実、中期事業計画に対して分譲率は8%、12年後の最終的分譲目標に対してはわずか3%と、著しい遅れが生じている。この現状からは、早期の分譲促進が急務と判断されるが、地理的なハンデ、経済環境の悪化による投資サイクルの冷え込み、分譲価格の高さなどの理由から打開策は全く見当たらない。過去において県民の理解を得て、旧むつ会社の87億円にも上る債権の償却を行い、更には35億円の現物出資と54億円の追加出資を余儀なくされた本県にとつては、まさに県民の大きな痛みと負担により再生した第三セクター会社であることから、破綻の再来は許されず、県は監視を強化するだけでなく、今後さらに新むつ会社と密接に協調して事業展開と事業推進を図る必要があると思われた。県は国策に固執するだけではなく、県策定の新基本計画と歩調を合わせ、今後20年間の現実的な分譲目標を、改めて数値目標化することで、新たな展開を模索することも検討に値するのではないだろうか。

その他、新エネルギー分野の事業については、企画段階や研究開発段階の事業が多く、現時点で事業の成果が明確に認められるものは数少ないのが実態であった。財源を一般財源ではなく、NEDOやJSTといった独立行政法人の研究費に求めている実態については、厳しい県財政の中で事業の選択と集中の象徴である。しかし残念ながら、県の事業において、企業側の計算誤りによる人件費補助金の不正受給が監査によって発見された。この事実に対しては、県の不十分な検査確認事務に起因する部分もあるため、事実の指摘だけではなく、検査確認作業における改善策を提示するとともに、補助対象となる直接人件費の範囲についても再検討が必要だと考える。この過大支給となった補助金については、補助金適正化法及び県の交付要綱の規定に従い、事業者に戻還請求を行うのが相当である。国庫事業、県事業の如何を問わず、一般に、昨今の地方分権の流れの中で、県は市町村に補助金を交付し、市町村が事業主体に補助金を交付する交付形態が多くなっている。その場合、検査確認については、現状では、市町村も県もそれぞれ行うことがルールとして定着している。しかし、監査において資料の提出を要求しても、県では十分な回答がなく、市町村においても十分な検査が実施されていないことも多く見られた。例えば、バイオマス関連事業において、作成が義務付けられた財産管理台帳が未作成であることが判明した事例は、その一例である。このような同じ事務手続きを行政が何度も行うのは事務コスト

の観点から「二重行政」となっており、業務の分担とマニュアル化が必要である。県の場合、本庁から地域県民局への予算合連により行うため、本庁と地域県民局との間の業務分担についても同様である。ルール化とマニュアル化によるプロセスチェック型の事務により、事業の経済性と効率性が図られることを期待したい。

第3節 財団法人むつ小川原地域・産業振興財団の監査結果(第9章)

第9章に監査結果を記載のとおり、むつ財団の行った地域振興事業に関する事務や財務報告に関しては、数多くの問題点が浮き彫りとなった。

基本的に県の財政負担はないものの、県が事業者及び電事連との交渉の窓口となっている関係もあり、むつ財団の事務職員には県職員2名が派遣されている。その理念は、事業者からの多額の浄財を原資に、県に依った安定志向の運用方針から生み出された果実を、県職員の堅実な事務手続きによって、公平公正な意思決定と方法により市町村や諸団体に配分すること、つまり「県民の公平と安心」「利害調整機能」が期待されていると解される。

しかしながら、監査の結果、このような求められるレベルに達しているとは言いがたい状況にあり、改善を要する点が数多く認められた。事業について主な問題点を挙げると、地域・産業振興プロジェクト支援事業については、多くの事業要望の中から事業採択を行う上では、透明で公正な手続きによらなければ、県民の信頼を得ることはできない。しかしながら、民間事業者の不適切な会計処理や経済行為を黙認あるいは見逃すことにより、社会通念上不適切な助成金交付の実態が明確になった。また、設立時の経緯から、一般助成以外に「六ヶ所村まちづくり協議会」や「財団法人むつ小川原産業活性化センター」という団体にそれぞれ運用益の10%、17%相当の金額が機械的に助成(配分)され、団体がその資金で行う事業の詳細については、むつ財団の統制が及んでいないことも明らかとなった。特に六ヶ所村まちづくり協議会への支出については、一旦、六ヶ所村の一般会計予算に流入し、全額がまちづくり協議会に支出されており、六ヶ所村の自治範囲となることによつて、協議会の経済実態や事業成果に関する実態については、県はおろか、むつ財団でさえ知ることはできない。むつ小川原産業活性化センターについても、昨年の県の立入検査で事業費流用や目的外使用を厳しく指摘されているなど、大変不適切な運営状況にある模様であり、むつ財団からの助成の別枠としている模様も垣間見られ、既得権益化することで公平公正な配分を害する恐れすら感じられる。これらの監査結果からは、事業者の負託を受けた県の公社として、県士全般の地域振興に資するためには、自らの事業費全てにマネジメント責任を持てる体制を構築することから始める必要があるだろう。

また、電源三法交付金の対象地域以外の市町村に対して助成する原子燃料サイクル事業推進特別対策事業についても、提出期限を遵守しない事務を容認したり、実績報告の検査確認を怠り、5年間の事業期間の中で市町村の無秩序な計画変更を容認する実態が認められた。単年度予算主義とは言え、地域振興の観点からは住民ニーズと離れる方向の事業への変更については、むつ財団及び県の意見が尊重されて然るべきである。いずれも、与えられた資金量に対して、それを取返さず職員のリソース不足と事業に対する理解不足、そ

して何よりも基準やマニュアルといったルールのない無秩序な実態の中での専属的な事務が行われたことに起因するものと考える。

むつ財団の保有資金 100 億円のうち 50 億円については、有価証券による資金運用を行っているが、数年前には約 2 億円もの運用損失を計上していることが認められた。その結果、最近 3 年間における運用益は累計でもマイナスである。この原因については「過去のこと」「前任者が行ったこと」「それ以前に証券会社に儲けさせてもらったから」といった言い訳は一切通用しない。県民にとって貴重な浄財を失ったことは事実不変であり、それは時価評価上だけの損失ではなく、将来においても取り返すことのできない会計上の表現損失でもある。今後は、運用実務は証券会社 1 社に丸投げという体制を改め、運用環境に関して複数の証券会社からの意見を聴取する体制、運用規則の下での財団内の透明な意思決定体制、適時適切な運用報告体制を速やかに構築するべきである。また、19 年度の財務報告についても、25 億円の有価証券買換え取引が帳簿外取引になっていったことなど、不適正な会計実務が行われていたことが発見されたが、これは適正なものとして理事会の承認を受けている。このことから、法人のガバナンスの観点からの改善も急務である。この意思決定手続きの点では、金融機関からの借入行為に関して理事会の議決を経っていないなど、事業スキームへの馴れがプロセス面でのマンネリ感を醸成していることは否めない。

総括するに、むつ財団は事業実施の面では県民や市町村と密接に関連を有するとはいえ、基本的に県の出捐により設立された県所管の公社である。公社設立の主旨を踏まえ、資金の運用、事業の計画、実施、管理には、県職員が関与していることの意味を再確認する必要がある。その上で、更なる事業の効率性を図り、地域の振興を支援する立場から、県が行う施策以上の成果を県にもたらすことが、今後の公社の存在意義をより確かなものとすることを忘れてはならない。

第 4 節 第三セクターに対する出資の監査結果(第 10 章)

国策とされてきたエネルギー事業に関しては、県の地域振興を図る目的や県民の理解を得るために、県は関連市町村とともに積極的に関与し、時には法人設立にあたって一定割合の出資を負担して現在に至っている。第 3 節のむつ財団以外でも、本報告書にとりあげた新むつ小川原(株)、むつ小川原原燃興産(株)、むつ小川原石油備蓄(株)はその具体的な出資法人であるが、県にとつての関連度合いは出資割合の違いもあって各社各様である。

自治体が行う出資については、補助金の交付のように、その根拠と規制を定めた規定は自治法にはないが、法令や予算に反しない限り長の裁量で出資を行うことができる(「自治体法」近藤哲雄著、学陽書房)。

県では、「青森県の設立に係る公社等の設立・運営に関する基本方針」を定め、公社等の健全な運営と活性化を図ることとしている。ここにおける公社等とは、①派遣法第 2 条による県職員の派遣が認められている法人②知事が理事長を任命又は指名を行う法人③知事が代表者に就任している法人④県が 25%以上出資等している法人を定義している。この出資 25%以上という表現は、地方自治法第 199 条第 7 項においても、監査委員の監査対象となる出資法人を規定する条項にも見られる。

総務省は、地方自治体に対して、平成 20 年 6 月に「第三セクター等の改革について」を通知し、地方財政健全化法との関係の中で、第三セクターの積極的な監視と再生を行うための取組を、平成 21 年度までに集中的に行うよう、指示した。この通知の中でも 25%以上の出資法人が対象とされている。

新むつ公社の経営状況に関する現況や今後の経営リスクの存在については第 10 章で述べておりである。個別の問題とは別に、ここでは第三セクターに対する出資が時代の変遷とともに目的や意義、役割が変化し、結果的に塩付け出資になっている可能性に言及する。例えば、むつ小川原原燃興産の場合には、出資時の起案書を見ても、積極的な出資目的は明らかではなかったし、石油備蓄の場合には、法令の変更により、県の出資金額の一部は減資となったものの、結果的に当初の出資比率から大幅に上昇してしまったために、県の関与度合いが高まったケースである。設立時に県に与えられた使命を踏まえ、事業が進捗した結果、当初の出資目的が変化し、法人の経営環境が変化したことや県との関係(人事、資金、技術、取引等)が希薄となるケースは多いように思われる。そのような場合には、県には管理コストもかかっていることから、県は出資継続の是非を判断して、対応を見直すことが必要だと考える。総務省の通知も含め、この管理コストは、今後増加することが確実である。また、県は出資者として、株式会社には出資に見合う配当を求めていくことも大きな責務である。ただ漫然と、出資のリスクを内包しながら、暗黙に定められた慣習に従って人材を提供し続けるだけでは、天下り批判に耐えることはできないであろう。仮に県の出資によって、地域住民の雇用の安定化が図られ、主要株主との安定的協力関係が維持できることにより産業振興に貢献していると自負しているならば、それは施策の自己評価として公表されることが期待される。加言するに、出資比率という規制については、近年の企業会計分野での連結範囲の見直しや会社法改正の理念からは、議決権比率による判定が望ましいと考えるし、比率のみではなく出資金額により県の関与度合いが高められることも必要ではないであろうか。これは新むつ公社に限ったことかもしれないが、県の多額の出資金は、議決権比率で考えれば 15%にも上っており、金額的にも約 86 億円である。この出資金が県民にとって、現在どのような状況にあるかということについては、情報公開が必要だと考えるが、出資比率が 25%未満⁷⁾のため、フラックボックス化して一般的には明らかではない。第三セクターが経営破たんした場合、株主有限責任の原則によれば出資金額を上限として県民の負担となることとなり、県民の損失額は出資額であるから、金額的な問題は県民の経済的負担に直結するものである。ましてや、そのような多額の出資法人が県監査委員や外部監査人の監視の目を受ける必要のない、所管課のみの監視下にある第三セクターであることについては、県民の感覚からは破綻処理した旧むつ公社や 14 億円横領事件の青森県住宅供給公社を思い出させるほどの驚きであろう。出資金額の大きい第三セクターに対して県は、所管課のみに管理を委ねるのではなく、25%以上の出資法人同様あるいはそれ以上の出資リスクに見合ったレベルで監視を行っていく必要があると考える。

⁷⁾ 第三セクターの定義は明確ではないという。通常は、総務省が求める 25%以上の出資法人を指していると考えられている。

第5節 事業別決算データの不実性・不正確性(全般)

昨年の包括外部監査報告書において、【意見】として報告した事項として、「決算統計節別集計表」に集計された事業別実績データの正確性に関する問題がある。この点については、今年度の包括外部監査においても十分に留意して監査を実施した結果、昨年同様あるいは昨年にも増して不適切な事務が行われていた。監査人としては、昨年同様【意見】として報告することも考えたが、監査結果報告書に対する是正措置が図られていない点を考慮し、今年度は【不適正事項】として明記して、改善を求める姿勢を明確にした。以下では、事業別決算に関する理念、目的、効果、現状、解決のための課題を述べる。

予算編成

本県の場合、県予算のうち、特に政策経費と呼ばれる事務事業に係る予算については、各部署の予算要求は款項目節の予算区分の「節」の積み上げによって行われ、財政課のチェック作業により予算査定を受けて最終当初予算として編成され、議会の議決を受ける形が手続き上のルールとして定着している。

予算は議会の議決を要するが、議決の対象となる科目は「款」「項」であるため、目・節は議会の議決を要しない。

部局政策経費⁸は以下の区分により見積もられ、ここで問題にしているものは、その①②の部分である。この他、重点的政策経費や緊急課題対応経費の一部も同様であるが、概念的にはそのように理解して構わないであろう。

| No. | 区分 |
|-----|-------------|
| ① | 一般政策経費(A経費) |
| ② | 一般政策経費(B経費) |
| ③ | 貸付金(年度内回収分) |
| ④ | 経常経費 |

予算要求に際して各部署は「事業」を複数の「細事業」の積み上げによって集計することから、結局は「節」別の内容的・金額的な裏づけをベースに財政課に対して予算要求が行われていることになる。これらの詳細は、文書上、「当初予算 細事業別見積額説明」表と「歳出見積額内訳」表にまとめられ、最終的な財政課の査定額が決定される。ここで留意しなければならないのは、この帳票上には「前年度当初予算額」と「本年度見積額」の金額が記載されているが、「前年度(あるいは前々年度)歳出決算額」の記載がされていない点である。つまり、当初予算の編成において、過去の事業費実績は帳票としては考慮されていないのである。財政課の実際の査定時には、実績額の検証は行わず、予算要求額を見積書等の書類により確認するのみである。

このようにして編成された予算は、議会の議決を経て執行可能なものとなるが、県は住民の理解に資すること等を目的に、「主な予算の内容」を事業別にとりまとめ、ホームページにより公表している。

8 平成20年12月に県は行財政改革大綱を制定した。その中で一般政策経費等の解説として、「歳出のうち、義務的経費や公共事業関係費などを除いた一般的な行政経費を指し、主に政策的な事業の実施に要する経費や経常的な内部管理業務に要する経費などがこれに含まれる」としている。

事業別事業費の実績集計

一方、決算についての事業別データについては、「決算統計節別集計表」を各部署が作成しており、包括外部監査は当該文書を基礎に実施した。この表のイメージを確かめるものとするため、以下は一例として、エネルギー総合対策局の大規模開発費に関する決算統計節別集計表を掲載した。エネルギー総合対策局の平成19年度決算は、大規模開発推進費(下表 左欄の目計12,386,458千円)とエネルギー総務費354,673千円との合計額12,741,131千円である。この節別金額は、部局合計としては「歳出経理表」と一致しており、外見上は正確な数値の様相を呈している。また、事業別の決算データとして左から4番目の欄にある「原子燃料サイクル広報委託費」を見ると、62,461千円の決算データが節別金額の集計として明確に表示されている。なお、この事業は第6章第3節で監査の対象としている。

| 事業区分 | 目 | 節別金額(千円) | | |
|------------------|-------|------------------|-----------------------|-------------|
| | | 01 原子燃料サイクル事業委託費 | 01 原子燃料サイクル広報委託費(委託費) | 02 委託費(委託費) |
| 01 原子燃料サイクル事業委託費 | 2,172 | | | |
| 02 委託費(委託費) | 2,172 | 4,352 | 4,352 | 4,352 |
| 03 委託費(委託費) | 4,352 | 4,352 | 4,352 | 4,352 |
| 04 委託費(委託費) | 4,352 | 4,352 | 4,352 | 4,352 |
| 05 委託費(委託費) | 2,307 | 2,307 | 2,307 | 2,307 |
| 06 委託費(委託費) | 2,307 | 2,307 | 2,307 | 2,307 |
| 07 委託費(委託費) | 2,307 | 2,307 | 2,307 | 2,307 |
| 08 委託費(委託費) | 2,307 | 2,307 | 2,307 | 2,307 |
| 09 委託費(委託費) | 2,307 | 2,307 | 2,307 | 2,307 |
| 10 委託費(委託費) | 2,307 | 2,307 | 2,307 | 2,307 |
| 11 委託費(委託費) | 2,307 | 2,307 | 2,307 | 2,307 |
| 12 委託費(委託費) | 2,307 | 2,307 | 2,307 | 2,307 |
| 13 委託費(委託費) | 2,307 | 2,307 | 2,307 | 2,307 |
| 14 委託費(委託費) | 2,307 | 2,307 | 2,307 | 2,307 |
| 15 委託費(委託費) | 2,307 | 2,307 | 2,307 | 2,307 |
| 16 委託費(委託費) | 2,307 | 2,307 | 2,307 | 2,307 |
| 17 委託費(委託費) | 2,307 | 2,307 | 2,307 | 2,307 |
| 18 委託費(委託費) | 2,307 | 2,307 | 2,307 | 2,307 |
| 19 委託費(委託費) | 2,307 | 2,307 | 2,307 | 2,307 |
| 20 委託費(委託費) | 2,307 | 2,307 | 2,307 | 2,307 |
| 21 委託費(委託費) | 2,307 | 2,307 | 2,307 | 2,307 |
| 22 委託費(委託費) | 2,307 | 2,307 | 2,307 | 2,307 |
| 23 委託費(委託費) | 2,307 | 2,307 | 2,307 | 2,307 |
| 24 委託費(委託費) | 2,307 | 2,307 | 2,307 | 2,307 |
| 25 委託費(委託費) | 2,307 | 2,307 | 2,307 | 2,307 |
| 26 委託費(委託費) | 2,307 | 2,307 | 2,307 | 2,307 |
| 27 委託費(委託費) | 2,307 | 2,307 | 2,307 | 2,307 |
| 28 委託費(委託費) | 2,307 | 2,307 | 2,307 | 2,307 |
| 29 委託費(委託費) | 2,307 | 2,307 | 2,307 | 2,307 |
| 30 委託費(委託費) | 2,307 | 2,307 | 2,307 | 2,307 |
| 31 委託費(委託費) | 2,307 | 2,307 | 2,307 | 2,307 |
| 32 委託費(委託費) | 2,307 | 2,307 | 2,307 | 2,307 |
| 33 委託費(委託費) | 2,307 | 2,307 | 2,307 | 2,307 |
| 34 委託費(委託費) | 2,307 | 2,307 | 2,307 | 2,307 |
| 35 委託費(委託費) | 2,307 | 2,307 | 2,307 | 2,307 |
| 36 委託費(委託費) | 2,307 | 2,307 | 2,307 | 2,307 |
| 37 委託費(委託費) | 2,307 | 2,307 | 2,307 | 2,307 |
| 38 委託費(委託費) | 2,307 | 2,307 | 2,307 | 2,307 |
| 39 委託費(委託費) | 2,307 | 2,307 | 2,307 | 2,307 |
| 40 委託費(委託費) | 2,307 | 2,307 | 2,307 | 2,307 |
| 41 委託費(委託費) | 2,307 | 2,307 | 2,307 | 2,307 |
| 42 委託費(委託費) | 2,307 | 2,307 | 2,307 | 2,307 |
| 43 委託費(委託費) | 2,307 | 2,307 | 2,307 | 2,307 |
| 44 委託費(委託費) | 2,307 | 2,307 | 2,307 | 2,307 |
| 45 委託費(委託費) | 2,307 | 2,307 | 2,307 | 2,307 |
| 46 委託費(委託費) | 2,307 | 2,307 | 2,307 | 2,307 |
| 47 委託費(委託費) | 2,307 | 2,307 | 2,307 | 2,307 |
| 48 委託費(委託費) | 2,307 | 2,307 | 2,307 | 2,307 |
| 49 委託費(委託費) | 2,307 | 2,307 | 2,307 | 2,307 |
| 50 委託費(委託費) | 2,307 | 2,307 | 2,307 | 2,307 |
| 51 委託費(委託費) | 2,307 | 2,307 | 2,307 | 2,307 |
| 52 委託費(委託費) | 2,307 | 2,307 | 2,307 | 2,307 |
| 53 委託費(委託費) | 2,307 | 2,307 | 2,307 | 2,307 |
| 54 委託費(委託費) | 2,307 | 2,307 | 2,307 | 2,307 |
| 55 委託費(委託費) | 2,307 | 2,307 | 2,307 | 2,307 |
| 56 委託費(委託費) | 2,307 | 2,307 | 2,307 | 2,307 |
| 57 委託費(委託費) | 2,307 | 2,307 | 2,307 | 2,307 |
| 58 委託費(委託費) | 2,307 | 2,307 | 2,307 | 2,307 |
| 59 委託費(委託費) | 2,307 | 2,307 | 2,307 | 2,307 |
| 60 委託費(委託費) | 2,307 | 2,307 | 2,307 | 2,307 |
| 61 委託費(委託費) | 2,307 | 2,307 | 2,307 | 2,307 |
| 62 委託費(委託費) | 2,307 | 2,307 | 2,307 | 2,307 |
| 63 委託費(委託費) | 2,307 | 2,307 | 2,307 | 2,307 |
| 64 委託費(委託費) | 2,307 | 2,307 | 2,307 | 2,307 |
| 65 委託費(委託費) | 2,307 | 2,307 | 2,307 | 2,307 |
| 66 委託費(委託費) | 2,307 | 2,307 | 2,307 | 2,307 |
| 67 委託費(委託費) | 2,307 | 2,307 | 2,307 | 2,307 |
| 68 委託費(委託費) | 2,307 | 2,307 | 2,307 | 2,307 |
| 69 委託費(委託費) | 2,307 | 2,307 | 2,307 | 2,307 |
| 70 委託費(委託費) | 2,307 | 2,307 | 2,307 | 2,307 |
| 71 委託費(委託費) | 2,307 | 2,307 | 2,307 | 2,307 |
| 72 委託費(委託費) | 2,307 | 2,307 | 2,307 | 2,307 |
| 73 委託費(委託費) | 2,307 | 2,307 | 2,307 | 2,307 |
| 74 委託費(委託費) | 2,307 | 2,307 | 2,307 | 2,307 |
| 75 委託費(委託費) | 2,307 | 2,307 | 2,307 | 2,307 |
| 76 委託費(委託費) | 2,307 | 2,307 | 2,307 | 2,307 |
| 77 委託費(委託費) | 2,307 | 2,307 | 2,307 | 2,307 |
| 78 委託費(委託費) | 2,307 | 2,307 | 2,307 | 2,307 |
| 79 委託費(委託費) | 2,307 | 2,307 | 2,307 | 2,307 |
| 80 委託費(委託費) | 2,307 | 2,307 | 2,307 | 2,307 |
| 81 委託費(委託費) | 2,307 | 2,307 | 2,307 | 2,307 |
| 82 委託費(委託費) | 2,307 | 2,307 | 2,307 | 2,307 |
| 83 委託費(委託費) | 2,307 | 2,307 | 2,307 | 2,307 |
| 84 委託費(委託費) | 2,307 | 2,307 | 2,307 | 2,307 |
| 85 委託費(委託費) | 2,307 | 2,307 | 2,307 | 2,307 |
| 86 委託費(委託費) | 2,307 | 2,307 | 2,307 | 2,307 |
| 87 委託費(委託費) | 2,307 | 2,307 | 2,307 | 2,307 |
| 88 委託費(委託費) | 2,307 | 2,307 | 2,307 | 2,307 |
| 89 委託費(委託費) | 2,307 | 2,307 | 2,307 | 2,307 |
| 90 委託費(委託費) | 2,307 | 2,307 | 2,307 | 2,307 |
| 91 委託費(委託費) | 2,307 | 2,307 | 2,307 | 2,307 |
| 92 委託費(委託費) | 2,307 | 2,307 | 2,307 | 2,307 |
| 93 委託費(委託費) | 2,307 | 2,307 | 2,307 | 2,307 |
| 94 委託費(委託費) | 2,307 | 2,307 | 2,307 | 2,307 |
| 95 委託費(委託費) | 2,307 | 2,307 | 2,307 | 2,307 |
| 96 委託費(委託費) | 2,307 | 2,307 | 2,307 | 2,307 |
| 97 委託費(委託費) | 2,307 | 2,307 | 2,307 | 2,307 |
| 98 委託費(委託費) | 2,307 | 2,307 | 2,307 | 2,307 |
| 99 委託費(委託費) | 2,307 | 2,307 | 2,307 | 2,307 |
| 100 委託費(委託費) | 2,307 | 2,307 | 2,307 | 2,307 |
| 101 委託費(委託費) | 2,307 | 2,307 | 2,307 | 2,307 |
| 102 委託費(委託費) | 2,307 | 2,307 | 2,307 | 2,307 |
| 103 委託費(委託費) | 2,307 | 2,307 | 2,307 | 2,307 |
| 104 委託費(委託費) | 2,307 | 2,307 | 2,307 | 2,307 |
| 105 委託費(委託費) | 2,307 | 2,307 | 2,307 | 2,307 |
| 106 委託費(委託費) | 2,307 | 2,307 | 2,307 | 2,307 |
| 107 委託費(委託費) | 2,307 | 2,307 | 2,307 | 2,307 |
| 108 委託費(委託費) | 2,307 | 2,307 | 2,307 | 2,307 |
| 109 委託費(委託費) | 2,307 | 2,307 | 2,307 | 2,307 |
| 110 委託費(委託費) | 2,307 | 2,307 | 2,307 | 2,307 |
| 111 委託費(委託費) | 2,307 | 2,307 | 2,307 | 2,307 |
| 112 委託費(委託費) | 2,307 | 2,307 | 2,307 | 2,307 |
| 113 委託費(委託費) | 2,307 | 2,307 | 2,307 | 2,307 |
| 114 委託費(委託費) | 2,307 | 2,307 | 2,307 | 2,307 |
| 115 委託費(委託費) | 2,307 | 2,307 | 2,307 | 2,307 |
| 116 委託費(委託費) | 2,307 | 2,307 | 2,307 | 2,307 |
| 117 委託費(委託費) | 2,307 | 2,307 | 2,307 | 2,307 |
| 118 委託費(委託費) | 2,307 | 2,307 | 2,307 | 2,307 |
| 119 委託費(委託費) | 2,307 | 2,307 | 2,307 | 2,307 |
| 120 委託費(委託費) | 2,307 | 2,307 | 2,307 | 2,307 |
| 121 委託費(委託費) | 2,307 | 2,307 | 2,307 | 2,307 |
| 122 委託費(委託費) | 2,307 | 2,307 | 2,307 | 2,307 |
| 123 委託費(委託費) | 2,307 | 2,307 | 2,307 | 2,307 |
| 124 委託費(委託費) | 2,307 | 2,307 | 2,307 | 2,307 |
| 125 委託費(委託費) | 2,307 | 2,307 | 2,307 | 2,307 |
| 126 委託費(委託費) | 2,307 | 2,307 | 2,307 | 2,307 |
| 127 委託費(委託費) | 2,307 | 2,307 | 2,307 | 2,307 |
| 128 委託費(委託費) | 2,307 | 2,307 | 2,307 | 2,307 |
| 129 委託費(委託費) | 2,307 | 2,307 | 2,307 | 2,307 |
| 130 委託費(委託費) | 2,307 | 2,307 | 2,307 | 2,307 |
| 131 委託費(委託費) | 2,307 | 2,307 | 2,307 | 2,307 |
| 132 委託費(委託費) | 2,307 | 2,307 | 2,307 | 2,307 |
| 133 委託費(委託費) | 2,307 | 2,307 | 2,307 | 2,307 |
| 134 委託費(委託費) | 2,307 | 2,307 | 2,307 | 2,307 |
| 135 委託費(委託費) | 2,307 | 2,307 | 2,307 | 2,307 |
| 136 委託費(委託費) | 2,307 | 2,307 | 2,307 | 2,307 |
| 137 委託費(委託費) | 2,307 | 2,307 | 2,307 | 2,307 |
| 138 委託費(委託費) | 2,307 | 2,307 | 2,307 | 2,307 |
| 139 委託費(委託費) | 2,307 | 2,307 | 2,307 | 2,307 |
| 140 委託費(委託費) | 2,307 | 2,307 | 2,307 | 2,307 |
| 141 委託費(委託費) | 2,307 | 2,307 | 2,307 | 2,307 |
| 142 委託費(委託費) | 2,307 | 2,307 | 2,307 | 2,307 |
| 143 委託費(委託費) | 2,307 | 2,307 | 2,307 | 2,307 |
| 144 委託費(委託費) | 2,307 | 2,307 | 2,307 | 2,307 |
| 145 委託費(委託費) | 2,307 | 2,307 | 2,307 | 2,307 |
| 146 委託費(委託費) | 2,307 | 2,307 | 2,307 | 2,307 |
| 147 委託費(委託費) | 2,307 | 2,307 | 2,307 | 2,307 |
| 148 委託費(委託費) | 2,307 | 2,307 | 2,307 | 2,307 |
| 149 委託費(委託費) | 2,307 | 2,307 | 2,307 | 2,307 |
| 150 委託費(委託費) | 2,307 | 2,307 | 2,307 | 2,307 |
| 151 委託費(委託費) | 2,307 | 2,307 | 2,307 | 2,307 |
| 152 委託費(委託費) | 2,307 | 2,307 | 2,307 | 2,307 |
| 153 委託費(委託費) | 2,307 | 2,307 | 2,307 | 2,307 |
| 154 委託費(委託費) | 2,307 | 2,307 | 2,307 | 2,307 |
| 155 委託費(委託費) | 2,307 | 2,307 | 2,307 | 2,307 |
| 156 委託費(委託費) | 2,307 | 2,307 | 2,307 | 2,307 |
| 157 委託費(委託費) | 2,307 | 2,307 | 2,307 | 2,307 |
| 158 委託費(委託費) | 2,307 | 2,307 | 2,307 | 2,307 |
| 159 委託費(委託費) | 2,307 | 2,307 | 2,307 | 2,307 |
| 160 委託費(委託費) | 2,307 | 2,307 | 2,307 | 2,307 |
| 161 委託費(委託費) | 2,307 | 2,307 | 2,307 | 2,307 |
| 162 委託費(委託費) | 2,307 | 2,307 | 2,307 | 2,307 |
| 163 委託費(委託費) | 2,307 | 2,307 | 2,307 | 2,307 |
| | | | | |

【財政課の対応】

昨年度はこの文書の作成を求めている側の財政課の意見を聴取しなかったため、今年度は初めて財政課に対して文書による回答を求めた。その結果を以下に記載する。

(作成の目的)

地方自治法第 252 条の 27 の 5 第 1 項の規定に基づき、総務大臣から照会のあった地方財政状況等を作成するため、総務省が定める基準に従って、県の歳出決算額を分析するための作業資料として作成している。

(具体的な作業)

目的別歳出と性質別歳出の各項目ごとのクロス分析が求められ、国が求めている決算上の分析項目が、異子算上の「款項目」「節・細節」と異なる部分があることから、小さい単位での分析が必要となり、結果として事業又は細事業単位でデータを作成することが多いが、財政課としては所管課の判断に委ねている。

【所管課での実態】

事業別決算データの作成については、財政課からの要求に基づき、部局の総務担当者が作成している。作成時期は部局の正式な決算データである「歳入経理表・歳出経理表」がまとまった後の 6 月上旬である。財政課への提出期限が 6 月上旬であるためであるが、当然、この「歳入経理表・歳出経理表」の年間合計額と「節別統計集計表」の事業別合計額は、必ず一致させることとしている。

この作業の中で、総務担当者とは、年間を通して事業別の支出実態をほとんど把握していないことから、事業別金額の集計を行うにあたって、細節・節別予算額の金額を実績額に操作的にあてはめ、最後に生じた経理表上の節別金額との差額を、いずれかの事業の金額に埋め込むことで、作業を終了しているのが実態である。

これに対して、事業を行う担当課では、実際の事業担当者が経済実態に適合した証拠書類を保管しており、外部監査人に対しての概要説明は事業担当者が行う。国庫事業の場合には、国への実績報告も同様である。事業担当者はそれなりの金額的な根拠と計数データを有していることから、結局は同一事業の歳出データの不一致・不整合が明らかとなる。つまりは、一つの事業について二つの実績データ（国庫補助金事業では三つ）が同一部局内で集計されていることとなる。

どちらも部局内の担当者が作成したものであり、どちらも公務の必要上で集計したものであるが、文書の承認手続きという点では、監査対象となった部局で対応が分かれた。つまり、節別統計集計表を部局長が承認⁹している部局と承認していない部局があったのである。この点については、承認手続きが必須であると監査人は判断する。たった一人の操作的な作業によって、一部局全体の報告データが財政課に報告されることは、内部統制上好ましくないからである。

【事業間の流用に関する考え方】

(法令上の規定)

歳出予算の流用は、各款の間では流用することはできないが、各項の経費は執行上必要がある場合に限って、予算の定めるところにより流用することができる（地方自治法 220 条 2 項）。各目、各節の流用については議会の議決を必要としないことから、自治体の長の承認の下で流用は可能である。しかしながら、安易な流用は説明責任や行政倫理の観点から好ましいとは考えられない。

(財政課)

財政課は、以下の監査委員の指摘もあつたことから、事業間の予算流用については、所管課において改善に努めているものと認識していると回答があつた。

(監査委員)

平成 14 年度の「監査の結果及び意見」に下記の指摘をしている。

「合規性、正確性」の観点からの監査に加え、「事業目的との整合性、効率性・経済性、有効性」という観点からも監査を実施したところ、次のような問題点等が見受けられた。

……

事務事業の予算に過不足が生じた場合、補正措置をせず、不足分を他の事務事業の予算で対応しているもの、事務事業に係る予算を、他の事務事業の経費として執行しているもの。

(予算執行課)

補助金や委託費は予算額以内とすることは意識しているが、他の節については、日常的に意識はしていないのが実態である。

全体として、款、目のくくりで、年間予算内におさめること、年間の節別予算内に節合計をおさめることを徹底している。従って、節別金額で予算超過になることが見込まれる場合には、補正予算の要求を行っている。実施する事業間で、同一節内での予算流用は全く承認手続きもなく行われているのが実態である。また、コントロールが行き届かないため、予算措置が行われた事業が実際に実施されなくても特に問題視はされていない。次年度の予算を立案する際には、そのような事業でも実施することとして予算要求している。

【原因】

このような事態になっている原因として考えられることは、各部局において、P（予算立案）、D（事業実施）の段階では細事業単位で積み上げた予算に基づいて事業の実施をするのに対し、C（評価）、A（次年度以降の対応）の段階では、同一目間ないしは同一節間であれば、事業間の数字上の入り繰りは部局内において特段の問題にならないことから、細事業単位ではなく目単位で整合していればよいとの考え方がその背景にある。

⁹ 内容的に不適正な帳票を所属長が承認している場合には、どの程度の真実性を確認して承認行為を行ったのか、という統制レベルに関する次の問題が生じるが、ここでは言及を避けた。

監査人の視点

政策経費を細事業単位で節別に編成し (P)、実施する (D) 予算編成実務については、住民が理解しやすいこと、事務事業の効果的な実施や早期の見直しが可能になることから、事業の選択と集中が求められている今日においては特に有用であると考えられる。しかし、予算は確保しても、実際に使われたかどうか、何に使われたか、その達成度合いはどうであったか、次年度も事業を継続する必要があるかどうか (C及びA)、という点で、予算と同じレベルでの実績の把握は必要不可欠である。すなわち、各部署で事業単位でのP及びDが実施されている点を踏まえると、C及びAの段階においても事業単位で実施するほうが首尾一貫したPDCAサイクルによる統制となることから効果的であり、そのデータを次年度以降の事業実施に活用することが、各部署における効率的な実施に大いに資することになるものと思われる。

しかも、把握だけではなくて正規の帳票として作成し、部署長の承認を受けて、財政課への報告資料としなければならない。これは住民目線での予算編成と実績報告、情報公開にも繋がる議論でもある。

予算流用の常態化は、当面不要な事業の継続によって、他の事業予算や部署経費を不当に確保することにも繋がりかねない。実際、監査の結果では、「原子的防災計画修正等事業」のような過去3年間において事業実績が認められない継続事業、「地域振興対策事業」のようなほとんど目的どおりには使われていない事業が散見された。財政課としては、事業が少額化、細分化され過ぎていることが要因の一つと考え、予算要求に当たって既存事業の大括り化を求めているという。しかし、求めるだけでは予算執行課の不適正事務の防止にはならない。このような観点で年度途中の執行について実態調査を行い、監視をした上で問題事項を抽出して、不適正事務の根絶を図ってほしい。折り返し、平成19年度会計検査院の結果報告では、国庫補助事業に関して、本県の一部の部署について1億円もの不適正経理¹⁰が発見され、県民の不信感を高めることとなった。この検査結果では、会計検査院も県の節区分(備品購入費、需用費など)単位での検査に重点を移してきていることが推測される。これを受けて、県では平成21年2月9日に「予算執行の適正化に係る改善措置」を策定し、予算の適正執行に努めることとしているが、予算と実績が同レベルで管理されることがこのような不正行為¹¹の未然防止につながるということを肝に銘じて改善措置に真剣に取り組んで欲しい。

これまで述べてきた中で、最も不適正な事務は、他人の牽制を受けることなく総務担当職員1人が数値を自在に操作し、作成した帳票をあたかも正しい数値のように偽装し、誰

10 不当なズーム金が業者に「預け」られていた事実はなく、正規の物品以外のものを購入する「差し替え」が中心だったようであるが、パソコン5台の所在不明とのことである。この不正経理問題により、県議会は議論が紛糾し、平成19年度の本県決算案の認定に時間を要したが、平成21年2月20日になって議案は承認された。
11 昨年、本県農林水産部の職員が、農林水産省からの数度の督促を受けながらも、収入印紙による国への納付を怠ったために、りんご及び花の品種登録が取り消されるという信じられない不祥事が発生した。県は「特別監査」を行い、一定の処分と改善策を公表したが、その中では不正を行った職員のみならず、組織としての管理監督責任にも言及している。このことから、職員1人だけに職務を任せきりにすることの怖さを県は知らないはずはない。

の承認を受けることなく部署の実績データとして財政課に提出・報告していることである。このような独裁的職務は、不法行為、不正行為を招く温床となることも肝に銘じて欲しい。

解決のための課題

前年度の包括外部監査報告書においては、教育委員会という人件費の割合が高い部署であったことから、事業別予算・決算は人件費等も含めたフルコストによるべきと主張し、人件費の適正な配賦基準を設定することにも言及したところである。しかしながら、今年度の監査結果では、そのような理想論を実行できる段階にはないことが明らかになったため、まずは現実的な対応を促進するために、最低レベルでの改善提案を行うこととする。

第一に、予算要求に当たり積算の根拠としたデータの真实性を高めるとともに、経済実態を反映させた数値により積算を行い、その数値に責任と根拠を有するべきである。例えば需用費の内訳としてのコピー代、トナー代といった個別集計が難しい項目については、担当者レベルやグループ単位での集計、関連する複数の事業単位での集計を行い、適正な配賦基準によって事業別に数値化することも可能である。

第二に、事業実施にあたって、担当者は予算金額と事業実績との対応関係を強く意識しなければならぬ。まずは主管課職員が、自らの職務の目標を理解することである。事業の進捗状況によって、事業予算の過不足が生じることは当然である。その場合には、予算内で収めるための代替的な事務や方策を検討することは当然であるが、それでも解決できない場合には担当者のみではなく部署グループ内での議論を行い、オーソンのした上で、他の事業費予算からの流用を正当な手続きにより行わなければならない。

第三に、流用するための承認手続き、報告手続きは適正・適時に行わなければならない。この承認に関する権限の所在についても、部署内で予め決定しておく必要がある。つまり、事業担当者、グループ単位、課単位、部単位という括りの中で、どこまでの権限をそれぞれの長に与えるかという問題である。

第四に、事業別実績値の正当な集計と報告に関する課題である。集計業務を事業担当者が行うか、総務担当者が行うかという課題でもある。これは、基本的には実態を理解している事業担当者が行うべきである。先述した国への実績報告書との整合性確保に対しても有効であろう。ただし、総務担当者は事業別実績データの作成責任者として、部署等の承認を得られるレベルを確保するため、全般に関する情報を有している必要がある。そのため、日常的に事業担当者からの情報を吸収できる体制を確保する必要がある。

第五に、そのような正確な事業費を集計して得られた結果を、財務データとして部署内の各担当に対してフィードバックすることである。このような手続きは、徹底的に仕組まれた業務執行体制の中で、横断的な情報として共有されることで事業の効果的・効率的な推進に資することとなる。

第六に、この正確な事業別実績値は、次年度の事業別予算編成に大きく役立てられるべきである。不用品予算は削減対象となるだけでなく、予算が住民にとって本当に必要な施策に向けられることにもなり、予算積算の精度を高めることにも繋がることになる。本県

財政課はメリットシステム¹²（予算を残した部局に報償を与える仕組み）を導入し、予算要求確保のインセンティブを部局に付与しているところである。その意味においても、事業実施部局においては実績値の把握を正確に行う必要がある。

最後に、県民への説明資料の中で公表される数値が、信頼に足る真実なものとしなければならぬ。この点は前年の監査報告書でも既述したところであるが、県ホームページや冊子において行われている、施策評価や事業実績報告書上の数値は、これまでは実態を反映していない数字であった。実際には、単に予算金額を実績値に置き換えていたに過ぎない。このような虚偽記載、不実記載は住民の誤解が生じることから、行政事務として絶対にやめなければならないし、それでは真の説明責任の履行とはなっていない。仮に公表するのであれば、適正なルールに基づく真実な数値によるべきである。

以上、事業別予算・実績の十分な把握から情報公開に至るまでの問題をとりあげてきたが、今年度の監査結果には、適正に事務がなされていた数少ない事例も紹介されている。それはエネルギー総合対策局の I T E R 関連事業（第7章）の一部と県土整備部企画課（第12章第5節）の新エネルギー事業である。県庁内でも正式のルールに準じて適正な流用事務が行われているケースも稀には存在していることから、このような事務を参考に、県庁内全般の予算執行・流用事務の改善を図ることを、強く希望するものである。

第4章 電源三法交付金による産業振興事業

第1節 電源三法交付金の概要

第1 電源三法交付金の歴史、経緯

昭和40年代においては、日本経済の高度成長期における電力需要の飛躍的増大やオイルショックの発生等により、エネルギーの安定供給が重要な課題として浮上する一方、公害問題や環境問題への住民意識の高まりから、原子力発電所の立地がなかなか進まない状況にあった。

このような状況の中、電源開発促進のため新税を導入し一般電気事業者（電力会社）から電源開発促進税を徴収するとともに、これについて特別会計（電源開発促進対策特別会計）を設置し、発電所が設置される市町村及び周辺市町村に対し地元住民の福祉の向上、地元産業の振興を図るための施設の整備などのために交付金を交付することにより、電源立地促進のための抜本的な対策の強化を図ることを目的としていわゆる電源三法が昭和49年に成立、施行された。

電源三法の概要は次のとおりである。

| 法律名 | 内容 |
|---------------------------------|--|
| 電源開発促進税法 | 原子力発電施設、水力発電施設等の設置の促進及び運転の円滑化を図るための財政上の措置並びにこれらの発電施設の利用の促進及び安全の確保並びにこれらの発電施設による電気の供給の円滑化を図る等のための措置に要する費用に充てるため、一般電気事業者の販売電氣に対して課税するもの。 |
| 電源開発促進対策特別会計法 (現：特別会計に関する法律) | 電源開発促進税法による収入を財源として行う電源立地対策及び電源利用対策に関して、政府の経理を明確にすることを目的とし、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。 なお、平成19年度より行政改革推進法で、電源開発促進対策特別会計と石油石炭税による石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計が、エネルギー対策特別会計に統合され、また電源開発促進対策特別会計法が他の特別会計と一括して特別会計に関する法律により規定されることとなった。 |
| 発電用施設周辺地域整備法 | 発電用施設の周辺地域において、公共用の施設の整備その他の住民の生活の利便性の向上及び産業の振興に寄与する事業を進めることにより、地域住民の福祉の向上を図り、もって発電用施設の設置及び運転を円滑にするため、県が作成する計画に基づいて電源立地地域対策交付金を交付するもの。 |

¹² メリットシステムを導入しても、各部局の不正な財務報告による集計が根絶されない限り、同システム導入の効果は認められない。向成なら、各部局が予算を使わなかったと主張しても、本当は別の事業費にもぐり込ませている可能性は否定できないからである。

これらの法律に基づき、本県も含めた地方自治体には、電源立地地域対策交付金等が交付される。交付金の種類と、これまでの交付実績累計額は次のとおりである（経済産業省所管分）。

(単位：百万円)

| 交付金名 | 内容 | 交付金受領実績累計額 | | |
|-----------------|---|------------|---------|---------|
| | | 青森県 | 県内市町村 | 計 |
| ①電源立地地域対策交付金 | 公共施設整備などの住民の利便性向上のための事業や地域の活性化を目的とした事業を支援。 立地可能性調査から施設運転終了まで一定の要件に基づいて交付される。 | 23,600 | 141,405 | 165,005 |
| ②電源立地等推進対策交付金 | フルサークル実施受入同意都道府県や運転年数が30年を超える原子力発電施設を有する都道府県その他交付が特に必要と見込まれる都道府県に交付される。 | 10,403 | 2,031 | 12,434 |
| ③電源地域産業育成支援補助金 | 財団法人電源地域振興センターが実施する人づくり事業や、市町村が実施する産業育成ビジョンの作成等を支援。 | — | — | — |
| ④電源地域振興促進事業費補助金 | 原子力発電所周辺地域や過疎地などの電源地域に立地する企業への低利融資や各種施設整備などへの補助を実施。 | — | — | — |
| これまでの交付累計額 | | 34,003 | 143,436 | 177,439 |

上記のうち、①電源立地地域対策交付金及び②電源立地等推進対策交付金については、以下のとおりの内訳となっている。

(①電源立地地域対策交付金)

(単位：百万円)

| 交付金の内訳 | 交付対象等 | 交付金受領実績累計額 | | |
|---------------------|---|------------|--------|--------|
| | | 青森県 | 県内市町村 | 計 |
| 電源立地等初期対策交付金相当部分 | 対象電源が設置される地点を含む都道府県または市町村が対象である。立地可能性調査から運転開始までの期間にわたり交付される。 | 2,421 | 18,567 | 20,988 |
| 電源立地促進対策交付金相当部分 | 一定規模の発電用施設（原子力であれば35万kW以上）が所在する市町村、及びその隣接市町村が対象である。着工から運転開始の5年後まで交付される。 | 4,269 | 59,949 | 64,218 |
| 原子力発電施設等周辺地域交付金相当部分 | 原子力発電施設等の所在市町村及び隣接市町村を域内に有する都道府県が対象である。着工から運転終了まで交付される。 | 3,002 | 54,542 | 57,544 |

都道府県内の発電電力量が当該都道府県内の消費電力量を1.5倍以上の比率で上回っており、誘導地域の面積の和が当該都道府県の総面積の50%以上である都道府県が対象である。着工翌年から運転終了まで交付される。

| | | | |
|---------------------------|--------|---------|---------|
| 電力移出県等交付金相当部分 | 13,908 | 4,361 | 18,269 |
| 水力発電施設周辺地域交付金相当部分 | — | 1,146 | 1,146 |
| 原子力発電施設等立地地域長期秀展対策交付金相当部分 | — | 2,840 | 2,840 |
| これまでの交付累計額 | 23,600 | 141,405 | 165,005 |

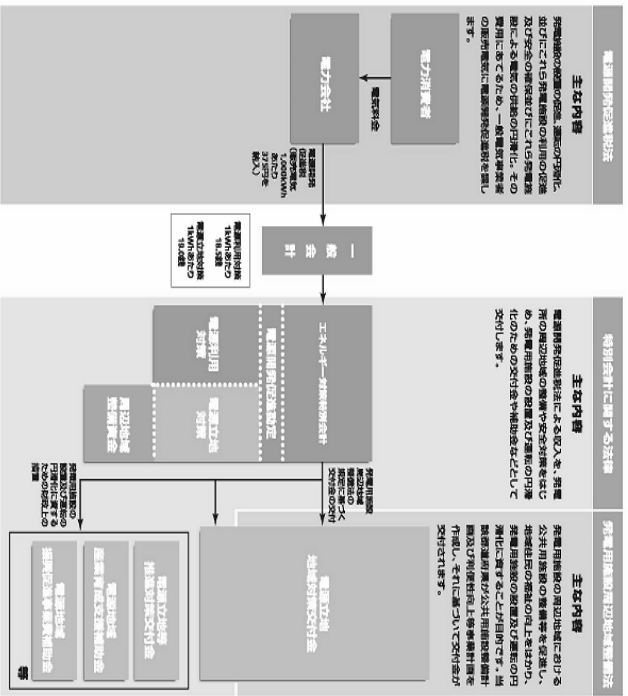
(②電源立地等推進対策交付金)

(単位：百万円)

| 交付金の内訳 | 交付対象等 | 交付金受領実績累計額 | | |
|-------------------|--|------------|-------|--------|
| | | 青森県 | 県内市町村 | 計 |
| 原子力発電施設立地地域共生交付金 | 運転年数が30年を超える原子力発電施設を有する原子力発電所が所在する都道府県が対象である。限度額25億円。平成20年度までにフルサークルの受入に同意した都道府県または平成22年度までに中間貯蔵施設やMOX燃料加工核燃料サイクル交付金 | — | — | — |
| 原子力発電施設等立地地域特別交付金 | 原子力発電施設等の設置及び運転の円滑化のために交付金を交付することが特に必要な都道府県へ交付する。限度額25億円。 | 8,750 | — | 8,750 |
| 広域・安全対策交付金 | 原子力発電施設等が所在する、あるいはその新増設が見込まれる市町村を域内に有する都道府県が対象。 | 1,653 | 2,031 | 3,684 |
| これまでの交付累計額 | | 10,403 | 2,031 | 12,434 |

第2 法令及び交付金の流れ

法律と交付金の関係は次のとおりである（資源エネルギー庁ホームページより転載）。



これらの交付金は、従来電源立地促進対策交付金、電源立地特別交付金、電源立地等初期対策交付金、電源地域産業育成支援補助金、原子力発電施設等立地地域長期発展対策交付金及び水力発電施設周辺地域交付金に分かれており、各交付金ごとに対象事業が限定されていた。しかし、平成15年10月より制度が改正¹³され、これらの交付金が統合されるとともに、対象事業に地域活性化事業が追加された。これにより、従来の施設整備やその維持運営費用のほか、地域特有の産品等の開発や普及など地域の産業振興に資する事業や福祉サービスの提供、人材育成などの事業にも使用することが可能となった。

さらに、他の交付金や地方公共団体の自主財源で整備した施設の維持運営にも活用できることとなり、地域振興や住民サービスの充実などを通じて、「地元住民の福祉の向上、地元産業の振興を図るための施設の整備などのため」という電源三法交付金の趣旨をより十分に生かす仕組みとなった。

¹³特別会計の余剰が議論された頃でもあるが、電源立地の積極的推進を図ることや、市町村の用途拡大の要望を受けた改正といわれている。

当該交付金の対象事業を具体的に述べると、次のとおりである（青森県電源立地地域対策交付金交付要綱第1）。

| 種別 | 事業内容 | 措置番号 |
|--------------------------|---|------|
| 地域振興計画作成等措置 | 地域の振興に関する計画の作成または発電用施設等の設置の必要性に関する知識の普及等 | 一 |
| 発電用施設温水有効利用措置 | 発電施設から排出される温水の有効利用方法の調査 | 二 |
| 発電用施設温水有効利用実証調査等措置 | 上記に係る実証調査、研修、広報等 | 三 |
| 発電用施設温水影響事業支援措置 | 発電施設から排出される温水により影響を受ける種苗生産などの事業に係る支援 | 四 |
| 発電用施設温水等有効利用施設整備等措置 | 発電施設から排出される温水等の有効利用施設の整備または運営 | 五 |
| 公共用施設に係る整備、維持補修又は維持運営等措置 | 道路、教育文化施設、港湾、医療施設、漁港、社会福祉施設、都市公園、消防施設、水道、国土保全施設、通信施設、交通安全施設、スポーツ等施設、熱供給施設、環境衛生施設、産業振興施設 | 六 |
| 企業導入・産業活性化措置 | 企業導入促進 | 七 |
| 福祉対策措置 | 医療施設、社会福祉施設、教育文化施設等の整備運営等 | 八 |
| 地域活性化措置 | 職場産業支援事業、地域資源資料魅力向上事業、福祉サービス提供事業、環境維持・保全・向上事業、生活利便性向上事業、人材育成事業 | 九 |
| 給付金加算等措置 | 電気の供給を受けているものに対する給付金の交付 | 十 |

経済産業省資源エネルギー庁作成の資料によると、地域活性化措置のうち福祉サービス提供事業に関しては、その事業にかかわる地方公共団体の職員の人件費にも充てが可能な旨、例示がなされており、後述するとおり、公立病院や保育所などの職員人件費にこれらの交付金を充当しているケースが多く見受けられる。

金額の重要性や用途の柔軟性をみると、原子力発電施設から徴収する核燃料物質等取扱税や住民税、固定資産税と並び、本県及び県内関連市町村の財政運営上、当該交付金はなくてはならない貴重な財源となっており、本県及び立地市町村の政策は、第一産業主体であり、首都圏からの距離が離れている本県にとって、増大する住民福祉サービスや地域振興のニーズへ適切に対応するための財源確保の観点のみ論じるとすれば、一定の成果を上げているものといえよう。

第3 その他の電源三法による交付金

また、上記に記載した経済産業省所管の交付金の他、文部科学省所管に係る交付金があり、本県のこれまでの受領実績累計額は以下のとおり、674億円となっている。

1. 放射線監視等交付金

県が行う原子力施設の周辺における、放射線監視等事業に対して交付されており、放射線の監視のための調査、監視、施設整備を行っている。

交付金累計受領額 7,652百万円

2. 大型再処理施設放射能影響調査交付金
 大型再処理施設から放出される放射性物質による周辺への影響を調査するための事業に対して交付される。

交付金累計受領額 57,046 百万円

3. 原子力発電施設等緊急時安全対策交付金

原子力発電施設等の災害などによる緊急時に、周辺地域の住民の安全の確保のため、あらかじめ果等が実施する事業に対して交付される。これに基づきオプサイトセンターの維持管理その他の事業を実施している。

交付金累計受領額 2,785 百万円

1. ～ 3. 合計

文部科学省管轄分計 67,483 百万円

したがって、平成 19 年度までの経済産業省、文部科学省双方からの交付金の受領額累計は 2,449 億円 (うち青森県分 1,014 億円) となっている。

なお、この文部科学省所管分に係る事業については、第 5 章、第 6 章を参照されたい。

第 4 電源開発促進対策特別会計の概要

国の特別会計である電源開発促進対策特別会計は、交付金等の財政資金の流れを整理する「電源立地勘定」と補助金等の財政資金の流れを整理する「電源利用勘定」に分かれている。この特別会計は、多額の剰余金を有していることから、過去において批判の対象となったことは、記憶に新しい。ここでは、平成 18 年度の特別会計の概況を、各省のホームページから転載した。18 年度末においても 1 千億円近くの剰余金がある模様である。この歳入にある租税とは、国民が電力会社に支払う電気料に含まれて徴収されているものである。

(単位：百万円)

| 区分 | 経済産業省 (電源立地勘定) | 経済産業省 (電源利用勘定) | 文部科学省 (電源立地勘定) | 単純合算 |
|--------------------|-------------------|-------------------|-------------------|---------|
| 歳入総額 | 258,673 | 294,254 | 50,821 | 603,748 |
| 前年度剰余金 | 80,637 | 102,493 | 26,754 | 209,884 |
| 租税 (電源開発促進租税) | 172,407 | 190,555 | 23,960 | 386,922 |
| その他 | 5,628 | 1,204 | 106 | 6,938 |
| 歳出総額 | 215,887 | 235,405 | 30,003 | 481,295 |
| 電源立地対策費 | 151,663 | 0 | 29,911 | 181,574 |
| 電源利用対策費 | 0 | 231,219 | 0 | 231,219 |
| 独立行政法人原子力安全基盤機構運営費 | 19,681 | 0 | 0 | 19,681 |
| その他 | 44,543 | 4,186 | 92 | 48,821 |
| 歳計剰余金 | 42,786 | 58,848 | 20,817 | 122,451 |
| 周辺地域整備資金に組入 | 3,279 | 0 | 0 | 3,279 |
| 翌年度繰越額 | 8,240 | 15,202 | 339 | 23,781 |
| その他剰余金 | 31,265 | 43,645 | 20,478 | 95,388 |

本県の受け持っている交付金は、上表のうちの電源立地勘定から支出されていると思われる。

第2節 電源立地地域対策費

第 1 補助金の交付区分

上記交付金を財源として、県エネルギー総合対策局は、発電施設立地市町村及び周辺市町村が実施する公共施設整備その他の費用に充てるための補助金を交付する。

なお、当該事業は以下の細事業に区分される。

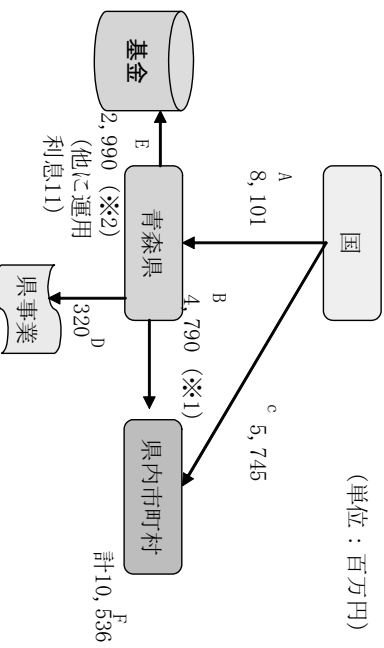
- イ. 電源立地地域対策費補助 (原子力関係市町村事業分)
- ロ. 電源立地地域対策費補助 (水力・火力関係市町村事業分)
- ハ. 電源立地地域対策費補助 (原子力立地給付金分)
- ニ. 電源立地地域対策交付金事務費 (交付金事務交付分)

イ、ロは発電施設の違いにより事業を分けているものであり、いずれも市町村へ交付する補助金である。ハは、財団法人電源地域振興センターへ補助金を交付し、原子力発電施設等の周辺地域における住民及び企業等に対する電気料の割引 (給付金の交付) を実施するものである。ニはこれらに係る事務経費である。

第 2 資金フローの概念図

細事業ごとの事業内容は、それぞれ該当する事業箇所にて記載する。

平成 19 年度における全体の資金の流れを記載すると次のとおりである。



※1 電源立地地域対策費補助金
 ※2 発電施設所在市町村等振興基金造成費
 ※3 上記には、水力分52百万円及び事務費22百万円を含まない

上記のうち、県の事業 (D) として実施した 320 百万円の事業内訳は次のとおりである。この事業は県の自営事業であるが、エネルギー総合対策局から予算を各部署に配当替えし

て、事業自体は各部署で行うことから、監査対象としたエネルギー総合対策局においては、⑤を除いて監査証拠を入手することはできなかった。

| | |
|---------------------|-----------|
| ①県道川内佐井線道路改良事業 | 67,447千円 |
| ②弘前大学医学部入学生特別対策事業 | 38,529千円 |
| ③医師臨床研修指導医養成講習会開催事業 | 2,476千円 |
| ④医師研修支援事業 | 954千円 |
| ⑤国際研究拠点教育環境整備調査事業 | 19,694千円 |
| ⑥県立つくしが丘病院整備事業 | 191,309千円 |
| 計 | 320,410千円 |

なお、上記図表の過去3年度の推移を表すと次のとおりになる。

| | A | B | C | D | | F |
|--------|-------|-------|-------|---------|-------|-------|
| | | | | D-E=A-B | B+C | |
| 平成17年度 | 6,177 | 5,489 | 2,323 | 568 | 118 | 687 |
| 平成18年度 | 7,206 | 5,103 | 6,403 | 546 | 1,585 | 2,102 |
| 平成19年度 | 8,101 | 4,790 | 5,745 | 320 | 2,990 | 3,311 |

(単位：百万円)

(注) アルファベットのほは上記図中のアルファベットに対応している。

第3 電源立地地域対策費の事業予算・実績等

電源立地地域対策事業はエネルギー総合対策局が実施している。

| | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 備考 |
|-----------|-----------|-----------|-----------|---------|
| 電源立地地域対策費 | | | | |
| 原子力関係分 | 3,980,188 | 3,640,173 | 3,293,113 | 第4に内容記載 |
| 火力・水力関係分 | 131,813 | 131,346 | 132,108 | 第4に内容記載 |
| 原子力立地給付金分 | 1,456,396 | 1,401,902 | 1,439,937 | 第6に内容記載 |
| 交付金事務分 | 5,398 | 4,221 | 4,118 | 第7に内容記載 |
| 計 | 5,573,795 | 5,177,642 | 4,869,276 | |

(単位：千円)

第4 市町村が実施する事業への補助金の監査 (原子力・火力・水力)

(1) 概要

①目的

電源三法交付金制度に基づき交付される交付金に基づき、該当する市町村が実施する事業に対して補助金を拠出し、発電用施設の周辺地域における公共用施設の整備等を促進し、地域住民の福祉の向上を図ることを目的としている。

②事業内容等

国から交付される電源立地地域対策交付金を財源として、発電施設の立地する周辺市町村に対し、補助金を拠出する。

イ) 交付に関する事務手続

電源立地地域対策交付金は、以下の区分があり、それぞれ交付手続が異なる。

イ) 電源立地等初期対策交付金相当部分

原則として発電施設所在の市町村～国から直接交付され、県を経由しない。ただし、所在地間の協議により交付先を変更させているものが一部あり、それについては例外的に県を経由している(六ヶ所村への交付額 30,000千円分)。

なお、当該金額については交付額をそのまま交付先へ交付するのみであり、県の裁量で金額を変更させることはできない。

ロ) 電源立地促進対策交付金相当部分

発電用施設出力額に応じて交付金が自動的に計算され、そのうちの50%は施設所在地の市町村に交付される。残りについては、県の裁量により隣接しない隣々接の市町村へ配分される。

ハ) 原子力発電施設等周辺地域交付金相当部分

電灯需要家契約口数及び電力需要家契約キロワット数に応じて自動的に定まり、県を経由して各市町村へ配分される。したがって、配分額について県の裁量は働かない。

ニ) 電力移出県等交付金相当部分

他の都道府県へ移出する電力量に応じて金額が決定し、そのうち県分(県事業充当分)も国の交付規則で定められている。残りについては所在市町村及び隣接市町村等へ配分されるが、配分額については県の裁量で決定することができる。

ホ) 水力発電施設周辺地域交付金相当部分

年間評価発電電力量に応じて計算され、県を経由して所在地市町村へ交付される。したがって、県として配分額に関する裁量権はない。

へ) 原子力発電施設等立地地域長期発展対策交付金相当部分
県を経由せず、国から市町村へ直接交付される。県は事務手続きには関与しない。

したがって、県は主としてロ)～ホ)の事務手続きを行い、ロ)とニ)については各市町村への配分額の決定も行っている。

ii) 関連市町村への配分

配分額の決定については、個々の申請事業に基づいて事業採択する形式になっているが、実際には次のような方法で各市町村ごとに配分枠を設定し、制度上認められた事業であれば各市町村の配分枠内で採択を行っている。

ロ) 電源立地促進対策交付金相当部分

直近で交付決定を受けた大間原子力発電所に係る分を例にすると、次のような配分方法となっている(なお制度上、立地町である大間町へは総額の50%が国より直接交付される)。

・県が行う広域的事業の実施に要する経費として10%

隣接(3市町村、当時)と隣々接(3市町村、当時)に大別し、それらを発電所からの距離を基準として8:2に区分し、さらに均等割、財政力割、人口割、産業活動指数割、境界線割、海岸線割により市町村ごとの配分額を決めている。

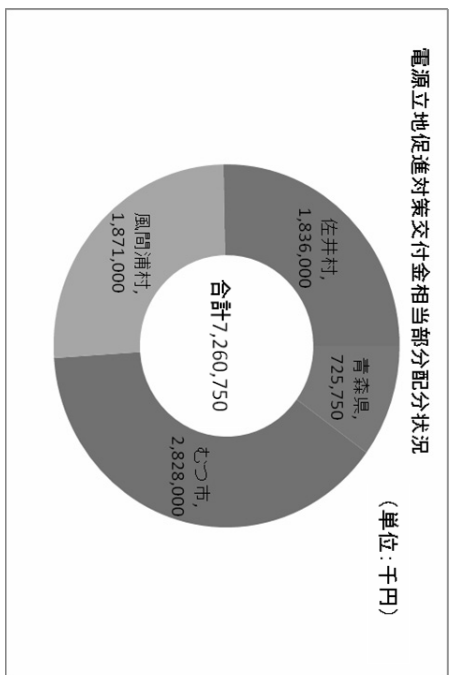
なお、それぞれの内容は次のとおりである。

| 配分基準 | 内容 |
|---------|---|
| 均等割 | 市町村数に応じた均等配分 |
| 財政力割 | 財政力が弱い市町村に対して重点的に配分し、公共用施設整備水準の格差是正を図る。 |
| 人口割 | 人口数に応じた配分 |
| 産業活動指数割 | 産業活動指数 ¹⁴⁾ の低い市町村に重点配分し、公共用施設の整備を通じて産業振興を図る。 |
| 境界線割 | 発電立地の影響度合いが境界線に比例すると考えられることから、大間町との境界線の長さに応じて配分 |
| 海岸線割 | 発電所計画地点の前面海域からの距離に応じて配分 |

このように、発電施設設置により生じる可能性のある影響度合いに、地域振興や格差是正の観点も織り交ぜた配分基準となっている。

14 農業粗生産額、林業生産額、水産業生産額、製造品出荷額、製造業従事者数、サービス業純生産額の6指標をベースに県内市町村の産業活動力を表したものであり、朝日新聞社の測定方法を応用して青森銀行が調査した指数である。

この結果、以下のような配分となっている(交付限度額の配分枠)。



(注) 大間町へは国から上記と同額の7,260,750千円を限度額とした交付金が交付される。

なお、当該交付金は単年度交付ではなく、着工から運転開始後5年までの間に上記金額を上限として交付されることとなっている。

最近4年間の交付状況および限度額残額は次のとおりである。

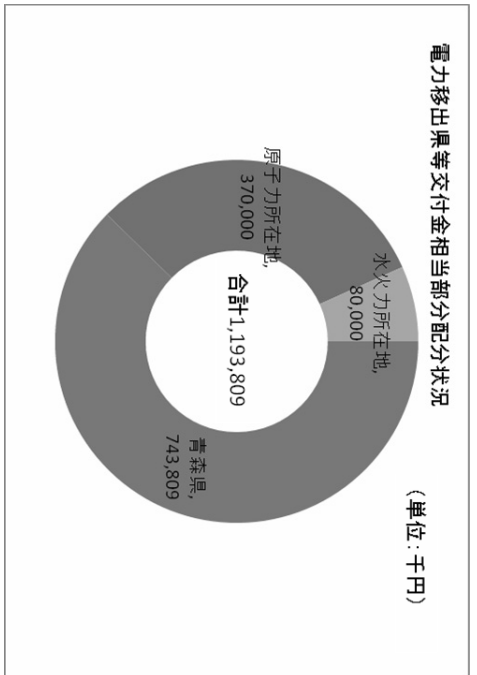
| | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 残残額 | 計 |
|------|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 青森県 | 0 | 51,130 | 124,548 | 67,447 | 482,623 | 725,750 |
| むつ市 | 517,733 | 787,386 | 931,875 | 585,182 | 5,822 | 2,828,000 |
| 風間浦村 | 27,051 | 246,909 | 220,109 | 264,700 | 1,112,230 | 1,871,000 |
| 佐井村 | 9,700 | 173,500 | 147,000 | 194,000 | 1,311,800 | 1,896,000 |
| 計 | 554,484 | 1,258,925 | 1,423,532 | 1,111,329 | 2,912,475 | 7,260,750 |

(単位:千円)

ニ) 電力移出県等交付金相当部分

交付額のうち、市町村に配分する額については、水力発電所所在市町村並びに火力発電所所在及び隣接市町村については、3年間のうちのいずれかの年度に20,000千円を交付し、原子力発電関連施設所在市町村については、当該年度分の水力及び火力分を控除した残額を関連市町村で均等配分している。

平成19年度実績で示すと次のとおりとなる。



【水力発電所所在地等】：八戸市、十和田市、深浦町、階上町の4自治体×20,000千円

【原子力所在地】：十和田市、三沢市、むつ市、平内町、野辺地町、六戸町、横浜町、六ヶ所村、東北町、七戸町、おいらせ町、東通村の12自治体
 一自治体当たり21,700千円(市町村合併を考慮し、東北町、七戸町、おいらせ町は2自治体分、むつ市は3自治体分)、六ヶ所村及び東通村は施設所在地であり、端数分が上乘せになるため、配分額は22,250千円。

なお、いずれも該当市町村との意見交換を踏まえた上で、エネルギー総合対策局内で決定されるものであり、県議会や有識者会議等で審議されるわけではない。

③事業実績等

電源立地地域対策費として、県が関係市町村に補助した実績、市町村別内訳の過去3年間の推移は以下のとおりである。

| | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 電源立地地域対策費 | | | |
| 原子力関係分 | 3,980,188 | 3,640,173 | 3,293,113 |
| 水力・水力関係分 | 131,813 | 131,346 | 132,108 |
| 計 | 4,112,001 | 3,771,519 | 3,425,221 |

<市町村別交付実績>

| 県内の市町村名 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 計 |
|---------|-----------|-----------|-----------|------------|
| むつ市 | 1,794,629 | 1,524,838 | 1,108,184 | 4,427,652 |
| 十和田市 | 668,157 | 666,185 | 686,007 | 2,020,349 |
| 風間浦村 | 246,909 | 220,109 | 264,700 | 731,718 |
| 六ヶ所村 | 211,346 | 272,887 | 211,376 | 695,609 |
| 佐井村 | 173,500 | 147,000 | 194,000 | 514,500 |
| 三沢市 | 170,001 | 127,452 | 130,058 | 427,511 |
| 東通村 | 125,872 | 122,617 | 138,476 | 386,965 |
| おいらせ町 | 110,780 | 102,274 | 114,467 | 327,521 |
| 東北町 | 110,389 | 97,399 | 97,295 | 305,083 |
| 七戸町 | 111,252 | 90,202 | 89,430 | 290,884 |
| 横浜町 | 59,262 | 105,580 | 118,245 | 283,087 |
| 野辺地町 | 103,024 | 62,803 | 64,064 | 229,891 |
| 六戸町 | 60,760 | 63,285 | 59,975 | 184,020 |
| 平内町 | 70,188 | 52,660 | 52,718 | 175,566 |
| 五戸町 | 20,000 | 20,000 | 0 | 40,000 |
| 八戸市 | 0 | 20,000 | 20,000 | 40,000 |
| 深浦町 | 5,422 | 5,422 | 25,422 | 36,266 |
| 鱸ヶ沢町 | 4,500 | 24,500 | 4,500 | 33,500 |
| 黒石市 | 4,500 | 24,500 | 4,500 | 33,500 |
| 三戸町 | 24,500 | 4,500 | 4,500 | 33,500 |
| 平川市 | 24,205 | 4,500 | 4,500 | 33,205 |
| 青森市 | 8,304 | 8,304 | 8,304 | 24,912 |
| 階上町 | 0 | 0 | 20,000 | 20,000 |
| 西目屋村 | 4,500 | 4,500 | 4,500 | 13,500 |
| 計 | 4,112,001 | 3,771,518 | 3,425,221 | 11,308,741 |

(3) 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【意見】電源立地地域対策補助の人工費充当額の多さについて

電源立地地域対策費の補助事業を見ると、人工費に充当している市町村が極めて多いのが実態である。平成19年度実績では以下のとおりとなっている。

| 市町村名 | 平成19年度補助額A | うち人工費充当額B | 充当率B/A | 立地促進・移出果相当分C | うち人工費充当額D | 充当率D/C |
|-------|------------|-----------|--------|--------------|-----------|--------|
| むつ市 | 1,108,184 | 978,184 | 88.3% | 650,282 | 520,282 | 80.0% |
| 十和田市 | 686,007 | - | 0.0% | 41,700 | - | 0.0% |
| 風間浦村 | 264,700 | 241,239 | 91.1% | 264,700 | 241,239 | 91.1% |
| 六ヶ所村 | 211,376 | - | 0.0% | 37,063 | - | 0.0% |
| 佐井村 | 194,000 | 182,224 | 93.9% | 194,000 | 182,224 | 93.9% |
| 三沢市 | 130,058 | 130,058 | 100.0% | 21,700 | 21,700 | 100.0% |
| 東通村 | 138,476 | 6,000 | 4.3% | 22,250 | - | 0.0% |
| おいらせ町 | 114,467 | 55,951 | 48.9% | 43,400 | 21,700 | 50.0% |

| | | | | | | |
|------|-----------|-----------|--------|-----------|-----------|--------|
| 東北町 | 97,295 | 97,295 | 100.0% | 43,400 | 43,400 | 100.0% |
| 七戸町 | 89,430 | 89,430 | 100.0% | 43,400 | 43,400 | 100.0% |
| 横浜町 | 118,245 | 118,245 | 100.0% | 21,700 | 21,700 | 100.0% |
| 野辺地町 | 64,064 | 64,064 | 100.0% | 21,700 | 21,700 | 100.0% |
| 六戸町 | 59,975 | 45,635 | 76.1% | 21,700 | 21,700 | 100.0% |
| 平内町 | 52,718 | 52,718 | 100.0% | 21,700 | 21,700 | 100.0% |
| 八戸市 | 20,000 | 1,647 | 8.2% | 20,000 | 1,647 | 8.2% |
| 深井町 | 25,422 | 14,470 | 56.9% | 20,000 | 11,748 | 58.7% |
| 鱸ヶ沢町 | 4,500 | - | 0.0% | - | - | - |
| 黒石市 | 4,500 | - | 0.0% | - | - | - |
| 三戸町 | 4,500 | - | 0.0% | - | - | - |
| 平川市 | 4,500 | - | 0.0% | - | - | - |
| 青森市 | 8,304 | - | 0.0% | - | - | - |
| 階上町 | 20,000 | - | 0.0% | 20,000 | - | 0.0% |
| 西目屋村 | 4,500 | 4,500 | 100.0% | - | - | - |
| 計 | 3,425,221 | 2,081,661 | 60.8% | 1,508,695 | 1,174,141 | 77.8% |

人件費に充当が可能なのは、病院や保育所、老人ホームなどの現業部門における人件費であり、いわゆる一般行政職への充当は制度上認められていない。

上記のうち、交付金全体での人件費への充当額は60%を超えている。さらに、制度上県が配分権を有している交付金（電源立地促進対策交付金相当部分及び電力移出県等交付金相当部分）に限ってみると、80%近い水準となっている。

制度上認められている使途（国の電源立地地域対策交付金交付規則及び県の交付要綱並びにこれらの運用指針等に記載されている）に充当しているため、ルール上や形式面での問題は無いが、実際には一般財源の穴埋めの意味合いで当該交付金が使用されている実態（注）が浮かび上がっており、地元住民の福祉の向上、地元産業の振興を図るための施設の整備などのための交付金という本来の趣旨にどこまで合致しているか、疑問を挟む余地がある。

個別の事業においては、後述するとおり、その事業評価が極めて抽象的な内容であり、具体的に福祉の向上や産業振興にどのように寄与したかが明確ではないものも見受けられ、市町村財政が悪化の一途をたどる中、住民福祉を向上させるといふよりむしろ後退させないための安易な手段となっているものもあるのではないかとと思われる。その結果、市町村における行政改革等により捻出すべき財源を当該交付金等で代替し、改革の進捗が深まっていないケースもあるのではないかと監査人は危惧するところである。

交付金の中には、計算式により算出された金額を該当する市町村へ交付するだけであり、県の裁量や判断が実質的には入らないものもあり、県としては如何ともし難い部分もある。しかし、制度上県が配分権を有している交付金については、交付金本来の趣旨に合致する事業への配分に極力努めるのが県に与えられた使命だと考える。

したがって、交付額全額について市町村別に枠を決めて、機械的に交付する現状のやり方について、例えばそのうちの一部分については、補助金を充当する事業内容に依じて交付先を決定するような取り組みを試みることも、今後の県に与えられた課題として考えられるのではないだろうか。

また、それにより、本来的な意味での地元住民の福祉の向上、地元産業の振興など、青森県全体の底上げにつながる施策に活用されることを期待するものである。

（注）参考として、年間50百万円以上補助金が交付されている市町村について、平成19年度の財政状況等を集計した結果は以下のとおりである。

地方交付税不交付団体の六ヶ所村を除いては、いずれも厳しい財政状況ではあるが、数値を見る限り人件費充当割合と財政状況は必ずしも連動しているわけではない。

また、交付額の大きい市に限って県内他の市と財政状況を比較したところ、むつ市の財政的惨状が際立ってはいえるものの、同様に多額の補助金を人件費充当している三沢市は極端に劣後しているわけではなかった。

さらに、給与水準についてみた結果、一般行政職に限ってであるが、人件費に多額の補助金を充当することで給与水準を高くしている傾向は見受けられなかった。但し、財政状況を勘案すると本来はもっと低い水準にすべき市町村がある可能性は否定できない。地方公務員の給与改定には手続上安易に実施できない面はあると考えるが、本県においては数年前より全職員について一律カットや期末手当の削減を実施してきている。市町村の人件費抑制努力は各自自治体の問題と割り切って考えればそれまでであるが、このような国庫交付金が地方のツメとなり、将来のムチになって住民の負担となることを忘れてはならない。

（平成19年度の主な交付対象市町村の財政状況）

| 市町村名 | 財政力指数 | 経常収支比率 | 実質収支比率 | 連結実質収支比率 | 実質公債費比率 | 将来負担比率 | 人件費充当率 |
|-------|-------|--------|--------|----------|---------|--------|---------|
| むつ市 | 0.413 | 102.5 | -12.59 | -14.51 | 20.6 | 268.7 | 88.30% |
| 十和田市 | 0.441 | 91.7 | 3.30 | 11.40 | 15.5 | 141.5 | 0.00% |
| 風間浦村 | 0.120 | 95.3 | 3.80 | 5.85 | 18.0 | 165.7 | 91.10% |
| 六ヶ所村 | 1.881 | 73.1 | 1.84 | 8.24 | 5.0 | - | 0.00% |
| 佐井村 | 0.112 | 97.6 | 4.75 | 4.45 | 21.7 | 103.3 | 93.90% |
| 三沢市 | 0.500 | 92.1 | 4.49 | 21.68 | 19.9 | 172.7 | 100.00% |
| 東通村 | 0.981 | 68.8 | 2.59 | 4.62 | 21.4 | 108.8 | 4.30% |
| おいらせ町 | 0.466 | 91.0 | 2.08 | 18.89 | 18.8 | 180.0 | 48.90% |
| 東北町 | 0.317 | 94.7 | 1.54 | 7.27 | 14.3 | 168.3 | 100.00% |
| 七戸町 | 0.278 | 96.4 | 0.68 | 9.80 | 16.6 | 155.2 | 100.00% |
| 横浜町 | 0.247 | 97.7 | 2.83 | 14.64 | 15.0 | 134.1 | 100.00% |
| 野辺地町 | 0.405 | 92.7 | 0.30 | 6.97 | 12.4 | 115.2 | 100.00% |
| 六戸町 | 0.347 | 84.8 | 4.17 | 4.47 | 11.3 | 122.2 | 76.10% |
| 平内町 | 0.274 | 87.8 | 1.05 | 2.74 | 17.2 | 165.3 | 100.00% |

(平成19年度の県内全市の財政状況及びラスパイレス指数の動向)

Table with columns: 市町村名, 財政力指数, 経常収支比率, 実質収支比率, 連結実質収支比率, 実質公債費比率, 将来負担比率, ラスパイレス指数. Rows include むつ市, 十和田市, 三沢市, 青森市, 弘前市, 八戸市, 黒石市, 五所川原市, つがる市, 平川市.

(過去3年間のラスパイレス指数の動向)

Table with columns: 市町村名, 平成17年, 平成18年, 平成19年, 区分, 県内平均, 対比, 全国平均, 対比, 人件費充当率. Rows include むつ市, 十和田市, 風間浦村, 六ヶ所村, 佐井村, 三沢市, 東通村, おいらせ町, 七戸町, 東津軽町, 野辺地町, 六戸町, 平戸町.

なお、県内市町村の財政状態の状況は、地方財政健全化法による平成19年度の健全化判断比率を見ると、全国でも北海道と並び危機的な状況であることがわかる。

下表は、早期健全化基準以上の自治体数のうち、本県の自治体数の占める割合を表示したものである。延べで県内の6市町村、14団体が該当している。

Table with columns: 健全化判断比率, 該当する自治体数(全国), 該当する自治体数(本県). Rows include 実質赤字比率, 連結実質赤字比率, 実質公債費比率, 将来負担比率, 資金不足比率.

(出典：総務省ホームページ、青森県庁ホームページ)

15 ラスパイレス指数とは、ドイツの経済学者のラスパイレスが提案した指数である。その意味は、地方公務員の給与額を同等の職種や経歴に相当する国家公務員の給与額を100として比較した場合に算出したものである。上表は青森県ホームページに公表されており、各年4月1日現在の一一般行政職の給与月額と国の行政職修給表(一)の適用職員の俸給月額を比較したデータである。

第5 県が市町村に対して間接交付した補助金の監査(原子力・水力・火力)

1. 監査対象個別事業の明細

監査の対象とした市町村実施事業は以下のとおりである。

Table with columns: 事業主体, 措置名, 事業名, 備考, 交付金額. Rows include 十和田市, 十和田市, 十和田市, 十和田市, むつ市, むつ市, むつ市, 野辺地町, 六戸町, 横浜町, おいらせ町, おいらせ町, おいらせ町, 東通村, 風間浦村, 風間浦村, 風間浦村, 佐井村, 佐井村, 佐井村, 佐井村, 八戸市, 黒石市, 平川市, 鶴ヶ沢町, 深浦町.

注：措置名欄の番号は、「第2 法令及び交付金の流れ」にある対象事業の表の措置番号である。

2. 実施した手続

平成19年度電源立地地域対策交付金交付申請書を確認し、交付金事業の概要を把握した。
 また、電源立地地域対策交付金事業計画書を確認し、事業内容を確認した。
 ・建築や維持管理事業、物品購入事業の場合には、入札状況について予定価格調書及び開札一覧表等を確認するとともに契約書、完成検査調書、支出命令書等を確認した。
 ・用地買収取引については、標準地（取得地）価格評価表にて価格算定根拠を計算チェックするとともに、土地売買契約書及び支出命令書などの証拠と突合した。
 ・業務委託契約及び請負契約等については、契約書及び支出命令書などの証拠と突合した。
 ・人件費補助の場合には、申請額の根拠となった人件費積算資料を確認し、実績報告の根拠となる給与総括表、給与明細表等も確認した。
 ・電気料補助の場合には、申請額の根拠となった電気料積算資料を確認し、実績報告の根拠となる電気料請求書等も確認した。
 ・県の検査実施状況について、復命書及び電源立地地域対策交付金事業調査表等で確認した。

3. 事業別の監査

以下では、上表のうち補助金の交付対象事業を5つに大別して、監査結果を導いた。

| | |
|-----|---|
| I | 施設設備（ハコモノ）の設置・維持に関する事業 A 設備設置・購入事業 B 設備維持管理事業 |
| II | 公立病院の人件費への補助事業 |
| III | 消防署の人件費への補助事業 |
| IV | 市町村の保育所人件費補助事業 |
| V | その他事業への補助事業 |

I 施設設備（ハコモノ）の設置・維持に関する事業

A 設備設置・購入事業

十和田市：塵芥車購入事業

(1) 概要

①目的

景観を考慮した日々の維持管理を行うこと。

②事業内容等

剪定した枝葉や枯葉、雑草、ゴミ等を効率よく回収できるごみ収集車を導入する。

③事業予算・実績等

平成19年度予算、実績等は以下のとおりである。なお、単年度事業である。

| | | | | | |
|---------|---------|---------|------|---------|------|
| 当初予算 | 予定価格 | 落札価格 | 入札方法 | 交付金充当額 | 充当率 |
| 8,009千円 | 7,600千円 | 5,124千円 | 指名競争 | 5,124千円 | 100% |

④自己評価の概要等

交通事故の不安解消や風雪害時等の倒木処理のための緊急業務や剪定・ごみ収集等の通常の維持管理業務にもスムーズに安心して対応でき、効率よい安全管理体制を整えることができた。

(2) 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【意見】当初予算及び予定価格の設定について

この事業の当初予算に対する落札価格率は64%である。ごみ収集車は、仕様が決まった型式のものを導入することになっていったが、予算策定段階で、もう少し精緻な見積もりを入手しておれば、このような乖離は生じなかったものと解される。

車両の予定価格決定に当たり、市は3社の見積書をとり、予定価格決定後は5社の指名競争入札を行った。その結果は下表のとおりである。

| | | | | | |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | A社 | B社 | C社 | D社 | E社 |
| 当初見積額 | 8,009 | 8,308 | 8,918 | — | — |
| 入札額 | 5,239 | 6,835 | 5,124 | 5,218 | 5,754 |

(単位：千円)

納入業者は民間企業であるので、当初見積もり提示額と実際の入札額との差は受注に対する意欲や企業努力による値引きとも考えられ、営利企業としての企業戦略の一部であることは当然である。しかしながら、例えばC社は当初見積もりでは最高額を提示しながら、入札時は最低額によって落札している（当初見積額に比べて42%引きとなる）。これでは予定価格の設計にあたり、当初見積額に対して乗じた95%という数字は、市場価格を反映しない形式的な率であった可能性もある。市場価格は64%であったことは事実であるから、この経験は自治体の今後の入札事務にあたって、良き教訓とするべきである。

発注者である自治体は、基本的には当初予算を超えることはできないという制約があるので、予算を高め設定しておきたいというインセンティブを持つのは推測されるが、予定価格の決定は公正で妥当な手続きにより行われなければ、有効な予算統制とはならない。予算の配分者としての県の役割は、限られた財源で最大の効果を求める立場から、予定価格の決定に当たっての透明性と競争性の確保と、その指導・監視にあると考える。

十和田市：官庁街通り野外芸術文化ゾーン整備事業

(1) 概要

損なわれつつある十和田市の「官庁街通り」の景観を守り、都市景観に付加価値を与え、「都市の魅力」を向上させ街の賑わいを創出するとともに、地域産業の振興を図るため、創造性・自由さ・多様性に富んだ野外芸術文化ゾーン（主として美術館の建設）を整備するものである。本事業は、平成17年度から平成21年度の5カ年に亘って行われており、計画概要は以下のとおりである。

| 事業区分 | 平成17年度 実績 | 平成18年度 実績 | 平成19年度 予算 | 平成20年度 計画 | 平成21年度 計画 | 全体事業費 |
|---------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|-----------|
| 事業費 | — | 320,281 | 1,024,785 | 442,727 | 636,572 | 2,424,365 |
| 工事費 | — | — | 46,500 | 117,210 | — | 419,860 |
| 用地費 | 256,170 | — | 21,643 | 24,700 | — | 120,263 |
| 調査設計費 | 36,981 | 36,939 | 1,092,929 | 584,637 | 636,572 | 2,964,510 |
| 合計 | 293,151 | 357,220 | 1,092,929 | 584,637 | 636,572 | 2,964,510 |
| 交付金の額 | 620,275 | 631,065 | 590,975 | 592,575 | 361,700 | 2,796,590 |
| 費用負担 | — | — | — | — | — | — |
| 補助金充当 | 292,450 | 350,800 | 590,975 | 531,700 | 361,700 | 2,127,625 |
| 基金処分 | — | — | 430,025 | — | 241,773 | 671,798 |
| 一般財源 | 701 | 6,420 | 71,929 | 52,937 | 33,098 | 165,087 |
| 合計 | 293,151 | 357,220 | 1,092,929 | 584,637 | 636,572 | 2,964,510 |
| 基金の状況 | — | — | — | — | — | — |
| 積立 | 327,825 | 280,265 | — | 60,875 | — | 668,965 |
| 運用益(利息) | — | — | 1,703 | 324 | 434 | 2,833 |
| 如分 | — | — | 430,025 | — | 241,773 | 671,798 |
| 基金期末残高 | 327,825 | 608,460 | 180,139 | 241,338 | — | — |

(単位：千円)

(出典：平成19年度電源立地地域対策交付金交付申請書より要約抜粋)

平成19年度は、事業の中核となるアートセンター(美術館)の建設工事を実施するとともに、アートセンター内の美術品設置工事及び外構工事等を行った。平成20年度は、アートセンター南側のアート広場に係るアート工事を行うとともに、平成21年度に着手する用地取得及び設計を実施し、平成21年度の事業完成を目指している。

なお、平成19年度の予算と実績の対比は以下のとおりである。

(単位：千円)

| 事業区分 | 平成19年度 予算 | 平成19年度 実績 |
|-------|--------------|--------------|
| 事業費 | 1,024,785 | 993,373 |
| 工事費 | 46,500 | 42,000 |
| 用地費 | 21,643 | 20,454 |
| 調査設計費 | 1,092,929 | 1,055,827 |
| 合計 | 1,092,929 | 1,055,827 |
| 交付金の額 | 590,975 | 593,801 |
| 費用負担 | — | — |
| 補助金充当 | 590,975 | 593,801 |
| 基金処分 | 430,025 | 430,025 |
| 一般財源 | 71,929 | 32,001 |
| 合計 | 1,092,929 | 1,055,827 |

補助金充当額が590,975千円(予算)から593,801千円(実績)と2,826千円増加しているのは、平成19年10月31日付で経済産業省から再通知があり、十和田市に係る交付限度額が当初に比べて加算となったことから、同市が同事業への交付金充当額を変更申請したためである。

また、平成19年度は上記整備事業のほかに、平成20年4月のオーゾンに向けて、備品購入事業(事業費25,004千円、うち交付金20,200千円)及び広報事業(事業費7,878千円、うち交付金6,000千円)を実施している。この美術館は当初の予想を大きく上回る入場者数を達成し、現時点では地域振興の観点からの成功例と評価できると考える。

(2) 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【指摘】事業実施状況報告書の記載内容について
交付規則上、市は県に対して、青森県電源立地地域対策交付金交付要綱に基づき交付前執行を行った場合には、年度中でも四半期ごとに事業の実施状況を報告しなければならぬ。監査の結果、第2四半期報告書では事業進捗率が35.05%となっていたが、第3四半期のそれは0%と記載されていた。この記載は明らかに整合性を欠くものであり、原子力立地対策課のチェック体制が不十分であったと考える。

B 設備維持管理事業

| 事業名・目的 | 内容 | 施策効果に関する自己評価の内容 |
|--|-------------------------------|--|
| むつ市：図書館運営事業 地域住民に対して、多くの図書・視聴覚資料を提供し、地域の芸術・文化や情報の発信機能を有する市立図書館の適切な運営を図る。 | 図書館業務に従事する職員7名分の人件費の負担。 | あらゆる年齢層の、さまざまな目的をもつ利用者に対し、幅広い情報と知識を提供することにより、運営事業が円滑に実施されたことにより教育と文化の発展に寄与した。 |
| 東通村：児童厚生施設運営事業 共働き世帯が増加するなか、東通村立児童館に対する村民のニーズにこたえるべく、児童に対し健全な遊びを促し、幼児又は少年を教育的及び趣味的に指導して児童の健康増進し、情操を豊かにすることを目的とする。 | 東通村立児童館の児童厚生員の人件費(共済費を含む)の負担。 | 児童館におけるサービスは、少子化が進む昨今においても、夫婦共働き世帯の増加等により、本施設に対する地域のニーズは大きく、平成20年2月末現在の児童数は60名を数え、児童厚生員をはじめ計12名が従事し、サービスの趣向向上に努めたことにより、7名分の人件費に交付金を充当したことにより、児童館運営を円滑に実施した。 |
| むつ市：ウェルネスパーク・むつ市都市公園施設及びむつ市児童スキー場管理運営事業 通年利用可能な大空間を備えた施設としてウェルネスパークを整備し、スポーツの振興と住民の健康増進を図っているところ、その維持運営には多額の維持経費が必要である。このため、柔軟で質の高い住民サービスの向上と経費削減を目的として指定管理者制度を導入する。 | 管理運営を指定管理者に委託する。 | 3施設の管理運営に指定管理者制度を導入し、民間経営のノウハウ等を活用することにより、利用者の多様化によるニーズに対し、より柔軟で質の高いサービスの提供が可能となり、また、施設の管理運営経費の削減が図られるなど、効率的・効果的な施設運営事業に寄与した。 |
| おいらせ町：観光施設等維持運営事業 町の観光を振興していく上で必要な観光施設を維持運営していくことで、町のイメージアップと観光機能を強化し、それに伴う地場産業の振興による雇用の拡大や関連産業の導入を期待する。 | 下田公園及びしもだサンパルクの植栽管理。 | 下田公園にある野球場やキャンプ場等の芝生養生・草刈及び樹木の選定を実施したことにより、景観が良く、快適な環境となり、朝野根大会やクラフツフェスティバルの練習等で利用されたほか、特に花見時期や休日には、親子・各種団体などのグループ連れで町内外から多くの来園者があった。また、奥入瀬川の河川敷地にあるしもだサンパルクの芝生養生・草刈を実施したことにより、緑豊かな広大な広場ができ朝の散歩コースに利用される等、町民憩いの場となった。さらに「日本のおいらせ熊まつり」のイベント開催時は、県内外から多くの観光客が訪れた。向施設の利用者数は年間7万人以上となっており、施設の維持管理に交付金を充当したことにより円滑な運営を行うことができた。 |
| 風間浦村：村民野球場維持運営事業 村民野球場は地域の強い要望がありナイター照明設備を設置し、夕焼け野原などを実施することにより、夜間における村民の健康維持増進に寄与していることから、施設機能の維持管理を図る。 | 7～3月分電気料・交付金を充当する。 | 村民のスポーツ交流及び健康増進の施設である村民野球場の継続的な施設機能の維持管理に寄与した。 |

監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【意見①】 ハコモノの維持管理費用への充当について

電源三法交付金の使途に関しては、平成 16 年に見直しが行われ、電源三法交付金以外の財源で建築した施設の維持管理費用についても対象となることとなった。これにより、交付金を受け取る市町村は大幅に対象が増えた結果、上記のような野球場、公園等の施設の人件費を含む維持管理費用も使途とすることが可能となり、地方の財政難の中で、今では必要不可欠な替え難い財源となっている。

しかし、これは単に地方の延命策の一つに過ぎず、一時渡ぎのための財源であることを、自治体のみならず住民も理解をする必要がある。

【意見②】 電気料金の実費負担分の補助対象からの除外について

風間浦村村営野球場は村民以外への外部にも貸し出しがなされており、平成 19 年度における使用料収入は 82 千円であった。使用料収入を伴うものであるため、その分を補助対象から除外すべきではないか、県の担当者に確認したところ、施設利用料については、施設全体の維持運営経費に充てられており、電気料のみに充てられているわけではないため、収入相当額の控除は行わなかった旨の回答を得た。

確かに極めて少額であるため、特に考慮するほどのことではないとも思われるが、金額に重要性が生じた場合には、電気料金の補助にあたって当該収入分を控除した残額について補助金を交付するべきだと考える。従って、県は、そのようなデータを補助金確定に際しては、市町村に対して確認すべきである。

II 公立病院の人件費への補助事業

| 事業名：目的 | 内容 | 施設効果に關する自己評価の内容 |
|--------------------------------------|---------------------------------------|--|
| 六戸町：国民健康保険病院運営事業 | 六戸町国民健康保険病院の看護士の人件費を負担する。 | 六戸町国民健康保険病院は、地域医療を担う拠点であると同時に、地域住民の健康づくりに取り組み上で福祉・保健等各分野との連携における中心の施設となっている。今回、事業費への交付金充當を行うことにより病院運営事業の安定化が図られ、地域医療の充実さらには地域住民の健康増進へ寄与することができた。 |
| 一部事務組合下北医療センター 風間浦村：診療所運営事業 | 医師・看護師・歯科衛生士 6 名分の人件費（共済費を含みます）を負担する。 | 診療所に従事する医師、看護師等の人件費に交付金を充當することにより、診療所施設の運営を円滑に行うことができた。 |
| 一部事務組合下北医療センター 佐井村：地区診療活動提供事業 | 医師・看護師・歯科衛生士 8 名分の人件費（共済費を含みます）を負担する。 | 佐井診療所は、村内で唯一医師が常駐している医療機関であり、地域住民の医療の充実を図るため、医師の人件費に交付金を充當することにより、円滑な医療活動に寄与した。 |
| おいらせ町：おいらせ病院運営事業 | おいらせ病院の看護師の人件費 | 本事業の実施により、おいらせ町民はもとより近隣住民約 3 万人の地域に密着した公的医療機関として、医師の待遇改善を図るとともに採用医師 5 名、非常勤医師 7 名の計 12 名の安定した医師確保 |

| | | | | |
|---|---------------|----------|----------|----------|
| (共済費を含みます)を負担する。 が可能となり、院内にある内科、外科、放射線科等の平成 19 年 4 月から 10 月までの延べ利用者数は入院患者数 10,564 人、外来患者数 27,000 人となり、地域住民に安全・安心の良好な医療サービスを行うことができました。 <参考> | 患者数の推移 (一日平均) | 平成 17 年度 | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 |
| | 入院 | 46 人 | 52 人 | 51 人 |
| | 外来 | 177 人 | 176 人 | 188 人 |

一部事務組合下北医療センター むつ市：総合病院運営事業 (上期)

| | | |
|------------------------------|-----------------------------------|--|
| むつ総合病院の安定的な運営及び医療サービスの提供を図る。 | むつ総合病院の看護師の人件費 (共済負担金を含みます)を負担する。 | 看護業務は、入院患者や外来患者に高度で良質なサービスを安定して提供していくことが求められている。更に、生活水準の向上に伴う健康に対する関心の高まり等から、高度化、多様化する地域住民の医療・看護ニーズに的確に対応するためにも、その充実強化を図っていく必要がある。このような状況の中、看護師などは地域住民の生命と健康を守るため、日夜、看護業務に従事しているものであり、本事業は地域住民の医療水準の向上及び健康増進に大きく寄与するものである。 |
|------------------------------|-----------------------------------|--|

| | 平成 17 年度 | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 |
|-------|-------------|-------------|-------------|
| 入院患者数 | 407 人 | 406 人 | 389 人 |
| 外来患者数 | 1,273 人 | 1,243 人 | 1,147 人 |
| 看護師数※ | 329 人 (278) | 344 人 (277) | 338 人 (278) |

※准看護師、臨時職員及びパートを含む (括弧内は交付金対象者数)

監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【意見】 むつ総合病院の事業評価について

近年の本県における緊急的政策課題のひとつに、高齢化社会の中での地域医療機関の運営問題があると言われている。特に、過疎地域等、地方のへき地医療に関しては、公立病院の医師不足、病院から診療所への移行、産科や小児科といった特定の診療科医師の不足、救急医療機関の不足、医療機関への交通手段の問題、という難題が山積している状況にある。そして、それは地方自治体の財政状況とトレードオフの関係にあって、住民サービスの確保のために、財源をこのような国庫補助金に求める自治体が多いようである。おそらく本県に限ったことではないが、医療現場における医師や看護師の不足は深刻であり、補助金交付先であるむつ市についても同様の状況にあるが、自己評価上は、患者数が減少する中で看護師数は減少しておらず、交付金対象者数はほとんど変動していない状況にある。特に、むつ総合病院を運営する一部事務組合下北医療センターは全国有数の不採算病院であり、平成 19 年度の資金不足額は 6,942 百万円、資金不足比率は 60.4% である¹⁶。地方自治体の経営改善努力によりこの状況は改善方向に向かつており、本交付金が一役買っていることは確かである。今後も地域の中核病院として生き残るためには、むつ市が主体となつて、地方独立行政法人化や指定管理者制度の導入が模索されていくべきであろう。

16 日本経済新聞平成 21 年 1 月 26 日朝刊。なお、資金不足比率は資金不足額が料収入に占める割合を示す。

しかし、このような深刻な状況下において、なぜ交付対象人数が変わらないのか、事業評価個表等で明確にさせるなど、県は交付者としてチェックするべきと思われるが、受給者である市側の評価表が抽象的な記載にとどまり、県側で踏み込んだ把握がなされていない。つまり、評価表が経済実態を示しているのかどうか、という視点が欠けていると思われるのである。

国庫事業であり、国から交付された補助金を単に市町村に交付する制度であるのは確かであるが、使途についてのモニタリング機能を發揮しなくてよいということではないものと思われる、事業評価個表の記載の充実を求めるなどの方法により、事業実施の意味や有効性について実効性のある確認手続を行うべきである。

Ⅲ 消防署の人件費への補助事業

| 事業名：目的 | 内容 | 施策効果に関する自己評価の内容 |
|---------------------------------------|--|---|
| 野辺地町：消防活動推進事業（上期） | 野辺地町の消防活動の推進を図る。 | 野辺地消防署は、3町1村で構成されている「北部上北広域事務組合」に組織されており、消防本部と連携しながら各町村消防署と共同で広域圏での消防防災業務にあたる。地域住民の安全確保と救命のための習熟訓練をはじめ、住民への防災指導、巡回広報・特別警戒・応急手当指導、消防訓練等、地域に密着した活動の維持ができたほか、地域及び広域圏における消防力・防災力の向上、地域コミュニケーションの活性化を図ることができたことである。また、成果の一つとして、活用用火災警報器設置の義務化に伴い、署員を「普及アドバイザー」に任命し、各種イベントや広報紙を活用した普及啓発めがね、警報器設置済みシール」を独自に製作し、普及と併せて、署員が適切な設置をした住宅の玄関にシールを張ること、悪質な訪問販売の対策を行ったことがあげられる。地域住民とふれあいが、防火・救命意識の向上が図ることができ、併せて地域ぐるみでの活動が地域の活性化につながったものである。 |
| 横浜町：消防活動推進事業（上期） | 地域住民の生命・財産・安全を守るため、火災の予防、警戒及び鎮圧、救急搬送並びに人命の救助等の消防活動を展開している横浜消防署の運営に資する。 | 横浜町地域住民の生命、財産を守るための救急活動、防火活動に24時間体制で活動する横浜消防署に係る当該維持運営事業は、有形無形に地域住民はもとより、町にとっても貢献度は高い。 |
| 下北地域広域行政事務組合－風間浦村：消防分署運営事業（上期） | 風間浦消防分署は、村の非常時における拠点の要として重要な施設であり、住民の安全・安心な生活を守る。 | 消防活動、危険物施設、防火対象物及び一般住宅等の立入検査指導、消防と密接な関係のある諸団体との合同訓練を実施し、地域住民の安全のための活動を行っている消防職員の人件費に交付金を充当することにより円滑な消防活動に寄与することができた。 |

監査の結果及び意見

特に問題となる事項は見られなかった。

Ⅳ 市町村の保育所人件費補助事業

| 事業名 | 施策効果に関する自己評価の内容 |
|----------------------|--|
| 八戸市：島守地区保育サービスマン提供事業 | 島守保育所は、過疎問題が深刻化していた旧南郷村において、児童の福祉向上を目的に設置された保育所であり、小規模ではあるが、島守地区の児童を中心にした保育を実施している。近年の核家族化及び女性の社会進出による共働き世帯の増加により、児童を取り巻く社会環境も変化している中、島守保育所は地域の児童福祉の拠点となっている。この事業により、保育士の適正な配置を図ることができ、地域の児童が心身ともに健康で、安心安全な保育環境の確保をすることができた。 |
| むつ市：保育サービスマン提供事業 | 入所児童たちが健やかで快適な保育所生活を送ることができるよう保育士等の人件費に交付金を充当することにより、市立保育所の運営事業が円滑に実施され、入所児童の健全育成に寄与した。 |
| 風間浦村：保育所サービスマン提供事業 | 次世代を担う子ども達が健康で日々の生活を通し、安心安全な保育が受けられるよう環境を確保することができ、交付金を充当することによって施設を円滑に運営することができた。 |
| 佐井村：保育所運営事業 | 近年の少子化及び核家族化、さらには女性の社会進出に伴う共働き世帯の増加など、児童を取り巻く社会環境の変化に対応し、子どもたちが心身ともに健やかに育つ環境整備を担う職員の人件費に交付金を充当したことにより、適切な運営に寄与した。 |
| 横浜町：保育サービスマン提供事業 | 横浜町の少子化の進行に歯止めを掛けるため、女性が働きながら結婚・出産ができる環境をつくる上で重要な役割を果たす保育所に係る当該維持運営事業は、安心して子育てができる環境整備を総合的に推進し、地域住民はもとより町にとっても貢献度は高い。 |

監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【意見】市町村の自己評価の抽象的記載について
 補助金の交付を受けた市町村から提出された事業評価個表には、上表に記載のとおり自己評価がなされている。確かに、少子化対策、児童福祉の向上、安心安全な保育環境、地域社会の中での中核的機能の確保といった現代の社会環境を物語ることも見受けられる。しかし、この電源立地地域対策交付金を利用して、どれだけの住民福祉の向上に貢献できたかといった視点に欠けており、既存の枠組みや環境の維持に重点があるように感じられた。つまり、上記記載では自己評価の内容が一般的かつ抽象的であり、保育所の人件費に交付金を充当したことによる効果が十分に伝わってこない。なぜ市町村の一般財源ではなく電源立地地域対策補助で上記事業を実施する必要があるか、公的サービスマンとしての必要性やコスト削減努力の必要性、そしてその効果と住民の評価はどうだったかを補助金交付主体として、県は市町村に対してより明確にさせる必要があると思われる。

V その他事業への補助事業

| 事業名 | 目的、事業内容 | 施策効果に関する自己評価の内容 |
|----------------------|--|--|
| 風間浦村：風間浦中学校維持運営事業 | 人間形成に非常に重要な中学生時代をより良い環境で生活するため、施設の適切な維持運営を図るため、職員2名(用務員)の人件費(生活費を含む)及び5～3月分電気料に交付金を充当する。 | 次世代を担う生徒達が健康で日々の生活を過ごし、安心安全な教育が受けられるよう環境を確保することができ、交付金を充当することによって施設を円滑に運営することができた。 |
| 風間浦村：管内小学校維持運営事業 | 人間形成に非常に重要な小学生時代をより良い環境で生活するため、施設の適切な維持運営を図るため、臨時職員3名の人件費及び7～3月分電気料に交付金を充当する。 | 次世代を担う児童達が健康で日々の生活を過ごし、安心安全な教育が受けられるよう環境を確保することができ、交付金を充当することによって施設を円滑に運営することができた。 |
| 風間浦村：ごみ収集運搬事業 | ごみの収集運搬業務は住民の日常生活に最も密着した行政サービスであるが、収集運搬委託費に多額の経費を要しており、財政的な観点からその削減を図るため、6～8月収集委託料に交付金を充当する。 | 交付金事業を活用することにより財政の懸念が図られ、もって、地域住民への行政サービスの維持が可能となった。 |
| 風間浦村：英語教育推進事業 | 外国語指導助手を配置し児童生徒の外国語学習の一層の向上と、国際社会に通用する人材の育成を図るため、AILT1名の人件費に交付金を充当する。 | 外国の文化などについて理解を深め、併せて、外国語によるコミュニケーション能力の向上を図ることができた。 |
| 風間浦村：あわび産出センタ－維持運営事業 | 「採る漁業」から「つくり育てる漁業」を目指し、沿岸漁業の振興のため同施設では、あわびの母貝から誘致採卵、種苗育成、中間育成を行っており、その施設の維持運営を図るため、職員2名、臨時職員2名の人件費(生活費を含まない)及び5～2月分電気料に交付金を充当する。 | 自然環境の変化により獲り減少が進むなか、あわび資源の減少が続いている。同施設で育てた種苗を放流することにより漁獲量の向上を図ることによって漁家収入の安定化に少しでも寄与することができ、交付金を充当することによって施設の運営を円滑に実施することができた。 |
| 佐井村：佐井中学校維持運営事業(上期) | 佐井中学校に用務員を配置し、校内美化的ための清掃、ごみ処理、冬季間の暖房管理等の学校内の教育環境の維持管理のみならず、生徒送迎バスの運行、卓球り、学校周辺の環境整備等でも及び、生徒が気持ちよく学校生活を営むことができる環境づくりを図るため、用務員1名分と学校の維持管理に係る電気料(5～3月分)として事業を実施する。 | 生徒が気持ちよく学校生活を営むことができるよう校内美化的ための清掃等教育環境の維持に必要送迎バスの運行及び学校周辺の環境整備等に必要な人件費等に交付金を充当したことにより、学校教育や行事の円滑な実施に寄与した。 |
| 佐井村：外国語指導助手招致事業(上期) | 今日の著しい国際化社会の進展の中、児童生徒に対しての外国語学習活動は、これまで以上に重要となり、より一層の向上を図り、世界に羽ばたく児童生徒を育む、村民の強い要望に応えるため、AILT1名分の人件費及び随任旅費に交付金を充当する。 | 外国の文化などについて理解を深め、併せて、外国語によるコミュニケーション能力の向上を図ることができた。 |

監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【意見】施策評価の市町村間格差について

前述したように、補助金交付を受けた市町村からの自己評価は、全般的に十分とは思えないが、上表の風間浦村や佐井村の場合には、それにも増してかなり簡潔な表現で評価書が作成され、県はそれを容認して受理している。内容的に、義務教育現場の外国語非常勤教師(AILT)や調理師、用務員の人件費補助のため、記載しにくい面もあることは予想される。それでも、それに充当した場合の市町村財政への貢献でも、教育現場の生の声でも、記載する内容は多岐にわたると考える。ましてや、県には国庫事業の取りまとめ機能が期待されているし、この評価書は県のホームページにおいて公表されていることから、県民にとって身近な行政施策に関する貴重な情報となっている。県は、この評価内容を吟味した後、市町村に対する評価を実施して、今後の交付金額に濃淡をつけて競争させることによつて、市町村サービスを活性化させることも検討してみても如何であろうか。

第6 原子力立地給付金事業の監査

(1) 概要

①目的

発電用施設等の設置の円滑化に資するため、国の電源三法交付金を財源として、原子力発電施設等の立地・隣接・隣々接市町村(県内12市町村)において、電気事業者から電気の供給を受けている一般家庭、企業等に対する給付金を交付することにより、実質的な電気料金の割引を行うものである。

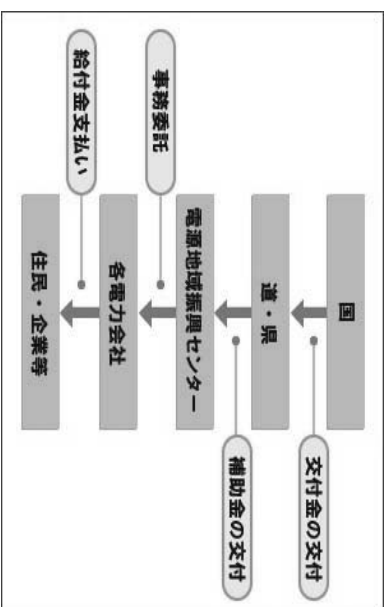
②事業内容等

補助金交付先は全国一律で事務を行っている財団法人電源地域振興センターであり、補助対象経費は原子力立地給付金と交付事務費である。給付金給付実施市町村は所在、隣接市町村のうち、割引を行う市町村であり、全国15道県、67市町村のうち、本県には12市町村が所在している。

補助金の額は電灯需要家(家庭)と電力需要家(企業)ごとに、下表のとおり定められている。

| 市町村 | 電灯需要家(円) | 電力需要家(円) |
|------|----------|----------|
| 六ヶ所村 | 1,732 | 433 |
| 東通村 | 1,400 | 350 |
| その他 | 750 | 187 |

事務の流れを電源振興センターのホームページより転載した。



③事業予算・実績等

平成19年度の本事業の予算・決算は、以下のとおりである。

| 区分 | 予算 | 決算 | 備考 |
|-----|-----------|-----------|---|
| 給付金 | 1,439,987 | 1,417,331 | 最も交付実績額が多いのは三沢市で298,520千円、次いで六ヶ所村254,654千円、東通村178,414千円である。 |
| 事務費 | 4,118 | 22,605 | |
| 合計 | 1,444,105 | 1,439,934 | |

(単位：千円)

- (2) 実施した手続
 - ・ 財団法人電源地域振興センターの決算報告書等入手し、分析した。
 - ・ 交付に係る起案書、交付決定通知書等の一連の文書を閲覧した。

(3) 監査の結果及び意見
以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【意見①】補助金に含まれる消費税の還付について

「電源立地地域対策交付金規則」第 21 条において、交付金事業者は交付金に係る消費税等の仕入税額控除税額が確定した場合には、主務大臣に報告するとともに、条件に適合した場合には消費税等の返還を行うこととされている。本事業に関しての該当の有無を確認するため、所定の書類の提出を求めたところ、本県の補助金交付要綱には該当する条項が無く、交付事業者への交付金交付決定通知書第 6 に記載があるのみであるため、返還の必要がない場合には「別記様式 仕入税額報告書」の提出を受けていないことが明らかとなった。質問の結果、平成 19 年度の返還の必要性はないことは確認できたが、交付金規則に定められた規定は間接交付者として交付要綱に明記するべきである。

【意見②】電源振興センターの再事務委託について

上記のとおり、電源振興センターは電力会社に事務委託して当該事業を実施しているが、事務の適正性を調査することで事業者責任を履行することを目的として、センターは交付事業の現地調査を電力会社に赴いて実施している。電力会社の事務の如何により補助金額が変わってくることから、委託先である電力会社の事務手続きの適正性と透明性のチェックは国、県にとっても必要不可欠な業務である。監査対象年度においては「事務連絡」としてセンターから一度だけ報告書が提出されているが、半日でオンライン調査 15 件程度、その他の確認業務が行われたようである。現状では業務が丸投げされ競争原理が働かない取引形態になっているため、統計的にサンプル数が十分かどうか、調査内容が県のニーズに合致するものかどうか、といった観点から、県は改めてチェック業務を見直し、事業者との信頼関係を基にした一定のルールを設けて、補助金交付事務の適正性を担保することを提言したい。

【意見③】電源振興センターの特別会計について

本事業に係る収入・支出は電源振興センターの特別会計において経理されている。センターの特別会計の概要は、センターのホームページに公表されており、下表のとおりである。

| 区分 | 科目 | 決算額 |
|--------|------------|------------|
| 事業活動収入 | 補助金収入 | 21,267,922 |
| | その他 | 930 |
| | 合計 | 21,268,852 |
| 事業活動支出 | 事業費支出 | 21,168,896 |
| | 管理費支出 | 85,930 |
| | 他会計への繰入金支出 | 14,025 |
| 収支差額 | | 0 |

特別会計で生じた 14,025 千円は一般会計に受け入れられ、一般会計の収支差額に組入れられている。一般会計は 658 千円の収支差額であり、補助金の余剰分は一般会計の収支不足に吸収された形である。

この余剰金が生じる一つの理由は、センターが需要家に交付する方法として、銀行口座振替の他に郵便振替払出証書による方法もあることに起因する。何故なら、郵便振替払出証書による交付の場合、換金の有無は関係なく、需要家に届いてさえいれば交付実績として整理されるのである。このことから、補助金は交付しても、資金はセンターに留保されているケースが存在し、上記のような一般会計への補てんとして流用される恐れがある。したがって、仮に補助金に余剰が生じているならば、原則として委託者に返還するよう求めるべきものである。

【意見④】割引拒否者・不能者に関することについて

センターがホームページで公表している事業計画書によると、原子力立地給付金が国税・地方税等の滞納に際して、差押可能な債権であることから、課税当局からの差押にかかる調査依頼が増しているという。平成 19 年度においては 239 の債権者の滞納に係る差押通知が発せられ、債務者たるセンターは課税当局等に給付金相当額の支払いを行ったという。このことは、電気料金未納者についても補助金を交付することを原則とする本制度にあって、交付不能金額については事業者から県に対して通知がなされ、補助金の返還が行われるため、交付不能の場合には、センターは債務者としての地位を有しているものと推測される。この通知は 1 年分の金額が通知されるものであるが、過去の振替不能累積額に関する情報（需要家別、原因別等）は県には与えられていない。経済的理由から所在不明となっている需要家のみならず、原子力施設に対する思想・心情的理由から、電気料金割引を長期間拒否している需要家等も数多く存在している。実務上、そのような受取辞退者については、先方が企業、個人に関わらず「辞退申出書」の提出を受け、電力会社が保管している、その後の継続意思確認は口頭で行っているとの説明を受けた。その住民等が、心情の変化により過去の受取拒否分についても遡って受取りを希望した場合には、現

行実務上、不交付とするに当たって口頭での意思確認を抛り所とせざるを得ない状況にある。

住民は法の下に平等であり、その理念に従って交付事務が行われているが、過去の意思決定の証拠となる文書として残しておかなければ、住民の権利意識の高まりとともに、交付する自治体側の対応に不都合が生じると考える。もし県が今後も過去の交付不能情報を保有し続けないのであれば、住民からの交付申請に対して拒否できる旨の条項を補助金交付要綱に定める必要があると考える。

第7 電源立地地域対策費事務費の監査

(1) 概要

①目的

電源立地地域対策費補助を実施するための事務費である。

②事業内容等

電源立地地域対策費補助を実施するための打ち合わせのための出張、資料整理、コピーなどを実施している。

③事業予算・実績等

| | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 |
|-----------|--------|--------|--------|
| 電源立地地域対策費 | | | |
| 交付金事務分 | 5,398 | 4,221 | 4,118 |

(単位：千円)

(2) 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【意見】国庫支出金に含まれる事務費

本事業の事務費も含め、県エネルギ―総合対策局が国から受け取った事務費相当額は、下表のとおりである。これらの事務費は事業費とは別枠で要求可能なものである。

| 事業名称 | 当初予算 | 最終予算 | 決算額 | 当初予算との差額 |
|--------------------------|--------|--------|--------|----------|
| 原子燃料サイクル広報委託費 | 1,357 | 987 | 218 | 1,139 |
| 原子力関連試験研究機関等立地対策事業費 | 1,500 | 1,500 | 1,500 | 0 |
| 原子力発電施設等安全対策等研修事業費 | 959 | 949 | 280 | 679 |
| 電源立地地域対策交付金事務費 | 10,000 | 4,800 | 4,118 | 5,882 |
| 原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費事務費 | 6,301 | 5,200 | 4,917 | 1,384 |
| 石油貯蔵施設立地対策費事務交付金 | 481 | 481 | 97 | 384 |
| 合計 | 20,598 | 13,917 | 11,130 | 9,468 |

(単位：千円)

上表のうち5つの事業は、国策である原子力関連事業に係る事務費である。当初予算で2千万円もの事務費を予定し、歳入を見込んでいたにも係らず、事業実績が確定した段階では約半分しか計上しなかった、というのは、予算の積算根拠に問題があるのか、実績の把握上の手続き面に問題があるか、の何れかである。予算の積算過程、積算方法に問題が認められたものは別の箇所【意見】として報告し、ここでは実績の把握方法について所感を申し述べる。

事務費の内容の多くは、旅費、需用費、委託費である。国庫事業の場合には、事務費の請求を行う上で、旅生命令簿や印刷費用のすべてについて、根拠となる書類の提出を求められ、国の精査の上で事務費が認められる事務手続きとなっている。本県の当初予算は、国の交付要綱で認められた上限額を計上する慣行になっているが、費用の節減努力により予算の執行残が発生することは、効率的な行政を志向する上で好ましいことである。ただし、国の査定手続きの煩雑性を回避する目的で、絶対に認められるもののみを請求することであるとすれば、国策への協力を標榜する本県にとっては、まさに安全志向の事務手続きである。監査人は、エネルギ―総合対策局の旅費のうち、費用弁償を除く金額が、県職員1人あたり936千円であることに驚きを覚えた。旅費の内容を閲覧すると、県会議員の原子力施設見学の随行、会計検査院立会、経団連役員の六ヶ所村視察の随行、文部科学省や経済産業省等の関連機関への出張旅費など、実に多くの出張を実施していることが理解された。果たして、上表から算出される、国庫が負担する1人当たりの事務費231千円が、県の一般財源で負担する旅費等の事務費と比較して少なすぎないのか、という疑問は払拭されることは無い。

県財政が激しさを増す今日、国のために行う事業に係る事務費については、不正会計と言われることは避けなければならないが、もし多少のリスクをとることを恐れて、あえて県事業として負担する意識や実態があるとすれば、それは県民の良識の尺度からは離れたものと言えるであろう。

第8. 発電用施設所在市町村等振興対策費(基金)事業の監査

(1) 概要

①目的

東北新幹線青森延伸に伴う並行在来線八戸・青森間延伸開業事業における並行在来線鉄道資産の取得、つくしが丘病院整備事業、フラットパネルディスプレイ(FPD)関連産業集積促進事業の実施に要する経費に充当するため、電源三法交付金を財源に基金を造成している。

②事業内容等

原子力発電施設等立地地域特別交付金制度に基づき交付金を利用し、基金を造成して、平成22年度末に予定されている東北新幹線八戸・青森間の延伸後の並行在来線(青い森鉄道線)について、JRから鉄道資産を購入する等鉄道施設整備に要する経費の一部に充当するものである。

この特別交付金を申請するにあたっては、「原子力発電施設等立地地域特別交付金交付規則」第3条第2項に基づき、地域振興計画を作成しなければならない。

この地域振興計画書(平成18年12月作成)によると、開業に向けた総事業費はJR東日本からの鉄道資産購入費約160億円を主として総額約217億円を見込んでいる。そのうちの50億円がこの特別交付金によって賄われる計画である。

なお、この特別交付金は、青森県が定めた「青森県発電用施設所在市町村等振興基金条例」第1条及び第2条に基づき、一般会計歳入歳出予算として定めている。

また、基金は定期預金により運用されており、平成22年度に全額を取り崩す予定である。
 ③事業予算・実績等

平成18年度から平成21年度までの基金組入額（予定含む）は以下のとおりである。

| | | |
|-----------------|-----------|-------|
| 平成18年度基金組入額 | 1,250,000 | ① |
| 平成19年度基金組入額 | 2,500,000 | ② |
| 平成19年度運用益 | 8,169 | ③ |
| 平成19年度末残高 | 3,758,169 | ①②③計 |
| 平成20年度基金組入額（予定） | 625,000 | ④ |
| 平成21年度基金組入額（予定） | 625,000 | ⑤ |
| 基金組入合計額 | 5,000,000 | ①②④⑤計 |

(2) 実施した手続

- ・原子力発電施設等立地地域特別交付金事業計画書を閲覧した。
- ・基金の期末残高について残高証明書と照合した。

(3) 監査の結果及び意見

特に問題となる事項は見られなかった。

第3節 原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業

(1) 概要

①目的

原子力立地地域における企業立地支援を通じての雇用促進、産業振興を目的として、雇用増加を生む企業に対して一定期間にわたって電気料金の実質的割引措置を図るものである。

上記目的を果たすため、補助の条件として3人以上の雇用をもたらす新設・増設の企業（個人事業主を含む）を対象とする制度になっている。

なお、補助金の財源は、電源開発促進税に基づき国から交付される電源地域振興促進事業費補助金である。

②事業内容等

特定地域（注）の振興を図るため当該地域に立地する企業等の電気料金支払実績に対して、国からの交付決定の範囲内において給付金を交付する。具体的な審査事務手続は財団法人電源地域振興センターに委託している。給付金額は、以下の計算に基づき算定し、最長8年間補助を受けることができる（上半期、下半期の年2回補助）。

| |
|---|
| 給付金額＝契約電力×（算定単価－交付金単価）×電気料金支払月数 ただし、実支払電気料金を上限とする。 |
|---|

（注）特定地域とは、以下の市町村を指している。

十和田市（旧十和田湖町を除く）、三沢市、むつ市、平内町、野辺地町、七戸町、おいらせ町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村、東通村

③事業実績等

最近の補助の状況は下表に記載のとおりであり、支払電気料に占める補助割合は4割前後で推移している。

| 年度 | 17年度 | | 18年度 | | 19年度 | |
|----------|-----------------------------|-------|-----------------------------|-------|------------------------------|-------|
| | 交付額 | 事務費 | 交付額 | 事務費 | 交付額 | 事務費 |
| 交付に係る事務費 | 296,726 | 3,724 | 412,294 | 4,470 | 458,465 | 4,917 |
| 事業費計 | 300,450 | | 416,764 | | 463,382 | |
| 交付件数※ | 上期 66件 下期 74件 合計 140件 | | 上期 82件 下期 89件 合計 171件 | | 上期 94件 下期 100件 合計 194件 | |

※半期ごとの交付であり、上期・下期いずれも交付を受けている事業者が大半である。

<補助対象者所在地別の状況>

| 補助対象者所在地 | 平成17年度 | | 平成18年度 | | 平成19年度 | | 計 | |
|----------|---------|------|---------|------|---------|------|-----------|------|
| | 補助金額 | 件数 | 補助金額 | 件数 | 補助金額 | 件数 | 補助金額 | 件数 |
| 十和田市内 | 40,878 | 25件 | 104,920 | 35件 | 114,846 | 36件 | 260,644 | 96件 |
| 六ヶ所村内 | 73,594 | 4件 | 83,542 | 5件 | 82,469 | 6件 | 239,605 | 15件 |
| むつ市内 | 77,859 | 36件 | 70,344 | 40件 | 79,461 | 46件 | 227,664 | 122件 |
| 三沢市内 | 10,296 | 17件 | 32,421 | 25件 | 51,860 | 34件 | 94,577 | 76件 |
| その他市町村内 | 94,099 | 58件 | 121,067 | 66件 | 129,829 | 72件 | 344,995 | 196件 |
| 計 | 296,726 | 140件 | 412,294 | 171件 | 458,465 | 194件 | 1,167,485 | 505件 |

（注）市町村は合併後の名称で集計している。件数は上期・下期の延件数を表記している。

(2) 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【意見①】事務費に係る費用集計について

本事業は国庫補助事業であり、補助金の交付事務実施に係る事務費も別途交付されている。このことについて、事務費の対象として申請しているものとして、人件費（アルバイト職員）、印刷製本費、消耗品費、旅費などがある。

このうち、印刷製本費と消耗品費については、それぞれ審査書類その他のコピー代及びコピー用紙であり、すべて一部あたりのページ数、両面印刷の有無などに基づき、一枚単位で積み上げ集計しており、相応の事務手数を要しているものと思われる。

たとえば、平成19年度上半期分の印刷製本費及び消耗品費は以下のとおりであり、極めて少額となっている。国庫補助事業であり、補助金の実績報告が必要であることからこのように厳密な集計作業を行っていることは十分理解でき、法令・規則違反ではないため、合規性の観点からの問題は無いが、費用対効果（下記費用を集計するために要する人件費

等とのバランス)の観点から、補助金交付元に相談する方法により簡素化を図ることができないか検討することも一考に値するものと思われる。

| 項目 | 数量 | 金額(円) | 備考 |
|-------|--------------|--------|-------------------------|
| 印刷製本費 | コピー枚数10,156枚 | 11,608 | |
| 消耗品費 | コピー用紙8,936枚 | 4,481 | 両面コピーを含むため、コピー枚数と一致しない。 |

【意見②】財団法人電源地域振興センターへの委託費について

当該補助金の審査業務は、特に新規申請の場合に審査する書類が多いことから、財団法人電源地域振興センターへ審査業務を委託している。

委託料は、同財団法人に係る人件費及び諸経費ならびに10%相当の管理費により積算した金額により決定している。

このうち、委託費のほとんどを占める人件費は、同財団法人が受託事業で使用している人件費単価のうち研究補助員(一般職員相当)により平成19年度上期については一日当たり20,400円で積算していた。この一日当たり単価は青森県が受託事業で使用する技術職員単価(22,100円)を下回っており、不当なものではないと思われる。

一方、日数は94日(平成19年度上期分)で積算しており、その根拠は審査書類件数が94件であるためとしている。しかし、必要書類は新規申請と継続申請で異なっており、いずれも一日1件として積算することが妥当かどうかは検討の余地があると思われる。

【意見③】本事業の雇用創出効果について

本事業は、電気料の補助を通じて企業立地を促し、産業振興、雇用促進を図るものである。直近3年間の状況は下記のとおり件数、交付額ともに年々増加傾向にあり、対象地域内における一定の雇用創出効果が生じたと考えられる。

| | 事業所数 | | 雇用者数 | |
|----------|------|-----|--------|------|
| | 総数 | 新規 | 総数 | 新規 |
| 平成17年度上期 | 66社 | 7社 | 1,931人 | 49人 |
| 平成17年度下期 | 74社 | 8社 | 2,134人 | 162人 |
| 平成18年度上期 | 82社 | 9社 | 2,569人 | 432人 |
| 平成18年度下期 | 89社 | 7社 | 2,853人 | 205人 |
| 平成19年度上期 | 94社 | 5社 | 2,982人 | 28人 |
| 平成19年度下期 | 100社 | 10社 | 3,123人 | 242人 |

このような効果は広く知られるよう、アナウンス手段を充実するよう期待する。

第5章 電源三法交付金による試験研究開発振興事業

県は電源三法交付金を活用し、文部科学省の大型再処理施設放射線影響調査交付金規則(平成3年2月28日科学技術庁告示第2号)により、大型再処理施設から排出される放射線物質による周辺地域への影響の調査に要する費用にあてるための大型再処理施設放射線影響調査交付金を得て、以下の2つの試験研究機関に対して財政的援助を行ってきた。この国庫交付金事業は、交付金規則第2条により以下の2つの事業に分類される。

| 事業名 | 事業内容 | 交付期間 |
|--------------------|--|---|
| 排出放射性物質影響調査設備整備等事業 | 事業を行うために必要な施設、設備及び備品の整備及び運営、基金の造成並びにこれらの整備、運営及び造成を行うものへの補助事業 | 大型再処理施設の使用開始時期の属する会計年度の8年後の会計年度の末日までの期間 |
| 排出放射性物質影響調査事業 | 大型再処理施設から排出される放射性物質による周辺地域への影響を調査する事業 | 大型再処理施設の使用開始日から使用終了日の属する会計年度の末日までの期間 |

平成19年度において、この交付金は以下の2つの財団法人に対して、補助金及び委託費として3,768,900千円が交付されており、その内訳は以下のとおりである。

補助金の内訳(平成19年度)

| 補助金 | (財)環境科学技術研究所 | (財)日本海洋科学振興財団 | 合計 |
|---------|--------------|---------------|-----------|
| 施設整備費 | | | |
| ①建屋整備 | 293,000 | - | 293,000 |
| ②機器等整備 | 16,000 | 45,000 | 61,000 |
| 施設整備費合計 | 309,000 | 45,000 | 354,000 |
| 運営費 | 1,716,000 | - | 1,716,000 |
| 合計 | 2,025,000 | 45,000 | 2,070,000 |

(出典：平成19年度大型再処理施設放射線影響調査交付金の交付申請について)

委託費の内訳(平成19年度)

| 委託費 | (財)環境科学技術研究所 | (財)日本海洋科学振興財団 | 合計 |
|-----|--------------|---------------|-----------|
| 委託費 | 1,467,000 | 231,900 | 1,698,900 |

(出典：同上)

(単位：千円)

第1節 財団法人環境科学技術研究所

第1 財団法人環境科学技術研究所の概要

1. 設立の目的

財団法人環境科学技術研究所（以下、「環境研」という。）は、「原子力と環境のかかわり」の解明を基本目的として、下記の事業目的を掲げている。

- (1) 青森県内の空間放射線（能）の分布を明らかにするとともに、核燃料再処理工場の立地安全審査に採用されたパラメータの妥当性を実証する。
- (2) 放射線物質の環境循環機構を明らかにする。
- (3) 低線量率放射線照射の生物に与える影響に関する実証的研究を行う。
- (4) 放射線（能）やその生物影響等に関する知識の普及・啓発を行う。

2. 設立許可日

平成 2 年 12 月 3 日（2 原第 149 号内閣総理大臣許可）

3. 設立の経緯

六ヶ所村に原子燃料サイクル施設の建設プロジェクトが進行している状況を背景に、国は地元の要請に応えるために、原子力環境安全研究の一層の充実を図ることになった。このことは、平成元年 9 月に科学技術庁長官が青森を訪れた際の、当時の県知事からの要望書に見てとることが出来る。要望事項は、①原子燃料サイクル施設の安全性の確保について②原子燃料サイクル施設の立地に係る P A 対策の充実強化等について③原子力関連研究所等の進出・展開について④むつ小川原工業基地への企業の立地誘導についての 4 点であった。その動きを受けて、科学技術庁は国全体の研究を更に効果的、効率的に推進することとなり、公的使命を有しつつ弾力的な研究運営が可能な財団法人とすること、今後の原子力関連研究機関の青森県地域への展開・集積の核とすること、の基本的条件を定め、検討会及びワーキンググループを設置して具体化のための検討を開始した。そのような検討の後、研究所の名称を決定して法人登記手続きの完了となった次第であるが、所在地として主たる事務所の所在地の決定については、地元との友好的信頼関係を一日も早く築く必要があること及び環境に関する研究は、現地に腰を落ち着けて初めて真の研究ができることと考え方により、六ヶ所村に決定となった。

こうして既存の研究機関では設置・運営が困難な施設・設備を備えた新しい研究推進体制が整備され、国全体の研究を効果的、効率的に推進することになったのである。

4. 主な事業内容

- ①放射線（能）の環境中における分布と動きに関する調査研究
- ②閉鎖型生態系実験施設による物質循環に関する調査研究
- ③低線量放射線の生物影響に関する調査研究
- ④原子力と環境のかかわりに関する知識の普及活動

5. 施設の概要

本館、全天候型人工気象実験施設、閉鎖型生態系実験施設（ミニ地球）、低線量生物影響実験施設、先端分子生物学研究センター

6. 人員

(平成 20 年 3 月 31 日現在)

| 区分 | 常勤 | 非常勤 | 合計 |
|-----|----|-----|----|
| 役員 | 5 | 12 | 17 |
| 職員 | 67 | 2 | 69 |
| その他 | 0 | 5 | 5 |
| 合計 | 72 | 19 | 91 |

役員のうち 3 名が元文部科学省職員であり、県エネルギー総合対策局長も非常勤理事である。

7. 設立以来の交付実績

県は平成 2 年の設立以来、これまでに総計 537 億円を環境研に投入してきた。その内訳は以下のとおりである。

(単位：千円)

| 事業内容 | 内訳金額 | 交付金額累計 |
|----------------|------------|------------|
| 施設等整備等事業（補助事業） | | |
| 基金造成 | 1,000,000 | |
| 環境中移行実態調査施設 | 1,700,000 | |
| 放射性物質生物体移行実験施設 | 1,950,000 | |
| 微量放射線影響実験調査施設 | 865,980 | |
| 閉鎖型生態系実験施設 | 5,667,072 | |
| 全天候型人工気象実験施設 | 5,679,979 | |
| 先端分子生物学研究センター | 5,013,000 | |
| 機器等整備費 | 883,000 | |
| 運営費 | 16,943,969 | |
| 小計 | | 39,703,000 |
| 調査事業（委託事業） | | 14,042,465 |
| 合計 | | 53,745,465 |

このうち、基金 10 億円については、平成 2 年に同交付金を財源として、県の補助金により造成したものである。

8. 平成 19 年度決算の概要
新公益法人会計基準により財務報告が行われ、監査法人による外部監査を受けている。

(単位：千円)

| 科 目 | 平成 19 年度決算額 |
|--------------|-------------|
| 事業活動収支の部 | |
| 事業活動収入 | |
| 事業活動収入 (青森県) | 1,467,000 |
| 補助金等収入 (青森県) | 1,684,790 |
| その他 | 88,218 |
| 事業活動支出 | 3,240,008 |
| 事業費支出 | 2,958,244 |
| 管理費支出 | 186,667 |
| 合計 | 3,144,912 |
| 事業活動収支差額 | 95,096 |
| 投資活動収支の部 | |
| 投資活動収入 | |
| 補助金収入 (青森県) | 340,210 |
| その他 | 2,162 |
| 合計 | 342,372 |
| 投資活動支出 | |
| 特定資産支出 | 431,744 |
| その他 | 756 |
| 合計 | 432,501 |
| 投資活動収支差額 | -90,129 |
| 財務活動収支の部 | |
| 財務活動収入 | |
| 借入金収入 | 1,174,000 |
| 財務活動支出 | |
| 借入金返済支出 | 1,174,000 |
| 財務活動収支差額 | 0 |
| 当期収支差額 | 4,967 |
| 前期繰越収支差額 | 62,204 |
| 次期繰越収支差額 | 67,172 |

第2. 原子力関連試験研究機関等立地対策事業 (エネルギー総合対策局)

1. 概要

①目的

環境研の施設設備等の整備及び調査研究の促進を図ることを目的としている。
環境研は、主に放射線や放射性物質の環境中における分布や動きについて調査研究を行うとともに、低線量放射線の生物影響に関する調査研究を行っている。

本事業によって県から環境研に対して、試験研究のための補助金や委託費が支出されることにより、青森県の自然・社会環境を踏まえた放射生態学的研究が可能になる他、環境研が、今後の原子力関連研究機関の青森県地域への展開・集積の核となることが期待され

ている。平成 19 年度においては、大型再処理施設放射能影響調査交付金 3,779,975 千円のうちの 3,493,500 千円が環境研に交付されている。

②事業内容等

事業の内容は大きく二つに分けられる。一つは、環境研の施設設備等の整備等に対し補助する「環境研立地事業費補助事業」であり、もう一つは、大型再処理施設の周辺地域における施設の影響等に係る調査を委託する「排出放射性物質影響調査委託事業」である。平成 19 年度の環境研立地事業費補助事業としては、平成 19 年度は先端分子生物学研究センター第 2 研究棟の機器・備品の整備のために 310,167 千円、及び施設全体の運営費 1,718,180 千円の補助対象事業費に対して、補助金 2,025,000 千円が交付されている。また、調査委託事業は、13 項目に区分した内容について、調査報告書の作成を県が委託している。これらの交付金の申請事務等の事務経費として事務費 1,500 千円が予算化されている。

③事業予算・実績等

環境研に交付した大型再処理施設放射能影響調査交付金の過去 3 年間の推移は以下のとおりである。

(単位：千円)

| 区分 | 平成 17 年度 | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 |
|-----------------|-----------|-----------|-----------|
| 環境研立地事業費補助事業 | 2,247,000 | 2,227,000 | 2,025,000 |
| 排出放射性物質影響調査委託事業 | 1,443,000 | 1,450,000 | 1,467,000 |
| 小計 | 3,690,000 | 3,677,000 | 3,492,000 |
| 事務費 | 1,500 | 1,500 | 1,500 |
| 合計 | 3,691,500 | 3,678,500 | 3,493,500 |

これを見ると、調査委託費は増加傾向にあるが、補助金は減少傾向にあり、特に平成 19 年度の補助金は約 2 億円も減少している。

また、県の事務費の予算と実績明細は以下のとおりである。

事務費の節別明細表

(単位：千円)

| 節 | 仕線 | 契約者 | 予算額 | 支払済額 |
|----------|---------|-----|-------|-------|
| 旅費 | 普通旅費 | Tほか | 842 | 844 |
| 需用費 | 普通消耗品費 | Fほか | 543 | 591 |
| 役務費 | | | 12 | — |
| 使用料及び賃賃料 | パソコン借上料 | B社 | 103 | 80 |
| 合計 | | | 1,500 | 1,515 |

(資料の出典：費用別内訳書)

2. 実施した手続

事業の概要等について、立地調整グループの担当者に質問した。また、補助金交付手続きについて、環境研から県への交付申請、交付に至るまでの手続きを、交付申請書など関連書類を入手し、交付要綱に準拠していることを確認した。

なお、環境研の補助事業については、県の職員が領収書等のチェックを行っており、その際、入札のプロセス等も確認している。更に、国の担当者も重ねてチェックし、会計検査院の検査も何年かおきに入ることであった。

3. 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【指摘】排出放射性物質影響調査基金の運用・処分実績報告書の記載誤りについて

毎年、事業年度終了時に県に提出する「排出放射性物質影響調査基金の運用・処分実績報告書」における基金運用方法の記載に誤りが見えられた。この記載部分は、環境研の財産目録に整合させて作成されなければならないが、正しくは定期預金と記載すべき項目を利付国債と記載している箇所が2箇所発見されたものである。財政的援助を受けている環境研が正確に作成しなければならないことは当然のことであるが、県からの補助金により造成した基金の現在の状況を、正確に検査確認できていないことは、県の財務事務としての問題である。これでは、県が行ったと主張する検査確認事務の実効性に対する信頼感は著しく低下することとなる。また、国の交付金事業であることから所管省庁や会計検査院の検査対象事業であるため、指摘を受けた場合には県民の信頼感をも低下させることとなる。行うべき検査確認事務は実態の把握とともに、正確に行うべきである。

【意見①】研究委託費の成果物の内容について

環境研に交付される調査費は増加傾向にある。平成19年度の調査費の明細は次のとおりである。この表からもわかるように調査は12項目に亘り行われ、その調査結果の情報発信がNo.13の調査区分において行われている。

調査費の内訳明細表（平成19年度）

| 調査内容 | ①調査費 | ②人件費 | ③その他の経費 | 合計 |
|--------------------------|---------|---------|---------|-----------|
| 1. 天然放射能調査 | 23,304 | 48,340 | 36,354 | 108,000 |
| 2. 放出放射能環境分布調査 | 75,367 | 100,421 | 56,210 | 232,000 |
| 3. 放射性物質形態移行調査 | 17,412 | 67,976 | 68,610 | 154,000 |
| 4. 微量元素葉面移動調査 | 10,657 | 33,988 | 32,354 | 77,000 |
| 5. 元素集積性調査 | 9,629 | 33,988 | 33,382 | 77,000 |
| 6. 生物圏物質循環総合実験調査 | 8,356 | 136,163 | 97,479 | 242,000 |
| 7. 陸・水圏生態系炭素移行実験調査 | 23,638 | 34,962 | 21,398 | 80,000 |
| 8. 微生物放射能生物影響実験調査 | 3,118 | 69,649 | 27,232 | 100,000 |
| 9. 低線量放射線生物影響実験調査 | 299 | 62,413 | 43,287 | 106,000 |
| 10. 低線量放射線生体防御機能影響実験調査 | 7,611 | 59,055 | 41,333 | 108,000 |
| 11. 低線量放射線がん遺伝子影響実験調査 | 20,895 | 56,813 | 39,291 | 117,000 |
| 12. 生物学的線量評価実験調査 | 6,405 | 11,943 | 16,651 | 35,000 |
| 13. 排出放射性物質影響調査研究推進型実証活動 | 7,350 | 14,277 | 9,372 | 31,000 |
| 合計 | 214,047 | 729,994 | 522,958 | 1,467,000 |

(出典：平成19年度事業収支決算書)

この調査によって行われた調査報告書の中で調査内容 No. 2、3、6および11については、報告書を監査人に提出してもらい、報告書の内容を確認した。

調査費の金額の妥当性を確かめるために、各調査報告書を閲覧・確認したが、どれも100頁から150頁の報告書（但し、中には100頁未満のものもある）であり、1冊あたりの金額的にはかなり高額であるという印象を受けた。例えば、No. 2. 放出放射能環境分布調査については調査費だけで1冊の報告書に75,367千円も要し、成果物の対価は232,000千円である。しかし何故、もう少し安価で出来ないかは、科学的調査にどれだけの金額が必要なのかを評価する能力に監査人として大きな限界があるため、視点を変えて外形的な切り口で以下考察する。

例えば、その他の経費522,958千円の内訳は、消耗品費253,117千円である。実に、合計額の48%を占めているが、内容的には細胞培養用消耗品、ガラス、一般生化学実験用消耗品、ガラスゲージ、微生物検査用消耗品及びガラス用放射線減菌資料等である。県の担当者は年に何度も現場に赴いているのであるから、環境研の担当研究員・職員に質問し、研究内容と経費の関連性を念頭に会計帳簿ないしは会計証拠書・証憑などの調査を行い、会計処理上の問題が発生していないかを調べることによって、調査項目の経済性や効率性を判断することも、検査確認事務においては必要な手続だと考える。

調査報告書を見ながら、高額な調査費と成果物の対応関係に関して、疑念を拭い去ることができなかった。

【意見②】環境研の運営費補助に関して

環境研に交付された平成19年度の補助金には、17億円もの運営費補助金が含まれている。この運営費補助金は、後述する(財)日本海洋科学振興財団には、外見上は交付されていない（実態上は補助金のように見受けられたが）ことにも鑑み、環境研への運営費補助の必要性、金額の妥当性について再確認する必要性を感じた。

補助金事業収支決算（平成19年度）

| 項目 | 予算額 | 実績額 | 差額 | 交付金決定額 |
|----------|-----------|-----------|--------|-----------|
| 支出 | | | | |
| (1)施設整備費 | 309,000 | 310,167 | △1,167 | 309,000 |
| (2)運営費 | 1,716,000 | 1,718,180 | △2,180 | 1,716,000 |
| 支出合計 | 2,025,000 | 2,028,347 | △3,347 | 2,025,000 |
| 収入 | | | | |
| (1)自己資金 | 0 | 3,347 | △3,347 | |
| (2)補助金 | 2,025,000 | 2,025,000 | — | |
| 収入合計 | 2,025,000 | 2,028,347 | △3,347 | |

(出典：平成19年度排出放射線物質影響調査設備等事業完了実績報告書)

既述のとおり、環境研への補助金は国庫交付金を財源として、事務費を除いた全額が国から県を経由して環境研に交付される。ここでは、国庫交付金が県予算を経由して、財団法人に流れることのメリットとデメリットを考察する。

(オリット)

- ①県内の財団法人に勤務する県民が増加することで、雇用の確保となる。
 - ②財団法人の試験研究活動において、調達する物品や事業を再委託する取引先にとって、経済的なメリットがある。県内の経済活性化にも繋がる。
 - ③県予算を経由するため、事業に対する県民の理解度が高まる。県議会の監視機能も期待できる。
 - ④県の基本政策の中で、特にむつ小川原開発、クリスタルバレイ構想の核となる財団法人になりえる。
 - ⑤研究成果・結果は県に帰属することから、県と一体となった試験研究が推進できる。
 - ⑥試験研究の成果が世界的或いは国内の学会等で認められれば、県の知名度や名声が高まる。
 - ⑦国庫事業であるため、県の実質的な財政負担がない。
- (デメリット)
- ①予算を獲得するために、事務費(人件費、旅費等)のコストがかかると。
 - ②検査確認のために、県の事務費(人件費、旅費等)のコストがかかると。
 - ③国が行う検査のために、県の事務費(人件費、旅費等)のコストがかかると。
 - ④予算に関する議会説明・対応にコストがかかる。
 - ⑤県の財政負担がないため、研究委託や運営費補助の実態を把握することが疎かになりがちである。
 - ⑥財団法人の人件費、運営費は財団法人側の基準により支出されるため、高額となりがちであり、県の指導が及びにくい。また、それが委託費の高騰を招くおそれがある。
 - ⑦試験研究機関の場合、年々施設が大きくなり、運営費が増傾向となることを阻止できない。
 - ⑧情報公開が県の裁量となり、国ベースでの対応に行き届かない。

環境研の運営費を県が負担する理由は、県にとって環境研が必要不可欠な研究機関であるためと考えられる。しかし、その運営費をどこまで負担し続けるかという点については、明確ではない。環境研の予算は単年度で策定され、国の予算措置に左右されるからである。基本的に、科学研究にかかるとコストは、将来も含めて、その研究成果から利益を得る企業が負担するべきと考えられ、そのような利益を生む科学研究に対して、県は成果を求め、支援する価値を見出すことが必要だと考える。つまり、コストを上回る価値を研究に求めることや、むつ小川原開発の基本計画にある科学技術創造圏の形成の中核法人となることで、県にとつての公共財とすることが、公の資金を投入する根拠でもありと考える。

【意見③】 調査研究の研究評価の公表について

環境研は、調査研究活動の効率化及び活性化を図ることを目的として、調査研究課題について検討委員会を設け、外部の評価者による評価を実施している。その検討委員会は、主に年2回(一部実験については年3回)、6月～8月ごろと3月に開催されている。そして、その評価結果は、毎年ではないものの、中間評価と事後評価という形で、調査研究期間(ほとんど5年)の途中と最後において、公表している。

これら評価結果の公表は、調査研究が高度に科学的専門的な内容を含み、一般人が理解するには難しい面があるものの、多額の費用をかけて実施している調査研究が目的に沿って適正に行われていることを県民、国民に報告することは、非常に有意義で必要不可欠な

ことと考えられる。そして公表時期は、その趣旨から言って適時に公表されるべきである。しかし、平成19年度の評価結果は平成20年12月になって公表されている。検討委員会は平成20年3月に開催されており、9カ月後の公表というのは余りに遅いと思われる。一つの調査研究テーマについて、平成20年12月に公表された内容と、平成20年3月に開催された検討委員会の議事録とを比べても、ほぼ同一の内容であり、少なくとも春頃に公表することは可能であったと推測される。今後は、速やかに公表するように努力して欲しいと考える。

【意見④】 調査研究の検討委員会への県担当者の出席について

委託研究事業は、県が要求して実施しているはずの調査研究であるが、県の事業へのかわり方が、非常に希薄に感じられる。一応、国(文部科学省)と環境研の間で、予算の交渉や交付事務手続きを行っているが、調査研究内容やその研究成果に関する県の求めるレベルや主張がもつとあっても良いように考える。例えば、検討委員会に出席して、調査研究内容の事前評価の段階で、調査範囲や研究方針に関する要望を出したり、中間評価の段階で、必要な調査研究成果が得られる見込みなのかを確認することは、調査研究の委託者として当然の行為である。事実、委員会の議事録を見ると、県の見解を求められる場面もある。

ところが、検討委員会には県の誰が傍聴に行くのか職務分担上決まっているわけではなく、日程の都合で欠席になることもあるのが現状である。この点、県の担当者に質問したところ、基本的に参加することにはしているが、検討委員会の開催日程は環境研と委員の日程優先で決まるため、県担当者の日程が合わないこともあるとの発言があった。しかし、後で検討委員会の議事録を読むだけで事足りているのであれば、公務として委員会に出席する積極的な必要性はなく、今後は「時間があつたので、傍聴にだけ行ってきました」というこれまでの関与の仕方から、検討委員会のメンバーあるいはオブザーバーとして、県からも県職員を必ず出席させるという仕組みに切り替える方が良いと考える。それによって、検討委員会の運営には県も主体的に関わることになり、研究主体である環境研と財政的援助を行う県が研究内容や研究成果の情報を共有することにより、本事業による調査研究成果が、県にとつても明確になり、ひいては国家の科学技術の振興に貢献することになるものと考えられる。

第2節 財団法人日本海洋科学振興財団

第1 財団法人日本海洋科学振興財団の概要

1. 目的

財団法人日本海洋科学振興財団（以下、「海洋財団」という。）は海洋科学技術の発展に資することを目的として、平成7年10月に改組された文部科学省所管（旧科学技術庁）の公益法人¹である。創設は昭和46年にさかのぼり、日高海洋科学振興財団を前身としている。平成7年に県は、国の交付金を財源として、排出放射性物質影響調査設備等整備事業を行う海洋財団に2億円を補助し、海洋財団はこれにより基金を造成した。加えて一般企業からの寄付金を得て、海洋財団は本県において調査研究事業を開始したのである。

2. 事業内容

事業内容としては①海洋科学及び技術の分野において、我が国及び外国の優れた業績を挙げた者または団体に対する日高賞その他褒章の授与②海洋科学及び技術の発展に重要と認められる研究に対する研究費の援助③海洋科学及び技術に関する調査及び研究などである。法人の事務局は東京都台東区に置かれていたが、本県むつ市に「むつ海洋研究所」を設置し研究事業を実施している以外に、同じむつ市の「むつ科学技術館」の管理運営事業として受託している。いずれも、過去において、本県に近い洋上で放射線漏れ事故を起こした「原子力船むつ」に由来する場所でもある。

3. 役員

職員は31名で、東京の事務局長1名以外は、むつ海洋研究所に19名、むつ科学技術館には11名が勤務している。

4. 事業実績

海洋財団が平成19年度に実施した主な調査及び研究実績は以下のとおりである。

| 調査事業名称 | 事業区分 |
|--------------------------------|-----------------------|
| 六ヶ所村総合海洋放射能等調査 | 青森県からの受託 |
| 加速器質量分析業務 | 独立行政法人日本原子力開発機構からの受託 |
| 海水試料等の炭素14濃度の測定 | 独立行政法人海洋研究開発機構からの受託 |
| 貝殻試料等の炭素14前処理 | 独立行政法人海洋研究開発機構からの受託 |
| ヨウ素分析 | 財団法人海洋生物環境研究所からの受託 |
| 海洋モデルの妥当性検証に関する研究 | 独立行政法人日本原子力開発機構との共同研究 |
| タンデムロン加速器質量分析装置の測定試料の前処理に関する研究 | 独立行政法人日本原子力開発機構との共同研究 |
| 加速器質量分析装置による「人為起源ヨウ素129 | 自主事業 |

1 平成19年版公益法人白書（総務省編）において、理事10名中4名が所管官庁出身者であることが紹介されている。

2 日本原子力研究所と核燃料サイクル開発機構を統合して発足した独立行政法人で、原子力の研究開発を国際的に推進している。運営費交付金を含めて、収入総額2,195億円の巨大組織である。本県むつ市に青森研究開発センターむつ事務所が設置されており、海洋財団はその一角に所在している。

| の海水中での溶存状態の解明」について | |
|--------------------|---------------------------------------|
| 加速器質量分析の観文考古学への応用 | 財団法人新技術振興奨励記念助成金による自主事業 |
| 海洋データ同化「夏の学校」 | 独立行政法人日本原子力開発機構及び独立行政法人海洋研究開発機構との共同開催 |
| シンボゾウム公開 | 日本原子力研究所等からの受託 |
| むつ科学技術館の運営事業 | |

5. 平成19年度決算の概要

海洋財団の平成19年度における収入の内訳は以下のとおりである。新公益法人会計基準により財務報告が行われ、公認会計士による外部監査を受けている。

（単位：千円）

| 項目 | 金額 |
|----------------|---------|
| 基本財産受取利息（経常収益） | 5,304 |
| 賛助会員受取会費 | 6,300 |
| 調査研究事業収益 | 279,453 |
| 普及啓発事業収益 | 68,220 |
| 受取民間助成金 | 4,600 |
| 受取利息 | 287 |
| 投資有価証券運用益 | 1,831 |
| 雑収入 | 784 |
| 地方公共団体補助金 | 45,000 |
| 収入合計 | 411,781 |

注1 うち231,900千円が青森県からの調査受託である

注2 全額が青森県からの補助金である

上表からわかるように、青森県からの収入が海洋財団の全収入の67%を占めており、2億円の基本財産の抛出や継続的な補助、委託実績も認められることにより、県エネルギー行政の大きな財政的援助団体である。なお、海洋財団の平成19年度における一般正味財産残高は210,868千円と多額になっている。また、青森県副知事が評議員に就任している以外、出向者など県との人的関係はなく、研究員については、本県出身者に限らず全国各地から採用している。

（補助金について）

海洋調査のための保留ゾイは、平成14年～15年で第1号機、平成16年～17年で第2号機を設置しているが、今回は、より精緻な調査のため第3号機を設置することを決定し、平成18年度に機器自体を製造し、平成19年度はその設置工事を行っている。これら機器製造及び設置作業は、全て外部委託になっており、平成19年度の補助金交付金額は、45,000千円であるが、実際には45,042千円要したので、その差額42千円は、海洋財団が負担している。

（委託費について）

委託料231,900千円の内訳は再委託料46,798千円、海洋財団の調査員の人件費83,580千円、その他経費101,757千円である（差額の235千円は自己調達額）。調査員の人件費は、各調査員が調査に要した日数に各調査員の単価（日給）を乗じて算定している。

（基本財産について）

平成7年度に県は海洋財団に対して2億円の補助金を交付し、海洋財団はこの2億円を基本財産として財務諸表に計上している。この基本財産の運用益は積み立てることを原則としているが、資金繰りが厳しい場合には、青森県知事の承認を得た上で使用している。

第2 海洋放射能影響調査事業 (環境生活部 原子力安全対策課)

1. 概要

①目的

六ヶ所村に建設が進められている大型再処理施設から周辺海域に放出される放射性物質による影響を把握するため、平成7年度から当該海域における海象データの収集及び海水、海底土、樹木中の放射能測定結果を元に放射性核種の移行予測モデルの構築を行う事業である。

②事業内容等

国からの補助金を原資として、六ヶ所村沖合海洋放射能影響調査設備等整備費補助事業(以下、「補助事業」という。)と六ヶ所村沖合海洋放射能等調査委託事業(以下、「委託事業」という。)を実施している。環境研と同様に、補助金、委託費ともに、国からの交付金と同額が事業実施主体である海洋財団に対して支出されている。

海洋財団が実施した平成19年度の補助事業は、六ヶ所村沖合海上に委託事業のための機器を整備する事業であり、リアルタイム観測・取得手法整備のための保留式ブイ3号機を海上に設置した。また、委託事業は主として、平成17年度までに構築した地域固有モデルの妥当性評価のための観測を行った。

③事業予算・実績等

過去3年間の事業費実績及び平成20年度予算の推移は以下のとおりである。

| 区分 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 |
|-----------------------|---------|---------|---------|---------|
| (a)補助事業費 | 50,000 | 46,914 | 45,000 | — |
| (b)委託事業費 | 248,644 | 244,389 | 231,900 | 253,750 |
| (c)事務費相当 | 300 | 300 | 300 | 300 |
| 海洋放射能影響調査事業費合計(a+b+c) | 298,944 | 291,603 | 277,200 | 254,050 |

(単位：千円)

④平成19年度補助金の内容

| No. | 仕様 | 金額 | 設置場所 |
|-----|-------------------|--------|--------|
| 1 | 保留式ブイ(3号機)用係留索 | 3,830 | 六ヶ所村沖合 |
| 2 | 保留式ブイ(3号機)用ソフカー製作 | 5,197 | 六ヶ所村沖合 |
| 3 | 保留式ブイ海上局総合組立・調整業務 | 23,369 | 六ヶ所村沖合 |
| 4 | 保留式ブイ設置工事 | 13,671 | 六ヶ所村沖合 |
| | 当初の事業予算合計 | 46,068 | |
| | 海洋財団の事業費実績合計 | 45,042 | |
| | 交付した補助金合計 | 45,000 | |

(単位：千円)

⑤平成19年度委託費の内容

県の委託内容は、大きく①海洋循環調査②物質循環調査③リアルタイムデータ観測・取得手法整備調査④固有モデル整備調査に分けられる。下表は委託事業の費目別内訳である。

| No. | 項目 | 金額 | 用途等 |
|-----|------------------|---------|------------------------|
| 1 | 人件費 研究員費他 | 83,587 | |
| 2 | 報償費 委員謝金 | 112 | |
| 3 | 旅費 委員費用弁償・調査 | 6,178 | 委員旅費、調査旅費 |
| 4 | 需用費 調査用分析用消耗品等 | 10,342 | 分析用消耗品、試薬等 |
| 5 | 調査費 分析費等 | 47,702 | 分析費等 (再委託費) |
| 6 | 使用材料及び賃借料 実験室借料等 | 41,627 | 実験室借料、委員会会場借料等 |
| 7 | 役務費 ブイ等機器点検費 | 10,629 | ブイソフカー及びブイシステム総合調整等 |
| 8 | 一般管理費 | 21,277 | (1+2+3+4+6) × 15% |
| 9 | 消費税 | 11,042 | (1+2+3+4+5+6+7+8) × 5% |
| 10 | 合計 | 231,900 | |

(単位：千円)

2. 実施した手続

海洋財団の要覧及びホームページで財団の概要を把握した。国の補助金交付要綱を閲覧して、所定の手続きに従い交付を受けているか確認した。

海洋財団に往査し、海洋財団の元帳を閲覧して、委託費としての妥当性を検討した。また、再委託の申請書及び再委託契約を閲覧し検討した。

3. 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【指摘】 試験研究棟の維持管理費に係る委託費について

既述のとおり、海洋財団に対する委託料の原資は国からの交付金(補助金)であり、県の財政負担は全くない。「大型再処理施設放射能影響調査交付金交付規則」8条3項によれば、国の交付する補助金の交付対象経費となるのは①施設設備費②調査費③補助金④基金造成費⑤運営費⑥一般事務費である。海洋財団に往査して委託費の内訳を検討したところ、その他経費の中には下記内容の経費が含まれていた。

| 項目 | 金額(千円) | 備考 |
|----------------------|--------|------------|
| 試験研究棟空調ユニットリース(借料掛料) | 152 | 11,760円/月等 |
| 除雪機リース(借料掛料) | 199 | 49,875円/回 |
| エアコン修理(雑役務費) | 78 | |
| エアコン配管カバー設置工事(雑役務費) | 47 | |
| 試験研究棟消防設備点検(雑役務費) | 16 | |
| 試験研究棟土地賃貸借契約(雑役務費) | 107 | 日本原子力開発機構 |
| 燃料交換棟賃貸借契約(雑役務費) | 777 | |
| 試験研究棟火災保険料(保険料) | 175 | |
| 試験研究棟清掃業務(雑役務費) | 226 | 22,638円/月 |
| 試験研究棟警備業務(雑役務費) | 743 | 61,950円/月 |

海洋財団側は、試験研究棟に係る経費は県からの受託調査に必要なものであることから、全て委託費として県に請求できるものと見解であるが、これらの経費は施設の維持費としての性格が強いと判断される。

仮に、県に所有権のある県有施設の場合には、例えば指定管理者制度により施設管理を委託すれば、施設の維持費を委託料の積算金額に含めるのは当然である。しかしながら、この試験研究棟は、数年前に県の補助金によって海洋財団自身が建設したものであって、海洋財団の所有物であるから、施設の維持費を委託料に含めるのは不適切である。仮に、このような公益法人所有の施設の運営費を県が支出することが認められるならば、委託料よりもむしろ施設維持のための補助金として交付するのが正当である。また、その場合であっても、玄関ワットリース、除雪機リース料等の経費については、試験研究に直接要する支出か否かという視点で判断すると、補助対象となるかどうかは非常に疑問である。

【意見①】委託業務に係る成果品について

委託業務の成果品（報告書）の提出は契約書上「委託業務を完了した場合、速やかに成果品を甲（県）に提出し」と定めているが、成果品は委託者の検査確認を受ける必要があり、仕様などおりの成果品かどうかの品質確認、成果品の公表等に関する納期の問題からも、提出期限は具体的に明記するべきである。

また、仕様書において報告書の部数を100部としているが、実際に計画通りに配布しているわけではなく、相当数の残部を有している。計画では、環境放射線等監視評価会議関係で37部、調査委員会関係で7部、関係機関・自治体・団体関係で35部、その他21部であった。報告書を拜見したところ、内容的に高度な専門分野であり、利用者也限られることから、配布先で利用しているかどうかも含めて、利用状況と配布の必要性に関して聞き取り調査を行い、今後は部数を削減する余地が十分にあると考える。

【意見②】委託費の中の人件費について

委託費に含まれる海洋財団の調査員の人件費83,580千円は、上記のとおり各調査員の調査日数に各調査員の単価（日給）を乗じたものを合計して算定している。この単価は、海洋財団の給与体系による年間給与総支給額（本俸及び各種手当の総額）、5.5か月の賞与及び寒冷地手当、社会保険及び労働保険の事業主負担分、退職金積立金を合計した金額を要勤務日数（365日から土日祝日を控除した日数、245日）で除して算定している。海洋財団の財務状況は県からの委託料収入に大きく依存し、試験研究棟やライ設置等に係る補助金交付の実態、また法人全体の調査日数に占める県からの委託業務の調査日数が全体の7割を占める事実を鑑みると、研究調査の委託料としての形式をとってはいるが、県の研究機関と言っても過言ではないほどの蜜月関係にある。このことから、事実上、海洋財団の人件費負担を県が補助しているようにも感じられたところである。海洋財団の人件費を財務諸表から事業別に集計すると、下表のとおりである。

| 事業区分 | 金額 | 備考 |
|------------|---------|--------------------------|
| 調査研究事業費 | 105,891 | 県、独立行政法人他からの受託事業 |
| 調査研究等自主事業費 | 16,887 | |
| 科学館の運営事業費 | 43,399 | 独立行政法人日本原子力研究開発機構からの受託事業 |
| 管理費 | 25,078 | |
| 人件費合計 | 191,256 | |

上表から分析すると、職員31名の平均給与（法定福利費等を含む）は6,169千円である。この人件費をベースとして計算された人件費補助は、結果として高額となるのは当然で、補助対象者19名のうち上位5名に関する人件費負担細額は以下のとおりである。

| 区分 | 1日あたり単価 | 調査日数 | 県の負担金額 |
|--------|---------|------|----------|
| 研究員A | 59,205円 | 183日 | 10,834千円 |
| 研究員B | 42,500円 | 200日 | 8,500千円 |
| 研究員C | 28,730円 | 240日 | 6,895千円 |
| 研究員D | 27,005円 | 235日 | 6,346千円 |
| 研究責任者E | 82,884円 | 71日 | 5,884千円 |

委託料の原資は国の補助金であるので県の財政負担はないが、国庫交付金が県を経由する方法によって、文部科学省所管の公益法人等に対する財政援助が、間接的に手厚い交付となっている実態の一例ではある。

【意見③】再委託の経済的合理性について

県は海洋財団との委託契約書の中で、研究を他の研究機関に再委託する場合には、県知事への申請と承認を受けることを規定している。この委託料には、再委託による分析費の部分を除いて、15%の間接経費率（すなわち受託者の利益相当分）を上乗せされている。この15%に根拠はないとのことだが、一般的な事業予算の積算上、本県においては一般的に10%であることから、特別の配慮により多めに設定されていると思われる。平成19年度に海洋財団が再委託した研究内容等は以下のとおりである。

（単位：千円）

| 研究題目 | 再委託先 | 契約金額（税込） | 再委託理由（要約） |
|-------------------------------|-----------------------------|----------|--|
| 下北海域における海洋放射能予測コードの高度化（II） | 独立行政法人日本原子力研究開発機構 | 22,897 | 再委託先が開発したソフトの改修のため、期間短縮と費用削減ができるため。 |
| トリチウムオンサイト測定手法に関する調査研究 | 大学共同利用機関法人自然科学研究機構 核融合科学研究所 | 992 | 基礎的作業であるため、専門の研究機関に依頼したほうが、日数と費用の低減を図れるため。 |
| 平成19年度広域調査観測業務 | 財海洋総合研究所 | 9,450 | 同上 |
| 海洋中の放射性炭素濃度測定 | 独立行政法人日本原子力研究開発機構 | 1,093 | 同上 |
| 安定同位体比分析 | 明光通商㈱ | 1,974 | 同上 |
| Purchase Order Acceptance | Iso Laboratory トロント大学 | 3,296 | 同上 |
| 固有モデル風データ収集・検討作業 | 財海洋総合研究所 | 4,725 | 同上 |
| SEA-GEARN の改造及び可変化用ソフトウェアの高度化 | ㈱グナイジナル・イソナ オメーションセンタ | 4,725 | 同上 |
| 合計 | | 49,154 | |

これらの再委託契約金額の積算過程を監査人が検証した結果、例えば独立行政法人日本原子力研究開発機構に与える間接経費率は24%、大学共同利用機関法人自然科学研究機構核融合科学研究所に与える間接経費率は30%であることが明らかとなった。この比率は、前述の一般に県が認めている10%を大きく上回るものである。実際には、これに更に消費税が乗せられることとなり、それら全てが県並びに国の負担になっている訳である。この間接経費率の根拠資料の提出を求めたところ、何も根拠はなく、再委託先の内規によるもので、海洋財団では如何ともし難い部分であるとの回答が得られた。

これらのことから、委託先が業務を再委託することによって、間接的にはあるが、県費（＝国費）が再委託先である国の独立行政法人等に通常以上の利益が還流している実態が明らかとなり、結果として、委託先を海洋財団とする必要性に疑義が生じることとなった。何故ならば、この取引においては予算編成や実績報告等の事務コストがかかるとだけで、海洋財団に間接経費は全く認められていないため、経済的メリットは全くもたらされない。結局は、県は海洋財団に委託した場合に負担する間接経費率15%を上回る事業者利益を、国の独立行政法人等の再委託先に供与していることになると思われる。

同時に、過去3年間の再委託先の一覧表を分析すると、ほぼ連続して同一業者に再委託が行われていることから、「取引関係の硬直性」が顕著であり、地元業者は3年間でわずか1社、ほとんどが東京都又は茨城県の機関に再委託していることが明らかとなった。

従って、研究開発機関を本県に誘致した経済効果が十分に発現していないようにも感じられたところである。特殊と言われる原子力分野においては、技術的にも経験的にも、未熟な事業者しか本県には存在しないのかもしれない。しかしながら、上記のような高い間接経費を独立行政法人等に供与するよりは、地元業者の研究知識や研究技術の高度化のための支援事業として支出したほうが、電源三法交付金の目的とする地域経済の振興に寄与するのではないだろうか。

【意見④】補助金で設置した調査機器の競争入札について

本事業の補助金で設置した機器は、非常に特殊な機器ということで、発注先業者が限られ、競争入札ではなく、見積もり合わせにより選定しているとの説明が県担当者からあった。ところが、実際には、平成19年度の4件の作業について、複数業者からの見積もりを取っていたのは1件だけであり、他の3件は一者随意契約による契約金額であった。特殊な機械、特殊な作業ということは十分理解できるが、できるだけ多くの業者の見積もりを取る努力をすべきと思われる。例えば、1件の工事については、1号機については3社の見積もり合わせを行っていたのであるから、2号機3号機についても、見積もり合わせを行うことができたのではないだろうか。

平成19年度に設置したゾノの仕様は、1号機2号機とあまり変わらないということなので、資産管理台帳を入手して取得価格を比較してみたところ、3号機は総額としては一番安く調達できていた。また、作業ごとに金額を検証したところ、同一業者に委託している作業であっても、1号機2号機に比べて安い金額になっていた。この結果から、19年度の業者選定と契約金額は、不当に高額ではないとは言え、次のような疑念は残る。

このゾノの設置については、当初の予算見積もりでは、合計46,068千円となっていたが、文部科学省や県との折衝の結果、45,000千円の予算しか割り当てられなかったため、当初計画は、1,068千円が海洋財団の自己負担となっていた（本事業は、県の要望する調査委託のための機器整備であるが、あくまで補助金の扱いなので、事業主体の自己負担という結果はあるとのことである）。しかし、その後の海洋財団での価格交渉の結果、実際の調達価格は、合計で45,042千円となり、実際の自己負担は42千円に収まっていることから、業者からの当初の見積価格は、まだ値引き余地のある金額ではなかったのかということである。すなわち、当初の見積価格より補助金が減額になったため、海洋財団の持ち出しが極力少なくなるよう、業者に値引きを要請し、結果、補助金額に見合う金額に収束したということも考えられる。競争入札によった場合、補助金の金額に近似することとは考えにくい。一者随意契約では、本当の価格競争の結果でないため、その金額が真に適正な金額だったのかが不透明になってしまう。このことから、競争入札あるいは複数業者の見積り合わせにより、予定価格の計算過程の透明性確保と契約価格の競争性確保が可能となるよう、補助金交付要綱にルールを明記する必要があると考える。

第6章 電源三法交付金による広報・安全対策事業

第1節 環境生活部原子力安全対策課

1. モニタリング等広報事業

(1) 概要

①目的及び事業内容

原子力施設周辺住民の安全確保及び環境の保全を図るために実施している原子力施設周辺環境監視の調査結果を、広く県民に公表するとともに、環境放射線及びそのモニタリングに関する知識の普及・啓発を目的とするものであり、具体的には以下の事業活動を行った。

- i 「モニタリングつうしんあおもり」と呼ばれるA4版12ページほどの冊子の作成・配布（平成19年度実績で四半期ごとに1,800部）
- ii 「空間放射線量率測定結果のお知らせ」と呼ばれるA4版両面印刷のリーフレットの作成・配布（平成19年度実績で毎月1,000枚）
- iii 県内3紙の新聞紙面による広報

②事業予算・実績等

本事業の過去3年間の事業費実績と次年度予算は以下のとおりである。

(単位：千円)

| | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度予算 |
|-----|--------|--------|--------|----------|
| 事業費 | 22,185 | 11,405 | 16,201 | 17,406 |

(2) 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【指摘】年間契約の分割発注事務について

県は、毎月発行される「空間放射線量率測定結果のお知らせ」の作成のため、業者へリーフレットの印刷を委託している。この契約事務にあたり、契約1件あたりの予定価格が44,100円に設計されたため、10万円以内という理由により、複数業者からの見積書を手手していない。しかしながら、このリーフレットは毎月一定数発行されるものと予算上は積算されており、この場合には実態上からも年間契約と判断すべきである。その判断の上では、年額は概ね529千円と10万円以上の契約になるため、規則上からは複数業者からの見積りを取らなければならないこととなる（青森県財務規則第148条）。

この点について、監査人が県の担当者に依頼して、年間契約として再度複数業者から見積書を入手したところ、最低価格は378千円（税込）であった。この結果からは、現状の契約方法により151千円の県費が無駄な支出であったことが計算された。

また業者は、県から毎月のモニタリング測定結果の報告を受け、リーフレットの印刷及び作成を行っているが、その版下は、本事業開始当初から今現在に至るまで業者が継続して保管している。この事実からは、これまで他の業者と価格面での比較を行うことなく事

務が行われ、県は長期間にわたって当業者との固定的な取引関係にあって、双方承諾済みの言い値による随意契約であることが外見上から明白である。

競争入札を前提に、実態を重視した発注手続きが行われなければ、不当な支出となることの好例である。

【不適正事項】国庫交付金の事業窓口への事業実績報告書の操作について

本事業の財源はエネルギー総合対策局が窓口となって受け取る国庫交付金である。実施部局である当課は、エネルギー総合対策局に「平成19年度広報・安全等対策交付金事業実績報告」を提出して事業実績を報告しているが、その実績報告書の事業費内訳と決算統計個別集計表の内訳金額が不一致となっている（なお、事業費合計は一致している）。

(単位：千円)

| 節 | 令達元での実績報告書 | 令達先の決算統計個別集計表 | 差異 |
|----------|------------|---------------|------|
| 旅費 | 0 | 303 | △303 |
| 需用費 | 530 | 530 | 0 |
| 役務費 | 5,853 | 5,791 | 62 |
| 委託料 | 9,818 | 9,245 | 573 |
| 使用料及び賃借料 | 0 | 332 | △332 |
| 合計 | 16,201 | 16,201 | 0 |

原因は主として、令達先が決算統計個別集計表上で旅費、使用料及び賃借料を架空計上したことによるものであり、明らかなる事業間の流用である。ルールとして節間の事業費流用には所定の決裁行為があるべきであるが、本事業については令達先で決裁を受けた形跡はない。

この決算統計個別集計表の作成方法について質問したところ、各部局の総務担当が作成し、財政課へ提出するとの説明を受けたが、当課では、財政課への提出時に、令達元（エネルギー総合対策局）の決裁は慣行として受けていないとのことである。予算の令達先が令達元に対して、支出実績について決裁行為を経ることなく、個人的に操作して報告する実態は、組織管理上の不適正事項である。この事例では、いわば、令達元・令達先・財政課の三者間での三重帳簿状態となっている。部局間の文書であっても、令達先は令達元に対して、責任感を持って正確な数値を報告するべきであり、通常の決裁行為と同様に、公文書として決裁を受けるべきである。

【意見】印刷部数の管理について

四半期ごとに発行される冊子「モニタリングつうしんあおもり」及び毎月発行されるリーフレット「空間放射線量率測定結果のお知らせ」は、納品後に周辺自治体や関係団体に必要部数を配布しているとのことである。以下は主な配布先である。

| i 「モニタリングつうしんあおもり」 | | ii 「空間放射線量率測定結果のお知らせ」 | |
|--------------------|--------|-----------------------|-------|
| 配布先 | 部数 | 配布先 | 部数 |
| 本庁 | | 六ヶ所村 | 100 |
| エネルギー総合対策局他 | 402 | 三沢市 | 150 |
| 出先機関 | | むつ市 | 150 |
| 青森県原子力センター他 | 124 | 東北町 | 120 |
| 県議会、県立高校 89 校他 | 423 | 東通村 | 100 |
| 県内市町村 | | 野辺地町 | 60 |
| むつ市、三沢市 | 37,800 | 横浜町 | 50 |
| その他 東北町 | 25,700 | 日本原燃株 | 70 |
| 国等 | | 東北電力株 | 60 |
| 文科科学省関係部署 | 40 | 県 | 140 |
| 経済産業省関係部署 | 240 | 合計 | 1,000 |
| 上記以外 | 95 | | |
| 原子力施設立地推進府県 | | | |
| 立地推進府県、報道機関 | 119 | | |
| 関係団体 | | | |
| 漁業協同組合、生活協同組合 | 12,269 | | |
| 事業者等 | | | |
| 日本原燃株、東北電力株他 | 3,035 | | |
| その他 | | | |
| 原子力安全対策課内、図書館等 | 753 | | |
| 合計 | 81,000 | | |

上記の一覧表のとおり、関係各所に漏れなく配布し、広く周知させている。しかしながら、県は、送付時及び送付後の受払管理と残部管理を全く行っていないため、本当の意味での必要部数かどうかは客観的に全く不明である。このような配布物は県民他にとって有用なものであるという前提に立つて作成することは当然であるが、県は事業実績の把握と今後の予算編成にあたっては、作りつばなしではなく配布先での残部状況をその都度把握しなければならぬ。更には、それを次年度予算に活かし、必要十分な数量を見積もった上で、最適切な印刷部数を発注すべきである。

2. 緊急時連絡網整備事業

(1) 概要

①目的
緊急時連絡網整備事業は、直営と委託とに分類される。直営事業は、六ヶ所オプサイントセンター（緊急事態応急対策拠点施設）、東通オプサイントセンター（緊急事態応急対策拠点施設）、県庁、六ヶ所村、東通村、むつ市、横浜町、原子力センター、環境保健センターの9カ所を専用回線で結んでいる。支出内容は回線使用料、機器リース料、機器保守料である。

他方、委託業務では、財団法人原子力安全技術センター（主たる事務所：東京都文京区）にSPEEDI（スピーデー：緊急時迅速放射線影響予測ネットワーク）の利用代金を支払っている。

る。SPEEDIとは、原子力施設から大量の放射性物質が放出されたり、あるいは、その恐れがあるという緊急時に、周辺環境における放射性物質の大気中濃度や被ばく線量などを、原子力施設からの放出源情報と気象条件及び地形データをもとに迅速に予測するシステムである。国・地方公共団体は、SPEEDI ネットワークシステムが予測した情報により、周辺住民の被ばくを低減するための防護対策を迅速に進めることができる。要するに、上記の直営は緊急時連絡網システムの運営管理のことであり、委託は緊急時応急対策システム整備事業のことである。

②事業内容

平成20年度までに、国が整備することになっている統合原子力防災ネットワークに対応するため、緊急時連絡網の回線をデジタル専用回線から、Ethernetを用いて、回線をVPN（Virtual Private Network；公衆回線をあたかも専用回線であるかのように利用できるサービス）化する。また、回線のVPN化に対応するため、機器の変更を行う。

③事業予算・実績等

平成19年度の本事業の予算・実績は以下のとおりである。

| 予算額 | 決算額 |
|--------|--------|
| 84,652 | 82,774 |

（単位：千円）

また、下表は国に報告した平成19年度補助事業の収支決算書である。

（単位：千円）

| 項目 | 予算額 | 実績額 | 差額 | 交付金決定額 |
|----------|--------|--------|--------|---------------------------|
| 支出 | | | | |
| (1)施設整備費 | 307 | 439 | -132 | 経済産業省 439 |
| (2)借料 | 33,346 | 29,946 | 3,400 | 経済産業省 19,542、文部科学省 10,404 |
| (3)一般事務費 | 52,295 | 53,594 | -1,299 | 経済産業省 6,624、文部科学省 46,970 |
| 支出合計 | 85,948 | 83,979 | 1,969 | 83,979 |
| 収入 | | | | |
| (1)自己資金 | 0 | 0 | 0 | |
| (2)補助金 | 85,948 | 83,979 | 1,969 | 83,979 |
| 収入合計 | 85,948 | 83,979 | 1,969 | 83,979 |

(2) 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる点は見られなかった。

【不適正事項】実績数値の集計・記入の正確性について

本事業の実績費実績が、節別統計集計表には正確に集計・記入されていない。

①旅費（普通旅費）

旅費は、予算上ではSPEEDI運用連絡協議会（東京）出張旅費（1泊2日44.5千円×2人×2回）178千円のものについて、節別統計集計表上の実績も予算通りに執行された形になっている。

しかし、国へ提出した実績報告書では、SPEEDI運用連絡協議会の参加旅費（東京～青森）2名分で76.6千円しか報告されていない。このように決算統計節別集計表には178千円が

実績としているが、文部科学省や経済産業省への実績報告書では76.6千円とされている。おそらくは実績報告書の数字が正しいものと推測されるが、国と県で数字を使い分け、実績数字を予算通りに合わせ、省庁への報告では実際の数字に直すような会計処理や報告事務は、適正な事務の執行ではない。こうした数字上の経理操作により県の実績数値は101千円の過大報告となっており、この過大計上分は何に使用されたかが検証不可能である。国と県との実績数値間の齟齬は説明不可能であることの一例である。

②消耗品費

消耗品費においても同様である。消耗品費は282千円発生しているとし、決算統計節別集計表に実績として記載している。また、県の予算上は、歳出見積額内訳にフアックス用トナー265千円とフアックス用ペーパー17千円の合計282千円となっており、実績としては、決算統計節別集計表では予算と同額で執行された外形になっている。

しかし、国に提出した実績報告書では、本事業の予算内訳はフアックス用トナー157.5千円とフアックス用ペーパー16.9千円の合計174.4千円になっており、歳出見積額内訳に記載された県の予算金額282千円と同じ支出内容にもかかわらず、全く異なる数字が記載される結果となっている。また、この実績報告書では、事業費実績としてフアックス用ペーパー13.4千円しか発生していない。このように消耗品費のケースでは、予算(282千円と174.4千円)と実績(282千円と13.4千円)が国への報告用と県の報告用で、それぞれ2つずつの数字が存在するという、全く理解し難い内容であることが、監査の結果明白になった。

上記のような意図的な数値の操作があるために、緊急時連絡網整備事業の全体金額も、予算額と実績金額が2つずつの数字を持ち、矛盾が生じている。具体的には③事業予算・実績等に示した2つの表で、予算額と実績金額とがそれぞれ異なる数字になっていることに表れている。こうした二重帳簿のような不適切な財務事務は、総論に記載のとおり、速やかな改善が必要である。

3. 緊急時対策調査・普及等事業

(1) 概要

①目的及び事業概要等

本県における原子力防災体制の充実強化のため、防災業務関係者の防災技術の向上を図るとともに、各種調査を行い、必要な情報を入力することを目的としている。これは原子力に関する一般県民に対する防災知識の普及啓発に努めるものである。

②事業予算・実績等

直近3年間の実績及び平成20年度予算は以下のとおりである。

| (単位：千円) | | | | |
|---------|--------|--------|----------|--|
| 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度予算 | |
| 28,565 | 21,419 | 24,338 | 23,907 | |

事業の主な内容としては、講習会への参加・実施8,667千円、フナーラム・連絡会など情報交換会の開催1,538千円、防災訓練の実施4,762千円、防災カレンダーの作成5,158千円などである。

(2) 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【意見①】事業費予算の積算について

平成19年度予算において、六ヶ所村と東通村に配布するカレンダーの作成委託費として7,095千円を積算計上している。積算根拠は4,730千円×1.5=7,095千円である。この1.5の根拠として、元々は六ヶ所村を配布対象としており、東通村が加わった時に1.5倍とした経緯があるとのことであった。平成20年10月末時点の世帯数は、六ヶ所村が4,403世帯、東通村が2,718世帯であることから、正確なあるべき乗数は1.6であり許容範囲内と考えられる。一方、4,730千円の根拠は不明である。平成19年度実績のカレンダー作成委託料は5,158千円なので、1.5を乗じる前だと3,438千円である。毎年発生する委託業務の見積もりには予算と実績の乖離が大きく、実態を反映しない予算編成になっている。事業予算の積算については、事業費実績を反映したより精度の高い編成作業が必要である。

【意見②】交付金規則の区分について

国の補助金交付規則2条9項によれば、緊急時対策調査・普及等事業は「緊急時における住民の安全の確保に関する調査に係る事業、並びに緊急時における安全の確保に係る知識の住民に対する普及に係る事業及び緊急時における防災業務に従事する者の住民の安全に係る知識の習得に係る事業(実地に行うものを含む)」と定義されている。また、同規則7条3項によれば、本補助金の交付対象経費は①施設設備費(物品費を含む)②借損料③調査費④補助金⑤一般事務費と記載されている。本事業の支出は慣習的に実績報告書上⑤の一般事務費として計上されており、所管庁(経済産業省及び文部科学省)による検査でも特段の問題や指摘は受けていないとのことである。しかるに、防災カレンダーの製作(委託業務)や防災訓練の実施(委託業務)を一般事務費として計上し報告していることについては、若干の違和感を覚える。確かに、5区分の中で記載するとすれば⑤一般事務費しかないように感じるが、国の交付規則上で、そもそも補助対象経費の内容を規定する区分が、外部委託により「普及」事業として実施している実態や、ハード事業だけではなく、防災普及啓発事業として行う幅広い事業内容を捉えきれないように考える。経済産業省は平成19年度においてエネルギーの需給に関して講じた施策の概況」を公表しており、その第2節において防災対策を講じたことを実績として強調しているが、その実績に含まれる内容としてふさわしいかどうかは、判断を譲ることにしたい。

4. 緊急事態応急対策拠点維持管理事業

(1) 概要

①目的

県内の原子力関連施設の近隣に設置されているオフサイトセンターの維持管理のための経費を補助することを目的としている。

オフサイトセンターとは、原子力災害発生時に、原子力事業者による応急対策、事故の状況把握と予測、住民の安全確保、被ばく者に対する医療措置、避難住民に対する支援などの緊急事態応急対策を実施するための拠点となる施設であり、国、県、市町村、原子力事業者、防災関係機関及び専門家が一堂に会して、情報の共有や指揮の調整を図るものである。当該施設は、平成 11 年 9 月 30 日に発生した東海村ウラン加工施設の臨界事故を契機に施行された「原子力災害対策特別措置法」に基づくものであり、原子力防災体制の技術強化の一環として、原子力施設ごとにオフサイトセンターを指定することとされている。平成 19 年度末現在、県内には以下の 2 つの施設が設置されている。

＜六ヶ所オフサイトセンター＞

管理者：財団法人原子力安全技術センター（以下、「安全技術センター」という。）

所在地：青森県上北郡六ヶ所村大字尾敷字野附 1-67

対象となる原子力施設：六ヶ所原子燃料サイクル施設

面積：約 1,900 m²（オフサイトセンター部分）

その他、安全技術センターの調査研究・研修施設を併設

＜東通オフサイトセンター＞

管理者：東通村

所在地：青森県下北郡東通村大字砂子又字沢内 5-35

対象となる原子力施設：東通原子力発電所

面積：約 2,500 m²（オフサイトセンター部分）

その他東通村防災センターを併設

②事業内容等

国からの交付金を財源として、六ヶ所、東通の各オフサイトセンターの水道光熱費をはじめとする施設の維持管理費用を補助する。

具体的には、電気設備等の保守点検費をはじめとする維持管理費、光熱水費、備品等購入のための設備費、その他諸経費を対象としている¹⁷。

③事業予算・実績等

過去 3 年間の事業費の推移、施設別内訳は、以下のとおりである。

| | 平成 17 年度 | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 | 備考 |
|-----|----------|----------|----------|-----------|
| 事業費 | 42,725 | 38,108 | 40,152 | 国庫負担 10 割 |
| 内訳 | | | | |
| 六ヶ所 | 25,407 | 20,106 | 21,425 | |
| 東通 | 17,318 | 18,002 | 18,727 | |

＜施設別・費目別内訳＞
六ヶ所オフサイトセンター

| | 平成 17 年度 | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 | 備考 |
|-------|----------|----------|----------|--------------|
| 事業費 | 25,407 | 20,106 | 21,425 | |
| 内訳 | | | | |
| 維持管理費 | 22,080 | 16,863 | 17,408 | 17 年度は修繕費が多い |
| 光熱水費 | 2,732 | 2,638 | 2,834 | |
| 設備費 | — | — | 376 | |
| 一般事務費 | 594 | 604 | 806 | |

| | 平成 17 年度 | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 | 備考 |
|-------|----------|----------|----------|----------------------|
| 事業費 | 17,318 | 18,002 | 18,727 | |
| 内訳 | | | | |
| 維持管理費 | 9,839 | 12,062 | 13,133 | 18 年度より除雪経費が新規に承認された |
| 光熱水費 | 7,328 | 5,768 | 4,397 | |
| 設備費 | — | — | 739 | |
| 一般事務費 | 149 | 171 | 456 | |

(2) 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【意見①】東通オフサイトセンターの清掃費について

東通オフサイトセンターにおける清掃費は以下の契約内容になっている。

| 区分 | 内容 | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------|---|-----------|-------------|------|-------|----------|-----------|-----------|-----|----------|-----------|-----------|-------------|----------|-----------|-----------|-------------|
| 委託先 | ㈱ Z | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 契約期間 | 自平成 19 年 4 月 至平成 20 年 3 月 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 契約先の選定 | 指名競争入札（東通村が実施） | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 契約金額 | 年間 12,390 千円（うち、本事業負担額 6,191 千円） なお、平成 16 年度に国からオフサイトセンターとして指定を受けているが、翌 17 年度以降、毎年同額（6,191 千円）が本事業の負担額となっている。 なお、17 年度以降の契約状況は次のとおりである。 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>予定価格</th> <th>契約価格</th> <th>指名業者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 17 年度</td> <td>13,500 千円</td> <td>12,390 千円</td> <td>3 社</td> </tr> <tr> <td>平成 18 年度</td> <td>13,100 千円</td> <td>12,390 千円</td> <td>3 社（前年と同業者）</td> </tr> <tr> <td>平成 19 年度</td> <td>12,900 千円</td> <td>12,390 千円</td> <td>3 社（前年と同業者）</td> </tr> </tbody> </table> | | 予定価格 | 契約価格 | 指名業者数 | 平成 17 年度 | 13,500 千円 | 12,390 千円 | 3 社 | 平成 18 年度 | 13,100 千円 | 12,390 千円 | 3 社（前年と同業者） | 平成 19 年度 | 12,900 千円 | 12,390 千円 | 3 社（前年と同業者） |
| | 予定価格 | 契約価格 | 指名業者数 | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成 17 年度 | 13,500 千円 | 12,390 千円 | 3 社 | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成 18 年度 | 13,100 千円 | 12,390 千円 | 3 社（前年と同業者） | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成 19 年度 | 12,900 千円 | 12,390 千円 | 3 社（前年と同業者） | | | | | | | | | | | | | | |
| 契約内容 | （注）上記契約価格のうち、各年度 6,191 千円が本事業負担額である。 また、緊急時対応の観点から、近隣に拠点のある業者に限られるため、指名業者が毎回同一との旨の説明を受けた。 清掃業務、衛生管理業務、設備管理業務、構内整備業務 | | | | | | | | | | | | | | | | |

¹⁷原子力発電施設等緊急時安全対策交付金運用の手引（平成 19 年 4 月 1 日 文部科学省防災環境対策室及び経済産業省原子力防災課）

東通オフサイトセンターの建物は、1階の大半が東通村防災センター（消防施設）、2階の大半がオフサイトセンターである。本事業が負担する上記清掃費については、これら面積比で按分計算されている。

ここで、東通村が作成した当該清掃業務の仕様書によると、常時使用し職員が常駐する1階の防災センターが毎日清掃を実施するのに対し、2階のオフサイトセンターは週1回の清掃を行うことになっている。

県の担当者の説明によると、本委託業務は清掃以外にも設備管理業務等の委託を含んでいることから面積による按分計算に合理性がある旨の説明を受けたが、複数の業務を一括して委託しており、金額も少なくない（東通オフサイトセンターへの補助額の3分の1）ことから、業務ごとの契約金額内訳によりそれぞれに応じた按分計算をすべきではないかと思われる。少なくとも清掃部分については面積按分とした場合、本事業による補助額が多額になっている可能性がある。

また、複数の業務を一括発注している理由について、補助先である東通村からは以下の回答を得た。

「当該施設は、『建築物における衛生的環境の確保に関する法律』における『特定建築物』に該当し、環境衛生上の維持管理を求められています。その維持管理の基準においては、法令等において、空気環境の調整、給水及び排水の管理、清掃、ねずみ・ごん虫等の防除その他環境衛生上良好な状態を維持するのに必要な措置などが定められており、当該施設においては、清掃業務、衛生管理業務、設備管理業務、構内整備業務により実施しております。これらの基準を満たすための業務は、分割発注も可能ではあるものの、当該施設には村職員が常駐していないこと、これらの業務は総合的に連携し実施した方がより効果的かつ効果的であることなどを勘案し、当村においては一括発注することとしております。」

しかし、分割しないことが指名業者の幅を狭めていることは明らかであり、このことも落札金額が変わらない要因になっていると考えられる。したがって、分割発注しない理由と経済的合理性を十分に比較考量の上、契約方法について工夫を求めたい。

なお、監査人が、予定価格内訳に基づいて、清掃回数（毎日（週5回）及び週1回）を加味して計算すると下記表中 T欄に記載のとおり、平成19年度で1,791千円、過去3年間では5,421千円の差異が生じる結果となる。

（予定価格の内訳）

| 区 分 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 |
|------------|--------|--------|--------|
| A 清掃業務 | 5,682 | 5,665 | 5,376 |
| B 環境衛生管理業務 | 272 | 259 | 257 |
| C 設備管理業務 | 7,057 | 6,753 | 6,753 |
| D 小計 | 13,012 | 12,578 | 12,387 |
| E 改め | 13,000 | 12,500 | 12,300 |
| F 消費税相当額 | 650 | 625 | 615 |
| G 設計価格 | 13,650 | 13,125 | 12,915 |
| H 予定価格 | 13,500 | 13,100 | 12,900 |

（単位：千円）

（落札金額内訳（按分計算））

| 区 分 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 |
|-----------|--------|--------|--------|
| I 落札価格 | 12,390 | 12,390 | 12,390 |
| J 清掃業務相当 | 5,410 | 5,482 | 5,377 |
| K その他業務相当 | 6,979 | 6,907 | 7,012 |
| 計 | 12,390 | 12,390 | 12,390 |

J=I÷D×A
K=I-J

（清掃回数を考慮した清掃部分配賦率）

| 区 分 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 |
|------------|---------|---------|---------|
| M 本事業への配賦率 | 49.970% | 49.970% | 49.970% |
| N 他への配賦率 | 50.030% | 50.030% | 50.030% |
| O 改訂清掃分配賦率 | 16.650% | 16.650% | 16.650% |

※

※ (M×週1回) ÷ (M×週1回+N×週5回) で計算

（現状の配賦額との差額）

| 区 分 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 3年間合計 |
|-----------|--------|--------|--------|-------|
| P 清掃業務 | 900 | 912 | 895 | |
| Q その他業務 | 3,487 | 3,451 | 3,504 | |
| R 計 | 4,388 | 4,364 | 4,399 | |
| S 現状の配賦額 | 6,191 | 6,191 | 6,191 | |
| T 差額（過大額） | 1,802 | 1,826 | 1,791 | 5,421 |

P=J×O
Q=K×M
S=L×M
T=S-R

【意見②】六ヶ所オフサイトセンターの施設管理業務契約について（その1）

安全技術センターは、施設の管理業務を一括して地元の某管財業者へ委託しており、その委託内容は多岐にわたる。施設管理業務契約書に記載されている仕様書からその概要は以下のとおりである。

（単位：千円）

| 業務区分 | 主たる内容 | 金額 |
|----------|--|--------|
| 環境衛生管理業務 | 清掃、衛生管理など | 10,692 |
| 設備管理業務 | 設備機器運転保守管理、空調設備管理、給排水設備管理、消防設備管理点検、昇降機・自動ドア等点検など | 9,537 |
| 構内整備 | 樹木緑化管理、除排雪業務、側溝等清掃 | 2,822 |
| | 小計 | 23,052 |
| | 消費税 | 1,152 |
| | 合計 | 24,204 |

（注）合計金額のうち、本事業の補助対象は面積按分計算等を行った後の12,279千円（契約金額ベース）である。

民間の建物も含めた一般論として、施設のメンテナンスに関する委託契約は、それぞれの業務区分ごとに、例えば清掃業務はA社、空調管理はB社にというように、契約業者は専門性を有する業者と分野ごとに契約するのが通常と考えられる。全分野を1社のみに委託しては、元請けによる外注先手配の手数料が価格に上乗せされ、結果として委託料が高くなるからである。

例えば、昇降機の保守点検料に焦点を当て、東通オフサイトセンター及び六ヶ所村にある県の出入機関である青森県原子力センターと比較した表が下表である。

| | 六ヶ所オプサイトセンター | 東通オプサイトセンター | 青森県原子力センター |
|----------|--------------|-------------|------------|
| エレベーター数 | 1台 | 1台 | 1台 |
| 支出額 | 1,164千円 | 504千円 | 630千円 |
| うち補助金対象額 | 1,100千円 | 483千円 | 555千円 |

六ヶ所オプサイトセンターは、青森県原子力センターに比べ約1.85倍、東通オプサイトセンターに比べ実に2.31倍もの高額となっている。この結果からは、エレベーター保守管理のみを単独で契約した場合には、少なくとも50万円程度は安価に済むといえる。

この一括委託に関し、オプサイトセンターを実質的に管理している安全技術センターに回答を求めたところ、「財団法人にとっての補助事業である緊急事態応急対策拠点施設（オプサイトセンター）の維持管理事業は人件費が手当てされない事業であるため、施設の保守管理箇所をいつのタイミングで行うかを判断する財団職員を確保できない。従って、委託料という形であれば、補助の対象となるのでこのような契約形態となっている。」とのことであった。

しかしながら仕様書には、清掃する場所及び頻度、設備管理についてはどの装置をどのくらいの頻度で点検するのか等について、詳細に記載されている。要は、その業務区分ごとに発注業者を変えれば足りるのであって、上記回答は、分割発注できない理由とはなっていない。それぞれの業務内容に応じた専門業者へ委託することが経済的にも安価に済むのは経歴上、自明の理であり、一括請負による中間マージン部分について、国及び県は割高な補助金を交付している可能性がある。清掃部分、設備管理部分、緑化管理部分に分割した委託内容としたうえで、適正価格による委託契約とすべきである。

【意見③】六ヶ所オプサイトセンターの施設管理業務契約について（その2）

同施設における日常清掃業務についても、不合理な点がある。（表1）清掃頻度別の面積内訳及び（表2）1階及び2階別の支出額等の明細をまとめた表を以下に示す。

（表1）清掃頻度別の面積内訳

| | 合計 | 毎日清掃 | 週に1回清掃 | 月に1回清掃 |
|------|----------|----------|---------|----------|
| 1階面積 | 1908.91㎡ | 1219.34㎡ | 497.02㎡ | 192.55㎡ |
| 割合 | 100.0% | 63.9% | 26.0% | 10.1% |
| 2階面積 | 1776.78㎡ | 377.83㎡ | 330.39㎡ | 1068.56㎡ |
| 割合 | 100.0% | 21.3% | 18.6% | 60.1% |

（表2）1階及び2階別の支出額等

| | 1階部分 | 2階部分 |
|----------|-----------|-----------|
| 金額（建屋合計） | 3,742千円 | 3,250千円 |
| 面積 | 1,908.91㎡ | 1,776.78㎡ |
| 面積あたり単価 | 1,960.4円 | 1,829.6円 |
| 果補助金対象額 | 697千円 | 2,898千円 |

（表1）から分かるように、1階部分の63.9%が毎日清掃されているのに比し、2階部分で毎日清掃されている部分は21.3%にすぎず、実に6割の面積が月1回しか清掃がされて

いないのである。これは、オプサイトセンターの大部分は施設の2階に位置しており、緊急施設であるが故、通常は人の出入りがないことから、合理性がある清掃頻度と言える。しかしながら、（表2）から1㎡あたりの清掃単価を見ると、1階部分は約1,960円、2階部分は1,830円と差程の相違はない。

これは、清掃頻度を考慮せず単に面積のみで作業単価を算定しているものといえよう。このような点においても、国及び県は、割高な補助金を交付している可能性がある。適正価格による委託契約になるよう、稼働に見合った金額で予定価格を設計するべきであるし、これも一括請負形態による随意契約の悪弊であると考えらる。

【意見④】六ヶ所オプサイトセンターの施設管理事務の委託について

安全技術センターは、施設管理に関する事務業務をS社という民間会社へ委託している。この会社は、第5章に記載した環境研のミニ地球事業の下請け企業である。委託している主な業務内容は、財団内部の資料作成事務に係る補助業務（例：検査調査書の作成、補助金申請資料案作成、修繕仕様書の作成、機械警備委託に関する補助業務など）である。通常このような業務は、組織内の施設管理部ないしは総務部と呼ばれる部署が行う業務である。

このような委託についても【意見②】と同様、この施設の管理維持に関する事務事業についても人件費に相当する交付金が交付されないため、現状では運営主体が施設の各設備に関連するメンテナンスの起案・発注を行う人員を配置できず、維持管理時期の計画検討業務なども一体として、事務委託している状況であるとの説明を受けた。このことは、総務部の「人件費」という名目では補助金は交付されないが、総務業務の「外部委託」という形であれば、国庫補助金を受けることが可能であることを意味している。国、県及び財団法人それぞれに言い分はあるだろうが、補助金行政の中では、同じ業務内容でも費目を変えれば、補助金対象となるという歪んだ構造を示しており、地方から見れば、外部委託することによって国からの交付金を引き出すテクニックと言えなくはない。

この委託先については、平成18年度に一般入札を行っているが、その後平成19年度までは1社の随意契約であり、平成19年度まで毎年度6,678千円と全く同額で契約していた。財団法人が随意契約とした理由は、

- ①特別会計事務処理要領、青森県補助金交付要綱等に基づく事務手続き、施設管理項目及び施設管理経費の按分方法・積算方法等、当該業務を熟知・精通していること。
- ②センター担当者の業務指示により、業務を遂行できること。
- ③施設管理経費の按分計算、積算計算等のための支援ツールを作成するなど、確実な業務遂行を行う技能を有すること。
- ④特別会計事務処理要領及び青森県補助金交付要綱に基づく事務について、契約日当日から本業務を遂行することができること。

を満たしているとの判断であるが、このような事務作業は、アウトソーシングを事業とする会社であれば通常遂行できる業務であり、随意契約とする理由は全く見当たらない。

この随意契約の内容に関しても、価格は、安全技術センターが作成した予定価格調書の積算金額6,836千円に対して、業者からの見積額は6,678千円（予定価格に対する比率97.68%）と非常に高い比率で契約している。これは安全技術センターと業者との言い値による高額契約と推認され、国及び県は補助金交付先の委託契約に競争性を持たせるよう、運営主体を指導しなければならない。なお、その証拠になるかどうかは判らないが、20年度は指名競争入札が行われ、同一業者の落札ではあるが4,536千円で契約を締結している。

【意見⑤】デジタルカメラの購入に対する補助について

安全技術センターは、平成20年2月にデジタルカメラ（69千円相当）を購入し、全額を青森県補助事業の補助金対象としている。このデジタルカメラは、オフサイトセンター内の各所修繕業務において修繕箇所の作業確認のための撮影用に購入されたものであるが、修繕部分撮影のためであれば、オフサイトセンター全体に係るものと言えるため、国、県及び財団法人と建物等の面積比など合理的な按分方法で負担すべきである。

また、用途が修繕部分の撮影というのであれば、何も7万円近い物品を購入する必然性はなく、2万円から3万円程度で購入できるはずである。

安全技術センターに交付される補助金の財源は、国庫であろうと県であろうと税金であることに、変わりない。予算の範囲内という甘えの構造を許容することなく、最低価格による購入事務を徹底しなければならない。

5. 防災活動資機材等整備事業

(1) 概要

①目的

本事業は、万が一の原子力発電施設等の事故に備え地方公共団体の防災体制の強化を図る観点から、原子力発電施設等の所在都道府県等に対して交付される原子力発電施設等緊急時安全対策交付金（以下、「安全対策交付金」という。）を財源とする事業である。防災活動資機材等整備事業には、①緊急時における住民の安全を確保するための施設及び防災業務に従事する者の安全を確保するための物品を整備、維持・管理すること（以下、「防災活動資機材整備」という。）②緊急時において必要となる医療に用いられる施設及び物品を整備、維持・管理すること（緊急被ばく医療施設等整備）③緊急時における住民の安全の確保のため原子力発電設備等、加工施設又は試験研究等周辺の警備を行う警察官の業務体制を維持するための施設及び物品を整備すること（施設警備支援体制整備）からなる。原子力安全対策課では、①の防災活動資機材整備を行っている。

②事業内容等

具体的な事業内容としては、緊急時における防災活動従事者の安全確保のための放射線防護服等を具及び関係機関に整備するもので平成2年度より行っている。当事業では、放射線防護服等の消耗品・備品の他、原子力防災用広報車の購入や当該車両の車検費用等の負担、放射線測定機器の保守点検委託などを行っている。平成19年度の資機材整備関係は、

北部上北広域事務組合（消防本部・野辺地消防署・平内消防署・横浜消防署・六ヶ所消防署）・下北地域広域行政事務組合（消防本部・東通消防署）・弘前地区消防事務組合消防本部・県警本部（野辺地警察署・むつ警察署）・六ヶ所村、むつ市、原町郷・原子力センター・防災航空センターの15カ所である。

③事業予算・実績等

過去5年間の本事業の事業実績は、下表のとおりである。

| 内訳 | 平成15年度 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 施設整備費 | 57,150 | 42,666 | 20,636 | 26,202 | 22,955 |
| 借租料 | 1,314 | 1,361 | 1,448 | 1,508 | 1,565 |
| 一般事務費 | 4,489 | 7,145 | 8,180 | 10,275 | 10,823 |
| 合計 | 62,954 | 51,174 | 30,265 | 37,986 | 35,343 |

（単位：千円）

平成15・16年度の実績額が多いのは、東通原子力発電所（平成17年12月運転開始）に向けての整備が行われたためであり、それ以降は、ほぼ横ばいとなっている。

なお、本事業は原子力安全対策課の事業であるが、配備先の一つである原子力センターに往査した際に、管理状況を監査人が実査により確認したことから、ここでは後述する原子力センターに係る内容も【指摘】【意見】として記載していることを御了承願いたい。

(2) 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【指摘①】防護服等の大量の不良・不在庫について

県は本事業により、緊急時における防災活動従事者の安全確保を目的として、放射線防護服等の整備を平成2年度より継続的に行ってきた。平成20年4月1日現在での防災資機材の配備先は25カ所・配備総個数は11,053個に及ぶが、そのうちの4,522個については、経済的耐用年数既経過あるいは劣化等により既に使用不可能なもの（県が認める数量は1,088個）、あるいは法令上の耐用年数は定められていないとは言うものの、平成2年から12年にかけて整備された資機材の一部（県が把握している数量は3,494個）は経済的耐用年数を大幅に経過し、機能的陳腐化と劣化が懸念されるものがわかった。県は、今後の廃棄費用の予算措置を前提として、平成20・21年度に廃棄することを計画しているところであるが、平成2年の事業開始以来、平成19年度になって初めて行った実地棚卸調査の結果、この事実を把握したものである。

下表は、平成20年4月1日現在の配備状況と、今後の廃棄予定を示している。

防災資機材の配備状況及び予定表(平成20年4月1日現在)

(単位:個)

| 資機材名 | 配備状況(現有数) | 整備目標数(注1) | 差額数量 | 平成20年度廃棄予定(注2) | | 平成21年度廃棄予定 | |
|---------------|-----------|-----------|-------|----------------|-------------------------|------------|-------------------------|
| | | | | 使用不能なもの | 更新時期に当たるため再整備等を行うもの(注3) | 使用不能なもの | 更新時期に当たるため再整備等を行うもの(注4) |
| ポケット線量計 | 128 | 0 | 128 | | | △128 | |
| ポケット線量計用荷電器 | 23 | 0 | 23 | | | △23 | |
| 警報付ポケット線量計 | 670 | 535 | 135 | | | △160 | |
| 防護服(布製) | 543 | 106 | 437 | | | △80 | △370 |
| 防護服(EVA製) | 1,105 | 468 | 637 | | | △169 | △387 |
| 防護服(不織布製) | 985 | 797 | 188 | | | △110 | △30 |
| 防護帽 | 85 | 67 | 18 | | | △30 | |
| 防護靴(ゴム長靴) | 887 | 612 | 275 | | | △30 | △471 |
| オーバージュース(ヒモ付) | 1,361 | 582 | 779 | | | △146 | △660 |
| 防護マスク(全面マスク) | 1,363 | 1,251 | 112 | | △191 | | △123 |
| マスク用フィルター | 1,494 | 1,288 | 206 | △196 | △646 | △30 | △40 |
| 手袋(ゴム製) | 253 | 82 | 171 | | | △93 | |
| 手袋(綿製) | 315 | 82 | 233 | | | △30 | △122 |
| 手袋(ネオプレン) | 252 | 0 | 252 | | | | △252 |
| その他47資機材 | 1,589 | 1,647 | △58 | | △4 | △3 | △28 |
| 合計 | 11,053 | 7,517 | 3,536 | △196 | △841 | △892 | △2,593 |
| | | | | | | | △4,522 |

(注1)整備目標数量は、平成25年度までの目標数量である。

(注2)実際には、平成20年度の廃棄は、予算面で国の許可が下りなかったため実行されなかった。

(注3)マスク用フィルターについては、メーカー耐用年数(5年)を経過したもの。それ以外については、経済的耐用年数を経過した資機材等である。

(注4)主に平成2年～12年までに整備した資機材等で経済的耐用年数を大幅に経過しているものである。

(注5)防災資機材は有事に使用した実績は無いが、毎年実施される避難訓練等で定期的に使用あるいは消費されている。このような避難訓練時においても、経済的耐用年数を大幅に経過しているものについては、使用されなかったため不動在庫と称している。

具体的に廃棄対象となっているもの一例として、ポケット線量計は平成2、3年に整備された、のぞき穴から空中を覗いて放射線量を測定するための機材であるが、現在は警報付ポケット線量計のデジタル方式が主流であり、5年程前からは、堅くて動きやすい不織布製が主流となっているし、ゴム製の手袋などは、劣化が激しく使用できる状態にない。他にも、防護マスクに取り付けて使用するマスク用フィルターなどは5年がメーカーの定める耐用年数であり、耐用年数経過によりフィルターの性能が保障されないものであること等、経済的にも機能的にも陳腐化と不適応化が明白なものもあり、本来であれば廃棄すべきであった不良・不動在庫が山積状態となっている。

この点につき、県は「防災資機材は消耗品であり、そもそも法令上の耐用年数がないことから、取替更新を自らが行うまでは使用可能である」との認識と、「平成20年度・

21年度の廃棄(使用不能ものの廃棄は除く)は、更新時期に当たるとともに再整備等に伴うものである」との主張を繰り返すばかりである。監査人は、このような資機材の使用可能性を全て否定するわけではなく、また、国の指導のとおり、本当に使用可能な状態にある資機材については、最少の経費による行政を担う観点からも、継続使用するのが当然だと考える。しかしながら、ここで明確にすべきことは、事実として県は、防災用資機材の保管実態を直視することなく、これまで20年弱にもわたり資機材の棚ざらし状態を放置し、その結果として当該年度が実態を反映した適正な更新時期と廃棄年度であったことすら客観的に判断し難い状態に至らしたことである。

県はこれまで、事務手続きのルールとして、配備先から年度末に現有数についての報告を受け、必要数量を目標して配備してきたが、その過程において防災資機材の機能・品質の経年劣化や使用可能状況についての現状確認手続きを怠り、資機材の置かれた経済的実態を熟知することなく看過することで、適時適正な廃棄手続きや、計画的かつ合理的な更新手続きを怠ってきたのは結果的に事実である。そもそも、本事業の目的は、原子力発電施設等の方々の事故に備え、防災活動を行う防災業務関係者の安全を確保するための防災資機材を適正に整備・維持・管理することにある。このような大量の不良・不動在庫が存在している事実は、余分な管理コストを県民が負担し続けてきただけに留まらずに、国から与えられた目的を県が誠実に履行してこなかったことの証左でもある。県は、今般の実地棚卸結果に基づき、平成19年度から5カ年の年次計画を国に提出したが、今後は、この事実を重く受け止め、十分な再発防止策を講じるとともに、経済実態に重点を置いた適時適正な廃棄処分と、機能上の経年変化に対応した着実なる整備更新を進める必要があるものと考ええる。

【指摘②】配備先での実地棚卸・整備状況について(原子力センサー)

原子力センサーにおいては、年度末の在庫数量の把握はするものの、防災訓練時等に使用した数量等の把握はしておらず、日常的な防災資機材数量の管理は全く行っていない。また、監査人が防災訓練日(平成20年10月29日)の数日後である11月5日に、現地で実地棚卸しを行ったところ、あるべき所に資機材等が収納・整理されてはおらず、防災訓練に使用したと思われる防護服等が無造作に置かれるなど、整備状況は必ずしも良好であるとは言えない状態であった。防災訓練に使用した防護服などは穴があいている可能性もあるので、有事では使用できないものであり、訓練用に使い回すことはあっても、未使用品と明確に分けておかなければならないものである。ポケット線量計、ゴム製の手袋、防護マスク用フィルター等の内容・状態を確認したが上記の【指摘①】に記載したとおりである。原子力センサーにあるマスク用フィルターは131個あるが、このうち平成14年度に配備した10個が一番新しく、残りは平成12年度以前に配備したもので、いずれも耐用年数5年を経過しており実際に使用できるものは1個も整備されていなかった。このような状況下で、万が一の事故があったとしたらと考えると、まさに背筋が寒くなる事象である。

配備先においては、年度末の在庫把握だけでなく、使用時には数量を継続的に記録し、在庫数量の適時把握を行うべきである。そうでなければ、期中に紛失・盗難等があっても全くわからず、原因究明が後手に回ることが確実である。また、耐用年数経過による廃棄等の

作業をスムーズに進めるために配備年度を明示して整理する工夫も必要である。県ではプラスチック収納箱に1人分の装備(防護服・防護マスク・手袋等)を入れて必要人数分を保管しておくことを進めているが、緊急時にすぐに使用できる状態でなければ当該事業の目的を真に果たしているとは言えず、配備先に対して管理上の指導を徹底する必要がある。

【意見①】防災資機材の整備率・整備目標について

国に提出した防災資機材の年次計画には、各配備先において基準とする整備人数が示されている。例えば原子力センターにあつては、「青森県地域防災計画(原子力編)」に基づく緊急時体制の緊急時モニタリング本部の人数40人である。この原子力センターでは、防護服(不織布製)は130個(整備人数1人当たり個数(以下、整備率という)3.25)、防護マスク(全面マスク)は80個(整備率2.0)が整備目標とされている。一方、横浜消防署は整備人数22人に対して防護服(不織布製)は4個(整備率0.14)、防護マスク(全面マスク)は4個(整備率0.18)と整備率は非常に低く、配備先によって整備率に著しい格差が存在している。この格差について質問したところ、原子力安全対策課としては、整備率の基準を特に設定しておらず、各配備先からの要望等により整備してきたとの説明を受けたが、今後は、危険度・重要性等を考慮した、県としての配備基準を明確にした上で、計画的に整備を進めていくことが必要である。

また、下北消防本部では、65人が整備人数で、防護服(不織布製)の整備は74個、防護マスク(全面マスク)は37個の整備となっており、整備数に整合性がとれていないため担当者に確認したところ、監査人に提出した資料上、整備人数の記載ミスであり、74人が正しいとのことであった。また、北部上北消防本部では、13人が整備人数であるが、防護服(布製)の整備は12個、防護マスク(全面マスク)は12個の整備(使い捨て防護マスクは0個)となっており、整備人数・防護服・防護マスクの整備数に整合性がとれないものも事実として見受けられる。

これらの点については、年次計画書の誤謬が生じた原因、不整合が生じた原因を追究する必要があるとともに、事実と乖離する資料を監査人に提出し、監査人に説明・対応したことへの反省も必要である。

【意見②】携帯電話の配備について

安全対策課職員13人全員と原子力センター職員23人全員(残りの3人は監視等交付金での取得)は、当該事業で整備した携帯電話を持っており、基本料金・更新料金分1,565千円(36人分)を国庫事業で負担し、通話料分68千円を他の県単事業で負担している。通話料分が低額なのは、基本料金に無料通話料分が含まれているからである。安全対策交付金の運用の手引によれば、「防災業務関係者の防災資機材及び携帯電話については、関係市町村、地元の警察・消防等の職員への配備も勘案し整備すること。」との記載があり、関係各所への配備を想定したもので、課内の全職員に対しての携帯電話配備は、この手引が意図しているところではないと思われる。緊急時には全員を呼び出す必要があるとの説明を受けたが、個人が個人用の携帯電話を持っており、いつでも連絡が取れるのが当たり

前のご時世に、この理由には違和感を覚える。實際上、携帯電話は、専ら原子力安全対策課職員間の通常の業務連絡に使用されているものである。

原子力センターにおいて携帯電話の使用状況について質問したところ、確かに職員間の通常の業務連絡に使用しているものの、現場に近いため何らかのトラブル・地震などがあれば、昼夜問わずに連絡が入ることであり、その対応のための職員呼出しにも使用しているとの話であった。しかしながら、少なくとも原子力センターの青森市駐在の3人(環境放射線等の調査研究、環境放射能水準調査、分析・測定に係る技術研修などのデスクワークが主業務)に対する携帯電話配備については、現場から車で1時間以上の距離にあり、そういった事情も見当たらないと考えるのが常識的である。

この携帯電話の配備に関しては、国の交付金担当者からは何らの指摘もないとのことである。このように国庫負担事業であり県費負担がほとんどないことから、年間利用料1,500千円にも上る携帯電話を県職員に配備できている訳であるが、仮にこれが県単事業であれば、財政難の折、このような補助金の使い方が有効性・効率性の観点からも認容されるのかどうか疑問である。また、国費と県費との区分について疑念がもたれないよう、現状の基本料部分と通話料部分の負担割合が適正妥当なものかどうかについて、明確にしておく必要があると考える。

【意見③】防災車両について(原子力センター)

当該整備事業で購入した車両は、過年度分も含めて全部で7台あり、5台は消防本部・消防署に配備されたサイレン付きの広報車(特殊車両)で、残りの2台は原子力センターに配備されたものである。原子力センター配備の1台は、資機材搬送車で資機材等を積載できるように後方にスベースがとられた車両(シビリアン)であるが、もう1台は広報車としての用途のスピードカー付き普通車(バジエロ)である。原子力センターでは、この普通車は、専ら通常業務(日本原燃等への訪問)に使用していることがわかった。

安全対策交付金の運用の手引によれば、車両の用途は、広報、資機材搬送業務、災害弱者搬送業務で、具体的には広報車両、要員搬送車両(参集用除く)、資機材搬送車両、災害弱者搬送車両等とされており、手引どおりの業務に使用されているとは認められない。この点につき、安全対策課では、本事業で取得した車両が実際にどのような使われ方をしているかは、特に確認していないとのことであった。そもそも車両の購入時に実際にどのような業務に使用するかは、厳密に確認すべきものであったと思われる。

当該整備事業においては、法定経費、消耗品費等の車両の維持管理に係る最小限の経費は交付対象とされており、タイヤ交換などの費用も交付対象とされている。

原子力センターでは当該事業で取得した2台の車両について、年3回のタイヤ交換(9月・11月・3月)を実施していた。通常、タイヤ交換は年2回(夏タイヤから冬タイヤへ・冬タイヤから夏タイヤへ)で済むものであり、何故3回なのか確認したところ、9月においては自動車業者の勧めもあり、前タイヤと後タイヤのバランスをとる交換を行ったが、緊急性はなかったとのことである(実際、2ヶ月後には冬タイヤへの交換を行っている)。通常であれば、夏タイヤへの交換時等に同時に行えば費用がかからないものである

が、自分の車であれば働くであろうコスト意識が、国庫補助事業となると全く感じられないのは真に残念である。

【意見④】保守点検業務の二者随意委託契約について

当事業では、放射線管理、環境放射線モニタリング等で使用するサーベイメータ・電子式積算線量計等の保守点検業務を委託しているが、平成19年度まで二者随意契約で行われていた。県が主張する随意契約の理由は、以下のとおりである。

サーベイメータ・電子式積算線量計等の校正について計量法に基づく国の認定業者には、(財)日本品質保証機構、㈱千代田テクノル(社)日本アソシエーツ協会、(財)放射線計測協会、原電事業所の5社があるが、委託業務の実施にあたっては、平常のサーベイ及び緊急時のサーベイ等を考慮して、一括に機器の保守点検を行うことなく、適切かつ効率的に順次実施する必要があり、日程調整等に迅速に対応し、測定機器の梱包・運搬及び保守点検ができるのは、青森県内に営業所を有している㈱千代田テクノルだけである。

業務を遂行できる業者が複数あるにもかかわらず、地理的な優位性だけを理由としている内容であるが、二者随意契約としている理由としては説得力がなく、内容的に全く了承することはできない不十分な内容である。なお、会計検査院の指摘があり、平成20年度は指名競争入札を実施している。

このサーベイメータの保守契約は、原子力安全対策課管理分(各役所・消防署・警察署等分)と原子力センサー管理分とで、別々に㈱千代田テクノルと契約しているが、別契約とする理由は、原子力センサーでは、他の国庫事業で負担する保守点検業務もあるためとのことであった。この保守点検契約の設計書の積算において、原子力安全対策課は業者単価(定価)を採用して、設計書を作成しているが、原子力センサーでは、業者見積単価に0.9掛けして設計書を作成しており、原子力安全対策課よりも安く保守点検契約を結んでいた。別々に契約業務を行っているものの、契約当事者は県と㈱千代田テクノルであることに変わりはなく、別契約とすることにより高額な契約金額となっている事例である。原子力安全対策課においては、原子力センサーの積算内容を知ることができる立場にありながら、全くコスト削減する意識を持たずに漫然と定価での契約を続けてきたことの証左でもある。

なお、平成20年度は3者による指名競争入札が行われ、設計額の46%で㈱千代田テクノルに落札された(他の2社は51%台であった)。如何に二者随意契約が、官と民の緊張関係を地緩させ、適正価額を歪めるものか、税金を無駄に使っているかを示す好事例である。

第2節 青森県原子力センター

第1 センター設置の目的

原子力施設の周辺地域における環境放射線等の監視や安全協定に基づく原子力施設への立ち入り調査などを総合的に実施する機関として、平成15年4月に本県六ヶ所村に設置された。また、原子力災害発生時には、緊急時環境放射線モニタリングの拠点となり、必要に応じて六ヶ所オフサイトセンターの代替施設となる。

第2 センターの沿革

平成2年4月1日 青森県環境保健センター放射能部及び六ヶ所放射線監視局を設置
平成15年4月1日 青森県原子力センター設置
平成16年4月1日 青森県原子力センター東通村駐在設置

第3 組織及び職員

| 区分 | (平成20年4月1日現在の人数) | | |
|-------|------------------|-----|----|
| | 常勤 | 非常勤 | 合計 |
| 所長 | 1 | 0 | 1 |
| 次長 | 1 | 0 | 1 |
| 総務担当 | 4 | 1 | 5 |
| 安全監程課 | 7 | 0 | 7 |
| 分析課 | 10 | 1 | 11 |
| 青森市駐在 | 3 | 0 | 3 |
| 東通村駐在 | 1 | 0 | 1 |
| 合計 | 26 | 2 | 28 |

第4 所掌事務

- (1) 環境放射線等の監視、測定及び分析に関すること
- (2) 立地した原子力施設の安全性に関すること
- (3) 原子力に関する知識の普及啓蒙に関すること

第5 施設の概要

- (1) 敷地面積 7,141 m²
- (2) 整備費用 16.8億円
- (3) 財源

国の特別会計等により交付決定を受けた「放射線監視等交付金」事業として、平成12年度から平成14年度において整備された。用地については、新むつ川(川原側)より、119,960千円で購入した。単純に計算すると、購入単価は16,798円/m²である。

第6 平成19年度予算・決算

本庁原子力安全対策課の公所という位置付けにあり、同課からの予算合連により運営されている。予算・決算は同課と一括して集計されるが、規模等のイメージをつかむため、センターのみに係る国の放射線監視等交付金の実績報告数値を下記に記載する。

(単位：千円)

| 区分 | 支払金額 | 交付金充当額 | 差引県費負担額 |
|-------|---------|---------|---------|
| 施設整備費 | 28,014 | 28,014 | 0 |
| 調査費 | 191,062 | 189,432 | 1,630 |
| 附帯雑費 | 43,317 | 43,317 | 0 |
| 合計 | 262,393 | 260,763 | 1,630 |

なお、人件費は非常勤職員分を除き、上表に含まれていない。上表から理解される様に、センターの運営費2億6千万円の殆どが国の交付金により賄われている。

第7 監査対象とした平成19年度事業

監査対象事業の明細

(単位：千円)

| No. | 事業名 | 事業費実績 |
|-----|------------------------|---------|
| 1 | 環境放射線等モニタリング事業 | 64,434 |
| 2 | 環境放射線テレメータシステム等運用事業 | 110,946 |
| 3 | クロスチェック実施事業 | 5,304 |
| 4 | 調査研究事業 | 13,757 |
| 5 | 原子力センター維持管理事業 | 44,745 |
| 6 | 環境放射線等技術者研修事業 | 1,039 |
| | 原子力施設環境放射線等監視事業小計 | 240,224 |
| 7 | 原子力発電所に係る環境放射線監視体制整備事業 | 99,855 |
| 8 | 原子力センター管理運営費 | 4,000 |

第8 監査対象事業の概要

1. 環境放射線等モニタリング事業

(1) 概要

①目的
県民の安全の確保及び環境の保全を図るため、「原子燃料サイクル施設に係る環境放射線等モニタリングの構想、基本計画及び実施要項」「東通原子力発電所に係る環境放射線モニタリング計画」に基づき、原子燃料サイクル施設及び東通原子力発電所の周辺地域の環境放射線等の調査を行うことを目的とする。

②事業内容等

環境放射線の測定、環境試料中の放射能等の測定、監視評価会議等による調査結果の評価などを行っている。平成19年度における計上額は64,434千円である。主な内訳は、委託料13,601千円、旅費12,543千円、需用費24,894千円、報償費5,315千円、役務費5,363

千円などである。県外在住の監視評価委員に対する旅費や報酬費の支払いが多額に発生している。

(2) 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【指摘①】薬品管理規程の整備について

試薬品の平成19年度購入実績は5,953千円である。これは薬品費として需用費の一項目となっている。監査人が質問したところ、薬品の納品及びセンター内の受払はシステム入力により管理され、月に一度の実地棚卸が実施されているとの回答があった。また、視察したところ、薬品庫は整理整頓されていた。保管場所と使用場所との移動に関連して若干のシステム入カミスが見られたが薬品は概ね適切に管理されているものと判断された。しかしながら、現状では、「薬品管理システム操作マニュアル」は作成されているものの、その上位に位置付けられるべき、管理上の最も基本となる「薬品管理規程」が整備されておらず、購入、保管、処分、緊急事態時の対応などに関するルールが明文化されていない状態にあることが明らかとなった。これはセンターの管理運営上の重要な欠陥であり、今後は速やかに文書化し、管理規程に準拠した管理業務を行わなければならない。

【指摘②】源泉所得税の納付書の記載誤りについて

委員に対する報償費について、国に源泉所得税を納付する際の、「報酬・料金等の所得税額徴収高計算書」の記載について誤りがあった。センターの作成した納付書には、支払額欄の金額を源泉税徴収後の手取額で記載しているが、徴収前の支給総額で記載するのが正しい事務処理である。

【不適正事項】事業間の事業費流用について

総論と同一内容である。

【意見①】随意契約について

本事業に関わる委託料13,601千円の業務委託は、その業務内容の大半が原子力関連という特殊な分野であるため、委託業務の各々について事実上、特定の会社の独占状態になっている。県の事務手続上は、メーカーから県内唯一の代理店であることの証明をもらうことなどにより、一者随意契約を締結している。業務の特殊性のためやむを得ないことではあるが、結果的に競争原理の働かず余地は皆無に等しく、業者から入手した見積書がそのまま契約額となっている状況である。このことについて、放射線監視等交付金交付規則第9条において「交付金事業の実施に監視契約をする場合においては、交付金事業の運営上競争入札によることが著しく困難又は不相当である場合を除き、競争入札によるべき」とされている。従って、原則は競争入札であることから、県はこれまで聖域とされてきた特殊な事業分野の委託についても、安易に随意契約とすることなく、競争入札するための検討を行わなければならない。

【意見②】 監視評価会議の委員の出席状況について

原子力施設環境放射線等監視評価会議は専門家に市町村長等を加えた監視委員会と専門家による評価委員会に分かれる。評価委員会が専門家を検討し、評価委員会の結果を受けて監視委員会です承がなされる。この議事録は県のホームページで公開されている。評価委員会における各委員の出席状況を閲覧したところ、25名の委員のうち1名は4回開催された会議のうち第一回の監視評価合同会議に一度出席したのみである(参考までに2回出席は2名、3回出席は7名、他の15名は4回全で出席している)。この評価会議のようなソフト事業は、ハード事業とは異なり、有識者を中心とした民間人を構成員とし、彼らの継続的な出席による正しい情報の伝達と公正な評価を受けることにより、県民の安心と理解を生み、結果として事業の効果が上がるものである。人材の選出や日程調整については難しい点があることは理解できるが、積極的に会議に参加できる人材を委員に選出することや、委員に対して出席を啓蒙する努力を怠ってはならないと考える。

【意見③】 国庫負担金で支出した委員旅費

第2回監視評価委員会に出席した2名の委員は、県の技術顧問でもある。この委員会は7月24日に青森市内で行われ、23日から25日の旅費と報酬が支払われた。この間、この2名は技術顧問として六ヶ所村の事業者施設を訪れ、六ヶ所村再処理施設で発生した耐震計算誤りに関する事業者の対策に関連して、県の技術顧問として現地調査業務を行ったが、技術顧問としての旅費と報酬は払われなかった(事業名称は「原子力施設安全確保体制強化費」)。昨年の会計検査院の指摘の一つに、国庫事業と県費事業との両方の目的に対して支出した旅費等について、その全てを国費負担とすることについては問題であることが挙げられた。見解の相違や無認識とする受検自治体もあったようであるが、検査院の視点については当然であるとも考える。本事業は交付金事業ではあるが国庫事業であることに変わりはなく、県費事業に費やされた旅行雑費や日当については、実費見合いの費用弁償でもあるため、県費での負担を検討する余地は十分にある。

2. 環境放射線モニタリングシステム等運用事業

(1) 概要

①目的

原子燃料サイクル施設及び東通原子力発電所等の原子力施設周辺地域住民の安全の確保及び環境の保全を図るため、環境放射線モニタリング計画等に基づき環境放射線等の調査を実施し、その結果を評価し、公表する。

②事業の内容

原子力燃料サイクル施設及び東通原子力発電所の周辺地域に配置した測定局において放射線等の連続測定を実施し、原子力センサー等において測定データを常時監視するとともに、立地村等に設置している表示装置やインターネットにより、測定結果をリアルタイムで広く公開する。

- (i) 17 測定地点 (9 モニタリングステーション及び 8 モニタリングポスト¹⁸⁾) での環境放射線等データの連続測定
 - (ii) 原子力センサー及び東通監視局での測定データの収集・解析
 - (iii) 立地村及び隣接市町村等 12 表示局での測定データの公開
 - (iv) インターネットによる測定データの公開
 - (v) モニタリングカー (平成 17 年 3 月 11 日に 85,575 千円で購入) 及び可搬型放射線測定器による広範囲な測定実施
- ③事業予算・実績等
平成 19 年度の予算・実績は以下のとおりである。

| 項目 | 予算額 | 実績額 | 差額 |
|---------|---------|---------|----|
| 支出 | | | |
| (1) 旅費 | 21 | 21 | 0 |
| (2) 雇用費 | 6,063 | 6,063 | 0 |
| (3) 役員費 | 11,848 | 11,848 | 0 |
| (4) 委託料 | 93,014 | 93,014 | 0 |
| 支出合計 | 110,946 | 110,946 | 0 |
| 収入 | | | |
| 国庫支出金 | 110,946 | 110,946 | 0 |
| 収入合計 | 110,946 | 110,946 | 0 |

(単位：千円)

(2) 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる点はみられなかった。

【不適正事項】 事業別の事業費実績の正確性について

以下の支出科目に関して、正しい実績数値が個別統計集計表に記入されていないことがわかった。

①委託料

実際の委託料の支払金額は 91,684 千円であるにもかかわらず、93,014 千円が実績として決算統計個別集計表に計上されている。このような会計実務が県では一般的に行われているが、好ましい会計実務ではない。実績金額はあくまで実際の支払額である 91,684 千円として報告する必要がある。

原子力センサーが数字を意図的に調整する理由は、他の事業から金額を付け替えることで予算の余剰をなくすことにより、今後の予算が削減されることを阻止できると考えるためである。

なお、上記で指摘した委託料の明細は、下記のとおりであるが、国への報告書上は、委託費以外にも執行実績があることから、交付金の全額が執行済みである。

¹⁸ 「モニタリングステーション」：連続モニタに加えてダストサンブラ (空気中放射性物質測定装置) 及び気象要素の測定機器等を備えた野外測定設備である。
「モニタリングポスト」：連続モニタを備えた野外測定設備である。

| 委託の名称 | 委託内容 | 契約方法 | 予算額 | 支払金額 |
|---------------------------|---|------|--------|--------|
| モニター表示盤移設業務委託 | 六ヶ所村役場から六ヶ所村文化交流プラザカマ〜へ移設 | 随意契約 | 0 | 121 |
| 環境放射線監視モニターシステム保守点検業務委託 | モニターシステム(年4回)とモニター機器(年4回)の保守点検 | 随意契約 | 33,433 | 33,055 |
| 気象観測機保守点検業務 | 管内10局の気象観測機の各種保守点検 | 随意契約 | 6,205 | 6,090 |
| 放射性水素モニター保守点検業務 | 尾駸局・青森局の放射性水素モニター保守点検(年2回) | 随意契約 | 1,239 | 1,134 |
| 町村モニター保守点検業務委託 | 東通村局・横濱町局の空間放射線測定器の保守点検(年4回) | 随意契約 | 4,085 | 3,990 |
| 空間放射線測定器・モニター及びモニター保守点検業務 | 管内9局の空間放射線測定器・モニター及びモニター各種保守点検(年4回) | 随意契約 | 34,403 | 34,100 |
| 隣接市町村の空間放射線測定器保守点検業務 | 隣接市町村(野辺地、東北町、上北町、三沢市)の空間放射線測定器の各種保守点検(年4回) | 随意契約 | 7,418 | 7,418 |
| 可搬型放射線測定器保守点検業務 | 可搬型放射線測定器(5年)の各種保守点検業務(年1回) | 随意契約 | 2,900 | 2,677 |
| モニターカー積載測定器保守点検業務委託 | モニターカーに積載している測定器について年2回の保守 | 随意契約 | 3,315 | 3,097 |
| 合計 | | | 93,011 | 91,684 |

(単位：千円)

② 役員費

テレメータ回線使用料 11,712 千円が正確な支払金額であるが、11,795 千円を実績として計上している。これは 17 年度の実績数値であり、19 年度の当初予算金額でもある。役員費はこの他に火災保険料 53 千円が予算として計上されている。しかし、火災保険料は実際には 15 千円しか支払っておらず、現在、表示盤には火災保険は掛けしていない。つまり、その合計額である 11,727 千円が正しい実績数値であるが、操作的に当初予算どおりの 11,848 千円を実績数値としている。このような不正な操作をしている理由は委託料の問題点に書いた内容と同じである。

3. クロスチェック実施事業

(1) 概要

① 目的

原子燃料サイクル施設及び東通原子力発電所等の原子力施設周辺地域住民の安全の確保及び環境の保全を図るため、環境放射線モニターリング計画等に基づき環境放射線等の調査を実施し、その結果を評価し、公表する事業である。

② 事業の内容

分析・測定結果の信頼性及び分析技術の向上に資するため、具、事業者(日本原燃㈱、東北電力㈱)、第三者機関(財)日本分析センター)で相互に比較分析を行うもので、平成 4 年 11 月の第 14 回原子力施設環境放射線等監視評価会議で決定され実施している。

| |
|-------------------------------------|
| 1. 調査項目 |
| ① 放射性核種分析・元素分析 |
| ア. 調整された標準試料を分析する。 |
| イ. 採取した試料を分割し分析する。 |
| ② 積算線量 |
| ア. 積算線量計を分割し分析する。 |
| イ. 調整された積算線量計を測定する。 |
| 2. 検討会 |
| クロスチェック事業検討会を年 3 回実施し、測定結果の相互比較を行う。 |

③ 事業予算・実績等

平成 19 年度の本事業の予算・実績は以下のとおりである。

(単位：千円)

| 項目 | 予算額 | 実績額 | 差額 |
|--------------|-------|-------|----|
| 支出 | | | |
| (1) 旅費 | 251 | 251 | 0 |
| (2) 需用費 | 23 | 23 | 0 |
| (3) 役員費 | 56 | 56 | 0 |
| (4) 委託料 | 4,935 | 4,935 | 0 |
| (5) 使用料及び賃借料 | 39 | 39 | 0 |
| 支出合計 | 5,304 | 5,304 | 0 |

(2) 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【不適正事項】 事業別実績数値の不正確性について

旅費は予算も実績も 251 千円になっているが、実際には 189 千円であった。251 千円の内訳は下記のとおりである。

| | | | |
|-------------------------|----------------------|---------------|---------------|
| 普通旅費 | | | |
| 検討会出席(六ヶ所～青森) | 3,025 円(私用車) | × 3 人 × 1 回 = | 9 |
| 検討会出席(青森～六ヶ所) | 3,025 円(私用車) | × 4 人 × 1 回 = | 12 |
| 検討会出席(青森～千葉)(1泊 2日 JR) | 44,960 円 × 3 人 × 1 回 | = | 134 |
| 検討会出席(六ヶ所～千葉)(1泊 2日 JR) | 46,060 円 × 2 人 × 1 回 | = | 92 |
| | | | <u>248 千円</u> |

(注) 千円未満は切り上げているため、251 千円になっている。

これは予算金額であり、正確な実績額は第 1 回検討会(六ヶ所) 2 千円、第 2 回検討会(千葉) 180 千円、第 2 回検討会(青森) 5 千円(5 人)の合計 189 千円であった。しかし、この実績は決算統計簡別集計表には反映されておらず、実績数値が実績に対して 62 千円の過大表示となっている。総論に記載した内容と同様である。

4. 調査研究事業

(1) 概要

原子力センターで行う環境放射線（能）レベルの変動調査及びその要因の解明に関する研究を行うものである。

(2) 事業予算・実績

(単位：千円)

| 節 | 予算 | 決算 |
|----------|--------|--------|
| 総償費 | 374 | 374 |
| 旅費 | 1,627 | 1,627 |
| 常用費 | 4,245 | 4,245 |
| 役員費 | 285 | 285 |
| 委託料 | 6,954 | 6,954 |
| 使用料及び賃借料 | 272 | 272 |
| 合計 | 13,757 | 13,757 |

(注) 委託料の内容

19年度の契約件名は、「大気中クリプトン-85濃度調査に係る分析業務」1,655千円と、「環境試料中のトリウム、炭素-14及びヨウ素-129調査に係る分析業務」4,742千円であった。また、拡散シミュレーションシステムの保守料219千円は、システム構築したN限に委託している。

(3) 監査の結果及び意見

特に問題となる事項は見られなかった。

5-1. 原子力センター維持管理事業 (国庫交付金分)

(1) 概要

原子力センターの施設・設備についての様々な維持管理等に要する経費である。過去3年間の事業費実績及び平成20年度予算は以下のとおりである。

(単位：千円)

| | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度予算 |
|-----|--------|--------|--------|----------|
| 事業費 | 47,821 | 47,144 | 44,744 | 47,024 |

事業費の主な内容である光熱水費や委託料等は、施設全体に係るものであるため、交付金対象となる金額と果費で賄う金額とを按分集計している。具体的には原子力センターに配置されている直接作業人員の作業量のうち、安全監視課5名と分析課10名の合計15名分が交付金対応分であり、青森県と事業者との安全協定に基づく立ち入り業務等専任者2名（組織図上は分析課に配属）は県費対応分であるため、基本的にはそれぞれ支出総額の17分の15が当該事業費として計上されており、残りの17分の2部分は後述の県単事業である「原子力センター管理運営費事業」に計上している。

(2) 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【不適正事項】 決算統計個別集計表の委託料合計金額について

決算統計個別集計表の金額は20,091千円であるが、委託料調から当該事業に係る委託費を集計した結果は16,719千円である。この過大計上分は、他事業からの流用であることの説明を受けた。総論に記載した内容と同様である。

【意見】 除排雪作業委託契約について

原子力センター構内の除排雪作業委託に関する過去3年間の実績は以下のとおりである。

(単位：千円)

| | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 |
|---------------------|--|--------|--------|
| 予定価格 | 3,580 | 3,560 | 3,540 |
| 入札業者 | 六ヶ所村内土木一式工事の具の名簿登録者 特A級の業者…5社 B級の業者…2社 C級の業者…1社 | 同左 | 同左 |
| 落札業者 | T社 | 同左 | 同左 |
| 落札価格 | 2,835 | 2,835 | 2,835 |
| 積雪量による増減額 | +193 | △1,171 | +260 |
| 六ヶ所村（尾設）における年間累計積雪量 | 522cm | 212cm | 358cm |

上表は年間累計積雪量と積雪量によって、契約金額を変更している関係を一覧表にしたものである。除排雪作業は一度に降る積雪量にも左右されるので、金額との完全な対応はできないものの、概ね積雪量に応じて増減していることが分かる。

監査の結果、第一に、入札業者の指名を毎年同じ8社に限定していることについて、競争環境の確保の観点からは県側にも工夫が必要だと考える。例えば、同じ国庫事業であっても、近隣の六ヶ所オプサイトセンターの除雪業務は、県の業者名簿にない会社が受託している。このような会社を1社入れるだけでも、競争環境は激変するはずである。第二に、結果として3年連続して同一業者が同一金額で落札した事実認識の問題である。このことについては、除排雪作業委託契約書には、委託業務の変更等に関して、委託者及び受託者が協議して定める旨の抽象的な記載しかないので、受注したことのない業者にとっても、積雪量が増加した場合に金額の増額が可能かどうか、可能であってもどれくらい増額となるかが判らない。つまり、標準的な積雪量を前提として一度落札すれば、積雪状況の変化によって双方の話し合いによって契約金額が変更できることが大きな問題である。また、どの程度の積雪量で契約額の増減がなされるかが契約上明確にしなければ、事実上の一者随意契約による契約となり、残予算見合いでの次年度繰越も可能となる環境が醸成されている恐れすらあるように思われる。

5-2. 原子力センター管理運営費事業 (県費部分)

(1) 概要

原子力センターの施設・設備についての様々な維持管理等に要する経費であり、県の一般財源で賄われている。平成19年度の実績及び平成20年度予算は以下のとおりである。

(単位：千円)

| | | |
|-----|--------|----------|
| | 平成19年度 | 平成20年度予算 |
| 事業費 | 4,000 | 5,768 |

この事業は、前述した「原子力センター管理運営費事業」(国庫事業)で交付金の対象とならない経費(原子力センターに配置されている直接作業員17名中の2名部分)としての位置づけにある。

(2) 監査の結果及び意見

概要にもあるように、施設管理全体に係る県費負担分であるので、意見は「5-1. 原子力センター管理運営費(国庫交付金分)」を参照していただきたい。

6. 環境放射線等技術者研修事業

(1) 概要

日本分析センター、日本原子力研究開発機構などにおいて、分析技術及び放射線管理のための諸研修を受講させ、環境放射線等のモニタリング体制の充実・強化を図るものである。過去3年間の事業実績及び平成20年度予算は以下のとおりである。

(単位：千円)

| | | | | |
|-----|--------|--------|--------|----------|
| | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度予算 |
| 事業費 | 1,070 | 499 | 1,039 | 4,767 |

平成20年度は旅費予算を3,739千円としたことから増加したものである。

(2) 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【不適正事項】他事業間の同一節間の予算流用について

当事業の旅費予算額は899千円、決算統計節別集計表上の旅費も899千円であり、一見予算額通りに執行がされているように見える。しかしながら、監査人が実際に月別に集計すると以下のとおりとなり、決算統計節別集計表の額を超過する結果となった。

| 月 | 金額(千円) | 月 | 金額(千円) |
|----|--------|-------|--------|
| 4月 | 103 | 10月 | 117 |
| 5月 | 485 | 11月 | 175 |
| 6月 | 468 | 12月 | 0 |
| 7月 | 190 | 1月 | 0 |
| 8月 | 0 | 2月 | 0 |
| 9月 | 0 | 3月 | 0 |
| 合計 | | 1,541 | |

ここで重要なことは、個別事業において旅費予算を超過してしまった事実があることだけでなく、その事実が、他の事業との予算流用によって、適切に決算統計節別集計表に

表現されることなく隠蔽されたことにある。原子力センターにおける支出のほとんどが国庫支出金でカバーされるためか、この事業にかかる旅費の実績は事業別に厳密には行われておらず、国庫から交付される放射線監視等交付金にかかる付帯雑費としてしか整理していない。

県予算は、事業ごとに立案していることを考えると、実績集計も事業ごとに厳密に行うべきであり、安易に事業間で流用することは妥当ではない。

7. 原子力発電所に係る環境放射線監視体制整備事業

(1) 概要

①目的

青森県原子力センターの主要業務である、原子力発電施設等から放出される放射線の監視に係る機器整備を行うものである。

②事業内容等

平成19年度は主として以下の機器を整備した。

| | | |
|------------------------------|----|----------|
| 気象観測機器の更新 ¹⁹⁾ | 7台 | 64,050千円 |
| スクラバー白煙除去装置設置 | 一式 | 15,975千円 |
| テレメータシステム機能追加 ²⁰⁾ | 一式 | 11,221千円 |
| その他(分析機器等) | | 8,609千円 |
| 計 | | 99,855千円 |

③事業予算・実績等

過去3年間の事業費実績は、以下のとおりである。

(単位：千円)

| | | | |
|-----|--------|--------|--------|
| | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 |
| 事業費 | 83,846 | 39,080 | 99,855 |

(2) 監査の結果及び意見

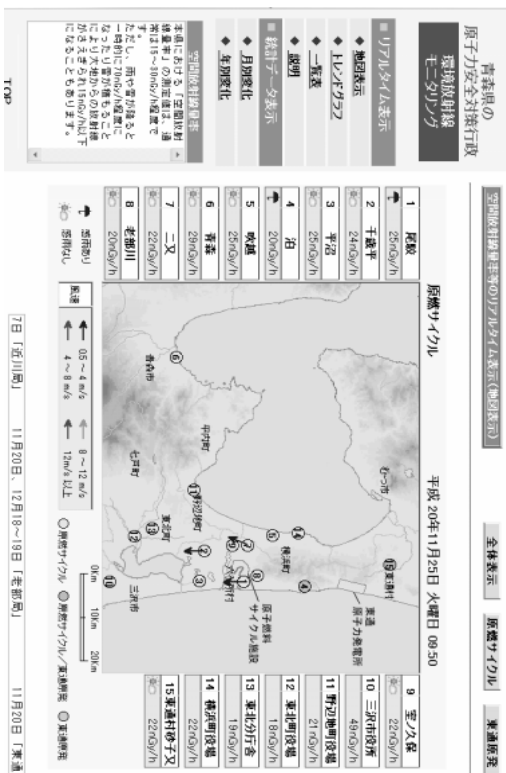
以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【指摘①】気象観測装置の更新遅延について

平成19年度に更新した気象観測装置について、観測データは、原子力関連事故に係る防災活動の一環として活用されているとともに、県のホームページにおいて一部の情報が表示されている。
(参考 ホームページにおける情報開示)

¹⁹ 気象観測機器は、地域の気象特性を代表する地点などに設置するものである。

²⁰ テレメータシステムは、原子力施設周辺地域に設置している測定局(県内に22局(うち県設置17局))で測定しているデータを転送集計するものである。



測定器のうち、風向風速計、雨量計、日射計については、気象業務法第9条により気象庁長官の登録を受けた者が実施する検定の受検が求められている。

| 測定器 | 検定有効期間 | 青森局 | 吹越局 | 泊局 | 平沼局 | 小田野沢局 | 老部局 | 近川局 |
|-------|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 風向風速計 | 5年 | / | / | / | / | / | / | / |
| 温度計 | 定められていない | / | / | / | / | / | / | / |
| 湿度計 | 定められていない | / | / | / | / | / | / | / |
| 雨量計 | 5年 | H19.10.17 | H19.10.17 | H19.10.17 | H19.10.17 | H19.10.17 | H19.12.26 | H19.12.26 |
| 日射計 | 5年 | / | / | / | / | / | / | / |
| 積雪深計 | 定められていない | / | / | / | / | / | / | / |
| 感雨計 | 検定対象外 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 放射線支計 | 検定対象外 | / | / | / | / | / | / | / |

(注) 日付は検定対象機器の検定有効期限である。
○は検定の有効期間が定められていないもしくは検定制度対象外、斜線は該当機器の設置なし。

上記のとおり、今回更新の対象となった上記7局について、検定の有効期限のある測定器が一部含まれているが、実際に機器の更新・設置がなされたのは平成20年3月であり、検定期限切れの状況が数か月続いた状態となっていた。

更新遅延の原因について聞いたところ、原子力センター所長から、取り扱い業者が限られる機器の調達に競争性を持たせる検付を優先した結果、仕様策定に時間を要し、有効期限内に合わせる事ができなかった旨の回答を得た。また、気象業務法第9条の適用の前提となっている同法第6条1項において、同センターが実施している業務は気象観測そ

のものではなく研究業務であり、検定制度の対象には該当しない認識である旨の説明を受けた。

しかし、検定の有効期限はあらかじめ判明していることであり、また年度初めに期限切れになるわけでもないことから、スケジュールを間に合わせる事が不可能であるやむを得ない理由があるとは思われない。県は、このような検定期限の期間においては、日常的な保守業務を行うことで研究用データの真実性を確保していることも主張しているが、県のホームページによって国民に提供されている気象情報に関する真実性は、機器の精度が保証されていることが前提であると考える。

また、原子力センターで気象観測している趣旨は、原子力発電事業に係る事故等に関連しないと言い切ることは余りにも乱暴であった、純粋な研究目的のみならず、当然防災の観点からの観測も含んでいると思われるし、それが原子力センターへの県民の期待でもある。そのようなことから、県は同法の趣旨を十分に尊重し、測定機器の検定期限の状態が生じないように努めるべきである。

また、これとは別に、国の原子力安全委員会が定める「環境放射線モニタリング指針」において、「気象観測に用いる機器は、気象庁の検定対象となっているものについては検定に合格したものを使用することとし」とされている。この点について原子力センター側は「あくまでも努力義務を定めたものである」との主張をしているが、そのことが県の原子力安全の根幹を担う原子力安全委員会の定める指針に沿うことができなかった今回の結果を正当化することにはならない。

本県の住民が原子力を受け入れる上での根幹的な拠り所となるものが当にこの指針であり、決して軽視することは許されず、県は事務手続き上、最大限尊重すべきである。

なお、機器メーカーの説明書によると、当該機器の電子部品の耐用年数は10年程度であるものの、オーバーホールの必要性や部品の変更や製造中止による保守面でのリスクを勘案すると、機器に一定の精度を維持することを求めるのであれば5年ごとの更新を推奨するものとなっている。

したがって、機器の機能上及び県の方針上から判断するに、今回の機器更新の遅れは不適切であり、今後の対応策を改善する必要があるものと考える。

＜参考：気象業務法＞

| |
|---|
| <p>【観測に使用する気象測器】 第9条 第6条第1項若しくは第2項の規定により技術上の基準に従ってしなければならない気象の観測に用いる気象測器 第7条第1項の規定により船舶に備え付けられた気象測器又は第17条第1項の規定により許可を受けた者が同項の子規業務のための観測に用いる気象測器であつて、正確な観測の実施及び観測の方法の統一を確保するために一定の構造（材料の性質を含む。）及び性能を有する必要があるものとして検定の上欄に掲げるものは、第32条の3及び第32条の4の規定により気象庁長官の登録を受けた者が行う検定に合格したものでなければ、使用してはならない。ただし、特殊の種類又は構造の気象測器で国土交通省令で定めるものは、この限りでない。 (気象庁以外の者の行う気象観測) 第6条 気象庁以外の政府機関又は地方公共団体が気象の観測を行う場合には、国土交通省令で定める技術上の基準に従ってしなければならない。但し、左に掲げる気象の観測を行う場合は、この限りでない。</p> |
| <p>1. 研究のために行う気象の観測 2. 教育のために行う気象の観測 3. 国土交通省令で定める気象の観測 4. 政府機関及び地方公共団体以外の者が次に掲げる気象の観測を行う場合は、この限りでない。 一 これをしなければならぬ、ただし、国土交通省令で定める気象の観測を行う場合は、この限りでない。 二 その成果を災害の防止に利用するための気象の観測 (以下略)</p> |

＜参考：気象業務法施行規則＞

第一条の四 法第六条第一項第三号及び同条第二項ただし書の国土交通省令で定める気象の観測は、次に掲げるものとする。
故の間又は苗木の間、建物又は坑道の内部等特殊な環境によって変化した気象のみを対象とする観測
次に掲げる種目以外の種目について行う気象の観測

| | |
|----|---|
| 一 | 気温 |
| 二 | 湿度 |
| 三 | 蒸気圧 |
| 四 | 露点温度 |
| 五 | 相対湿度 |
| 六 | 風向 |
| 七 | 風速 |
| 八 | 風力 |
| 九 | 降雪の深さ |
| 十 | 積雪の深さ |
| 十一 | 積雪の深さ |
| 十二 | 日照時間 |
| 十三 | 日射量 |
| 十四 | 天気 |
| 十五 | 臨時に行う気象の観測（一箇月を超える期間について行う観測であつて、地上の同一の場所で一箇月に一回以上行うものを除く。） |
| 十六 | 令第一条に規定する船舶以外の船舶で行う気象の観測 |
| 十七 | 航空機で行う気象の観測 |

【指摘②】 備品シールの貼付もれについて

監査当日、平成19年度購入備品の管理状況を視察したところ、1点（サイトドラック）について、標識（備品管理用のシール）の貼付がなされていなかった。

県の財務規則第277条によると、「物品の性質、形状その他の理由によつて標識を付すことが適当でないと認められる場合」以外には、標識を貼付することが義務付けられている。

このことは単に県の財務規則違反であるということだけではなく、備品出納票（財務規則第293条第1項第1号）その他の物品管理台帳と備品現物を有機的に結合し、適切な管理を図る上で、標識の貼付が不可欠であるという制度趣旨を十分認識すべきである。また、本事業は国庫交付金によるものであり、交付金規則第15条において、目的外仕様、譲り渡し、交換、貸付、担保提供については文部科学大臣の承認を受ける必要があると規定されている。その趣旨や規定からも、備品シールの貼付は確実に行われなければならない極めて基礎的な事務である。

【意見】 年度末での備品購入について

備品購入状況を閲覧したところ、ほとんどの備品が年度末近辺に受入検査を行つており、結果として、監査人集計で69,420千円と実に事業費の70%が2～3月の設置となつていた。従つて、予算要求や購入の起案文書を見る限りでは、緊急性が高く購入が必要としていたものであつても、実際の設置や納品は年度末になつていく状況が確認された。

真に緊急に必要であれば、早期に設置して当該年度の事業に活用することで効率的かつ効果的な事業実施が推進されるものと思われるが、現状では実際にその効果が発揮されるのは購入翌年度という状況にある。

また、財務事務の年度末集中度合いを分散し、事務の効率化を図る観点からも、予算執行の時期に工夫が求められると考える。

（備品購入の状況）

| 品名 | 金額(千円) | 契約方法 | 仕庫確定 | 契約年月日 | 受入年月日 |
|---------------|--------|----------------|-----------|-----------|----------|
| 気象観測装置 | 64,050 | 一般競争 (政府調達) | H19.10.25 | H19.12.21 | H20.3.26 |
| サリノメータ | 1,890 | 指名競争 | H19.12.3 | H20.2.7 | H20.3.28 |
| フリーザ付き薬品保管庫 | 1,485 | 指名競争 | H19.12.25 | H20.2.12 | H20.3.26 |
| アスピレータ | 619 | 随意契約 | H19.12.3 | H20.2.8 | H20.3.21 |
| ふつ蒸器留装置 | 541 | 随意契約 | H19.10.11 | H19.12.21 | H20.2.25 |
| ロータリーエバポレータ | 378 | 随意契約 | H19.12.19 | H20.2.7 | H20.3.7 |
| カラムホルダースタンプ | 243 | 随意契約 | H19.12.3 | H20.2.8 | H20.3.26 |
| ホットプレート高温タイナフ | 214 | 随意契約 | H19.12.25 | H20.1.7 | H20.3.14 |
| 小計 | 69,420 | | | | |

(注) 少額で見積もり合わせが不要なものには上記には含めていない。

8. 需用費の監査

原子力センターにおいて監査対象とした上記事業に共通する内容として、消耗品等の需用費が大きなウエイトを占めていることから、需用費については特に留意して監査を行った。その結果は以下のとおりである。

【意見①】 コピー用紙等の事務用品の購入事務について

本県は激しい財政運営の中、各部署・公所に共通する事務用品等については、コスト削減を目的として、本庁経理部において共同購入を実施している。共同購入する品目は特定されておらず、それについては本庁で一括契約が行われ、公所においては、その品目であれば経理部の契約単価で購入することが可能である。原子力センターで支出した需用費について監査した結果、事務用品等については地元・近隣である六ヶ所村、野辺地町に所在する業者からほとんどを購入しており、単価は業者の見積金額そのものであった。金額的に10万円以内であれば、財務規則上、複数業者からの見積りをとる必要もないため、特定の業者と長い付き合いが継続していると推測される。事実、コピー用紙については野辺地町のU商店、他の事務用品については六ヶ所村の樹S、樹Aなど、明確に棲み分けがなされている。最近の原油高を背景として、コピー用紙は値上げ基調にあり、春先に1箱1,450円だったA4コピー用紙が秋には1,567円での購入実績となった。この単価は、共同購入単価を大きく上回る単価である。また、納品書等を精査すると、同じA4コピー用紙にも1箱1,567円のもの、3,430円のものがあり、単価が異なる理由や使用目的の違いを担当者に質問しても、明確な回答を得られなかった。購入事務担当者は、当然に使用実態を確認した上ででの事務手続きを行わなければならないが、このことから、購入要求した担当者から使用目的や必要数量、在庫部数などを確認せずに、漫然とこれまでどおりの購入事務が連鎖と行われているものと推測された。結論として、事務用品等の購入に関する職員のコスト意識が大変低く、経済的で効率的なセンター運営が行われているとは言い難い状況

であった。確かに、これらは全て国庫負担金により購入されており、本県財政の負担に当たっている訳ではないが、財源の如何に係らず最少のコストで運営する努力を怠ってはならないのは公の組織・機関として当然である。その努力は国庫負担金の削減に直結するのである。地元業者優先の意識、都市部から距離が遠く、選択肢が少ない地域的特性は理解できるが、今後コスト意識を職員各自が少しでも持つことで、国費・県費の削減効果は容易に生まれると考える。

【意見②】 消耗品の購入について

青森県財務規則 264 条等によれば、取得価格が 2 万円未満の物品（図書及び公印類を除く）は消耗品とすることができる。消耗品とすれば備品とすることがなく、備品カード等による購入後の物品管理の必要はない。翻って、センサーでは主に分析用機器の部品などを中心として、使用期間が 1 年未満であるため、2 万円以上の物品であっても消耗品として会計処理しているケースが散見された。これらのケースでは、物品購入調書の摘要欄に消耗品とする理由を記載する事務が行われている。このような財務事務は誤りではないが、第三者への証拠力としては十分ではない。本センサーの業務は昔も今も、これらも分析業務・測定業務であり、これらの業務において使用される機器・備品・消耗品の経済的耐用年数や使用可能年数は、経験則として自らデータを有していることが求められるし、持っていて当然であった。今後は、そのようなデータを有することで、原則とは異なる例外的な財務事務を、第三者に対して経済実態を反映した正当な財務事務であることを証明し、書面上においても説明できることになると解される。

【意見③】 試料買上料について

センサーでは、「原子燃料サイクル施設に係る環境放射線等モニタリング構想、基本計画及び実施要領」及び「東通原子力発電所に係る環境放射線モニタリング計画」に基づき、環境放射線等モニタリングを行っている。このモニタリングは専門家の意見を基に、特定の地点において特定の大気、降雨、農産物や水産物を採取し、その分析測定を連年で行う方法により行われ、その結果は「青森県原子力施設環境放射線等監視評価師会議評価委員会」で審議され、評価を受ける流れになっている。センサーでは、このために必要な農産物や水産物を農家や漁業協同組合から購入する必要があり、購入先や購入時期は、経年の比較可能性を確保する必要から、ほぼ特定されている。これらの情報は分析課内で作成した「分析課マニュアル」に集約されており、その中に試料名、採取時期、採取量、事前準備、準備物品、採取方法、購入先、購入単価、注意事項、連絡先が記載されている。つまり、購入先や購入単価は当初から定められており、変更となるケースは稀である（例えば、牛乳は 20 年来、1 0300 円）。ただし、水産物については漁獲できるか否かが判らず、単価も時価であることが多く、結局は言い値で購入する結果となっている。このような場合であっても、センサーは購入先から見積書の提出を受ける事務を極めて形式的に行っているが、それは双方にとって無駄な事務手続きである。金額的にマニュアルと異なる場合や時価による購入の場合を除き、このような少額で継続的単価による取引についてまで、見積書を

要求することは酷であり、非効率的である。更には、このマニュアルには、センサー側で見積書や請求書を作成し、日付も記入した上で、先方に押印のみをお願いする事務が課内ルールとして記載されている。本来先方が作成すべき請求書の作成や日付の記入は、行政として行き過ぎた財務事務であり、独立した第三者との取引を疑わせることにもなりかねない。事務手続きについては一定の線引きを行って、公正な手続きが行われる必要があると考える。

第3節 エネルギー総合対策局

1. 原子力発電施設等安全対策等研修事業費

(1) 概要

①事業目的

原子力発電施設等の安全確保のために行われる措置・業務に従事又は従事しようとする者に対し、原子力及びその周辺分野の基礎知識等に関する研修事業を実施して、当該施設の安全性確保と地元受注促進を図ることを目的とする。

②事業内容等

放射線管理研修等の実施や県内・県外原子力関連施設調査研修の実施などを事業内容とする国庫補助事業である。研修内容は多岐にわたっており、原子力産業にかかわる人材を育成するための事業として意義を持つとしている。

③事業予算・実績等

過去3年間の実績及び平成20年度予算は以下のとおりである。

| | | | |
|--------|--------|--------|----------|
| 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度予算 |
| 9,738 | 9,448 | 12,440 | 8,897 |

(単位：千円)

平成19年度の実績では、原子燃料サイクル施設のメンテナンス業務に必要な実技に関する研修の委託料が12,160千円で大半を占めており、その他の支出項目としては県職員同行に伴う旅費などである。委託業者はコンベ形式で選出される。

平成19年度は研修内容の拡充をするなど金額が増加したが、実際は当初予定したよりは参加者が少なかつたため、平成20年度予算では金額が減少した。平成10年度以降の延べ参加者数の推移は以下のとおりである。

| | | | | | | | | | |
|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 10年度 | 11年度 | 12年度 | 13年度 | 14年度 | 15年度 | 16年度 | 17年度 | 18年度 | 19年度 |
| 94 | 72 | 76 | 86 | 80 | 83 | 128 | 117 | 147 | 133 |

(単位：人)

(2) 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【指摘①】 随意契約について

委託業者の選定はコンベ形式で行われている。委託先の推移は以下のとおりである。

| 年度 | 対象者 | 委託先 |
|---------------|------------|--------------------|
| 平成8年度～平成9年度 | 溶接技術者対象 | (社) 日本溶接協会青森県支部 |
| 平成10年度～平成12年度 | 塗装技術者対象 | (社) 日本塗装工業会青森県支部 |
| 平成13年度～平成15年度 | 管工事技術者対象 | (社) 青森県管工事業協会 |
| 平成16年度～平成18年度 | メンテナンス業務対象 | 青森県中小企業団体中央会 |
| 平成19年度～ | メンテナンス業務対象 | (株) 青森県テクノロジーズセンター |

上記から明らかなとおり、概ね3年周期で業者を変更している。コンベは3年毎に開催されており、一旦委託業者が選定されると、大きな問題や研修内容の著しい変更がない限

りは、3年間継続して受託することが県と業者双方の暗黙の了解とされている。委託契約書上は1年契約で自動更新の条項はなく、2年目と3年目は随意契約をしている。青森県財務規則によると、当該委託契約は金額的に指名競争入札(コンベ)の対象であり、ルー上は毎年コンベを開催して業者を選定しなければならない。(注)

このような前便な事務処理の行われる背景としては、原子力関連の研修という業務の特殊性に加え、委託業務の中心である研修の講師、調査研修の旅行、報告書の印刷については、委託業者自身も他に再委託せざるを得ないなど、受注業者の役割がそもそも限定的であるため、業務の複雑性を回避することがあるようである。

運用面での効率性を考慮した結果であるということは十分理解できる。しかしながら、効率性が合規性に優先されるとは思わない。特に本事業は国庫事業であり、結果的に一つの委託業務について期間を定めて指名競争入札と随意契約を使い分ける現在の契約方法では、合規性に疑問が残る。そこで考えられるのは、県は本事業を自主開催する方法である。これまでの10年間の委託業務で蓄積されたノウハウは県にもあるはずであって、そのノウハウによって県の主要施策である人材育成に結びつける必要がある。もしノウハウが蓄積されていないのであれば、これまでの事業成果が見られないこととなる。

注 平成18年4月1日に施行された「青森県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に上れば、長期契約を締結できるのは、①事務用機器、車両など物品の借入契約②警備業務など役務の提供を受ける契約に限定されている。

【意見①】 報告書の作成について

研修終了後に報告書を作成しており、製作部数は663部であった。作成及び発送にかかわるコストはそれぞれ印刷費930千円、発送費70千円である。AE便りや原子力ポケットブックのような一般県民向けの理解促進のための広報紙や時事関連資料は紙ベースで逐一参加者などに配布するのが有効だと考えるが、利用者が限られる報告書のものには必要な部数だけ作成・配布し、一般の閲覧はホームページにより対応するのが合理的と考える。なお、平成19年度をもって当該報告書の作成は廃止された。これまで報告書作成のために概ね12月上旬までに研修を修了していたが、冬期間の方が研修に参加しやすいためという受講者の意見が多かつたため、報告書を作成せずに12月以降も研修開催に充てるという判断に基づくものである。

【意見②】 研修旅費の負担について

県外原子力施設調査研修については、受講生20人分の旅費1,208千円を全額負担している。本事業は参加者にとってメリットが大きいため、受益者負担の原則に基づき、旅費については一部受講生に負担させるのが適切と考える。なお、県外原子力施設調査研修についても、平成19年度をもって事業廃止となった。平成16年度の事業開始当初と比較すると県外研修の参加者は減少しており、また研修期間が3日と長期のため参加しにくいなどの実態面での状況を踏まえたものである。県外業者を青森県に招いて講義をしてもらうなど、研修レベルを維持するための措置は現在でもとられている。

2. 石油貯蔵施設立地対策等交付金

(1) 概要

①目的

石油貯蔵施設の周辺地域における住民福祉の向上のため、国の交付金規則に基づき、平成19年3月31日現在の石油貯蔵量を基礎として積算し、国からの交付金を立地・隣接市町村等に交付する事業である。本県には大規模な石油貯蔵施設が立地する石油コンビナート等特別防災区域が3地区(青森、八戸、六ヶ所)あるが、大規模災害が発生した場合に備えて、昭和53年度から本交付金を活用して計画的に機材の整備・更新を行ってきた。これらの整備は、石油コンビナート所在地域の消防体制の強化を図り、もって地域住民の安全・安心の確保に資するものである。

②事業内容等

石油貯蔵施設は県内に青森市、八戸市、六ヶ所村に立地しており、そこに隣接する21市町村の防災上必要な資機材を整備し、市町村の消防力を補完するものである。交付金の交付の対象となる経費は、工事費、用地費及び補償費、調査設計費、附帯雑費、基金造成費である。事業は県事業、市町村事業、事務費に分かれて積算されており、そのうち市町村事業については事業の実施を前提にして、県は東北経済産業局との連絡調整、市町村事業の検査確認と報告を主たる業務としている。

交付規則に定められた本県の交付限度額と交付申請額は下表のとおりである。

| 区分 | 石油貯蔵量 (kL) | 交付限度額 (千円) | 交付申請額 |
|----------|------------|------------|---------|
| 青森地区 | 270,587 | 24,915 | 24,915 |
| 八戸地区 | 286,807 | 25,410 | 25,400 |
| 六ヶ所地区 | 6,183,092 | 148,093 | 148,092 |
| 合計 | — | 198,418 | 198,407 |
| 市町村間接事業計 | — | 190,814 | 190,814 |
| 青森県直接事業 | — | 7,604 | 7,593 |

③事業予算・実績等

(単位：千円)

| 区分 | 予算 | 決算 | 差額 |
|------------|---------|---------|-------|
| 県直接事業 | 7,604 | 7,308 | 296 |
| 市町村事業(上期分) | 190,814 | 188,462 | 1,580 |
| 市町村事業(下期分) | — | 772 | — |
| 事務費 | 481 | 97 | 384 |
| 合計 | 198,899 | 196,639 | 2,260 |

上表のうち、県直接事業の明細

| 市町村 | 事業費実績 | 事業内容 | 競争入札の状況 |
|------|-------|--------------------|-----------------------------------|
| 青森市 | 499 | 消防施設の消防機材の設置 | 3社による指名競争入札によっている。資機材単位で3社のうち最も低い |
| 八戸市 | 1,012 | 消防施設の消防資機材・救助機材の設置 | 御な先を契約者としている。 |
| 六ヶ所村 | 5,796 | 消防施設の消防機材の設置 | |
| 合計 | 7,308 | | |

(2) 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【意見①】事務費の積算について

国の交付金算定上、交付対象として認められる事務費は「石油貯蔵施設立地対策等交付金事務等交付金交付規則」第4条第2項に基づき計算されるが、簡記すると市町村交付金予定額の0.25%が上限額である。本県の予算積算上は、これまで慣習的に、この上限額にほぼ一致させる金額(481千円)で内訳書を作成し、財政当局に予算要求し、予算として認められてきた。その内訳書には旅費408、需用費49、役務費24の算定基礎(例えば仙台の東北経済産業局への出張旅費314、県内市町村の指導・検査旅費94)が明確に記載されている。しかしながら、国への実績報告書には仙台出張費82、県内出張費5のみであり、印刷製本費に至っては少額なため実績計上せずとなっている。国の交付金事業の場合には、実績の検査が極めて厳しいことから、要求する額が保守的になりがちである。結局、この場合には、当初予算での積算の精度に問題があり、少なくともその後の補正予算策定時に減額するべきであったと考える。その背景には、予算策定が要求側・査定側ともに、前年予算踏襲的な方法に固執し、前年以前の実績値への考慮が薄いことがあるように思えてならない。不要な予算を当初確保することは、経済的で効率的な事業実施を妨げるものであることから、今後は精度の高い積算事務を行うよう、希望するものである。

【意見②】市町村の入札事務透明化への配慮について

本交付金事業は国から県を通して市町村に交付される間接交付事業であることから、市町村への交付金は「青森県石油貯蔵施設立地対策等交付金交付要綱」に基づき交付が行われる。その前提として、市町村は前年の11月頃から独自の規定に従って消防用資機材業者からの見積り等を基に、入札により調達業者を選定している。県は、同交付要綱第7(3)において、契約の場合には原則として競争入札によることを定めている。しかしながら、監査の結果では、下記の事例が確認され、県の指導力の強化が必要と感ぜられたところである。

(1) 青森市の泡原液搬送車の購入が一者随意契約になっていた事例

この事例は東北経済産業局ヒアリングにおいて指摘を受けたものであるが、一者随意契約となる理由書を市側から入手して局と折衝を重ねた結果、局の了解を得た上で交付決定を受け、最終的に一者随意契約により購入されている。市の回答は以下のとおりである。大型高所放水車、大型化学車、泡原液搬送車の3台は、石油コンビナート火災時には連携して消火活動にあたる車両であり、「石油コンビナート3点セット」と呼ばれている。平成16年度に指名競争入札により購入した大型高所放水車のメーカーと同メーカーでなければ連携に支障が生じること、そのメーカーの代理店は1社しかいないため、仕方がないとする聞き直った内容であった。

(2) 市町村の落札率が高い事業

監査人集計によれば、各市町村の予定価格に対する契約額の比率(落札率)は平均94.748%であった。この内、前述の青森市の泡原液搬送車(契約額33,915千円)は98.1%、

八戸市は3件平均で98.8%、三沢市は2件平均で97.8%、東北町は99.8%というように、極めて高い市町村が存在している。県としては、上記のとおり、競争入札を原則として最低3社の見積りをとるよう指導しているが、検査事務においては、それ以外の指導は行っていないのが実情である。国の交付金を財源とする事業ではあるが、県の補助事業であることに変わり無く、県が検査責任を負うことは規則上明らかである。その場合に、交付金事業の執行にあたり事務の経済性や効率性を高めるためには入札事務に競争性と透明性を確保しなければならぬ。入札基準は各市町村それぞれに規定化されており、県には県の競争入札規定もある。例えば指名競争入札においては、県は登録業者のうちA級業者を指名しているが、市町村においては地元企業優先など、様々である。例えば八戸市の見積徴収業者5社の内訳は、C級業者1社、未登録業者4社である。市の財務規則に従っていることから著しく不適切と指摘することはできなくとも、県内市町村の契約事務の検査責任者として、県は検査事務においては契約の競争性、取引の安全性の視点を基に、市町村を指導することが有用だと考える。

(3) 特定の業者に契約が集中している事実

監査の結果、市町村事業費189,294千円の実に70%が特定の1社との契約になっていくことが明らかになった。この業者は県のA級契約業者でもある。契約の集中率が極めて高いことについては、あくまで各市町村の適正妥当な入札事務の結果であると推測されるが、同時に、この消防関連業界特有のメーカーから系列代理店までの縦割りが要因となっている恐れはあるように感じられた。既に導入実績のある車両メーカーがあり、変更しにくいことは一般論として理解できるが、公の機関が初めから特定メーカーのみを指定することは許されることではない。過去数年間の集中実績を調査するとともに、官民の癒着の温床になることのないよう、より開かれた入札事務となるよう、県の指導力が求められる。

3. 原子燃料サイクル広報委託費

(1) 概要

①目的

原子燃料サイクル施設の立地が進められている青森県において、地元の状況に密着した広報・広報活動を展開することにより、当該施設の立地の推進に資することを目的とする。

②事業内容等

原子燃料サイクル意見交換会(以下、「意見交換会」という。)の実施、欧州におけるエネルギー・原子力調査(以下、「欧州調査」という。)などを事業内容としている。

③事業予算・実績等

過去3年間の実績推移及び平成20年度予算は以下のとおりである。

| 年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度予算 |
|----|--------|--------|--------|----------|
| 実績 | 71,800 | 63,453 | 62,461 | 64,431 |

(単位：千円)

実績には県職員の給与負担分も含まれており、それを除外すると内訳は意見交換会41,914千円、欧州調査11,765千円である。

意見交換会の参加者は各回20～50名である。国と県との共催形式をとっており、経済産業省資源エネルギー庁、日本原燃、県エネルギー総合対策局が1時間くらい説明した後に、体験学習や意見交換が行われている。茨城県東海村など県外の意見交換会については、参加者の旅費を含め、飲食など個人的な支出を除く全額を国庫が負担している。県外には県職員も同行しており、その費用も国が負担している。平成19年度の開催実績は以下のとおりである。

| 区分 | 開催回数 | 参加人数 |
|------------------------|------|--------|
| 原子燃料サイクル意見交換会(県内市町村開催) | 17回 | 511名 |
| 原子燃料サイクル意見交換会(六ヶ所村開催) | 17回 | 445名 |
| 茨城県東海村開催 | 12回 | 241名 |
| 福井県敦賀市開催 | 3回 | 55名 |
| 合計 | 49回 | 1,252名 |

欧州調査は平成元年より継続して行われており(平成17年度を除く)、参加者は平成2年度及び3年度が14名(他に県職員の同行2名)をピークに減少し、平成19年度は参加者7名(他に県職員の同行1名)である。農業、漁業、商業及び女性団体等の代表者が参加し、参加者の旅費を含め、飲食などの個人的な支出を除く全額を国庫が負担している。欧州には県職員も同行しており、その費用も国が負担している。平成20年度は意見交換会を重点的に行うとの理由から実施されないこととなった。

意見交換会と欧州調査の支出内訳のうち主なものは以下のとおりである。

| 支出内訳 | 意見交換会 | 欧州調査 |
|-----------|--------|-------|
| 委託料(注1) | 20,826 | 6,924 |
| 広告料(注2) | 6,804 | 3,402 |
| 印刷製本費(注3) | 4,603 | 525 |
| 県職員旅費 | 3,145 | — |
| 費用弁償(講師等) | 2,615 | 84 |
| 使用料及び賃借料 | 1,487 | 134 |

(単位：千円)

注1 旅行業務について旅行会社への委託である。欧州調査については県職員の旅費も併せて委託している。
 注2 県内の主要新聞である東奥日報、陸奥新報、デューリー東北への掲載料である。
 注3 意見交換会で利用するパンフレット類及び欧州調査報告書の印刷費用である。

(2) 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【指摘①】事業実績報告書の集計誤りについて

国と県との委託契約に基づき、県は事業終了後に実績報告書を国に提出している。この実績報告書では県職員の給与負担分の一部(児童手当相当額240千円他)が計上漏れとなっており、国に対して実績を過少な計上報告していた。原因は、国への実績報告書の作成段階における事務誤りに基づく単純な計上漏れであった。なお、県の決算では児童手当相当額は適切に計上されており、代わりに当該給与負担分以外の支出項目を過少な計上すること、事業総額につき県の決算と国への実績報告書の数値が一致するように調整が行われている。

【指摘②】 国への実績報告書と県の事業別データとの船舶について

国と県との委託契約に基づき、県は事業終了後に実績報告書を国に提出している。この実績報告書の様式は県の決算書の様式とは形式が異なっている。そのため、決算書を作成するに当たっては、県の決算書に適合するように実績報告書の数字を再集計している。しかし、国への実績報告書は課内の事業担当者が作成するが、県の節別統計集計表は総務担当者が作成しているため、集計において船舶がみられた。具体的には、県職員人件費負担は、国への実績報告書では8,038千円であるのに対し、県の決算上は8,283千円である(上記【指摘①】)。また、欧州調査の費用弁償856千円が節別統計集計表上は意見交換会の費用弁償に計上されていた。国への実績報告は実態を反映した正確な数値であると県が主張するのであれば、県はそれと同じ内容で節別統計集計表も作成するべきである。

【指摘③】 実績報告書の提出期限について

国と県との委託契約書第11条において、国は「報告書を受理したときは、受理した日から10日以内の日又は委託業務実施年度の3月31日のいずれか早い日までに、完了した委託業務が契約の内容に適合するものであるかどうかを検査し、委託業務の完了を確認しなければならぬ」と定めている。平成19年度の実績報告書は、国からの要請もあり4月2日に提出しているが、国の検査義務を含めて契約書に違反している。そもそも事業年度未だに県が実績報告を提出したことを受けて国が検査することは物理的に無理がある。他の委託契約書では4月10日を実績報告書の提出期限とするなどして対応しており、実態を反映させた契約書の文言とする必要がある。

【意見①】 経済性を考慮した発注について

意見交換会で配布するパンフレットについては、安全性パンフレット(単価73.5円)と地域振興パンフレット(単価336円)が各々3,000部作成され、監査日時点では各々約150部ずつの在庫があった。この在庫金額は61千円であり、これらのパンフレットは毎年更新されている。作成部数に対する適正在庫として、5%はやや多めの感がある。意見交換会での参加状況を見ながら、分割発注する方法も選択のの一つとして、経済性を考慮した発注部数とする必要がある。

【意見②】 事業の有効性について

欧州調査は核先進国フランスなどの施設の視察や住民との意見交換など、国内では体験できない貴重な情報を収集することができる良い機会である。また、各界の代表者が参加することで、広告効果も波及することが期待できることから、調査自体は大きな意味があるものと考ええる。その一方で、日本から欧州への移動時間はいうまでもなく、フランス国内においてもラ・アージュ再処理工場とマルクールMOX燃料加工工場はフランスの両端にあることから、移動時間が大半を占めざるを得ない。平成19年度の行程表では、12月1日から12月9日の行程の中で実際に調査といえるものは、パリの政府機関訪問で2時間、ラ・アージュ再処理工場の見学と住民との意見交換で5.5時間、マルスクールのMOX燃料加工

工場の見学と住民との意見交換で5.5時間、原子力庁PR館1.5時間の計12.5時間にとどまる。費用対効果の観点から、事業の有効性を見直す時期だと判断される。

一方、調査報告書を2300部(単価77円)作成し、2192か所に配布しているが(郵送コスト264千円)、配布先で必要なのかどうか一度意見を聴取する余地はある。AE便りや原子力ポケットブックのような一般向けの理解を促進するための広報紙や時事関連資料は紙ベースで逐一配布するのが有効だと考えるが、利用者が限られる報告書的なものは必要な部数だけ作成・配布し、一般の閲覧はホームページにより対応するのが合理的と考える。

【意見③】 事業予算の維持と内訳について

上記記載のとおり、平成20年度は海外調査を実施せずに意見交換会に重点を置くこととであるが、平成20年度予算は平成19年度実績を維持している。平成20年度の支出計画を閲覧したところ、平成19年度の欧州調査費実績の11,765千円相当は以下に充当される予定である。

| | |
|-----------------|--|
| 意見交換会講師の謝金増額 | 単価30,000円から100,000円へ変更。総額で1,400千円増。 |
| 意見交換会(東海村及び敦賀市) | 東海村は回数10回から12回へ変更、敦賀市は回数2回から3回へ変更。総額で5,091千円増。 |
| 意見交換会新聞広報 | 掲載回数2回から4回へ変更。総額で7,154千円増。 |

県外の意見交換会の回数を増やすこと、また増加に伴い新聞広告を増やすことについては理解できるが、意見交換会講師の謝金単価については、本来増額する理由はないと考える。担当課は、全ての意見交換会で単価100千円の講師を招くのではなく、意見交換会の活性化を図るために年に何度か集客力のある著名な講師を招くための予算を確保したい意向である。しかしながら、著名講師を招く具体的な計画があるならば、その計画に従って予算を作成すれば済むことである。単に予算枠を確保するために単価を高く設定するのは適切な予算積算とは言えないと考える。

【意見④】 同一局内での役割分担について

上記【指摘①】及び【指摘②】に関連して、そもそも事業の内容を熟知していない総務担当者が国へ提出した実績報告書から数字を抽出して節別集計表を作成することには無理があるように思われる。担当課は国との関係で報告をすれば終わりというのではなく、同時に県民に対する報告(決算)まで責任を負うべきである。総務担当者は事業担当者作成の数値を検査する作業を中心としたほうが、ダブルチェックの効果が生まれると考える。

4. 原子燃料サイクル広報・安全等対策費

(1) 概要

① 目的及び事業概要等

原子燃料サイクル施設に関する知識の普及や啓蒙を図るため、原子燃料サイクルにかかわる広報・安全活動事業を行う事業である。

② 事業予算・実績等

過去3年間の実績及び平成20年度予算は以下のとおりである。

(単位：千円)

| | | | |
|--------|--------|--------|----------|
| 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度予算 |
| 26,775 | 24,428 | 14,236 | 156,850 |

本事業に計上されている主なものは、社会科学習参考教材製作7,043千円(うち5,276千円は印刷費用)、放射線等に関する説明会816千円、親子見学会999千円、パソコンレフト制作員職員の研修費用など4,222千円である。平成20年度予算が増えたのは、原子力発電広報・安全対策費と統合されたためである。

(2) 監査の結果及び意見
特に問題となる事項は見られなかった。

5. 原子力発電広報・安全対策費

(1) 概要

①目的

原子力発電に関する知識の普及や啓蒙を図ることを目的として、原子力発電に関わる広報、原子力発電に関わる調査、広報・安全等対策交付金の市町村へ交付を行う事業である。

②事業予算・実績等

過去3年間の実績及び平成20年度予算は以下のとおりである。平成20年度予算は、原子燃料サイクル広報・安全対策費と統合された。

(単位：千円)

| | | | |
|---------|---------|---------|----------|
| 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度予算 |
| 119,385 | 154,633 | 143,553 | 156,850 |

以下のように、市町村への交付金が110,046千円であり大半を占める。その他、テレビCM作成、広報誌作成、ラジオ放送(AM、FM)に関する業務委託など28,315千円ある。

(単位：千円)

| | | |
|---------------|------|---------|
| 原子燃料サイクル施設関連 | 六ヶ所村 | 23,059 |
| | 三沢市 | 949 |
| | 野辺地町 | 2,165 |
| | 東北町 | 3,150 |
| | 横浜町 | 1,605 |
| | 東通村 | 1,575 |
| 大間原子力発電所関連 | 大間町 | 10,411 |
| | むつ市 | 1,972 |
| | 佐井村 | 2,100 |
| | 風間浦村 | 2,100 |
| 東通原子力発電所関連 | 東通村 | 27,000 |
| | むつ市 | 6,169 |
| | 横浜町 | 6,310 |
| | 六ヶ所村 | 6,300 |
| 使用済燃料中間貯蔵施設関連 | むつ市 | 8,681 |
| | 横浜町 | 1,300 |
| | 東通村 | 1,260 |
| | 大間町 | 1,248 |
| | 佐井村 | 1,260 |
| | 風間浦村 | 1,430 |
| 合計 | | 110,046 |

(2) 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【指摘】 契約保証金に関する契約書条項について

青森県財務規則第154条の2によれば、委託契約の際に契約保証金を過去の実績により免除する場合には、契約書本体で契約解除にかかわる違約金の条項を設ける必要がある。委託契約書を閲覧したところ、当該違約金条項のないものが1件存在したことから、今後は十分注意されたい。

【意見】 補助対象経費の範囲について

国から県への補助金の交付要綱には、交付対象として「原子力発電施設等の周辺の地域の住民に対する原子力施設に関する知識の普及、当該地域の住民の安全の確保に関する調査並びに当該原子力発電施設等の設置後における安全性に関する調整に関する事業」という規定がある。一方、県から市町村への補助金の交付要綱は、交付対象経費として「広報・安全等対策事業に要する調査費及び一般事務費」と規定されている。

監査上、市町村から県に提出された実績報告書を閲覧した結果、日刊紙の購入に充当している市町村も一部存在した。

| | | |
|------|-------|-------------------|
| 市町村名 | 金額 | 購読紙 |
| 三沢市 | 131千円 | 東奥日報、デーリー東北、朝日、毎日 |
| 横浜町 | 108千円 | 東奥日報、朝日、毎日 |
| 野辺地町 | 103千円 | 朝日、読売 |

交付対象経費の範囲が広いため、日刊紙の購入が合規性違反とまでは言えないであろう。各新聞社の社説を検討する必要があるのかもしれないし、県内各地の新聞を情報収集の材料にする必要もあるのかもしれない。県は補助金の執行について検査確認を行っており、所管省庁からも特段の指摘はないとのことであった。しかしながら、三沢市でデーリー東北新聞を購読するのは日常の公務として行われる以前のことでもあり、日刊紙の購入を補助金で賄うのは常識的にかがなまのかと考える。国庫補助金の間接交付ではあっても、補助金適正化法の規定によって、県の執行責任が軽減されることはない。国の補助金だから、国がよければ県の判断はよいといった安易な従属的考えは適切ではない。所管省庁の指摘の有無にかかわらず、県は主体性をもって市町村を指導することが望まれる。仮に県の単独事業であったならば、交付対象経費とするかどうかの視点が必要である。

第7章 I T E R計画に関連する事業

第1節 I T E R計画の概要

I T E R（イーター：国際熱核融合実験炉の略称）計画とは、核融合エネルギーの科学的・技術的実現可能性について、実験炉の建設・運転を通じて実証しようという計画で、日本をはじめ欧州、米国、ロシア、中国、韓国及びインドの7極で行われる国際的プロジェクトである。

このI T E R計画の候補地として日本では本県六ヶ所村が選ばれ、招致活動の結果、平成17年6月に借しくもフランスのカダララッシュにI T E Rサイトを譲ったものの、日本は準ホスト国として「幅広いアプローチ」（B A：グローバルアプローチ、I T E R計画と並行して取り組まれる研究開発プロジェクト）を獲得し、欧州と共同でプロジェクトを実施することになった。これを受けて、県では、人類のエネルギー環境問題解決の鍵を握るとされる核融合エネルギーの早期実現に向けて世界貢献の一翼を担い、また核融合技術の先端性、すそ野の広さを活かして県内の学術・産業振興を図るため、I T E R計画と並行して取り組まれる「幅広いアプローチ」プロジェクトについて、国からの立地要請を受け入れた。六ヶ所村では、現在、独立行政法人日本原子力研究開発機構（以下、「原子力機構」という。）により「国際核融合エネルギー研究センター」が建築中であり、将来的には、I T E Rの次世代炉である原型炉の実現を国際的に先導するプロジェクトが展開されることが期待されている。

第2節 監査の対象とした事業

| No. | 細事業名 | 予算 | 実績 |
|-----|---|--------|--------|
| 1 | 関係機関・団体との連携 | | |
| | ①核融合研究開発拠点形成推進事業 | | 4,715 |
| 2 | 外国人研究者のための魅力ある環境づくり | | |
| | 外国人教育環境整備調査検討委員会開催・協議及び専門コーディネーターの設置 | | 6,235 |
| | ①外国人教育環境整備調査検討事業 | | 403 |
| | ②リサーチセンターベース調査検討事業 | | |
| 3 | 核融合研究開発施設の立地を本県の人材育成、産業振興に活用していくための調査検討 | | |
| 4 | 核融合研究開発施設活用推進事業 | | 10,310 |
| | 県民等への核融合エネルギーに関する情報提供のためのセミナー開催等 | | |
| | ①県内企業参画支援事業 | | 263 |
| | ②核融合エネルギー情報提供事業 | | 557 |
| | ③現地P R事業 | | 548 |
| | | 県単事業合計 | 23,031 |
| 5 | 国際研究拠点にふさわしい教育環境整備に係る調査検討 | | |
| | ①外国人教育環境整備調査検討事業 | | 20,446 |
| | | 国庫事業合計 | 19,695 |
| | | 国庫事業合計 | 20,446 |
| | | 総合計 | 44,575 |
| | | | 42,726 |

（単位：千円）

第3節 監査対象事業の概要及び監査結果

事業名は核融合エネルギー推進事業であるが、細事業として以下の事業が含まれており、ここでは細事業別に監査を実施した。事業の概要及び監査結果は以下のとおりである。

1. 核融合研究開発拠点形成推進事業

（1）概要

①目的及び事業概要等

I T E R計画推進連絡協議会への参画、青森県I T E R計画推進会議負担金、大学や研究機関への立地推進を目的とするものであり、県の単独事業である。

②事業予算・実績等

過去2年間の実績及び平成20年度予算は以下のとおりである。なお、平成20年度より、I T E R関連の県単独事業のうち県内企業参画支援事業、リサーチセンターベース調査検討事業、核融合エネルギー情報提供事業及び現地P R事業は本事業に統合されている。

| （単位：千円） | | | |
|-----------|--------|----------|--|
| 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度予算 | |
| 4,068（注1） | 4,715 | 5,228 | |

注1 I T E R計画推進事業1,632千円とI T E R計画推進連絡協議会事業2,496千円の合計額である。

平成19年度の支出の主な内訳は、I T E R計画推進会議負担金1,500千円、旅費2,715千円などである。I T E R計画推進会議は青森市の青森商工会議所内に設置されている。会員は県、県内市町村及び県内民間企業など79団体であり（その他に賛助会員41団体）、情報交換会や啓蒙普及活動を実施している。同推進会議における平成19年度決算上の預金残高は3,102千円と、若干大目である。これは平成20年度に青森市内でI T E Rの国際会議（理事会）が開催される予定があるため、資金を留保したことによるものとの説明を受けた。

（2）監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【不適正事項】事業間の事業費流用について
総論に記載した内容と同様である。

2. 外国人教育環境整備調査検討事業

（1）概要

I T E R計画と並行して取り組まれる研究開発プロジェクトを日本が受け入れ、その研究施設が六ヶ所村に設置されることを受け、そこで働く外国人研究者の子供の教育環境の整備のための調査検討を行うことを目的としている。

②事業内容等

I T E R・B A外国人教育環境整備調査検討委員会（以下、「検討委員会」という。）を5月と7月の2回開催し、教育の方針等を検討した他、関係者との協議を行った。

当初は、検討委員会で具体的教育プランを作成していく予定であったが、研究者やEUの方からの要望で、平成20年度から実行できるような具体的な教育方法を決定する必要が生じたため、外部委託の方針を決定した後、国際研究拠点にふさわしい教育環境の構築に向けた、国際通用性のある教育内容、教育体制等について調査検討を行うため、国内のインターナショナルスクールに調査委託することに決定した。この調査委託については、電源三法交付金を財源として、11月に補正予算を組んで実施した。

また、平成19年度には、外国人の教育環境に関し、検討委員会やEU側から、保護者・子供へのケア等の必要性、教育に係るきめ細やかなサポート体制といった課題が指摘され、8月には子供連れの研究者が来日することになったので、急遽、それらの課題へ対応するため、BA教育問題コーディネーターを1名採用している。

③事業予算・実績等

(単位：千円)

| 区 分 | 平成18年度 | 平成19年度 |
|-----------------------------|--------|--------|
| 県単事業 (主に協議検討作業) | 1,081 | 6,235 |
| 国庫支出金 (国際通用性を有する教育体制等の調査委託) | — | 19,695 |
| 合計 | 1,081 | 25,930 |

平成19年度の当初予算は3,950千円であったが、事業の緊急性から国庫事業として認められたこともあって、調査委託費として19,206千円、BA教育問題コーディネーターへの非常勤職員報酬として2,625千円が発生し、当初予算から大きく増加している。

上表の国庫支出金19,695千円による事業は、本節の下記5の事業部分に記載した。

(2) 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【不適正事項】決算統計個別集計表の記載誤りについて

決算統計個別集計表の報償金は、検討委員会の委員への謝金と説明を受けたため、委員会の開催記録から集計したところ、正しくは147千円となるべきが、欠席委員の謝金も含まれた155千円が計上されている。その謝金8千円は、返納処理され、支出されていないが、決算額の集計上、その返納処理を誤って集計した。また、使用料及び賃借料が、検討委員会の会場借上料として104千円計上されているが、実際は2回しか開催されていないにもかかわらず、5回開催されることを予定して積算した予算の金額をそのまま計上しているため、実際の支出額を表わしてはいない。総論に記載した内容と同様である。

2②. リロケーションサービス調査検討事業

(1) 概要

①目的

BAプロジェクトの実施に当たって、外国人研究者の移住支援のための調査検討をすることを目的としている。

②事業内容等

BAにおいては、その実施期間中に年間延べ数十人規模の外国人研究者がやってくることが予想されるため、その居住環境を整備しなければならない。そのため、住宅の確保だけでなく、住みやすい環境づくりの方策、費用分担等について、六ヶ所村や国と打ち合わせをして協議検討している。また、既に平成19年度から研究者の移住が始まっているので、その研究者の移住にかかる世話も行っている。

③事業予算・実績等

(単位：千円)

| 事業費実績 | 平成18年度 | 平成19年度 |
|-------|--------|--------|
| | 495 | 403 |

主に、ITER支援者の六ヶ所村駐在員が対応するため、支出の殆どは、駐在員旅費である。

(2) 監査の結果及び意見

特に問題となる事項は見られなかった。

3. 核融合研究開発施設活用推進事業

(1) 概要

①目的

フランス・カタラージュに建設が決定したITER計画を支援補完し、原型炉開発に向けた技術基盤を構築するためのプロジェクトにおいて、六ヶ所村に建設予定の研究開発施設の活用推進を図り、核融合をはじめとした原子力エネルギーを、青森県の地域振興、人材育成に活用していくことを目的とする。

なお、「幅広いアプローチ」として整備される国際核融合エネルギー研究センターでは、以下の4つのプロジェクトが実施される予定である。

| プロジェクト | 内容 |
|-------------------------|--|
| 核融合計算機シミュレーションセンター | スーパーコンピュータを用いて、ITER 燃焼プラズマの挙動、原型炉の設計・材料開発等に関するシミュレーションを行う。 |
| 原型炉設計・研究開発調整センター | ITER の次世代核融合炉 (原型炉) の概念設計や予備的な研究開発を行う。 |
| ITER 遠隔実験センター | ITER 本体と高速ネットワークで結び、ITER の実験条件の設定、データ収集、解析等を行う。 |
| 国際核融合材料照射施設の工学実証・工学設計活動 | 国際核融合材料照射施設 (IFMIF) 建設に必要な工学設計、裏付けとなる技術データを整えるための試験を行う。 |

②事業内容等

東北大学に対して、下記内容の調査研究委託を10,000千円で行った。

- ・六ヶ所村及び周辺地域における原子力関連高度技術者、指導的人材育成に向けた調査研究
- ・六ヶ所村周辺拠点施設の有効活用、交流人口増加戦略策定に向けた調査研究
- ・関連する内外の研究者を招へいして研究集会を開催し、研究題目に関する討論、検討を行い、その成果を調査研究に反映
- ・欧米地域の先進事例や東南アジア諸国における原子力エネルギー利用の現状と課題、および日本と六ヶ所村周辺地域への期待とニーズに関する調査研究

③ 事業実績等

(単位：千円)

| 年度 | 19年度 | 20年度予算 |
|-----|--------|--------|
| 事業費 | 10,310 | 486 |

(注) 19年度の主な内訳は、委託料10,000千円である。

なお、当該委託料に係る契約は地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約となっている。その理由は、起案書において以下のとおり説明されている。

- ・東北大学は「幅広いアプローチ」を契機として、六ヶ所村に進出する構想を検討すべく「東北大学六ヶ所村センター検討委員会」を立ち上げている。
- ・同委員会において六ヶ所村において原子力に関連する人材育成と研究開発を進め、将来的には原子力関連企業集積による経済活性化を図る構想を有している。
- ・上記が、青森県の「原子力エネルギーを本県の地域振興、人材育成に活用する」という目的に深くかかわっており、東北大学の構想と本事業を関連付けることで目的の達成が可能になる。

これらを踏まえると、本事業に東北大学の主体的な関与が不可欠であると考えられる。また、東北大学において受託研究が一般会計とは別会計になっており、当該委託料を事前に支払わないと調査研究を実施できないという事情に鑑み、地方自治法施行令第163条第2号により、委託料の全額を前金払としている。

(2) 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【不適正事項】旅費の計上について

旅費について、決算統計節別集計表上は310千円となっているが、監査人が委託先の東北大学との打ち合わせのために要した旅費を集計した結果、338千円となった。総論に記載した内容と同様である。

4① 県内企業参画支援事業

(1) 概要

核融合研究開発施設に関する県内企業への発注の促進を行うことを目的とした事業であり、県単独事業である。本事業は、BAの事業主体である原子力機構から県内企業への発注を促進するため、県内企業にどのような参画の機会があるのかを調査することを内容としており、平成18年度開始の事業である。過去2年間の事業費実績は以下のとおりである。

(単位：千円)

| | 平成18年度 | 平成19年度 |
|-------|--------|--------|
| 事業費実績 | 108 | 263 |

(2) 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【意見】本細事業の積極的必要性について

予算計上の根拠となる細事業別見積額説明の事業概要欄には、「核融合研究開発施設に関する県内企業への発注の促進」という抽象的な記載しかされておらず、また事業費の内訳は、文部科学省との打ち合わせとして2名が2往復することで65千円×2名×2回＝263千円計上されているのみである。事業担当者の回答によれば、一般論として県単独事業のみの目的で文部科学省(ないしは原子力機構 東京事務所)へ出向くことは稀であり、他の事業と兼用で出向くことが効率的な業務運営の観点から通常であるとの説明を受けた。業務効率及びコスト削減の観点から、そのような業務遂行は至極当然であるが、監査において旅費の復命書を閲覧した結果、その概要は単なる挨拶程度の内容しか記載されており、担当者が具体的にどのような支援事業を行っていたのかわからない。

県にとつては、県内企業への発注促進による地域経済活性化は重要かつ喫緊の政策課題である。積極的に行動を起こし成果をあげなければならないが、このような復命書だけを見る限りでは、事業予算を確保する程の事業実績は、必ずしも見受けられない。

思うに、この事業の主目的は、ITER及びBAの関連工事における県内企業の参入機会の確保と県内での資材調達を実現するための「情報収集」にある。確かに平成19年度実績にあるように県内経済4団体(青森県商工会議所連合会、青森県中小企業団体中央会、青森県商工会連合会、社団法人青森県建設業協会)の原子力機構への陳情に臨席することも意義がないとは言わないが、情報収集だけでは一般経費での対応でも十分と思われる、もう少し活動成果を客観的に評価できる事業内容であるべきではなかったかと考える。BA施設は既に平成20年5月にその一部が本格着工している。このような状況下で県が今なすべきことは、さらに具体化した活動ではなかるうか。

平成19年度実績を見る限りにおいては、県内経済4団体の要望活動に付き添っているだけの、独自性主体性のある創造的事業ではなく、部局の一般共通経費を確保するための、いわば予算確保のための事業を、わざわざ創設しているに過ぎないと感じられた。

4② 核融合エネルギー情報提供事業

(1) 概要

① 目的

日本における核融合研究開発の拠点化を目指して、核融合エネルギーに関する知識の普及啓発や、外国人研究者の滞在支援、核融合技術の県内移転の促進等を図る一環として、核融合エネルギーに関する情報を県民に対して提供することを目的とする。

② 事業内容等

情報提供のためのセミナーの開催と、ホームページの制作を行う。セミナーの概要は以下のとおりである。

| | |
|--------|---|
| (開催日) | 平成20年1月23日 |
| (主催) | 青森県、文部科学省、原子力機構、青森県 ITER 計画推進会議 |
| (後援) | 六ヶ所村、六ヶ所村核融合研究施設誘致推進会議 |
| (内容) | 「核融合エネルギーの実現に向けて」(文部科学省) 「BAの最新情報」(原子力機構 外) 「欧州異文化間対話年」(欧州連合駐日欧州委員会代表部) |
| (参加人数) | 約200人 |

なお、上記講演者等への謝金(報償費)、旅費等の支払はない。

③事業実績等

| 年度 | 平成18年度 | 平成19年度 |
|-----|--------|--------|
| 事業費 | 539 | 557 |

(単位：千円)

(2) 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【不適正事項】事業間の事業費流用について

本事業に直接に要した経費は、会場借上費 92 千円、事前打合せのための旅費 72 千円、役務費 4 千円などがあるが、これらを集計しても県が集計した 557 千円とは一致していない。総論に記載した内容と同様である。

4④. 現地 P R 事業

(1) 概要

六ヶ所村を訪れる各国視察者等に対する現地案内、外国人研究者向けパンフレットの作成、核融合学会での情報収集、現地 P R を行うものである。

(2) 予算・決算

平成 19 年度の節別予算、実績は下表のとおりである。

| 節 | 予算 | 実績 |
|----------|-------|-----|
| 旅費 | 215 | 215 |
| 需用費 | 253 | 133 |
| 委託料 | 2,508 | 0 |
| 使用料及び賃借料 | 200 | 200 |
| 合計 | 3,176 | 548 |

(単位：千円)

(3) 監査の結果及び意見

以下の点を除き、特に問題となる事項は見られなかった。

【意見】歳出事業予算の正規の流用手続について

上表から明らかのように、本事業実績は大幅な予算未消化事業となった。理由を担当者に聞いたところ、当初予定していた諸外国のVIPクラスの訪問が無かったことに加え、最大の原因は、外国人研究者用英語版パンフレット作成(1,000部)をとりやめ、インターネットでの提供にしたことによるものである。更にその理由を聞いたところ、外国人の教育問題に関して、検討委員会やE.U.側から、保護者・子供へのケア等の必要性、教育に係るきめ細やかなサポート体制といった課題が指摘され、8月には子供連れの研究者が来日することになったことで、急遽、それらの課題へ対応するため、BA教育問題コーディネーターを1名配置することになったため、本事業の委託料が削減されたことであった。パンフレット作成事業については、ITER施設の立地競争に敗れたために、既存の情報内容更新の必要性に迫られたため予算要求したもので、平成18年度予算にはなく、19年度予算で獲得できたパンフレット作成費であったが、他の重要施策の発現のために消滅

することとなった。このこと自体、政策の優先順位であって、監査上の問題となることではないが、監査の結果、ネット発信によって事業の効率的な実施が行われており、かつ、この予算流用手続きは県庁内全般の模範となるものであった。すなわち、節間での事業予算流用は、担当者の無意識のうちに操作的に行われているのが実態であることは既に述べたところであるが、本事業の予算流用は節を超える流用、すなわち「委託料」を削減して「報酬」「共済費」を増額する必要性があったために、担当課提案者から担当課課長、エネルギー総合対策局次長、同局長の了承を経た上で、決裁行為が行われ、それをもって財政課、総務部長の承認を得るとする『本来あるべき正当な事務手続き』が実行されている。監査人としては、予算に対する実績の把握が必要であると考えたため、その実績データを総務担当者個人の裁量で操作することは不適切であると考える。奇しくも、本事業で行った流用手続きが適正と判断されることから、今後の流用手続きの模範例とされたい。

5. 外国人教育環境整備調査検討事業 (電源三法交付金事業)

(1) 概要

①目的

国際核融合エネルギー研究センターが国際研究拠点にふさわしい教育環境整備に係る調査検討をするため、国内のインターネットジョナルスクールに対し、国際通用性を有する教育内容・体制の調査検討等について業務委託している。

②事業内容

県は平成19年12月に学校法人京都インターネットジョナル(以下、「KIS」という。)と国際研究拠点教育環境整備調査事業委託契約を締結した。委託内容は、(1)基本計画の策定、(2)教職員予定者の確保、(3)ESL教員の配置である。また、委託期間は平成19年12月27日から平成20年3月31日までのわずか3ヶ月間である。

外国人の教育環境についての調査検討については、県単独事業によりITER・BA外国人教育環境整備調査委員会を平成19年5月に設置し検討していたところであるが、その後、E.U.等から、早急に(遅くとも平成20年9月までに)国際通用性を有する教育環境を整備して欲しい旨の要望があり、急遽、専門機関による教育体制、教育内容の検討が必要となったことから、検討委員会での議論等も踏まえ、当該調査・検討を行うための予算を11月補正予算で措置したものであり、財源として電源三法交付金を活用している。

平成20年度には、新事業として、国際研究拠点教育環境整備事業(当初予算額98,700千円、財源は電源三法交付金)を実施し、国際通用性を有する教育の実施に係る業務をKISに委託している。KISは生徒数70人、教員15人程度の比較的小規模な学校であり、国際バカロレア機構から初等教育過程(PYP)の認定を受けている国内では数少ないインターネットジョナルスクールである。現在、六ヶ所村には、生徒5人(フランス人2人、スペイン人3人)、教員4人、KIS本校(京都)にはカリキュラムコーディネーター1人とサポートスタッフが在る。

③事業予算・実績等

平成19年度の本事業の節別実績額は、下表のとおりである。

| 節 | 実績額 |
|----------|--------|
| 報酬 | 2,625 |
| 共済費 | 352 |
| 報償費 | 155 |
| 旅費 | 3,341 |
| 需用費 | 143 |
| 役員費 | 4 |
| 委託料 | 19,206 |
| 使用料及び賃借料 | 104 |
| 合計 | 25,930 |

(2) 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる点はみられなかった。

【意見①】委託費の間接経費率について

KISへの委託調査費の実績内訳は、下表のとおりである。

| 費用 | 内訳 | 内訳金額 | 1～4の合計金額 |
|-------------------|--|--------|----------|
| 1. 国際研究拠点教育環境整備調査 | | | 13,264 |
| 出張費 | KISの理事、ビジネスマネジャー | 406 | |
| 技術顧問料 | KISの理事長、副理事長、校長、理事、教員、ビジネスマネジャー | 9,414 | |
| 準備費用 | 学校運営・カリキュラム作成システム導入費、パソコン、プリンター | 3,444 | |
| 2. 教職員候補者確保 | | | 688 |
| 出張費 | 国内出張費、海外出張費(シドニー) | 397 | |
| 登録料 | リクルートウェブ登録料、雇用確保に伴う負担金 | 261 | |
| 広告料 | IPO 広告掲載料 | 26 | |
| 通信費 | 国際電話 | 2 | |
| 3. 教職員配置 | | | 2,748 |
| 報酬等 | 報酬(BSL)、赴任旅費、車両手当、手荷物手当、生活設備手当、潜在期間補償手当、雇用開始前宿泊費、交通費、健康保険、宿舍借上家賃、ビザ、雇用契約に係る弁護士相談料、契約書類送料 | 1,678 | |
| 教材費等 | テキスト、教材目、消耗品、教材送付代 | 1,069 | |
| 4. 間接経費 | 1～3の計16,701千円の15% | 2,505 | 2,505 |
| 合計 | | 19,206 | 19,206 |

この実績報告書上、間接経費が直接費項目それぞれの金額に15%加算されているが、民間的な発想では、例えば出張費、通信費、教材費等に何故、15%の間接経費が発生するのか疑問である。このような間接経費は、契約者双方の交渉の結果によるパーセントあるいはインセンティブだと思われる、委託者側の予算の積算上は使用されるが、実績報告書上で明記されるのは一般的ではないように考える。また、この15%という間接経費率の実態を反映した適正な率かどうかについては、県において5%や10%で積算している事例もあることから、基準値をデータとして示す必要があると思われる。なお、県は会計検査院検査に対応するため、この間接経費の実績データを検査しており、不適切な内容は含まれてい

なかったが、実際に光熱水費のような施設維持費用も含まれている。また、「競争的資金²¹の間接経費の執行に係る共通指針」(平成13年4月20日)においては直接経費の30%とすることとされているが、本指針は競争的資金を利用する研究機関又は研究者に認められたものであって、このような教育機関を選定する一般的な委託事務についてまで適用となる経費率ではないと判断される。

【意見②】委託先決定過程の透明性確保について

県は青森県 I T E R ・ B A 外国人教育環境検討委員会が出した「インターネットショナルスクールに国際学級の運営を委託する方式」の実現のため、本県三沢米軍基地内の学校へのアプローチを模索したり、首都圏のインターネットショナルスクールを個別訪問し、調査検討を行った。しかしながら、教員確保の目的が立たないとか、学校の教育理念に合わないという理由でいずれも実現可能性が低いことが判明したため、県立、村立学校の方式をも検討し始めたが、財源上・制度上の問題から断念し、リサーチ範囲を首都圏以外にも拡大したところ、唯一、KIS が本事業の運営に前向きな姿勢を示したという。そのような背景から、委託先は KIS しかないとの結論が県内部で導かれ、平成20年9月開校を前提とした教員の教育業務も含めた委託契約が一者随意契約で締結されたこととなった。つまり、県がやっとの思いで探し出した先が KIS という学校法人であったのが実態である。

そもそも、平成19年度国際研究拠点教育環境整備調査事業報告書では、教育環境の要件として次の5点を挙げられている。

| | |
|-----|------------------------|
| 要件1 | 子供や保護者にとって負担の少ない教育環境 |
| 要件2 | 国際的に通用しうる教育内容 |
| 要件3 | 国際研究拠点にふさわしい教育内容 |
| 要件4 | 子供の数に応じた柔軟な対応が可能な教育体制 |
| 要件5 | 本県の人材育成に寄与しうる教育内容、教育体制 |

当然、このような要件に合致する委託先であると思うが、特に競争もなく約2千万円で委託契約が締結され、事実上の継続事業として平成20年度には実際の教育事業を約1億円で委託することが双方の了解事項であることについては、行政としては少しの慎重さを持つべきではなかったかと考える。最も透明性が確保できる競争入札は実施不可能な実態であったのであれば、次善策として、5回の予定が2回のみ開催となってしまう青森県 I T E R ・ B A 外国人教育環境検討委員会の意見を聞く機会を設けるだけでも、相応の透明性が確保できたと判断される。

また、今後の本教育事業は継続的なものである。これだけ多額の資金を投入するのであるから、委託事業者任せにすることなく、事業の実績報告を精査し、青森県に十分にノウハウが残る形の組織体制を構築することで、将来のコスト削減や成果を本県にもたらす施策が展開できると考えられる。

²¹ 競争的研究資金とは、資金配分主体が、広く研究開発課題等を募り、提案された課題の中から、専門家を含む複数の者による、科学的・技術的な観点を中心とした評価に基づいて実施すべき課題を採択し、研究者等に配分する研究開発資金をいう(競争的研究資金制度改革について(意見)1平成15年4月21日総合科学技術会議)。

第8章 その他の原子力関連県単独事業

本章では、原子力関連事業の中でも、県の一般財源で実施した事業を抽出して監査を行った。国庫負担のない県の単独事業であることから、県民の安全性を重視した県の姿勢が表れた施策が中心となり、県民にとって重要な事業である。監査結果は、「推進」「安全」「中立」を標榜する各部署ごとに記載している。

第1節 エネルギー総合対策局

1. 原子燃料サイクル施設安全対策費

(1) 概要

①目的

原子燃料サイクル事業に関して、県として独自に情報収集を行うことにより、国、事業者から得られた情報とのクロスチェックが可能になり、また、独自の判断を行う際の判断材料として活用できるため、原子燃料サイクル事業の安全性等について、国内外の情報収集を行うことを目的としている。

②事業内容等

事業内容は主に国内外の情報収集であり、新聞や情報誌の購入、海外情報提供サービスへの委託を行っている。また、平成19年度は、知事、県議会議長などがフランスの原子力施設を視察した。

その他、予算上は、職員勉強会事業として、県及び40市町村職員を対象とした原子燃料サイクル事業にかかわる勉強会を開催する予定だったが、実際には実施していない。同様の趣旨の勉強会は「原子燃料サイクル広報委託費事業」で実施したとのことであった。

③事業予算・実績等

| | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度(予算) |
|-----|--------|--------|--------|------------|
| 事業費 | 3,876 | 4,009 | 7,126 | 885 |

(単位：千円)

平成19年の実績が増加しているのは、知事のフランス訪問が急遽決まり、当初の予算は1,074千円であったが、補正予算を組んで事業を行ったためである。ちなみに、このフランス視察の費用は、支出命令票を合算したところ総額7,200千円になるので、本事業の決算額を上回っている。その超過額は他の事業に含めて計上されているとの説明であった。

④施策評価の概要等

特に施策評価等はないが、知事のフランス訪問に関しては、フランスの現地の状況を確かでき、また、フランスの関係官庁の高官や原子力関連会社の社長の他、地元議員などの関係者との意見交換ができ、有意義な視察だったようである。また、情報誌の購読は、県職員の知識向上のためにも必要であり継続していくべきと考えている。

但し、職員勉強会については、他の事業にまともなことも可能であり、平成20年度の予算には含まれていない。

(2) 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【不適正事項】決算金額の調整について

平成19年度においては、「職員勉強会事業」は、実際には実施されていないにもかかわらず、決算統計節別集計表には、報償金37千円、通信運搬費4千円と金額の記載がある。これらは実際には、他の事業で支出されたものであり、不実記載である。

また、原子燃料サイクル関連情報収集事業においても、決算統計節別集計表上は、報償費37千円、普通旅費4,147千円となっているが、実際には、報償費80千円、普通旅費4,410千円の予算超過であった。総論に記載した内容と同様である。

【意見①】不必要な事業の予算化について

平成19年度当初予算の積算資料によると、「職員勉強会事業」として129千円の予算があるが、実際には事業は実施されていない。この点について、当初の計画を変更して、他事業に組み込んで効率的実施したというのであれば理解できるが、職員勉強会は平成18年度も他の事業に含めて実施しており、前年度も事業実績がないとのことであった。

前年度において、他の事業とあわせて実施して効率化が図られた事業内容を、再び事業化して予算を獲得するための積算根拠に用いるのは不適切な事務であり、事業実施の状況を踏まえて、次年度の適正かつ効率的な事業予算を設計すべきである。

【意見②】知事等のフランス訪問の事業について

知事等のフランス訪問は、先方からの招待を受けて、実行されたものである。広い意味で言えば、情報収集という本事業の趣旨と合致するともいえるが、知事や県議会議員が訪問し、先方の重要人物と会談してきた内容は、本事業において当初想定されていた内容より、もっと大きな「先進地調査活動あるいは訪問事業」として区分した方が、分かりやすい。補正予算を組む際には、本事業の増額とするよりは別個の独立した事業として、趣旨や実施内容が明確になるよう、補正増額した方が良かったと思われる。

2. 原子燃料サイクル安全性チェック検討費

(1) 概要

①目的

原子力施設、とりわけ新たな立地が計画されている施設等の安全性に対する、県民の不安・懸念の解消を図るため、県として独自に、専門家等によるサイクル施設の安全性に係るチェック検討を実施するものである。

②事業内容

検討会でのチェック検討の結果を理解しやすい表現・体裁・内容に整理し取りまとめ、県内各界各層に配布している。また、取りまとめた結果を解説する説明会を開催し、県民の理解促進を図っている。この事業費は、大きく2つに分類される。1つは原子力施設を新設する際における専門家等委員による安全性のチェックに要する事業費であり、もう1

つは原子力施設を新設する際における専門家等委員による安全性に関する調査結果を住民に解説する説明会の開催に関わる事業費である。

③事業予算・実績

平成19年度の本事業の予算額と実績額は以下のとおりである。

| 事業の内訳 | 予算額 | 実績額 | 差額 | |
|--------------|-------|-------|-------|---|
| | | | 増減 | 率 |
| 専門家等委員による検討会 | 3,461 | 874 | 2,587 | |
| 検討結果公表 | 1,749 | 212 | 1,537 | |
| 合計 | 5,210 | 1,086 | 4,124 | |

(単位：千円)

(2) 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【不適正事項】 予備的事业の予算流用について

平成19年度は「専門家等委員による検討会」も「検討結果公表」も全く行っていない。事業が全く実施されていないのに、なぜ実績額が発生しているのかといえば、他の事業費を本事業費に振り向けているからである。このような会計上の操作をする理由は、予算超過となった事業が問題化しないように、予算額がいかにも使われたかのように見せかけるために、予算が使用されなかった本事業に充当しているためである。

しかし、このようなやり方は好ましいものではなく、本来の予算管理の趣旨が没却されてしまうことになる。今後は問題を棚上げすることなく、実際に要した金額で実績を表示するように改める必要がある。それが次年度における正しい予算管理に繋がると考える。

3. 青森県原子力安全対策委員会の開催

(1) 概要

①目的

原子燃料サイクル施設及び原子力発電所の安全性に関する県民の不安や疑問に応えるために、原子力に関する安全性等について社会的な観点からの意見交換、質疑等を行うため青森県原子力安全対策委員会を開催している。また、委員会において原子力関連施設の現状に係る認識を県民に深めて頂くため、原子力施設の現地視察を実施している。

②事業内容

安全対策委員会は当初、委員会を年2回開催し、施設視察を1回実施する予定であった。

③事業実績

平成19年度の原子力安全対策委員会の予算額と実績額は以下のとおりである。

| 事業費 | 予算額 | 実績額 | 差額 | |
|---|-------|-----|-----|---|
| | | | 増減 | 率 |
| 安全対策委員会は1回しか行われなかったため、実績金額は予算額の約半分になっている。 | 1,276 | 630 | 646 | |

(単位：千円)

(2) 監査の結果及び意見

特に問題となる点は見られなかった。

4. 地域振興対策事業

(1) 概要

①目的及び事業内容等

原子力施設立地に係る地域振興について、事業者や関係機関との協議を行うことを目的とする。また、原子燃料サイクル施設建設工事等の工事関係車両増加に伴う交通問題に対処するため、平成6年度に「むつ小川原総合交通対策連絡協議会」を設立して、引き続き連絡協議会を開催し交通問題に関する検討を行うことを目的としている。

②事業予算・実績等

平成17年度から平成19年までの予算及び決算額の推移は下表のとおりである。

| 年度 | 平成17年度 | | 平成18年度 | | 平成19年度 | |
|------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|
| | 予算 | 決算 | 予算 | 決算 | 予算 | 決算 |
| 旅費 | 1,730 | 1,301 | 1,712 | 1,300 | 1,127 | 1,127 |
| 需用費 | 175 | 27 | 129 | 37 | 102 | 12 |
| 役員費 | 27 | 27 | 27 | 27 | 54 | 54 |
| 使用料等 | 220 | 35 | 220 | 32 | 192 | 192 |
| 合計 | 2,152 | 1,390 | 2,088 | 1,396 | 1,475 | 1,385 |

(単位：千円)

なお、平成17年度及び平成18年度は、商工労働部むつ小川原振興課の2つの事業であったため、合算額を記載した。

(2) 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【不適正事項】 事業費の実在性について

事業内容は①関係機関との協議と②交通問題に対する検討、に分けられるが、②の交通問題に関する検討会議は年に1回の実施であり、実際の経費は会場費等の数万円ほどである。また①の関係機関との協議に至っては、どのような協議であったのかを示す資料はなく、事業の実在性に関する心証を得られなかった。総論に記載した内容と同様である。

【意見】 旅費等の配賦について

【不適正事項】 とも関連するが、どの部局にも各々の事業に直接結び付けることができない間接業務の旅費は存在するはずである。問題はその予算の設定および決算額の集計にあると思われる。

現状では、予算金額は各事業単位で、例えば東京への往復が3回、仙台への往復が5回というように直接費として積算しておきながら、決算時にはその実績内訳が存在しないという状態にある。結局、国庫事業については、説明がつくような形で実績を積み上げなければ交付金を受けられないが、県単独事業の予算の場合には、部局全体の決算額が予算額を超えていなければならないため、各事業への流用や配賦は自由に行うことができる。これは、事業がなければ予算が獲得できないという現状にも問題があるが、そもそも、細事業別の厳密な予算管理を行う姿勢が部局には存在しないことに起因すると感じられる。

5. 原子力メンテナンス参画サポート事業

(1) 概要

①目的

原子力施設のメンテナンス業務については、県外のメーカー系関連企業が進出しており、県内企業が受注する状況にないのが現状である。原子力発電所の新規立地が予定されていることから、今後メンテナンス業務の増大が見込まれている今日、メンテナンス業務を県内企業が担うことが出来れば、新分野進出や雇用促進が期待できる。そのことから、原子力施設に関するメンテナンス業務等への県内企業の参画を支援するため、「原子力技術コーディネーター」3名を配置し、メンテナンス業務等の情報提供、県内企業の掘り起こし、県内企業と発注側との橋渡し等のサポートを行うことを目的とする。

②事業内容等

平成15年10月に組織された「青森県原発サイクルメンテナンス受注促進協議会」²²の下部組織として情報連絡会議を開催すること、及びメンテナンス業務に精通している原子力技術コーディネーターが円滑かつ効果的に活動して補佐することを事業内容とする。具体的には、県内企業、発注者側に当事業と原子力技術コーディネーターを認識してもらうこと、企業訪問や情報収集、参入のための課題整理を行うものである。本事業については、青森県中小企業団体中央会への委託により実施するものであり、関係者の内諾を得た上での随意契約となっている。本事業は、平成19、20年度の2カ年に亘る重点事業である。

③事業予算・実績等

| | | |
|-------|--------|---------|
| 当初予算額 | 平成19年度 | 7,600千円 |
| 補正予算額 | | 5,483千円 |
| 決算額 | | 4,658千円 |

当初予算と決算額との差額要因については、コーディネーターの稼働日数を当初は180日(報償費5,481千円、日額29千円)と見込んでいたが、稼働実績が104日(3,166千円)と低調だったためである。この理由は、当該事業はどちらかといえば「受け」の事業であり、県内企業から応募があれば、コーディネーターが訪問するという形をとっていること、コーディネーターは主たる職業をもっているため、時間が取りにくかったことにより、初年度は計画より少なかったものである。

今後の課題としては、既に日本原燃が参注している県外業者があり、その系列に新規参入することは困難が伴うこと、原子力施設特有の放射線管理、品質管理体制に対する理解が必要であり、その人材育成が求められること、コスト的に厳しいことなどがあげられている。

④施策評価の概要等

本県の原子力施設におけるメンテナンス業務は、東通原子力発電所の営業開始及び原子燃料サイクル施設の本格操業を間近に控え、増大が見込まれている。このメンテナンスの

業務内容は多岐にわたったり、発注者側及び対象となる県内業界も広範囲になることが想定される。県としては、平成19年度及び平成20年度の2カ年事業として原子力施設の業務に関する情報収集や県内企業の支援に関するノウハウを蓄積していくことにより、効果的な受発注支援体制が構築できるように支援していく予定である。

(2) 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【指摘】契約形態について

青森県中小企業団体中央会との委託契約書を閲覧したところ、当初の契約書上の委託金額は7,482千円であった。請負であれば通常、委託金額は変更されることは無いが、当初の委託業務仕様書の内容を遵守して委託業務を行えば支払われたであろう委託料が、事業精査を行った結果、コーディネーターの活動回数減少によって、委託料が過大であると議論が課内で起こった。そこで県は、3月26日に委託料を4,548千円に減額し、変更契約を締結している。通常、このような日額をベースにした委託契約であれば、契約書作成に当たって、契約金額を日数単位にする方法とするか、委託業務に要した実支出額が契約金額に満たない場合には、実際の支出額をもって委託料とする内容とするべきであったが、そのような形態となっていなかったことから、委託先の了解を得て緊急的に契約書の見直しが行われたのである。そもそも、変更後の契約金額は、委託先が作成した経費見込み表をベースに変更されており、予算の積算やコーディネーターの活動状況の見込み違いについて、甘さが認められるだけでなく、契約書の締結に当たっては、条項の内容を実態に照らして慎重に見極めるべきである。

【意見】予算積算と事業費確定について

委託料の当初予算の積算内訳は下表のとおりである。

| 内容 | 単価 (円) | 数量 | 金額 (千円) |
|----------------|--------|-----------|---------|
| 情報連絡会議会場借上 | 20,000 | 5回 | 100 |
| 情報連絡会議茶菓 | 500 | 10人×5回 | 25 |
| コーディネーター報償費 | 29,000 | 3人×6日×10月 | 5,220 |
| 活動旅費 (県内) | 3,991 | 3人×3回×10月 | 359 |
| 中央会電話代 | 3,000 | 10月 | 30 |
| 携帯電話料 | 8,000 | 3人×10月 | 240 |
| レンタルトランスポーター賃金 | 5,300 | 10日×5回 | 265 |
| 中央会職員旅費(県内) | 3,991 | 1人×6回×10月 | 239 |
| 委託料事業費 | | | 6,478 |
| 委託先一般管理費 | | | 647 |
| 消費税 | | | 356 |
| 委託料計 | | | 7,482 |

これに対して、変更契約締結時の経費見込み表及び請求書の内訳は、下表のとおりである。

²² 構成団体は青森県事業協同組合など14団体、事務局を青森県中小企業団体中央会に置く。

| 内容 | 単価(円) | 数量 | 金額(千円、消費税込み) |
|-------------|--------|----|--------------|
| 情報連絡会議会場借上 | 20,000 | | 138 |
| 情報連絡会議茶菓 | 500 | | 21 |
| コーディネーター報酬費 | 29,000 | | 3,166 |
| 活動旅費(県内) | 3,991 | | 362 |
| 中央会電話代 | 3,000 | | 0 |
| 携帯電話料 | 8,000 | | 111 |
| アルバイト賃金 | 5,300 | | 0 |
| 中央会職員旅費(県内) | 3,991 | | 198 |
| その他 | | | 135 |
| 委託料事業費 | | | 4,134 |
| 委託先一般管理費 | | | 413 |
| 委託料計 | | | 4,548 |

このように、実際の支出額に10%²³⁾の一般管理費を乗せて請求がなされているのは、当初の委託料積算のための資料を委託先に見せているためである。これは委託料積算のための内部文書であり、アルバイト賃金のような消費税のかからない支出にまで消費税を見込んでいたのは、そのためである。おそらく、この契約が随意契約であり、しかも契約形態が適切でなかったために、事業者側の支出実績をベースに委託費そのものが置き換えられた特殊要因があったものと推測されるが、一般管理費分は受託者に保証された利益相当分と考えられ、一般的に、委託先に予算上の一般管理費率を提示し、それぞれの請求行為が行われるのは、極めて例外的なものである。

また、コーディネーターの訪問履歴書を監査したところ、企業や事業者に混じって、原子力関連の任意団体への訪問に対しても事業費として認められていた。この団体は、原子力施設を重要な地域資源と捉えて地域振興・産業振興の方策やあり方を研究して本県経済の活性化に寄与することを目的とした任意団体である。関連団体ではあるが、訪問内容の欄にはコーディネーター事業の周知や取組の紹介といった一般的な内容であり、回数も5回と多い方である。本事業に関連する内容も含まれることから果も容認しているとの説明を受けたが、事業者とメンテナンスマスターをコーディネーターとするための用務であることについて、例えば業者の紹介といった具体的な内容が欲しいと感じたところである。

もっとも、本事業そのものの有用性は、県内中小企業者対策や地域振興の観点から、大変重要なものと理解される。よって、活動実績が低調に終わった原因を分析して、今後の事業展開に役立てる必要があるし、そのためにも、委託先と発注者側との適度な緊張関係は必要だと考える。

²³ 第7章のITER教育機関の調査委託では、15%の間接費率を認め委託先に支払っている。

第2節 原子力安全対策課

1. 原子力発電所等モニタリング計画策定事業

(1) 概要

①目的

平成26年11月に運転開始を予定している大間原子力発電所に係るモニタリング計画等を作成する。モニタリングとは、原子力施設の運転に伴う環境その他に関する影響を監視するものであり、具体的には法令²⁴⁾に定める放射線の年間線量限度(1ミリシーベルト)を超えていないかどうかについて、陸上・海上の特定地点を選定し、採取する環境試料により調査する。また、平成17年より平成20年度まで、年3回のモニタリング計画検討会を行い、モニタリング地点等の選定に係る研究調査を委託すること等により、計画立案を行う。平成20年度中に計画立案を完了し、平成21年度より事前モニタリングの実施、平成22年度より平常時モニタリングの運用開始となる予定である。

なお、調査は青森県原子力センターと事業者が分担して実施する予定である。

②事業内容等

<モニタリング検討会の開催>

以下の日程にて検討会を実施した(報酬費438千円)。

| | | |
|-----|------------|-----------------|
| 第1回 | 平成19年11月2日 | 参加者43名(うち専門家6名) |
| 第2回 | 平成20年1月10日 | 参加者38名(うち専門家5名) |
| 第3回 | 平成20年3月25日 | 参加者33名(うち専門家3名) |

なお、検討会のメンバーは次のとおり、関連団体に属する専門家である。

- ・財団法人環境科学技術研究所 2名
- ・独立行政法人日本原子力研究開発機構 2名
- ・財団法人日本分析センター 1名
- ・独立行政法人水産総合研究センター 1名

<調査研究委託の実施>

平成19年度は財団法人日本分析センターへ海洋試料採取地点選定調査委託を12,475千円で行った。これは、大間原子力発電所稼働の際に定時観測する地点を選択するための調査を委託したものであり、平成18年度の陸上地点の選択に引き続き、平成19年度は海上地点の選択のための調査を委託したものである。

③事業予算・実績等

| 事業費 | (単位：千円) | | |
|-----|---------|--------|--------|
| | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 |
| | 905 | 14,288 | 13,905 |

(注) 大半が調査研究のための委託料である。

(2) 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

²⁴ 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示第三条第一項第一号、核燃料物質の加工の事業に関する規則等の規定に基づき、線量限度等を定める告示第三条第一項第一号

【不適正事項】旅費の計上について

旅費のうち費用弁償について、決算統計節別集計表上は848千円となっているが、モニタリング計画検討会参加者に支払った旅費は以下のとおり460千円と388千円乖離がある。

| | |
|-----|-----------|
| 検討会 | 旅費支払額(千円) |
| 第1回 | 137 |
| 第2回 | 228 |
| 第3回 | 94 |
| 計 | 460 |

その理由は、他の事業で支出した金額について、決算統計節別集計表を作成する際に当該事業に含めて計上したため、との説明であった。総論に記載した内容と同様である。

【意見①】委託料の積算について

財団法人日本分析センターに対する委託料については以下により随意契約とし、予定価格の積算すらも実施していない。

＜随意契約の理由＞
地方自治法第234条第二項及び同施行令第167条の二第二号に基づき、その性質または目的が競争入札に適しないため。
＜予定価格の積算を行わない理由＞
県財務規則第150条通用及び県財務質疑応答集4.03.23に基づくものであり、学術研究グループに対して各種の調査、研究及び分析等の業務を委託する場合には該当するためである。

この点、以前の東通村原子力発電所開業の際に実施した同様の調査分析について確認した結果、委託料は以下のとおりであった。

＜東通村原子力発電所に係る委託料＞

| | | |
|--------|--------------|---------|
| 年度 | 委託先 | 委託料(千円) |
| 平成10年度 | 財団法人日本分析センター | 13,542 |
| 平成11年度 | 財団法人日本分析センター | 15,154 |
| 平成12年度 | 財団法人日本分析センター | 16,758 |

＜大間原子力発電所に係る委託料＞

| | | |
|--------|--------------|---------|
| 年度 | 委託先 | 委託料(千円) |
| 平成18年度 | 財団法人日本分析センター | 13,077 |
| 平成19年度 | 財団法人日本分析センター | 12,475 |

このように、東通村原子力発電所の際の委託料よりは減少傾向にある。

この委託料については上記の財務規則等を根拠として予定価格の積算を実施していないが、県は、契約額の内容を把握するために財団法人日本分析センターより委託料の積算表を徴収している。これによると、以下のような構成になっている。

| | |
|----------------|--------------------|
| ア) モニタリング計画立案 | 日数積み上げによる人件費 |
| イ) 放射能分析、測定 | 先方の料金による積み上げ |
| ウ) 試料採取に関する打合せ | 日数積み上げによる人件費＋旅費等 |
| エ) 試料採取費 | 日数積み上げによる人件費＋旅費等 |
| オ) 試料購入費 | 先方提示の料金 |
| カ) 報告書作成費 | 一部当たりの単価×部数 |
| キ) 検討会出席 | 日数積み上げによる人件費＋旅費等 |
| ク) 一般管理費 | イ) 分析、測定料金を除く金額の2割 |

ク)欄にあるようにイ)以外を対象に一般管理費として2割相当の利益を計算している。契約としては、一般的な契約であると思われるが、予定価格の積算等を実施しない特殊な

契約であることから、たとえば日数積み上げの人件費については、実際に要した日数を先方に照会し、大幅な乖離(予定よりも大幅に下回るような)が生じていないことを確認することや、次回の契約の際に当該日数を参考に金額交渉するなどの対応により一層適正な金額になるように努めることも考えられるのではないかと思われる。

【意見②】報償金の支払と委託料について

原子力発電所等環境放射線モニタリング計画検討会に財団法人日本分析センターより2名が参加している。うち1名(K氏、分析部調査役)は専門家として参加し、そのほか、もう1名(H氏、分析部調査役)が事務局として参加している。前者については報償費及び旅費を支払っており、後者については委託料にて賄っている。

同センターより2名参加している理由として、1名については平成17年度より専門家の立場で委員会に参画しており、同一者が継続するほうが望ましく、もう1名については検討委員会の資料作成などの都合上、委託先からの参画が事務局の補佐役として必要であったため、とのことであった。

しかし、これら2名は同一法人・同一部門・同一役職であることや、見積内訳上は3回の検討会出席として6日相当(45時間)(注)の料金が積算されていることから、両者とも委託契約の範囲内で対応が可能なのではないかと思われる。

(注) モニタリング会議の開催状況は次のとおりであり、積算上の日数と実績は大きく乖離している。また、モニタリング計画の打合せ等の日数は、【意見①】のア)計画立案に含まれていると思われる。

| | | |
|-----|-------|-------------|
| 回数 | 開催日 | 開催時間 |
| 第1回 | 11月2日 | 10:00～11:18 |
| 第2回 | 1月10日 | 14:00～15:26 |
| 第3回 | 3月25日 | 14:00～14:55 |

2. 原子力防災計画修正等事業

(1) 概要

①目的

県民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護するため、「青森県地域防災計画(原子力編)」について、防災会議原子力部会等を開催し、運用を含め検討を行い、原子力防災体制の充実強化を図ることを目的としている。

②事業内容等

事業内容は、防災会議原子力部会を開催して計画の修正を検討し、防災計画について関係市町村と打ち合わせを行っている。その防災会議原子力部会委員の旅費と関係市町村との打ち合わせ旅費が主な支出内容である。

③事業予算・実績等

| | | | | |
|-----|--------|--------|--------|------------|
| | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度(予算) |
| 事業費 | 0 | 0 | 0 | 1,720 |

(単位：千円)

近年は、計画を修正すべき事項が生じていないことから、会議や打ち合わせを開催していないため、事業実績はない。平成20年度予算は、平成19年度の予算と全く同額であるが、不測の事態に備えるため、予算は確保していることであつた。

(2) 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【不適正事項】決算統計節別集計表の不実記載について

平成17年度から平成19年度においては、事業として支出実績が全くないので、決算額は、0円となるはずである。しかし、決算統計節別集計表上では、平成17年度365千円、平成18年度537千円、平成19年度374千円という金額が不正に記載されている。担当者からは、他の事業で使用した金額をここに記載してしまつてゐることであつた。また、監査の際に提出を受けた事業概要の説明資料上も、この374千円の誤つた決算額とともに、「県原子力防災計画の修正等について検討を実施した。」との記載もあつた。

決算や実績の報告が正確に行われていないのは、非常に問題である。特に、本事業のように不測の事態に備えて予算を計上している場合においては、支出が全くない場合には、0円という正しい記載がなされないと、その余つた予算を他の事業に流用するなど、決算や予算獲得の調整弁に利用されるおそれがあるので、現状のような事務手続きは、今後改める必要がある。

【意見①】計画修正の要否の検討について

「青森県地域防災計画(原子力編)」は、最終の修正が平成15年12月18日にあつた以降の修正はない。そもそも、計画の修正は、例えば、他都道府県で災害が発生したのを受けて国の新たな指針が示されたり、県内で新たな原子力施設が稼働した時点でないといふ、見直すべきわけではないと言ふ。同じく担当者からは、関係市町村との打ち合わせは、かまひなく行つてはゐないものの、防災訓練や他の会合などの場で、適宜、情報交換や話し合いを行い、計画の修正の要否については、その際に検討していることであつた。その結果、平成19年度においては、その計画修正の必要性がなかつたということである。原子力部会の委員を集めて会議を行なかつたのが実情である。結局、現状では、計画変更の要否についての判断がどのようになされたのかについて、確認できる資料は全くない。

災害対策基本法第40条によると「毎年度道府県地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。」となつてゐるので、明らかに計画修正の必要がないのであれば、いちいち委員を集めて会議を開催し、関係市町村に出向いて打ち合わせを行う必要はないと思ふが、事務手続きとしては、毎年、計画修正の必要性について、防災会議の各委員や関係市町村の担当者から文書やメールにより意見を伺つて、修正の必要があるか否かの検討を行い、その検討プロセスは記録に残しておくべきである。

3. 原子力施設安全確保体制強化費

(1) 事業概要

国内初の商業用再処理施設である六ヶ所再処理工場は、平成18年3月31日より最終試験であるプクテイブ試験を開始したが、試験開始後、トラブルや軽度な機器故障、作業員の内部被曝等が発生している。県としては県民の安全・安心を守る立場から事業者及び国の責任ある対応を引き続き厳しく求めていくこととしているが、その際に、県としても、より専門的知見を持つて具体的な安全対策を求めるとの対応が必要とされている。そのため、平成18年度より「原子力施設に関する技術顧問」を設置し、高度な専門的知見を得ることと、本県の安全確保レベルの向上を図るものである。

(2) 事業内容

技術顧問を専門家5名に委嘱し、プクテイブ試験中に生じた技術的問題等を事業者から説明を受け、その内容を技術顧問に報告する。また、必要に応じて現地調査を行い、事業者の対応等について見解をまとめ、知事に報告する。

(3) 事業実績

(単位：千円)

| 節 | 19年度予算 | 19年度実績 |
|----------|--------|--------|
| 報償費 | 548 | 0 |
| 旅費 | 974 | 360 |
| 使用料及び賃借料 | 75 | 26 |
| 合計 | 1,597 | 386 |

報償費は、知事に報告書を手渡した日の分のみ、大学教授クランの日額36,500円を支給することになつてゐる。19年度は報告書を作成したが、県職員が技術顧問の意見を総括して作成した文書を知事に提出する形にしたため、支給実績がなかつた。

(4) 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。また、第6章第2節第8.

1. において、技術顧問の旅費について【意見】を報告している。

【意見】楽天ポイントの付与について

本事業実施に当たり、技術顧問が本県を訪れる場合の宿泊については、日程調整と合わせて県職員が宿泊ホテルの予約を行つてゐる事例が見受けられた。遠方に居住する方では本県に不案内なことも推測されることから、事業を行うに当たり必要な事務等については確かである。但し、その予約を職員個人の加入する楽天トラベルで行つてゐることから、自動的に楽天ポイントが職員個人に付されてゐることがわかつた。この楽天ポイントはポイントをとためて、物品と交換したり、マイレージへの移行など、現金同様の取り扱いが可能なものである。

現在のところ、このような事案に対する県庁内での対応は全く取られていないとの回答を得た。金額的観点や事務手続きの煩雑性などの程度問題もあると思われ、昨今の国家公務員に対するマイレージ加算の自粛要請、帰宅タクシーのお土産事案などを勘案すると、

公務を行う上で獲得される現金等価物品の授受については、今後慎重な対応が必要だと考
える。

第3節 企画政策部原子力施設安全検証室

第1. 組織の概要

三村知事は、原子力に対する県民の不安感、不信感を踏まえ、国や事業者に対してこれ
まで以上に安全対策を求め、一方で、県としても県民の安全と安心に一層の重点をおいた
対応をすべきと考えて、本県に立地する原子力施設について総合的な観点から安全性を検
証する知事直轄の組織として、平成 15 年 9 月に原子力施設安全検証チームを発足させた。

第2. 分掌事務

原子力施設の安全性の検証に関すること。具体的には、三村知事の強い決意で設置した
青森県原子力政策懇話会の運営が主たる事業である。

第3. 組織

職員数 5 名

第4. 監査対象事業

1. 原子力施設安全検証事業費

(1) 概要

①目的及び事業概要等
原子力の安全性の検証を行うもの。原子力施設にかかわる事業者の報告など、様々な事
案について、第三者的な立場で、また必要に応じ現場調査を実施するなど総合的な検証を
行い、その結果を知事に報告している。本事業は単独事業であり、平成 19 年度の報告実
績は、「日本原燃燃機再処理工場における燃料取扱装置及び第一チヤンネルボックス切斷装
置に関する耐震計算の誤入力についての報告書及び同報告書に対する国の確認結果につい
て」等 3 件であった。

②事業予算・実績等

過去 3 年間の実績及び平成 20 年度予算は以下のとおりである。

| (単位：千円) | | | |
|----------|----------|----------|------------|
| 平成 17 年度 | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度予算 |
| 2,522 | 1,691 | 2,794 | 1,919 |

平成 19 年度実績の主な内容は、東京など県外出張に係る旅費 2,728 千円支出が大半を占める。

(2) 監査の結果及び意見

特に問題となる事項は見られなかった。

2. 青森県原子力政策懇話会運営事業

(1) 概要

①目的

国の原子力政策、本県に立地する原子力施設の安全性、地域振興など本県の原子力を巡
る様々な課題について、意見交換を行い、その内容を知事に助言する際の参考にするため、
平成 15 年 9 月に設置された、専門家や有識者による外部機関である「青森県原子力政策懇
話会」を開催するとともに、懇話会での議論を深めるため原子力施設の現地調査を実施す
るものである。

②事業内容等

原子力施設にかかわる事業者の報告などの様々な事案について、第三者的な立場で、ま
た必要に応じ現場調査を実施するなど総合的な検証を行い、その結果を知事に報告してい
る。

③事業予算・実績等

過去 3 年間の実績及び平成 20 年度予算は以下のとおりである。

| (単位：千円) | | | | |
|----------|----------|----------|------------|--|
| 平成 17 年度 | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度予算 | |
| 3,956 | 2,690 | 2,443 | 3,651 | |

懇話会の委員は 20 名であり、平成 19 年度は 1 度開催された。当初 2 度開催予定であつ
たが、アンケート試験の進捗状況の遅れにより、懇話会開催の状況に至らなかったため
である。結果的に予算の執行率も 70.6%と低いものとなった。懇話会については開催基準が
明確ではなく、あくまで知事が判断を必要とする場合に、政治的な判断で開催するかのう
かを検討している。平成 15 年度からの開催実績の推移は以下のとおりである。なお、議事
録は県のホームページで公開されている。

| 開催回数 | 平成 15 年度 | 平成 16 年度 | 平成 17 年度 | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 |
|------|----------|----------|----------|----------|----------|
| | 2 回 | 7 回 | 5 回 | 3 回 | 1 回 |

(2) 監査の結果及び意見

特に問題となる事項は見られなかった。

第9章 財団法人むつ小川原地域・産業振興財団の監査

第1節 組織の概要

1. 設立年月日 平成元年3月20日
2. 所在地 青森市長島2丁目10番4号
3. 代表者 山崎奉戴
4. 基本財産 1,000万円 (青森県出捐金)
5. 運用財産 100億円
6. 目的

原子燃料サイクル施設の立地を契機とした地域づくり・産業づくりに係る調査研究及びプロジェクトの実施並びに産業活動の強化・安定のために必要な支援等を行うことにより、むつ小川原開発地域等における地域振興及び産業振興を図り、もって県民全体の生活の安定と向上に寄与することを目的とする。

7. 組織 (平成20年4月1日現在)

①役員

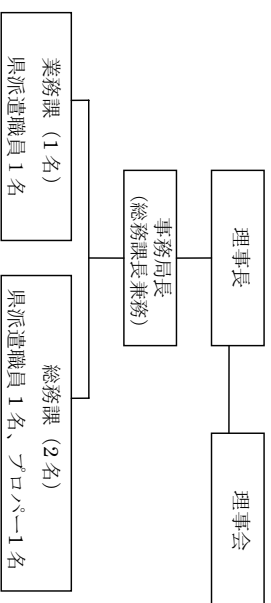
| | | |
|------|-----|---|
| 理事長 | 1名 | 民間出身者、公募により県知事が任命 |
| 副理事長 | 2名 | 三沢市長、六ヶ所村長 |
| 理事 | 14名 | 各種団体会長等10名、青森県企画政策部長、同商工労働部長、同農林水産部長、同エネルギー総合対策局長 |
| 監事 | 3名 | 十和田市長、むつ市長、税理士1名 |

寄附行為第17条の定めにより、役員の任期は2年である。

②職員

常勤3名 (うち県職員派遣2名)、非常勤1名

③組織図



8. 設立の背景

昭和60年4月、県・六ヶ所村・事業者2社(後に合併して、現在の日本原燃㈱となった。)・電気事業連合会(以下、「電事連」という。)の5者間で原子燃料サイクル施設の立地協力に関する協定が締結されたが、その際に事業者及び電事連は「県及び六ヶ所村がサイクル施設の立地を契機に推進する地域振興策に協力する」旨を約束した。

その後、県、六ヶ所村及びむつ小川原地域総合開発促進協議会(開発地域16市町村)の3者はそれぞれ地域振興策の検討を開始した。昭和63年、六ヶ所村は「六ヶ所村まちづくり協議会」を10億円、促進協議会は「むつ小川原産業活性化センター」を17億円で基金を造成することで関係者間の合意が成立した。

これらの動きと並行して、県は事業者、電事連との間で、風評対策にも応用できる16市町村を中心とした全県的な地域振興対策について協議してきた結果、昭和63年9月に知事と電事連会長との間で100億円基金を創設することが決定し、この100億円の中に六ヶ所村の10億円とむつ小川原地域の17億円を取り込むこととなった。当財団が100億円財団と呼ばれるのは、このような経緯によるものである。

その後、平成元年3月に「青森県むつ小川原地域の地域振興及び産業振興に関する協定」を締結し、本財団が設立されたものである。

9. 協定書の具体的内容 (要旨)

第1条 県は、地域振興及び産業振興に資するための事業を行う本財団を創設する。

第2条 財団の財産は、県が1千万円を出捐、電事連が寄付する50億円、その50億円を担保にして財団が借入する50億円で構成する。この借入金50億円の利息相当額は事業者負担とする。

第3条 財産の運用益の対象範囲は、原則としてむつ小川原開発地域内の市町村とするが、必要と認めるときは、範囲を広げることができる。

第4条 万一、風評被害が生じ、認定されて補償額が決定された場合には、補償額を基金から立替払いすることができる。

10. 設立後の寄付金累計額

設立以来、むつ財団が受け取った寄付金の総額は、181億円にも上っている。

| 寄付者名 | 区分 | 寄付金 |
|-------|-----------------------|------------|
| 電事連 | 設立時寄付 (財団運営資金) | 5,000,000 |
| 電事連 | 平成6年～10年 (特別対策事業) | 2,500,000 |
| 電事連 | 平成11年～15年 (特別対策事業) | 3,000,000 |
| 電事連 | 平成16年～20年 (特別対策事業) | 3,250,000 |
| 電事連 | 事業経費 (平成8年・9年各1億3千万円) | 260,000 |
| 日本原燃㈱ | 事務費相当 (平成6年～年2千万円) | 280,000 |
| 日本原燃㈱ | 設立以来の借入金利息相当 | 3,833,217 |
| 総合計 | | 18,123,217 |

第2節 事業の概要

1. 事業内容

- 寄附行為において、むつ財団の実施する事業は以下のとおり規定されている。
- (1) むつ小川原開発地域等の市町村、産業団体等が行う地域の活性化及び産業の育成・近代化に係る事業に関する調査研究及びプロジェクトの実施のために必要な資金の助成
 - (2) むつ小川原開発地域等の地域づくり・産業づくりのための情報の収集及び提供
 - (3) むつ小川原開発地域等の地域づくり・産業づくりのための講演会、研修会等の開催
 - (4) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

【意見】原子燃料サイクル事業推進特別対策事業の寄附行為への記載について

上記の事業内容は、本法人の寄附行為より転載し要約したものである。現在の本法人において主要な事業として実施されている原子燃料サイクル事業推進特別対策事業は、平成16年5月21日に制定された助成金交付要綱上、上記の寄附行為第4条第4号、すなわち、上記(4)その他の事業に該当するものとして事業が遂行されている。当該助成事業は、むつ小川原地域のみならず県下全域の市町村を対象としており、金額的にも最も多い(5年間で32億5千万円)事業である。そのような事業が「その他事業」とされ、具体的に寄附行為に明記されていないことについては、中途から開始された事業であるためであり、しかも5年間の期限付き事業であるためと推測されるが、しかしながら、公益を目的とする民法公益法人であれば、寄附行為を変更して事業内容を追加する必要があったと考える。財団法人の場合には、民法に寄附行為の変更に関する定めがないため、寄附行為に変更方法を規定している場合に限って、変更が可能である。財団の寄附行為第29条には、理事会において、理事現在数の4分の3以上の同意を得、かつ、青森県知事の認可を得た場合には、変更できることが規定されており、寄附行為に記載する事業の追加は可能な状況にある。なお、新たな公益法人制度の下での一般財団法人の定款変更については、評議員会の特別決議により可能となっている(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第200条1項)。

2. むつ財団の事業活動と経緯

むつ財団の行った事業は、大きく以下の3つである。

- ① 地域・産業振興プロジェクト支援事業
- ② 原子燃料サイクル事業推進特別対策事業
- ③ 地域・産業振興情報収集提供事業

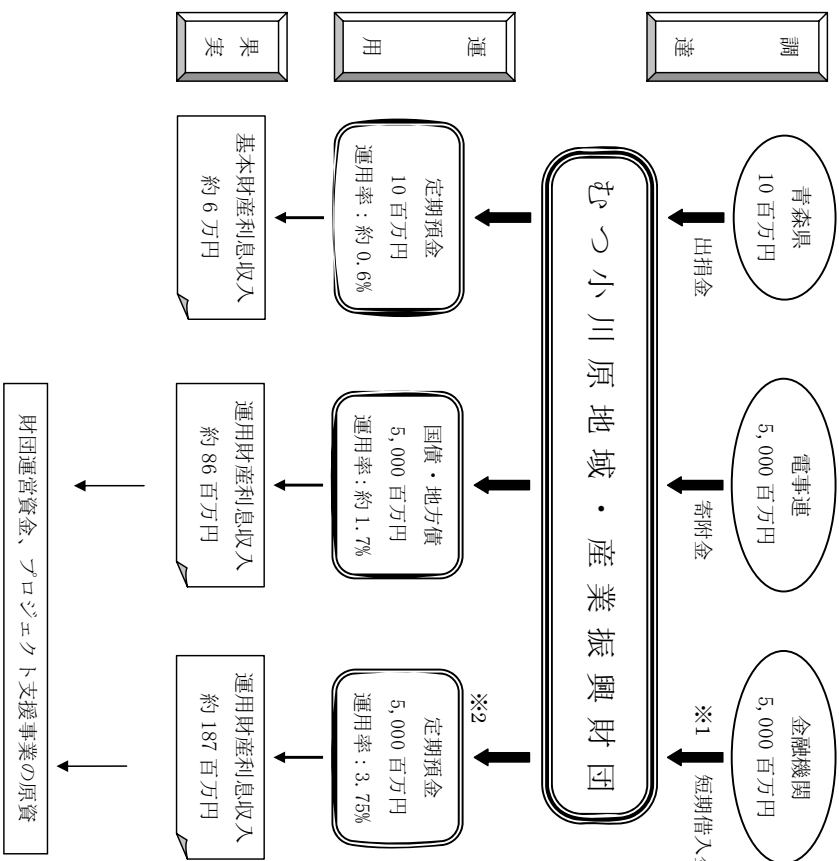
設立時の50億円は、①地域・産業振興プロジェクト支援事業と運営費の原資とされできた。その後、この設立当初のスキームではむつ小川原地域に限定した地域振興となることから、助成を受けられない地域(例えば津軽地方)においては、助成要望が高まりを見せできた。これを受けた形で県は電事連と、平成6年6月30日に「財団法人むつ小川原地域・産業振興財団への寄付に関する覚書」を締結し、海外の再処理工場から返還される高レベル放射性廃棄物の六ヶ所村への円滑な受入について協力することを条件に、平成6年度か

ら10年度までの5年間に各年度ごとに事業費として5億円、事務費として2千万円を寄付することが確認された。この覚書は5年ごとに更新がされ、平成11年度には事業費が6億円、平成16年度にも事業費が6億5千万円に増額されて、現在に至っている。この事業費寄付金は、電源三法交付金を受けられない県内市町村が実施する地域振興事業の原資とされ、2千万円は派遣された県職員の人件費などの財団運営費に充当されている。プロジェクト支援事業は県内の比較的小さな任意団体等に助成金を交付するものであることから、時にむつ財団は「むつ小川原ばらまき財団」などと呼ばれることがある。

3. 事業スキーム

むつ財団が実施する事業スキームを図示すると、以下のとおりとなる。

- (1) プロジェクト支援事業に係る事業概要スキーム

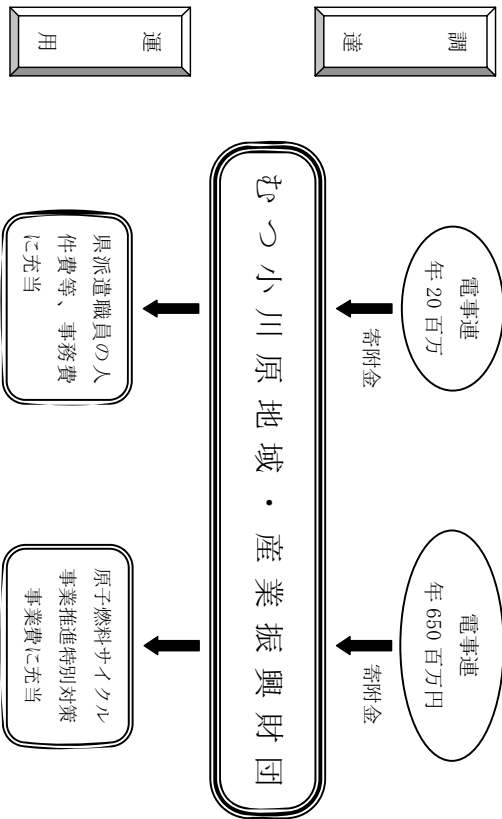


※1 平成21年1月22日、電事連は平成21年度からの5年間で32億5千万円の寄付に応じることを県に回答した。これで3度目の事業延長となる。

※1 年利率4%、期間1年間の短期借入金であり、毎期、借り換えを行っている。ただし、金利負担額（約200百万円）と同額を日本原燃から毎年寄付金として受け入れているため、実質の利息負担額はゼロである。

※2 短期借入金の担保となっている。定期預金は期間1年で年利3.75%である。

(2) 原子燃料サイクル事業推進特別対策事業に係る事業概要スキーム



【意見①】プロジェクト支援事業検討委員会の活動状況

プロジェクトの採択権限は、理事会決議を前提として理事長にある。財団は、プロジェクト採択の透明性の確保と外部への説明責任並びに事業のより円滑かつ効果的な展開を図るため、支援のあり方や事業採択などについて、総合的かつ専門的な見地から意見・助言を仰ぐことを目的に、平成17年10月に「むつ小川原地域・産業振興プロジェクト支援事業検討委員会」を立ち上げた。委員の構成は産業団体や有識者9名であり、その内訳は委員長に理事長、県職員3名と農協・漁協等外部の団体職員である。それに加え、資金提供者である電事連からアドバイザーとして参加を頂いている。

19年度実施事業に関する当該委員会の活動実績を監査したところ、出席状況は良好であった。しかし、開催時間の短さから判断すると、事務局作成案について積極的な議論が行われているというよりは、事務局案がそのまま承認されて理事会にまわっているのが実情であった。具体的な手続としては、各団体からの事業実施要望は一覧表として事務局が作成し、その一覧表に各委員と理事長のコメントを付して〇×判定される。この一覧表全てを配布されるのは理事長、県エネルギー総合対策局、財団法人青森地域社会研究所か

らの委員、電事連からのアドバイザーの4名のみであり、残りの5名の委員には各自の専門分野（農業、水産業など）に係る部分のみが配布されるのである。

採択結果から見ると、この一覧表にあるコメント内容や〇×評価結果がストリートに反映された結果ではないことが明らかであり、委員会を立ち上げた透明性確保と説明責任履行の目的に対して、必ずしも現状では十分な状況にはないことがわかった。折角立ち上げた委員会であり、助成希望者に対する公平・公正な採択根拠を示すことが出来るよう、委員の意見を会議の議事録に残すことや配布者数を増やすこと、経済・金融・産業・起業・雇用等の視点に立った全県的な地域振興のために有用な民間人の、より多くの登用について、今後は十分な検討が必要であると感じられた。

【意見②】理事会の開催と表決の状況について

理事会は例年、5月の決算承認（定例）、2月のプロジェクト支援事業計画等承認（臨時）、3月の事業計画・事業予算の承認（定例）の3回の開催となっている。

平成18～19年度の理事等の出席状況は下表のとおりである。

| 回数 | 本人出席 | 委任状出席 | 備考 |
|---------|------|-------|-------|
| 18年度第1回 | 8名 | 10名 | 監事を含む |
| 18年度第2回 | 10名 | 8名 | 監事を含む |
| 18年度第3回 | 8名 | 9名 | 監事を含む |
| 19年度第1回 | 7名 | 8名 | 監事を含む |
| 19年度第2回 | 8名 | 9名 | 監事を含む |
| 19年度第3回 | 6名 | 12名 | 監事を含む |

このように本人出席は驚くほど少ないが、寄附行為第25条により、理事会は理事現在数の3分の2以上の出席により開催できるとされ、同26条においては、あらかじめ通知された事項について書面表決又は他の理事を代理人として表決を委任できるとされていることから、法的には財団の理事会は全員出席により開催されている。しかし、継続して委任状出席による理事も存在するだけでなく、表決を県エネルギー総合対策局長に全権委任する理事が延べ56名中48名と多数になっている。このことは、会議開催時点で県エネルギー総合対策局長の意見が理事会の過半数を上回っていることを意味している。財団理事長の就任は寄附行為の規定により、県知事が任命権者であるが、県は公社の経営改革の一環及び理事長指名手続の公正及び透明性を確保するため、公募により、意欲を持った有能な人材を理事長に登用している。事業上の意思決定が理事長だけに権限が集中することはガバナンスの観点から問題であるが、民間事業者の資金を、県内の民間団体等の産業振興に係る活動に助成することを目的として設立された本財団の場合には、行政との密接な関係をベースにして、より民間の視点に立った事業活動と管理業務が行われた方が合理的だと考える。5年の期限付きの原子燃料サイクル事業推進特別対策事業については、市町村向けの公共事業的な事業であり、県知事の承認を得ることが制度上要求されている。このことから、理事会の議事については、行政と連携しながらも、民間人を行行政組織・行政人が盛り上げていく姿勢を見たいものである。理事長はお断りの立場ではなく、理事会においても責任ある立場で議論を統括し、他の理事の信頼を受けながら、行政のバックアップにより円滑な事業運営が行われることが期待される。

【意見③】業務マニュアルの作成等について

むつ財団の事業は「業務方法書」に基づき実施されるが、財団事務局職員の業務マニュアルが存在する訳ではない。特に、広汎な業務を一任される業務課長については、事業の有効かつ効率的な実施、不正・不法行為の未然防止の観点からは、日常業務の適正化、迅速性や検査業務の確実性、報告業務の網羅性や検証可能性の確保など、多くの手続き面でのコントロールが必要だと考える。前任者から引き継いだばかりの現担当者は、これらの点について頭を悩ませている状況にあるが、まずは業務課長の業務マニュアルの整備が緊急的に必要である。例えば、助成事業の現地確認に行くのか、行かないのか、行く場合の範囲はどこまでか、フォローアップ調査業務の内容や精度、理事会への報告内容と頻度、などの点は業務の効率性と有効性の観点からルール化が求められる。

業務をルール化して初めて内部統制が機能するのであって、現状では業務を実施してもしなくても、何ら責任を問われない体制にあるため、今後は職員が行うべき業務・事務手続きの詳細について、文書化を行う必要がある。

第3節 財務諸表項目の監査

1. むつ財団の決算状況

むつ財団の直近3事業年度の決算数値は以下のとおりである。会計基準については、新公益法人会計基準ではなく、旧公益法人会計基準を適用しているため、貸借対照表、収支計算書、正味財産計算書を作成し、財務報告を行っている。

①貸借対照表

| 勘定科目 | 平成18年3月期 | 平成19年3月期 | 平成20年3月期 |
|---------------|------------|------------|------------|
| I 資産の部 | | | |
| 1 流動資産 | | | |
| 預金 | 5,405,957 | 5,500,854 | 5,438,023 |
| 貯蔵品 | 16 | 8 | 11 |
| 未収金 | 186,980 | 204,662 | 190,582 |
| 前払金 | 6,632 | 9,215 | 6,554 |
| 2 固定資産 | 5,521,286 | 5,271,488 | 5,321,568 |
| 基本財産 | 10,000 | 10,000 | 10,000 |
| 定期預金 | 10,000 | 10,000 | 10,000 |
| その他の固定資産 | 6,511,286 | 5,261,488 | 5,311,568 |
| 定期預金 | 155,411 | 49,389 | 70,319 |
| 車両運搬具 | 155 | 0 | 0 |
| 什器備品 | 1,326 | 1,326 | 1,326 |
| その他 | 409 | 220 | 220 |
| 投資有価証券 | 5,204,674 | 5,007,773 | 4,994,860 |
| 退職給付引当預金 | 5,445 | 5,424 | 5,647 |
| 減価償却引当預金 | 5,353 | 2,404 | 2,404 |
| 特對事業積立預金 | 138,460 | 194,950 | 236,980 |
| 資産合計 | 11,120,824 | 10,986,228 | 10,956,729 |
| II 負債の部 | | | |
| 1 流動負債 | 5,218,158 | 5,315,592 | 5,202,872 |
| 未払金 | 211,840 | 308,991 | 196,534 |
| 前受金 | 6,027 | 6,027 | 6,027 |
| 預り金 | 290 | 513 | 310 |
| 短期借入金 | 5,000,000 | 5,000,000 | 5,000,000 |
| 2 固定負債 | 5,445 | 5,424 | 5,647 |
| 退職給付引当金 | 5,445 | 5,424 | 5,647 |
| 負債合計 | 5,223,604 | 5,320,956 | 5,208,520 |
| III 正味財産の部 | | | |
| 1 正味財産 | 5,897,220 | 5,665,271 | 5,748,209 |
| (うち基本金) | 10,000 | 10,000 | 10,000 |
| (うち当期正味財産増加額) | 49,973 | 231,948 | 82,937 |
| 負債及び正味財産合計 | 11,120,824 | 10,986,228 | 10,956,729 |

(単位：千円)

【財務数値の説明】

- 注1 主に、運用資産である定期預金及び国債の未収利息である。
- 注2 日本厚労省から利子補給(10月12日～4月11日)を受けると同時に銀行に借入金利息を支払っている。
- 注3 債券の買換えに伴い発生した資金を積み立てたもの。特定目的のために保有している預金である。
- 注4 特對事業については、財団は平成16年度から平成20年度の5年間で各市町村に対し65,000千円の交付を

行う。交付のスケジュールは各市町村提出の5年間の事業計画によるため、当初の事業計画に変更のあった場合は交付額の繰越が行われ、当該繰上金はこの繰越額の残高である。平成20年度末に精算され残高はゼロとなる。

(単位：千円)

| 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年3月期 | 合計 |
|--------|--------|--------|--------|----------|----|
| 67,000 | 71,460 | 56,490 | 42,030 | 236,980 | |

注5 毎年4月上旬に金融機関から借入期間1年分の短期融資を受けており、当該資金を再度借入先と同じ金融機関の定期預金とすることで資金運用を行っている。借入金額及び金利は、財団と日本原燃㈱との間で覚書が交わされており(財団法人むつ小川原地域・産業振興財団の借り入れ金の利息相当額の負担等に関する覚書)平成9年3月24日、金額は50億円、金利は4%と固定され、日本原燃㈱は当該利息相当額(50億円×4%=2億円)を恒久的に支援する内容になっている。この融資金は、借入期間と同時期の1年定期預金として運用する。なお、預金利息は3.75%であり、これが財団にとっての運用利息となる。つまり、0.25%相当が民間銀行への配分金(利益)であり、この定期預金は上記借入金の担保となっている。

注6 期末における退職金要支給額の100%を引当計上している。

②収支計算書

(単位：千円)

| 勘定科目 | 平成18年3月期 | 平成19年3月期 | 平成20年3月期 |
|--------------------|------------------|-------------------|-------------------|
| I 収入の部 | | | |
| 基本財産運用収入 | 6 | 14 | 67 |
| 運用財産運用収入 | 296,500 | 293,321 | 273,659 |
| 寄附収入 | 注1 | 870,000 | 870,548 |
| 雑収入 | 1,426 | 2,726 | 6,319 |
| 固定資産(投資有価証券)売却収入 | 113,940 | 6,520 | 20,930 |
| 借入金収入 | 注2 | 5,000,000 | 5,000,000 |
| 特定預金取崩収入 | 0 | 3,818 | 624 |
| 繰入金収入 | 0 | 112,450 | 0 |
| 当期収入合計 | (A) | 6,281,872 | 6,298,848 |
| 前期繰越収支差額 | 5,381,371 | 5,381,412 | 5,389,200 |
| 収入合計 | (B) | 11,663,243 | 11,670,261 |
| II 支出の部 | | | |
| 事業費 | 841,067 | 840,640 | 824,089 |
| 地域・産業振興プロジェクト支援事業 | 256,244 | 246,387 | 202,805 |
| 地域・産業振興情報収集提供事業 | 4,228 | 5,791 | 7,859 |
| 原子燃料サイクル事業推進特別対策事業 | 580,595 | 588,463 | 613,425 |
| 管理費 | 253,960 | 254,206 | 251,162 |
| 人件費 | 38,785 | 36,646 | 35,224 |
| 管理費 | 17,174 | 17,559 | 15,389 |
| 支払利息 | 注2 | 200,000 | 200,548 |
| 敷金・保証金支出 | 189 | 0 | 0 |
| 固定資産(投資有価証券)購入支出 | 0 | 112,450 | 0 |
| 借入金返済支出 | 注2 | 5,000,000 | 5,000,000 |
| 特定預金支出 | 72,674 | 57,387 | 42,877 |
| 繰入金支出(運用財産繰入金支出) | 113,940 | 6,428 | 20,930 |
| 当期収支合計 | (C) | 6,281,831 | 6,271,061 |
| 当期収支差額 | (A)-(C) | 41 | 17,787 |
| 次期繰越収支差額 | (B)-(C) | 5,381,412 | 5,389,200 |

【財務数値の説明】

注1 ①電事連から毎年650,000千円、②日本原燃㈱から上記注5に関連する利息相当額200,547千円(平成20年3月期数値)、③日本原燃㈱から②と別枠で毎年20,000千円の合計である。

注2 ①貸借対照表注5参照。

③正味財産増減計算書

(単位：千円)

| 勘定科目 | 平成18年3月期 | 平成19年3月期 | 平成20年3月期 |
|------------------|------------------|-------------------|------------------|
| I 増加の部 | | | |
| 1 資産増加額 | | | |
| 当期収支差額 | 41 | 17,787 | 33,088 |
| 貯蔵品増加額 | 0 | 0 | 3 |
| 定期預金増加額 | 113,940 | 6,428 | 20,930 |
| 敷金増加額 | 189 | 0 | 0 |
| 投資有価証券購入額 | 2,087,100 | 5,304,702 | 2,318,170 |
| 退職給付引当預金増加額 | 1,194 | 846 | 846 |
| 減価償却引当預金増加額 | 19 | 0 | 0 |
| 特定事業積立預金増加額 | 71,460 | 56,490 | 42,030 |
| 資産増加額合計 | 2,273,944 | 5,386,254 | 2,415,068 |
| 2 負債減少額 | | | |
| 短期借入金返済額 | 5,000,000 | 5,000,000 | 5,000,000 |
| 退職給付引当金取崩額 | 0 | 868 | 623 |
| 負債減少額合計 | 5,000,000 | 5,000,868 | 5,000,623 |
| 増加額合計 | 7,273,944 | 10,387,122 | 7,415,692 |
| II 減少の部 | | | |
| 1 資産減少額 | | | |
| 定期預金取崩額 | 0 | 112,450 | 0 |
| 投資有価証券売却額 | 2,194,948 | 5,480,317 | 2,299,197 |
| 退職給付引当預金取崩額 | 0 | 868 | 0 |
| 減価償却引当預金取崩額 | 0 | 2,949 | 0 |
| 投資有価証券評価差額 | 27,789 | 21,285 | 32,085 |
| その他 | 37 | 353 | 623 |
| 資産減少額合計 | 2,222,775 | 5,618,223 | 2,331,907 |
| 2 負債増加額 | | | |
| 短期借入金増加額 | 5,000,000 | 5,000,000 | 5,000,000 |
| 退職給付引当金繰入額 | 1,194 | 846 | 846 |
| 負債増加額合計 | 5,001,194 | 5,000,846 | 5,000,846 |
| 減少額合計 | 7,223,970 | 10,619,070 | 7,382,754 |
| 当期正味財産増加額 | 49,973 | 0 | 82,987 |
| 当期正味財産減少額 | 0 | 231,948 | 0 |
| 前期繰越正味財産額 | 5,847,246 | 5,997,220 | 5,665,271 |
| 期末正味財産合計額 | 5,897,220 | 5,665,271 | 5,748,209 |

2. 実施した手続

むつ財団に往査し、決算の概況について担当者に質問した。また、主な残高科目について、むつ財団の監事監査の際に提出した資料を入手し、その一部については銀行残高証明書等の外部証拠と突合した。預金証書等の一部については、現物実査を行った。

3. 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【指摘①】定期預金の流動固定分類について

「その他の固定資産」に計上している平成 20 年 3 月期の定期預金残高の内訳は下表のとおりである。

| 流動固定の区分 | 科目の内訳 | 銀行名 | 金額 |
|---------|-----------------|-------------|--------|
| 固定資産 | 基本財産：定期預金 | みちのく銀行六ヶ所支店 | 10,000 |
| 固定資産 | その他の固定資産：定期預金 | みちのく銀行青森支店 | 20,930 |
| 固定資産 | その他の固定資産：定期預金 | みちのく銀行青森支店 | 49,389 |
| | その他の固定資産：定期預金合計 | | 70,319 |

(単位：千円)

監査の結果、上記数値と該当する定期預金証書の残高に 2 千円の差異があった。これは、国債の買換によって生じた買換前との残高の差額 20,930 千円について、同額を定期預金とすべきところ、20,932 千円にて定期預金を預入れたため、帳簿上 20,930 千円をその他固定資産として計上し、残りの 2 千円を流動資産として計上したことによるものである。

財団側は当該定期預金を特定目的のために保有していると認識してその他固定資産として計上しているが、その場合には、適切な名称を付して特定目的預金として計上する必要がある。そうでない場合、形式的には単なる定期預金は会計上、ローンチャールールに従うこととなり、当該定期預金は満期が決算日より一年以内であるため、正しくは流動資産に計上しなければならないこととなる。

【指摘②】金融機関からの融資に関する理事会の承認決議について

当初スキームでは、借入行為と預入行為が一体となっており、むつ財団にとってみれば、将来キャッシュフローを固定化し運営の安定化を図ることができるので、この経済行為は法人経営上、経済合理性を有している。

しかしながら、当初の覚書によって借入金額 (50 億円) 及び金利 (年 4%) は決められているものの、毎年むつ財団が 50 億円もの資金融資を受けるに際し、借入先の決定、担保等の決定に関する理事会議事録が未作成であり、意思決定プロセスの透明性が欠如している。理事長が理事会にて口頭で説明しているとのことであるが、理事会決議のない多額の銀行借入契約が独立した第三者間の取引として成立していることに関しては、法人のガバナンスの観点から問題が認められ、当初スキームの関係者、すなわち県、電事連、地元金融機関 2 行の間に、むつ財団の取引に対する慣れ、馴れ合い体質が垣間見られる。

一般的に、このように多額の金融機関からの借入行為は、当然理事会決議により承認されなければならないし、仮に当初の事業スキームどおりだからといって、省略可能な意思決定手続きではありえない。今後は、理事会承認を得て議事録として記録する必要があり、透明性の高い法人運営の観点からも必要不可欠と考える。

第4節 有価証券に関する運用管理体制と運用実績

第1. 概要

1. 有価証券運用取引について

むつ財団においては、前記したスキーム図のとおり、電事連からの寄付金 50 億円を有価証券 (国債・地方債) で運用している。この運用結果は財団の行う公益事業の原資であり、経営上の生命線であるとも言える。過去においては、国債のみを保有し、かつ積極的な売買取引は行われておらず、多額の売買差損益を計上することもなかった。そのため、多額の運用資金を有する財団にもかかわらず、内規「資金運用の基本方針」はあるものの資産運用規程や運用体制などについて、特段、規程や基準を定めてこなかったし、その必要もなかったと考えられる。しかしながら、平成 18 年度において、当時の金利環境からは長期保有を不利と判断して、保有していた国債の買換を満期前に前倒して行ったこと等に伴い、281,637 千円もの巨額の有価証券売却損を計上したことを契機として、運用体制等の不備が発覚し、平成 19 年 11 月に青森県公社等点検評価委員会より、資金運用管理規程・財産運用体制の整備の必要性が提言されている。

2. 有価証券運用実績等

16 年度以降の有価証券の運用実績及び運用結果の要約は以下のとおりである。

1. 旧公益法人会計基準ベース

①収支計算書より抜粋

| 勘定科目 | 平成 16 年度 (参考) | 平成 17 年度 | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 | 3 年間 (平成 17 年度 ～平成 19 年度) の 収支結果 |
|------------|------------------|----------|-----------|----------|--|
| 運用財産運用収入 | * 1 109,000 | 109,000 | 105,820 | 85,645 | 300,466 |
| 投資有価証券売却収入 | 0 | 113,940 | 6,428 | 20,930 | 141,298 |
| 投資有価証券購入支出 | 0 | 0 | △ 112,450 | 0 | △ 112,450 |
| 有価証券収支差額 | | 109,000 | 222,940 | △ 201 | 106,575 |

(単位：千円)

* 1 運用財産運用収入のうち有価証券部分のみを集計した金額である。

②正味財産増減計算書より抜粋

(単位：千円)

| 勘定科目 | 平成 16 年度 (参考) | 平成 17 年度 | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 |
|-----------|------------------|-------------|-------------|-------------|
| 期首有価証券残高 | 5,364,260 | 5,340,312 | 5,204,674 | 5,007,773 |
| 投資有価証券購入額 | 0 | 2,087,100 | 5,304,702 | 2,318,170 |
| 投資有価証券売却額 | 0 | △ 2,194,948 | △ 5,480,317 | △ 2,299,197 |
| 有価証券評価差額 | △ 23,947 | △ 27,789 | △ 21,285 | △ 32,085 |
| 期末有価証券残高 | 5,340,312 | 5,204,674 | 5,007,773 | 4,994,660 |

このように、旧公益法人会計基準により作成されたむつ財団の計算書類では、有価証券の購入・売却といった資金収支実績と期末評価価差額しか示さないため、経済実態が明確には表現されていない。
これを監査人が、提供された資料を基に、新公益法人会計基準ベースで作成し直したものが下表である。

11. 新会計基準組換え

(単位：千円)

| 勘定科目 | 平成16年度 (参考) | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 3年間(平成17 年度～平成19 年度)の運用結果 |
|---------------|----------------|-----------|-----------|-----------|---------------------------------|
| 有価証券利息 | 109,000 | 109,000 | 105,820 | 85,645 | 300,466 |
| 有価証券売却益 | * 2 | △ 23,947 | △ 27,789 | △ 21,285 | △ 32,085 |
| 有価証券売却損益 | * 3 | — | 6,091 | △ 281,637 | 39,902 |
| 有価証券運用損益 | 85,052 | 87,302 | △ 197,102 | 93,461 | △ 16,338 |
| 運用利回り | * 4 | 1.59% | 1.66% | △ 3.86% | 1.87% |
| 期末有価証券評価損益* 5 | △ 28,200 | △ 167,878 | 13,017 | 49,545 | — |
| 期首有価証券評価損益* 6 | — | 28,200 | 167,878 | △ 13,017 | — |
| 有価証券関連損益 | 56,852 | △ 52,376 | △ 16,205 | 129,989 | 61,407 |

* 2 有価証券償却額分を別掲している。

* 3 有価証券売却損益内訳は下表のとおりである。

①平成17年度

(単位：千円)

| 種類 | 額面 | 簿価 | 売買価額 | 有価証券売却損益 |
|-------------|-----------|-----------|-----------|----------|
| 第39回利付国債20年 | 2,000,000 | 2,194,948 | 2,201,040 | 6,091 |

②平成18年度

(単位：千円)

| 種類 | 額面 | 簿価 | 売買価額 | 有価証券売却損益 |
|--------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 第58回利付国債20年 | 3,000,000 | 3,136,509 | 2,893,080 | △ 243,429 |
| 第197回利付国債10年 | 2,000,000 | 2,068,165 | 2,028,400 | △ 39,765 |
| 第13回利付国債30年 | 300,000 | 275,643 | 277,200 | 1,557 |
| 合計 | 5,300,000 | 5,480,317 | 5,198,680 | △ 281,637 |

③平成19年度

(単位：千円)

| 種類 | 額面 | 簿価 | 売買価額 | 有価証券売却損益 |
|--------------|-----------|-----------|-----------|----------|
| 第266回利付国債10年 | 2,300,000 | 2,299,197 | 2,339,100 | 39,902 |

このように、有価証券取引の経済実態は、平成18年度において、国債の運用により2億8千万円もの売却損失を計上している。

* 4 運用利回り=有価証券運用損益(期首有価証券残高+期末有価証券残高)÷2

* 5 有価証券評価損益の内訳は以下のとおりである。

①平成16年度

(単位：千円)

| 種類 | 額面 | 時価 | 時価評価額 | 簿価 | 有価証券評価損益 |
|-------------|-----------|----------|-----------|-----------|----------|
| 第58回利付国債20年 | 1,500,000 | 101,802 | 1,527,030 | 1,572,655 | △ 45,625 |
| 第58回利付国債20年 | 1,500,000 | 101,802 | 1,527,030 | 1,572,709 | △ 45,679 |
| 第39回利付国債20年 | 2,000,000 | 112,9026 | 2,258,052 | 2,194,948 | 63,103 |
| 合計 | 5,000,000 | | 5,312,112 | 5,340,312 | △ 28,200 |

②平成17年度

(単位：千円)

| 種類 | 額面 | 時価 | 時価評価額 | 簿価 | 有価証券評価損益 |
|--------------|-----------|----------|-----------|-----------|-----------|
| 第58回利付国債20年 | 1,500,000 | 99,192 | 1,487,880 | 1,568,229 | △ 80,349 |
| 第58回利付国債20年 | 1,500,000 | 99,192 | 1,487,880 | 1,568,280 | △ 80,400 |
| 第197回利付国債10年 | 2,000,000 | 103,0518 | 2,061,036 | 2,068,165 | △ 7,129 |
| 合計 | 5,000,000 | | 5,036,796 | 5,204,674 | △ 167,878 |

③平成18年度

(単位：千円)

| 種類 | 額面 | 時価 | 時価評価額 | 簿価 | 有価証券評価損益 |
|--------------|-----------|----------|-----------|-----------|----------|
| 第200回利付国債10年 | 500,000 | 101,0288 | 505,144 | 504,883 | 260 |
| 第200回利付国債10年 | 500,000 | 101,0288 | 505,144 | 504,883 | 260 |
| 第200回利付国債10年 | 1,500,000 | 101,0288 | 1,515,432 | 1,514,651 | 780 |
| 第266回利付国債10年 | 2,300,000 | 100,3120 | 2,307,176 | 2,299,197 | 7,978 |
| 第13回利付国債30年 | 200,000 | 93,9479 | 187,895 | 184,156 | 3,738 |
| 合計 | 5,000,000 | | 5,020,791 | 5,007,773 | 13,017 |

④平成19年度

(単位：千円)

| 種類 | 額面 | 時価 | 時価評価額 | 簿価 | 有価証券評価損益 |
|-----------------|-----------|----------|-----------|-----------|----------|
| 第206回利付国債10年 | 2,300,000 | 100,5079 | 2,311,681 | 2,309,910 | 1,770 |
| 第13回利付国債30年 | 200,000 | 93,8633 | 187,726 | 184,749 | 2,977 |
| 第57回共同発行市場公募地方債 | 2,500,000 | 101,7919 | 2,544,797 | 2,500,000 | 44,797 |
| 合計 | 5,000,000 | | 5,044,205 | 4,994,660 | 49,545 |

* 6 前期までの評価損益を、期首において有価証券評価損益洗替処理した金額である。

(2) 実施した手続

投資有価証券取引の実績、方針等について、むつ財団の事務局長・事務担当者に質問した。また、有価証券取引に係る起案書類等を閲覧し、取引報告書等より有価証券取引関連勘定について金額の妥当性を確認した。

(3) 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【指摘①】有価証券運用取引の経済的妥当性について

平成18年度に行った有価証券取引において、長期保有を不利と判断して第58回利付国債20年30億円(利率1.9%、償還日H34.9.20)から第200回利付国債10年25億円(利率2.0%、償還日H19.12.20)等へと早目の買換を行ったこと、及び満期時点での好条件の国債購入が難しいと判断して第197回利付国債10年20億円(利率2.6%、償還日H19.9.20)

等から第 265 回利付国債 10 年 23 億円 (利率 1.5%、償還日 H26.12.20) への買換えによつて、有価証券売却損△281,637 千円が発生している。当該有価証券売却損と有価証券償却額△21,285 千円により、有価証券利息 105,820 千円を含めた有価証券運用損益は単年度で△197,102 千円のマインスとなっている。これは、平成 17 年度から平成 19 年度の 3 年間の累計有価証券運用損益△16,338 千円からわかるように、むつ財団によつて決算上の業績結果に与える影響は非常に大きいものであり、結果として、仮に 3 年間何の運用もせず現金で保有した状況をも下回り、さらに投資元本をも毀損したことに他ならない。

むつ財団が平成 17 年度以降も平成 16 年度までの「安全性を重視して、積極的売買は行わない」という運用姿勢を貫いていれば、概算で 257,092 千円の運用利益 (3 年間合計) が得られ、かつ平成 30 年までは安定的に 2%超の運用益を確保できるはずであった。国債買換時期の是非については運用の素人が軽々に判断できるものではなく、当時において現在まで続く低金利を予想するのは困難であったことは理解できる。しかし、結果的に 3 年間の有価証券運用損益をマインスにしてまで行った当該取引の経済的妥当性と経済的合理性については大いに疑問であり、証券会社のアドバイザーのみでなく有識者に助言を求めるなど、より慎重な検討・判断が必要であったと考える。当然、組織内部でのルールや文如と報告体制の未整備、報告手続きの甘さが根底にあったとも考える。

プロジェクト支援事業等の助成事業は、基本的に淨財である寄付金の運用益によつて行うものであり、このような運用損失の発生は当初スキームの想定外の経済事象である。財団の事業は過去の運用益により正常に行えてはいるが、このような多額の運用損失の発生については、法人運営の継続性に直結することからも、役職員の十分な反省と再発防止策の策定を求めるものである。

【指摘②】有価証券の運用決定手続の妥当性について

むつ財団では、大手証券会社 1 社からのアドバイザーにより、内規「資金運用の基本方針」に従つて理事長と事務局長が協議し、国債の買換時期・買換金額等を随時判断して決定してきた。つまり、運用の素人も言える県庁派遣職員と県庁OB (前任理事長からは公募により選ばれた民間人) のみが、多額の資金運用の意思決定を行ってきたのである。100 億円もの資金を有するむつ財団によつて資金運用は経営上の最重要事項であり、上述したような重要な有価証券運用については、寄附行為上の資産管理者は理事長ではあるが、財団の最高意思決定機関は理事会であることから、資金運用の決裁手続として、理事長が理事会に付議し、具体的な運用手続きや取引の是非について承認を得ることが必要な手続であったと考える。適時に理事会を開催するのが不可能であれば、改善の策として、理事会において年度当初に運用計画の承認を得ておき、金利情勢の変化等により計画が実行不可能な場合は理事長に一任し、後日理事会に報告させるという手続を最低限取るべきである。

【指摘③】有価証券関連項目の正味財産増減計算書の記載の妥当性

平成 19 年度の正味財産増減計算書には投資有価証券購入額として 2,318,170 千円が計上されている。しかし、監査人が集計した実際の購入額は 4,818,170 千円である。この差額

理由は、債券の買換え取引 2,500,000 千円について、その事実が正味財産増減計算書に記載されていないことによるものである。結論として、投資有価証券購入額と投資有価証券償還額とを、それぞれ 2,500,000 千円ずつ増加させた数値が適正な決算数値である。また、投資有価証券評価差額は 32,085 千円が計上されているが、保有債券を償却原価法で会計処理している場合には、投資有価証券評価差額という勘定科目は不適切である。結論として、下表のあるべき金額欄が計算書類に表示されるべき正しい金額であった。

| 勘定科目 | むつ財団計上額 | あるべき金額 | 差額 |
|------------|-----------|-----------|------------|
| 投資有価証券購入額 | 2,318,170 | 4,818,170 | 2,500,000 |
| 投資有価証券償還額 | 2,299,197 | 4,799,197 | △2,500,000 |
| 投資有価証券評価差額 | 32,085 | — | 32,085 |
| 投資有価証券償却額 | — | 32,085 | △32,085 |

(単位：千円)

【意見①】内規「資金運用の基本方針」の改正について

むつ財団は、平成 19 年度当初から、平成 19 年 4 月 9 日作成の内規「資金運用の基本方針」に基づき資金運用を行ってきた。これによると運用対象は国債及び満期 1 年以内の定期預金とすること、国債運用の基本方針として①10 年国債を運用の中心とすること②短期・中期国債も併用する③収益性の確保をも考慮し時宜を得た機動的な買替を行うこと等が定められていた。この内規については、平成 19 年 11 月 20 日に事務局長の起案により、運用対象として国債の他に地方債も運用対象に加えることを内容とした改正があり、「資金運用の基本方針」が改正され、後日地方債が取得されている。

地方債を運用対象とする内容自体に問題はないが、今まで規定されていない運用実績のない商品への運用変更であり、「資金運用の基本方針」の改正にあたっては、本来であれば理事会に諮るべき事案であったと考える。また、わずか 2 名の県庁派遣職員が、資金運用の専門知識もない状態で収益性を求めることは、実態上リスクが大きすぎると思われることから、安全性重視の運用方針を今後も継続するよう希望する。

【意見②】資金運用管理規程について

現在、むつ財団の資金運用体制については、公社等点検評価委員会の提言により平成 20 年 3 月に資金運用管理規程が制定され、毎事業年度の資金運用方針は理事会が定め、必要に応じて有識者からなる資金運用委員会を設けることが規定されている。資金運用委員会については委員構成・運用方法等の具体的事項は検討中であるとのことであるが、資金規模に比して運用管理体制が不十分である現状は早急に改善する必要がある、資金運用委員会の早期設置が望まれるところである。

また、現在の資金運用管理規程は、運用対象を基本財産・特定資産・運用資産を一括して、預金及び有価証券 (国債及び地方債) とする旨定められているが、通常、資産種類毎に基本方針 (元本返還の確実性等) ・許容リスク・流動性・目標利回り等は異なるものであることから、各々区分して定める必要がある。また、地方債を運用対象としていことから、法人として取得可能な信用格付のレベルや信用格付低下時の措置等についても規定しておくことが望ましい。

第5節 むつ小川原地域・産業振興プロジェクト支援助成事業

第1. 事業概要

むつ財団は、寄附行為第4条に定める事業、すなわち、むつ小川原開発地域若しくは同地域と密接な関係を有する周辺地域の市町村、産業団体、地域団体等又は全体的組織の産業団体、地域団体等（以下「開発地域関連団体（市町村を除く）」という。）が、次の各号に掲げる事業を実施するのに要する経費又は開発地域関連団体（市町村を除く）が実施する次に掲げる事業に要する経費について県若しくは市町村が補助するのに要する経費について、予算の範囲内において、県及び開発地域関連団体に対し助成金を交付する。

- (1) むつ小川原開発地域内の市町村で組織する団体が、地域の産業活性化のために実施する事業一環として取り組む街づくり推進のために実施する事業
 - (2) 六ヶ所村内において、村、産業団体、地域団体等で組織する団体が、六ヶ所村の活性化対策の一環として取り組む街づくり推進のために実施する事業
 - (3) 開発地域関連団体が実施する地域振興、産業振興に係る以下の事業
 - ①人材育成、②技術開発、③商品開発、④市場・販路開拓、⑤観光開発、⑥環境整備
 - ⑦スポーツ・文化交流、⑧その他
- 県は、県のホームページにおいても本事業の募集を行っている。

第2. 事業採択上の留意事項

- 県及びむつ財団は、事業採択に当たって、以下の点に留意すると公表している。
- (1) 「生活創造推進プラン」等の県の施策に呼応したもの、中でも、特に「雇用」「起業化」に結びつくと期待できるものを優先する。
 - (2) 事業採択の決定に当たっては、その構想、計画が組織内で十分検討され、関係者が意欲的に取り組む体制が整っているもの、企画性が高く波及効果が大きいのと思われるものを採択する。
 - (3) 国、県の補助事業等で実施できるもの、本来市町村の固有業務として実施すべきもの、試験研究に関する事業で県の機関が実施したほうが適切なものについては、原則として対象外とする。
 - (4) 市町村段階で実施する事業の場合、原則として助成率は事業費の5分の4以内とする。
 - (5) イベントについては、事業内容によって協賛事業として助成額を調整することもある。

第3. 助成事業の基本事項

- (1) 助成期間
原則1年であるが、最長3年以内
- (2) 助成額の算定
〔総事業費×4÷5－他機関からの助成額〕以内の額
- (3) 助成対象経費
 - ①事業実施にあたり必要最小限なもの
 - ②事業実施期間に実施された経費に限る
 - ③研究開発に直接使用する主要原材料、副資材の購入に要する経費
 - ④研究開発に必要な不可欠な機械装置の購入に要する経費

- (4) 助成対象外経費
 - ①グループ内での企業間取引に要する経費
 - ②汎用性のある工具器具（コンピューター、デジタルカメラ等）
 - ③生産用機械の購入及びリースに要する経費
 - ④人件費、食料費
 - ⑤事業主体運営費

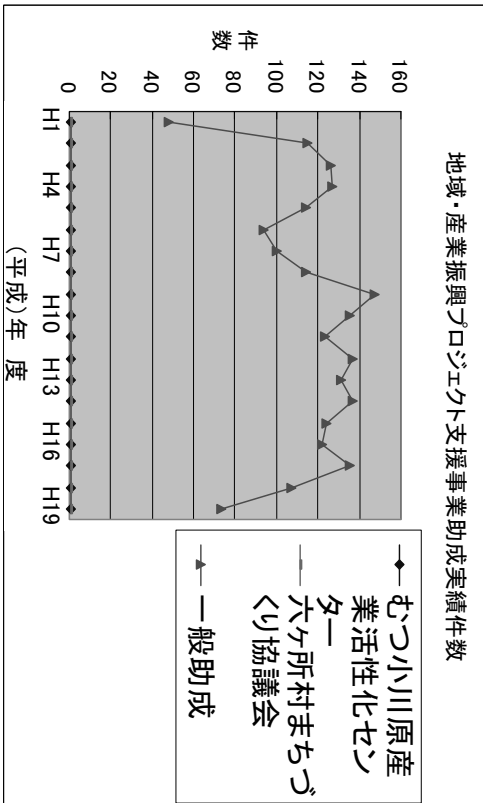
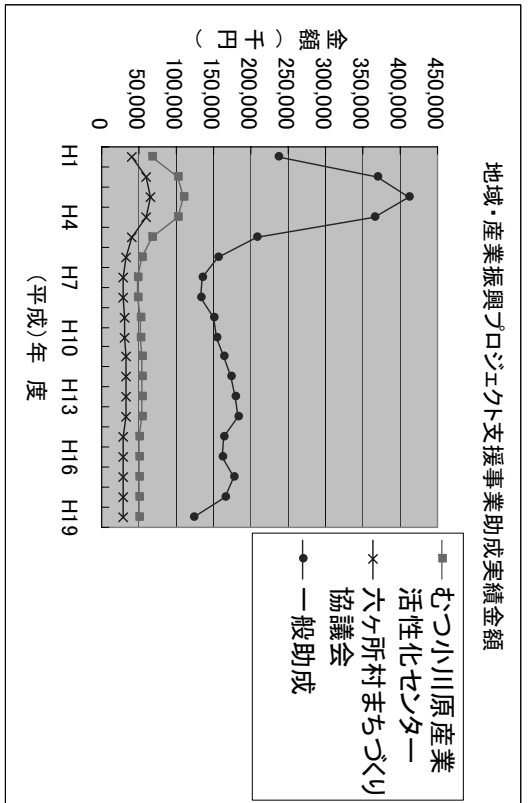
第4. 助成事業実績の推移

本事業は、設立時の経緯により、下表の3つの区分を設けて、助成事業が行われてきた。19年間で総額56億円超もの助成が行われてきたことになる。

地域・産業振興プロジェクト支援事業助成実績

| 区分 | 年度 | (財) むつ小川原産業活性化センター | 六ヶ所村まちづくり協議会 | 一般助成 | | 合計 | |
|-----|----|--------------------|--------------|-------|-----------|-------|-----------|
| | | | | 件数 | 金額(千円) | 件数 | 金額(千円) |
| H1 | 1 | 68,000 | 40,000 | 48 | 237,495 | 50 | 345,495 |
| H2 | 1 | 102,000 | 60,000 | 115 | 368,967 | 117 | 530,967 |
| H3 | 1 | 110,500 | 65,000 | 126 | 410,699 | 128 | 586,199 |
| H4 | 1 | 102,000 | 60,000 | 127 | 365,379 | 129 | 527,379 |
| H5 | 1 | 68,000 | 40,000 | 114 | 208,248 | 116 | 316,248 |
| H6 | 1 | 54,000 | 32,000 | 94 | 154,950 | 96 | 240,950 |
| H7 | 1 | 48,000 | 28,000 | 100 | 135,250 | 102 | 211,250 |
| H8 | 1 | 48,000 | 28,000 | 114 | 133,000 | 116 | 208,000 |
| H9 | 1 | 51,000 | 30,000 | 147 | 149,700 | 149 | 230,700 |
| H10 | 1 | 51,000 | 30,000 | 135 | 154,500 | 137 | 235,500 |
| H11 | 1 | 54,000 | 31,800 | 123 | 163,393 | 125 | 249,193 |
| H12 | 1 | 54,000 | 31,800 | 137 | 173,510 | 139 | 258,310 |
| H13 | 1 | 54,000 | 31,800 | 131 | 179,248 | 133 | 265,048 |
| H14 | 1 | 54,000 | 31,800 | 137 | 183,191 | 139 | 268,991 |
| H15 | 1 | 50,400 | 29,700 | 124 | 163,956 | 126 | 244,056 |
| H16 | 1 | 50,400 | 29,700 | 122 | 161,878 | 124 | 241,978 |
| H17 | 1 | 50,400 | 29,700 | 135 | 176,144 | 137 | 256,244 |
| H18 | 1 | 50,400 | 29,700 | 107 | 166,287 | 109 | 246,387 |
| H19 | 1 | 50,400 | 29,700 | 73 | 122,705 | 75 | 202,805 |
| 合計 | 19 | 1,170,500 | 688,700 | 2,209 | 3,808,470 | 2,247 | 5,667,670 |

以下は、上表をグラフ化したものである。



(注) 後述するように、むつ小川原活性化センターと六ヶ所村まちづくり協議会への助成件数は、ここではむつ財団に依って各1件と記載したが、それぞれの団体に独自に助成事業が行われており、実際の助成件数とは異なっている。

1. 財団法人むつ小川原産業活性化センターへの助成事業

(1) 概要

①財団法人むつ小川原産業活性化センターの概要

財団法人むつ小川原産業活性化センター（以下、「活性化センター」という。）は、むつ小川原開発地域において、地域の特性を生かした産業の振興育成を図り、活力ある豊かな地域社会の形成と基盤強化に貢献し、もって地域住民の生活向上と福祉増進に寄与することを目的とする。この目的を達成するため、内規によりむつ小川原開発地域内の市町村で組織する団体が実施する地域の産業活性化のために実施する事業を交付対象として定めている²⁶。

| 設立年月日 | 平成元年9月13日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------|--|-------|--------|------|-----|------|-------|-------|-----|------|-------|-----|-----|-----|-------|-----|-----|-----|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|--|--|------|-----|---|--------|
| 設立の目的 | むつ小川原開発地域において地域の特性を活かした産業の振興育成を図り、活力のある豊かな地域社会の形成と基盤強化に貢献し、地域住民の生活向上と福祉の増進に寄与することを目的とする。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 所在地 | 青森県三沢市古間木山 68-159 (三沢市役所分庁舎内) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事業内容 | (1) 産業活性化に関する調査研究事業 (2) 産業活性化のための人材育成事業 (3) 産業活性化のための情報収集・提供事業 (4) 産業活性化に関する経済・文化振興事業 (5) そのほか目的を達成するために必要な事業 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 組織 | 財団法人組織とし、業務の執行を決定するため、構成市町村長による理事会を設置する(理事長 三沢市長)。また、監事2名を置き民法第59条の職務を行う。事務局には事務の円滑な遂行を図るため、構成市町村企画担当課長による幹事会を置く。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 基本財産 | 構成市町村の出捐による1千万円を基本財産とする。 (単位：千円) 【構成市町村及び出捐金】 <table border="1"> <tr> <th>市町村名</th> <th>出捐金</th> <th>市町村名</th> <th>出捐金</th> </tr> <tr> <td>六ヶ所村</td> <td>1,842</td> <td>おいらせ町</td> <td>562</td> </tr> <tr> <td>十和田市</td> <td>1,522</td> <td>東通村</td> <td>459</td> </tr> <tr> <td>むつ市</td> <td>1,120</td> <td>平内町</td> <td>479</td> </tr> <tr> <td>三沢市</td> <td>1,077</td> <td>横浜町</td> <td>362</td> </tr> <tr> <td>東北町</td> <td>962</td> <td>六戸町</td> <td>327</td> </tr> <tr> <td>七戸町</td> <td>705</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>野辺地町</td> <td>588</td> <td>計</td> <td>10,000</td> </tr> </table> | 市町村名 | 出捐金 | 市町村名 | 出捐金 | 六ヶ所村 | 1,842 | おいらせ町 | 562 | 十和田市 | 1,522 | 東通村 | 459 | むつ市 | 1,120 | 平内町 | 479 | 三沢市 | 1,077 | 横浜町 | 362 | 東北町 | 962 | 六戸町 | 327 | 七戸町 | 705 | | | 野辺地町 | 588 | 計 | 10,000 |
| 市町村名 | 出捐金 | 市町村名 | 出捐金 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 六ヶ所村 | 1,842 | おいらせ町 | 562 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 十和田市 | 1,522 | 東通村 | 459 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| むつ市 | 1,120 | 平内町 | 479 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 三沢市 | 1,077 | 横浜町 | 362 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 東北町 | 962 | 六戸町 | 327 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 七戸町 | 705 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 野辺地町 | 588 | 計 | 10,000 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 運営費 | 基本財産(1千万円)の果実とむつ財団からの助成金を運営費にあてている。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

②活性化センターの財務状況

(i) 貸借対照表 (平成19年度末)

²⁶ むつ小川原地域・産業振興プロジェクト支援助成金交付要綱第2条第1号、なお、同事務取扱要綱第4により、当該事業への助成額は、むつ財団の運用財産の運用果実の17%相当分とされている。

| 流動資産 | | 流動負債 | |
|----------|--------|------------|--------|
| 現金預金 | 8,097 | 未払金 | 6,370 |
| 未収入金 | 3,522 | 預り金 | 241 |
| | 11,620 | | 6,611 |
| 固定資産 | | 固定負債 | |
| 基本財産 | 10,000 | 事業推進引当金 | 56,461 |
| その他の固定資産 | | 退職給与引当金 | 14,553 |
| 引当資産 | 73,976 | | 71,014 |
| その他 | 572 | 正味財産 | |
| | 84,548 | 基本金 | 10,000 |
| | | 正味財産増減額 | 8,542 |
| 資産合計 | 96,169 | 負債及び正味財産合計 | 18,542 |
| | | | 96,169 |

(単位：千円)

(ii) 過去3年間の収支計算書の推移 (平成17年～19年度)

| 収入の部 | 平成17年度 | | | 平成18年度 | | | 平成19年度 | | |
|----------------|----------|----|-------|----------|----|-------|----------|----|-------|
| | 収入金額 | 件数 | 補助率 | 収入金額 | 件数 | 補助率 | 収入金額 | 件数 | 補助率 |
| 基本財産運用収入 | 3 | | | 3 | | | 40 | | |
| 補助金等収入 | 70,455 | 24 | 50.4% | 86,815 | 25 | 50.4% | 67,616 | 25 | 50.4% |
| (うち、むつ財団助成金収入) | (50,400) | | | (50,400) | | | (50,400) | | |
| 雑収入 | 9 | | | 9 | | | 120 | | |
| 特定資産取崩収入 | 0 | | | 0 | | | 684 | | |
| 収入合計 | 70,467 | 24 | | 86,827 | 25 | | 68,440 | 25 | |
| 支出の部 | | | | | | | | | |
| 事業費 | 48,998 | | | 67,685 | | | 42,012 | | |
| 管理費 | 16,062 | | | 20,241 | | | 24,409 | | |
| 特定預金支出 | 3,607 | | | 1,163 | | | 2,349 | | |
| 支出合計 | 68,668 | | | 89,090 | | | 68,771 | | |
| 収支差額 | 1,798 | | | △2,262 | | | △330 | | |

(単位：千円)

③ 具体的事業内容

- イ. 調査研究事業
 - 地域づくりの成功事例を調査し、むつ小川原地域の諸課題に対応し効果的な振興を図るための一助とする。
- ロ. 人材育成事業
 - 電源地域振興センター及び市町村アカデミーの研修に市町村職員等を派遣し、人材の資質向上に寄与する。
- ハ. 情報サービス事業
 - 構成市町村の情報ネットワーク、ホームページにより発信する。
- ニ. 経済文化振興事業
 - ・むつ小川原地域・まちづくり支援助成事業
 - ・市町村単独では難しい事業に対し支援助成する。
 - ・地域振興対策事業

市町村が連携して取り組む事業を支援することにより、広域振興の促進に寄与する。上記助成事業のうち、最もウエイトの高い事業は、ニ. 経済文化振興事業のむつ小川原地域・まちづくり支援助成事業である。これは、むつ小川原地域内の市町村もしくはは地域団体等が実施する地域活性化に係る事業に対して助成金を交付するものである。助成の流れ及び平成19年度実績は以下のとおりであり、むつ財団から助成された額の一部を財源として、助成事業を実施している。



なお、過去3年間の助成実績は次のとおりである。

| | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 |
|------|----------|----------|----------|
| 助成件数 | 24件 | 25件 | 25件 |
| 助成額 | 17,000千円 | 16,800千円 | 15,600千円 |

また、過去3年間の市町村別助成額は、以下のとおりである。

<まちづくり支援助成事業 市町村別助成額>

(単位：千円)

| 市町村名 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 |
|-------|--------|--------|--------|
| 三沢市 | 1,000 | 1,300 | 1,300 |
| 十和田市 | 2,000 | 1,300 | 1,300 |
| むつ市 | 2,000 | 1,300 | 1,300 |
| 平内町 | 1,000 | 1,300 | 1,300 |
| 野辺地町 | 1,000 | 1,300 | 1,300 |
| 七戸町 | 2,000 | 1,300 | 1,300 |
| 百石町 | 1,000 | — | — |
| おいらせ町 | — | 2,500 | 1,300 |
| 六戸町 | 1,000 | 1,300 | 1,300 |
| 横濱町 | 1,000 | 1,300 | 1,300 |
| 東北町 | 2,000 | 1,300 | 1,300 |
| 下田町 | 1,000 | — | — |
| 六ヶ所村 | 1,000 | 1,300 | 1,300 |
| 東通村 | 1,000 | 1,300 | 1,300 |
| 合計 | 17,000 | 16,800 | 15,600 |
| 助成金総額 | 50,400 | 50,400 | 50,400 |

④ 事業実績等

活性化センターの事業実績は下表のとおりである。

(単位：千円)

| | 申請金額 | 確定金額 | 備考 |
|------|--------|--------|-------------|
| 事業総額 | 58,060 | 68,772 | 下表に内訳を記載した。 |
| 助成額 | 50,400 | 50,400 | |

| 事業費の内訳 | 事 項 | 申請金額 | 確定金額 | 備考 |
|--------|-----------|--------|--------|----|
| 事業費 | 調査研究事業費 | 2,500 | 17,259 | 注 |
| | 人材育成事業費 | 7,500 | 5,102 | |
| | 情報サービス事業費 | 1,277 | 1,229 | |
| | 経済文化振興事業費 | 19,000 | 18,421 | |
| | 計 | 30,277 | 42,012 | |
| 一般管理費 | 管理費 | 25,534 | 24,409 | |
| | 特定預金支出 | 1,249 | 2,349 | |
| | 子備費 | 1,000 | — | |
| | 計 | 27,783 | 26,759 | |
| 合 計 | 58,060 | 68,772 | | |

(注) 経済産業省より受託している海外核燃料サイクル施設調査派遣事業及び電源地域振興センター助成17,216千円を含んでいる。

なお、当該事業は設立以来毎年実施しており、直近3年間は毎年50,400千円を助成している。設立以来の助成額は19年間で1,170,500千円にも上っている。

(2) 実施した手続

プロジェクト支援事業実施要望書、交付申請書、実績報告書を閲覧し、事業内容の質問と確認を行った。また、活性化センターの財務諸表を分析・検討した。

(3) 監査の結果及び意見

以下を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【指摘①】実績報告書の記載について

実績報告書においては、むつ財団からの助成額に対し、活性化センターの支出の総額を報告している。しかし、支出のうちには経済産業省から受託した事業に係る経費も含まれており、その事業に要した経費を実績報告書上で区分せずに報告することは不適切である。したがって、活性化センターから当該受託事業に係る経費を除いた額による実績報告を求め、助成額に対して実績額が適切かどうか判断すべきである。

この点については、果エネルギー総合対策局が平成19年11月に実施した公益法人に対する立入検査結果報告書においても、下記のように厳しい指摘がなされている。

| |
|--|
| <p>(むつ財団の支援事業)に係る申請書や実績報告書を確認したところ、当財団の支出全体を、①プロジェクト支援事業による助成金②経済産業省からの委託料③自己資金の三財源をもって賄う形で作成されていた。この場合、当財団では、経済産業省からの委託事業や本来センターが自己資金で賄うべき様々な経費まで、ありとあらゆるものに地域・産業振興プロジェクト支援事業による助成金が投入されていることになり、むつ財団の助成事業の目的に照らしても、不適切な執行状況にあると考えられる。今後は、むつ財団からの助成金の使途及び実績報告のあり方を再考することが強く求められる。</p> |
|--|

このように不適切な執行状況を容認している要因の一つに、実績報告書の記入様式が支出総額を記載することになっていることもあつて考えられる。したがって、むつ財団の業

務方法書²⁷⁾の改定も視野に入れ、自主財源、他の助成金や受託事業については区分して報告するように様式を改めるようにすべきである。

【指摘②】引当預金支出の取扱いについて

助成対象経費のうち、特定預金支出が含まれている。内容を見ると次のとおりである。

| 特定預金支出の名称 | 内容 |
|-----------------|----------------------------|
| 退職給与引当預金支出 | 職員の退職給付増加額に備えるための特定資産への繰入額 |
| 償却資産の減価償却引当預金支出 | 償却資産の減価償却に見合うための特定資産への繰入額 |
| 事業推進引当預金支出 | 将来の事業実施に備えるための特定資産への繰入額 |

このうち、事業推進引当預金支出は、当初建設積立引当預金として積み立てたものを、運用金利低迷により平成11年から3年間取り崩したところ、県の公益法人に対する立入検査時に、果より当該名称への変更及び将来の運営費収入の減少に備えて取り崩さないよう指導を受けたものである。平成2年度に30,000千円を繰り入れた後、毎年継続的に繰り入れを実施してピーク時(平成10年度末)は98,007千円を超える残高を有していたが、その後の取り崩し及び積立に伴い、平成19年度末残高は56,461千円となっている。

この支出(繰入)は、退職金や減価償却など事業の実施に伴い将来発生する費用に備えるものとは異なり、将来実施する事業のためのいわば利益積立金である。この経理処理を実施するかどうかは財団法人が独自に判断すべき経営上の事項であり、経理規程に準拠することを条件に、引当金を有すること自体は特に問題はない。ただし、事業推進引当預金支出についても、実績報告書の経費に含まれて報告がなされているが、あくまでも事業を実施した際に助成の対象とすべきであり、引当預金支出の段階で助成の対象となる経費に含めるべきではない。

また、平成19年度に退職給与引当預金取崩収入を計上しているが、当該金額見合いで管理費の中にも退職金が含まれている。これについては、引当預金支出時と退職金支出時の2度にわたって助成対象経費に含まれることとなるため、当該部分についても事業推進引当支出同様の取り扱いを行うべきである。

【指摘③】助成額と経費実績額について

指摘①及び②を踏まえ、過去3年間の収支について、助成金の対象となるべき金額を算出したところ、以下の表中Cの欄の金額となった。

| 区分 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 計 |
|-----------|--------|--------|--------|---------|
| 調査研究事業費 | 20,231 | 35,867 | 17,259 | 73,358 |
| 人材育成事業費 | 4,980 | 7,338 | 5,102 | 17,421 |
| 情報サービス事業費 | 1,357 | 3,434 | 1,229 | 6,021 |
| 経済文化振興事業費 | 22,427 | 21,045 | 18,421 | 61,894 |
| 事業費計 | 48,998 | 67,685 | 42,012 | 158,696 |
| 管理費 | 16,062 | 20,241 | 24,409 | 60,713 |

(単位：千円)

²⁷⁾ 業務方法書1むつ小川原地域・産業振興プロジェクト支援助成金交付要綱第8条に定める第4号様式7経費の配分

| | | | | |
|---------------|--------|--------|--------|---------|
| 特定預金支出 | 3,607 | 1,163 | 2,349 | 7,120 |
| うち事業推進引当預金支出分 | 68,668 | 89,090 | 68,771 | 226,530 |
| 退職引当預金取崩見合額 | 2,300 | 9 | 120 | 2,429 |
| 差引純経費 A | 0 | 0 | 664 | 664 |
| 経済産業省委託事業 | 18,212 | 32,863 | 15,223 | 66,298 |
| 電源地域振興センター助成金 | 1,843 | 3,551 | 1,993 | 7,388 |
| 他の助成金等計 B | 20,055 | 36,415 | 17,216 | 73,687 |
| 差引 C=A-B | 46,313 | 52,665 | 50,770 | 149,749 |
| むつ財団助成金 | D | 50,400 | 50,400 | 151,200 |
| 差引 E=C-D | △4,086 | 2,265 | 370 | △1,450 |

算出方法は、支出額から事業推進引当預金支出額及び退職引当預金取崩で補てんされる退職金額を控除し、さらに経済産業省委託事業及び財団法人電源地域振興センターから助成される旅費の助成金を控除した。

これと、むつ財団からの助成金 50,400 千円を比較したところ、平成 17 年度における算出額が助成金額を下回る結果 (△4,086 千円) となった。すなわち、助成額よりも実際には少ない経費で事業を実施したということとなり、精算すべき金額となるのではないかと判断される。

【指摘④】事業の履行確認について

むつ財団のプロジェクト支援事業においては、証拠書類を徴求するとともに、さらに一部の事業については現地視察も実施し、助成が妥当かどうかの確認行為を行っている。

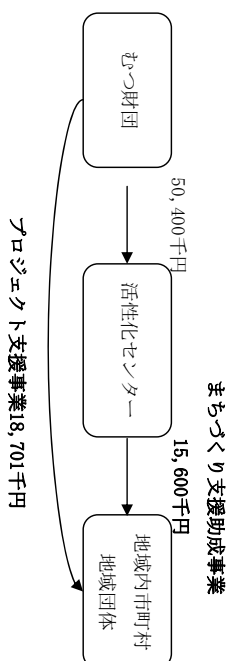
しかし、活性化センターへの助成については、相手先が財団法人であるということもあり、実績報告書の提出を受けるのみであり、包括外部監査実施時点においては特段の確認行為を行っていない。

このことについて、平成 19 年 11 月に県の原子力立地対策課が実施した公益法人に対する立入検査に係る復命書を見ると、支出内容に不適切なものや事業趣旨に合致しないものが含まれている旨の報告がなされている。県が行った立入検査においても不適切な財務事務が徹しく指摘されている状況を勘案すると、助成金を拠出する財団としても、帳簿の確認等、助成が妥当かどうかを判断するために一定の確認行為を実施すべきである。

【意見】むつ小川原地域・まちづくり支援助成事業について

活性化センターの実施するむつ小川原地域・まちづくり支援助成事業は、前述のとおり、むつ小川原地域内の市町村もしくは地域団体等が実施する地域活性化に係る事業に対して助成金を交付するものである。このほか、むつ財団が実施するプロジェクト支援事業において、全 75 件中 13 件の事業が助成事業として採択され、18,701 千円 (総助成額 122,705 千円) が助成金として支出されている。すなわち、以下のように、活性化センターを經由するものと、むつ財団が直接助成するものがあり、総額で 34,301 千円になっている。

対象事業の内容を見ると、いずれも内容が似通ったものが多く、活性化センターの助成事業とむつ財団の助成事業に相違は見受けられない。



活性化センターの役員は理事長が三次市長、副理事長及び全理事が構成市町村の首長で占められている。また、下記のとおり、地域内市町村で幹を設定している状況にあり、これを見る限り、むつ財団が実施しているプロジェクト支援事業の特別性といった印象を受ける。

このことについて、むつ財団創設の歴史的経緯、政治的背景があり、原子力関連施設周辺地域へ別枠を設け他の市町村と格差をつけることについてはやむを得ない面もあるかもしれない。しかしながら、たとえば別枠は残したままでも、他の支援プロジェクト同様、むつ財団が主体的に採択に関与する仕組みにすることも十分検討の余地があるのではないかと思われる。

2. 六ヶ所村まちづくり協議会への助成事業

(1) 概要

①六ヶ所村まちづくり協議会の概要

六ヶ所村まちづくり協議会 (以下、「まちづくり協議会」という。) は、まちづくりの基礎となる人材育成と産業振興を図るための事業を効果的かつ効率的に推進することを目的として平成 2 年に設置された。むつ財団は、内規により六ヶ所村内において、同村又は同村の産業団体、地域団体等で組織する団体が同村の活性化対策の一環として取り組むまちづくり推進のために実施する事業を交付対象として定めている²⁸。

| | |
|-------|---|
| 設置年月日 | 平成 2 年 1 月 6 日 |
| 設置の目的 | まちづくりの基礎となる人材育成と産業振興を図るための事業 (以下まちづくり事業という) を効果的かつ効率的に推進することを目的とする。 |
| 所在地 | 青森県上北郡六ヶ所村大字尾数野附 475 (六ヶ所村役場内) |
| 任務 | まちづくり事業に係る事業計画を策定し、これに基づき事業を実施する。 |
| 組織 | 協議会は任意団体である。 協議会は、村長が委嘱する委員で組織し、役員は、会長 (村長)、副会長 (副村長)、監事 (委員の互選) で構成される。協議会は事業の円滑な遂行を図るため、実行委員会が設置されている。 |
| 財源等 | むつ財団からの助成金が、収入のほぼすべてである。 |

²⁸ むつ小川原地域・産業振興プロジェクト支援助成金交付要綱第 2 条第 2 号。なお、同事務取扱要綱第 4 により、当該事業への助成額は、むつ財団の運用財産の運用果実の 10% 相当分とされている。

②まちづくり協議会の財務状況
(i) 貸借対照表 (平成19年度末)

| 流動資産 | | 流動負債 | |
|----------|--------|------------|---------|
| 現金預金 | 1,961 | 未払金 | 36 |
| | | 預り金 | 54 |
| 固定資産 | | 退職給与引当金 | 3,970 |
| 什器備品 | 119 | 財政調整引当金 | 27,000 |
| 退職給与引当預金 | 3,970 | 財政調整積立預金 | 31,089 |
| 財政調整積立預金 | 27,000 | 正味財産 | 1,990 |
| | | うち正味財産増減額 | △ 3,708 |
| | | 正味財産 | 1,990 |
| | | うち正味財産増減額 | △ 3,708 |
| | | 負債及び正味財産合計 | 33,051 |
| 資産合計 | 33,051 | | 33,051 |

(ii) 過去3年間の収支計算書の推移 (平成17年～19年度)

| 収支計算書 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 |
|-------------|--------|--------|--------|
| 収入の部 | | | |
| 村補助金収入(注) | 29,700 | 29,700 | 29,700 |
| 村防災環境課補助金収入 | 800 | 900 | 0 |
| 積立預金取崩収入 | 6,800 | 0 | 0 |
| 雑収入 | 0 | 8 | 19 |
| 収入合計 | 37,300 | 30,608 | 29,719 |
| 支出の部 | | | |
| 事業費 | 30,227 | 23,979 | 26,478 |
| 管理費 | 6,401 | 6,263 | 6,665 |
| 特定預金支出 | 268 | 280 | 289 |
| 支出合計 | 36,897 | 30,523 | 33,433 |
| 収支差額 | 402 | 85 | △3,714 |

(注) 収支計算書上、村補助金収入と表示されているのが、むつ財団からの助成金である。このような表示になっているのは、むつ財団の助成金は一旦、六ヶ所村の一般会計に振込まれ、六ヶ所村からまちづくり協議会に対しての補助金²⁹として交付されているためである。

③事業内容

(i) まちづくり事業の内容

村内の産業団体、地域団体並びに各種団体が実施する地域の活性化及び産業の育成、近代化に寄与する次の事業を支援する。

²⁹ 六ヶ所村のホームページにアクセスし、「まちづくり協議会」というキーワードで検索すると、数件の村議会議事録が抽出される。その内容から、このような会計処理が推測され、村会議員の疑問に対しても、むつ財団の事業目的によって「まちづくり協議会」の事業とされているとの回答もある。

1. 人材育成事業

(1) 研修派遣事業

①先進地視察研修等へ参加する個人・団体に対して、その旅費及び負担金等を助成

(2) 地域活性化促進事業

①地域の各種団体が活性化のための事業を実施する場合の助成

②環境美化・植栽等に地域の各種団体が連携し、活性化事業を実施する場合、その活動を支援促進するための助成

(3) スポーツ・文化交流事業

①地域の活性化につながるスポーツや文化交流に関する事業への助成

2. 産業振興事業

(1) 市場・販路開拓事業

①物産店出展販売PR事業

(2) 観光開発事業

①特産品・観光PR支援事業

(3) 特産品等開発事業

①未利用資源等を利用した新商品の開発等

3. その他の事業

(1) 実行委員会活動費

①まちづくり協議会の実行委員会グループの自主活動費

(ii) まちづくり事業の実績

事業内容別の直近3年間の助成実績は以下のとおりである。

| 事業名 | 事業内容 | 平成17年度 | | 平成18年度 | | 平成19年度 | |
|-----|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | 助成件数 | 助成金額 | 助成件数 | 助成金額 | 助成件数 | 助成金額 |
| 人材育 | 研修派遣事業 | 2 | 969 | 1 | 900 | 3 | 2,073 |
| | 各種団体活性化事業 | 12 | 3,257 | 16 | 4,200 | 17 | 7,140 |
| 成事業 | 環境美化・植栽等事業 | 10 | 11,440 | 9 | 4,234 | 12 | 7,291 |
| | スポーツ・文化交流事業 | 5 | 940 | 5 | 1,120 | 7 | 1,395 |
| 産業振 | 市場・販路開拓事業 | 3 | 2,301 | 4 | 1,499 | 3 | 1,889 |
| | 観光開発事業 | 1 | 2,940 | 2 | 5,978 | 2 | 3,755 |
| 興事業 | 特産品等開発事業等 | 3 | 6,893 | 1 | 5,980 | 2 | 1,000 |
| その他 | 実行委員会活動費 | 1 | 1,485 | 1 | 68 | 1 | 1,982 |
| 総合計 | | 37 | 30,227 | 39 | 23,979 | 47 | 26,478 |

(iii) 平成19年度まちづくり事業の具体的内容
平成19年度のまちづくり事業の具体的内容を例示したのが下表である。

| 事業名 | 実施主体 | 総事業費 | 助成額 | 事業内容 |
|------------------------|------------------------|-------|-------|---|
| 上勝町視察研修事業 | まちづくり協議会 | 1,280 | 1,280 | 徳島県上勝町視察研修 |
| 泊スローフードPR事業 | スローフード泊 | 600 | 300 | 泊地区の文化、風土、郷土料理等をホームページを通して全国に発信する |
| 進学塾通塾のための経費 支援事業 | 尾駮進学塾保護者会 | 995 | 450 | より学力向上を目指す村内の児童生徒やその保護者の経費削減と学習能力向上に寄与する |
| 「六ヶ所村PR」DVD 製作事業 | まちづくり協議会 | 3,150 | 3,150 | 六ヶ所村PR DVD製作 |
| 出戸川バス稚魚放流事業 | 出戸川岩魚、山女魚 友会 | 220 | 50 | バス稚魚放流を通して河川の環境を守るとともに地域住民の交流を図る |
| 尾駮美化対策植栽事業 | まちづくり協議会 | 2,328 | 2,328 | 尾駮台道の環境美化対策の一環として植栽等を行い環境整備に寄与する |
| 「電気ふるさと新自慢 市」出展販売事業 | まちづくり協議会、 村商工観光課と共催 | 1,322 | 948 | 村内柱を設置することにより、村外からの観光客等への案内サービス及び観光振興に資する |
| 各地区案内柱設置事業 | まちづくり協議会 | 3,255 | 3,255 | 案内柱を設置することにより、村外からの観光客等への案内サービス及び観光振興に資する |
| 上勝町視察研修事業 | まちづくり協議会 | 1,982 | 1,982 | 徳島県上勝町視察研修 実行委員会分 |

① 事業予算・実績等
まちづくり協議会の事業実績は下表のとおりである。

| 区分 | 申請金額 | 確定金額 | 助成額 | 自己負担 |
|-------|--------|--------|--------|-------|
| 事業費 | 27,000 | 26,478 | 29,700 | 3,733 |
| 一般事務費 | 8,298 | 6,955 | | |
| 合 計 | 35,298 | 33,433 | 29,700 | 3,733 |

| 事業費の内訳 | | (単位：千円) | |
|--------|--------|---------|-------|
| 事業費 | 申請金額 | 確定金額 | |
| 人材育成事業 | 18,000 | 17,900 | |
| 産業振興事業 | 7,000 | 6,594 | |
| その他の事業 | 2,000 | 1,982 | |
| 計 | 27,000 | 26,478 | |
| 管理費 | | 7,640 | 6,665 |
| 特定預金支出 | | 570 | 289 |
| 予備費 | | 88 | 0 |
| 合 計 | 35,298 | 33,433 | |

なお、当該事業は設立以来毎年実施しており、直近3年間は毎年29,700千円を助成している。設立以来19年間の助成累計額は688,700千円にも上っている。

(2) 実施した手続
活性化センターの監査と同内容である。

(3) 監査の結果及び意見
以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【指摘①】財政調整積立預金について

まちづくり協議会では、平成19年度末現在、退職給与引当金3,970千円と財政調整引当金27,000千円を引当金として計上し、各々同額の特定預金を有している。このうち財政調整引当金27,000千円は利益留保性引当金である。まちづくり協議会の実績報告書によれば、このような利益留保性引当金にかかわる特定預金支出も助成対象経費に含めて、承認されてきた経緯がある。この引当財源は、実質的にむつ財団からの助成金であり、年間の助成額29,700千円に迫る程の引当残高となっている。助成の趣旨・目的から判断するに、本来であれば、この財政調整積立預金は、各事業で使用されるべきものであり、現在保有する金額は適正金額を超えるレベルとなっていると考えられる。今後は、むつ財団の指導力により、まちづくり事業の趣旨に則った事業を実施することで、適正残高に戻すことが求められる。

【指摘②】事業の実在性の確認について

むつ財団のプロジェクト支援事業においては、実績報告書において領収書等の証憑書類を添付させ、一部の事業については現地視察も実施し、事業の実在性・助成の妥当性についての確認を行っている。しかしながら、まちづくり協議会への助成については、実績報告書の提出を受けて、事業報告書等との金額突合等が行われているものの、事業の実在性を担保する領収書等の証憑書類の徴収を徹底していない。平成19年度に実施されたまちづくり事業47件のうち、実に26件について、実績報告書に領収書等が添付されていない。監査時点において一部事業について、領収書等をまちづくり協議会に求めたが、まちづくり協議会でも各事業者からの実績報告書受領時において徴収していないため入手することはできなかった。この点について、19年度までの不適切な状況を改善するべく、むつ財団としても、20年度からの領収書の添付は指示していることであった。

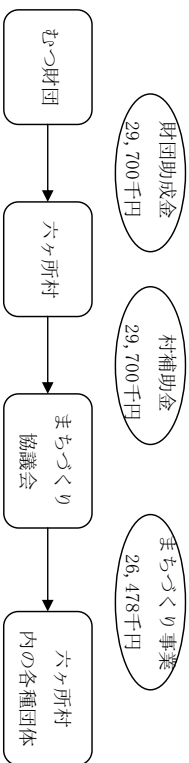
領収書等の添付がないものは、地域活性化促進事業の各種団体等活性化事業と環境美化・植栽等活性化事業が大半であり、助成金額は1件当たり50千円から500千円と様々であるが、中にはその実在性・金額の妥当性を検証する必要があったと考えられるものもあり、今後は領収書等の証憑書類の徴収を徹底し、事業の実在性・金額の妥当性について確認する必要がある。

【意見①】助成先が「まちづくり協議会」とされていることについて

むつ財団からのまちづくり事業の助成金29,700千円は、一旦六ヶ所村に対して交付されている。六ヶ所村は、むつ小川原産業振興プロジェクト支援助成金として村の歳入としてこれを受け入れ、歳出として協議会助成金(村補助金)をまちづくり協議会へ交付し、まちづくり協議会では、まちづくり協議会産業振興助成金交付要綱により、まちづくり事業を行う村内の産業団体、地域団体並びに各種団体に対して助成金の交付を行っている。むつ財団の事業報告書によると、助成先としてまちづくり協議会の名前があるが、助成金の交付申請書・実績報告書は六ヶ所村長からの提出となっており、また、まちづくり協議会の決算報告書は当該助成金を村補助金として計上していることから、むつ財団の助成金

は、実態は六ヶ所村への助成であると思われる。六ヶ所村への助成金であれば、むつ財団は事業報告書上でもそれを明記すべきである。一方、本来、まちづくり協議会の行うまちづくり事業への助成であるならば、直接まちづくり協議会へ助成金を交付し、実施事業の事業目的の適切性や助成金の使途等について他のプロジェクト支援事業と同様の確認を行う必要があると思われる。

現状は、助成先は六ヶ所村なのか、まちづくり協議会なのか明確でなく、助成事業の妥当性等の検証作業も、助成元であるむつ財団によって主体的に行われているとは言い難い状況にある。



【意見②】まちづくり事業の助成の妥当性について

まちづくり協議会は、まちづくり協議会産業振興助成金交付要綱に則り、まちづくり事業の助成を行っている。実際の助成対象事業の中には、事業の妥当性・経済性・効率性等について疑問を抱かざるをえないものもあった。

i. 進学塾通塾のための学費支援事業

本事業は、より学力向上を目指す児童生徒やその保護者の経費軽減と学習能力向上を目的として、尾駈進学学院保護者会（13名）に対して、塾の講習費及び月謝総額 995 千円のうち 450 千円を助成するものである。実績報告書には、本人の意欲向上や志望校への合格などが実績として報告されている。この事業は広い意味で、人材育成事業であるかもしれない。しかしながら、塾費用などは受益者負担が原則であると考えられ、一部地区のごく限られた対象に対しての塾費用の金銭援助であり、助成対象としての人材育成事業の趣旨に適合しているのかは疑問である。

ii. 各地区案内柱設置事業

本事業は、案内柱を設置することにより、村外からの観光客等への案内サービス及び観光開発に資することを目的として村内 12 か所に案内柱を設置するもので、業者への業務委託契約額 3,255 千円の助成が行われている。この事業は、平成 18 年度にも実施されており、村内 10 か所に案内柱が設置され、4,977 千円の助成が行われていた。平成 18 年度に案内柱が設置された場所と平成 19 年度に設置された場所のうち 9 か所が重複している。その理由を質問したところ、平成 18 年度に案内柱を設置した時には、柱の片面に各地区の名称を入れたため、六ヶ所村に入る時には見えるが六ヶ所村を出る時には見えないとのクレームがあり、地中深く埋めた柱を再度掘り出し、柱の裏面も加工した上で埋め直す工事が 9 か所について行われ、残り 3 か所については新規に案内柱を設置したとのことであった。

気づかなかつたと言えそれまでであるが、案内柱としての役割を考えれば、裏表の案内表示は当初より計画されて然るべき内容であったと考えられ、計画検討不足により、余計な費用がかかり、多額の助成金を要したことは残念でならない。

助成金を財源として行う以上、その事業の実施にあたっては、最も経済的・効率的に実施できるよう努めるべきである。



(注) 写真は、監査人が現地にて撮影したものである。

iii. 「電気のあるさと新じまん市」出展販売事業

本事業は村の特産品を出展販売し、宣伝効果をあげることが目的とした事業で、財団法人電源地域振興センターが主催する千葉県の幕張メッセで行われる「電気のあるさと新じまん市」への出展費用と販売商品代・旅費などに 948 千円を助成しているものである。

この事業は六ヶ所村とまちづくり協議会の共催で行われたものであるが、旅費負担について、六ヶ所村は商工観光課職員 3 人分（301 千円）を、まちづくり協議会は 7 人分（453 千円）を負担している。まちづくり協議会の負担した 7 人分の内訳は、六ヶ所村商工観光課課長（まちづくり協議会委員）と同農林水産課職員(2 人)とミスニコウキスダ(3 人)とまちづくり協議会事務局長分であった。農林水産課職員 2 人分をまちづくり協議会で負担する理由を確認したところ、1 人は農林水産課長（まちづくり協議会委員）の代理として、1 人はまちづくり協議会の事務局の手伝いとしての参加であるため、とのことだった。交通費等の負担について、まちづくり協議会としての旅行命令書が出ている訳ではなく、また、人件費負担（まちづくり協議会の負担はなし）についても、まちづくり協議会の業務を行うことにつき六ヶ所村で職専免等の手続きは行われていないため、六ヶ所村の公務としての職務なのか、まちづくり協議会という任意団体の職務なのか判断としない。助成対象とする限りは、書類上も明確な区分をもって六ヶ所村とまちづくり協議会との負担を区分する必要があると考える。

3. わつ財団が直接実施した一般助成事業

(1) 概要

平成19年度実施の73件(122,705千円)のうち、以下の43件(89,288千円)を監査した。

監査の対象としたプロジェクト一覧

(単位：千円)

Table with 6 columns: No, プロジェクト名, 実施主体, 事業費, 助成額. Contains 62 rows of project data.

Table with 6 columns: No, 実施内容, 実施主体, 事業費, 助成額. Contains 6 rows of project data.

(注) No.1はわつ財団の平成19年度の管理番号であり、表上では連番になっていない。

(2) 実施した手続

申請書、交付決定書、実施報告書を閲覧し、実施報告書に係る証拠書類等を確認した。

(3) 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【意見①】(全般) 県内団体への継続的な助成実績について

平成元年度から19年度までの全県団体に対する助成実績の一覧表を入手したところ、事業名は年度によって変わることがあることも、最近年度に至るまで、同じ団体に対して継続的に助成してきたことがわかった。

以下に、1千万円以上の助成を行ってきた団体を列記する。

Table with 4 columns: 団体名称, 助成累計額, 備考. Lists various organizations and their cumulative grant amounts.

| | | |
|---------------------|---------|--------------------|
| 青森県農業改良普及協会 | 24,300 | 平成3年度～12年度 |
| (社) 青森県栽培漁業振興協議会 | 100,000 | 平成5年度～7年度 |
| 青森県漁業協同組合指導協議会 | 20,000 | 平成5年度～4年度 |
| むつ漁業振興会 | 154,900 | 平成元年度～19年度 |
| 青森県またて流通振興協会 | 81,400 | 平成元年度～19年度 |
| 青森県さけ流通振興協会 | 65,840 | 平成元年度～19年度 |
| 青森県漁村活性化対策協議会 | 75,000 | 平成2年度～19年度 |
| 青森県漁業監視団連合会 | 26,000 | 平成元年度～18年度 |
| 青森県漁船海難防止協議会 | 18,000 | 平成10年度～18年度 |
| 青森県漁業協同組合連合会 | 36,400 | 平成2年度～19年度 |
| 青森県産業技術開発推進協議会 | 24,180 | 平成元年度～11年度 |
| (社) 青森県物産協会 | 46,800 | 平成元年度～17年度 |
| 文化観光立県宣言記念イベント実行委員会 | 20,500 | 平成10年度～11年度 |
| 十和田湖冬物語実行委員会 | 14,000 | 平成12年度～18年度 |
| (社) 青森県観光連盟 | 47,260 | 平成元年度～16年度 |
| 青森県商工会連合会 | 22,100 | 平成元年度～9年度、11年度 |
| 青森県地域開発人団体連合会 | 19,680 | 平成2年度～18年度 |
| あおもりくらしの総合研究所 | 15,172 | 平成9年度～18年度 |
| 岩木山スキーリゾート大会実行委員会 | 15,500 | 平成元年度～3年度、8年度～16年度 |

これらの団体の全体的な活動を通じて、財団の事業目的に沿った経済効果をもたらすことについては、経済の仕組みから考えれば疑いのないところであろう。ただし、このような助成金を漫然と継続して受け取ることで、双方の利害調整が働き、受け取る側としては新たな事業意欲を減退させ、求められる事業効果が希薄化する恐れがあることに注意する必要があるし、過去の反省材料の一つではないであろうか。また、助成する側も実績はつくられるものの、事業効果の測定が主観的になりがちであり、客観的に示す指標データが見当たらないことも一般論である。これまで助成を受けたこれらの団体が、現在どのような事業活動を行い、助成金の効果が認識されているかどうかについて、改めて検証することは、今後の助成事業の成否を占うために有用なことだと考える。民間人事長を迎え入れた頃から、このような継続的な助成は少なくなっており、好ましい傾向にあると見受けられるところである。

今後は、このような団体に過度に集中・依存することなく、裾野も含めた全体的な産業振興施策の掘り起こしを行い、行政施策の方向性や達成目標を明確化した上で、このような民間の力を最大限発揮して本県の産業振興に結びつける必要があると考える。

【意見②】(全般) 追加採択プロジェクトの採択経緯について

むつ財団では、緊急必需の事業要望に備える意味で、採択の金額性に若干の余裕を持つて事業採択を行う結果、毎年度、追加採択事業が発生することとなる。この緊急必需な事業要望には、県予算(財政)の厳しさを起因とした県関連事業も含まれるが、この決裁権限はすべて理事長一人にある。即ち、追加採択採用分については、県予算の補完的役割を有しているとも考えられるが、不採択となった数多くの事業要望団体等からは羨望の眼差しが向けられることとなる。理事長に追加プロジェクトの採択基準について質問したところ、「良心に従って」、「公正な立場で」、「県事業(施策)との密着な関連」、「事業の緊急性と

必要性」を判断基準として事業採択し、その結果を理事会に報告している、とのことであった。また特に地域や業種に偏りはないとのことである。監査時に具体的に抽出した6事業について、採択理由を質問した結果、むつ財団の回答は下表のとおりである。
(単位：千円)

| 事業名 | 事業主体名 | 事業費 | 助成額 | 採択理由 |
|--------------------------|-------------------|-------|-------|---|
| 木炭活用によるトマトの早期栽培実証事業 | つがるにしきた農協 | 2,500 | 2,000 | 小雪のため施用効果が判然としなかった18年度事業の助成を無駄にしないため |
| 地域特産ながいもの木炭利用による品質効用対策事業 | 同上 | 2,022 | 1,617 | ながいも産地が土壌病害等により、畑地から砂丘地にシフトしてきており、早急に土壌改良効果を把握する必要性があった |
| 文化・観光施設循環バス試乗運行事業 | 文化・観光施設循環バス実行委員会 | 5,839 | 1,000 | 新幹線青森駅開業に向けて、市内観光の2次交通機関の未整備問題を解決する必要性があった |
| 2007大連・青森 I T 産業ビジネス交流事業 | (社) 青森県情報サービス産業協会 | 2,372 | 1,000 | 大連市とのビジネスマッチングの場を提供することで、県内 I T 業界の人材育成と雇用拡大に寄与する |
| 全日空チャーター便を契機とする青森県フェア開催 | 青森空港振興会議 | 1,876 | 1,500 | 観光・物産の PR を兼ねた青森県フェアが急遽沖瀬で開催されたこととなった |
| サケ海・同育実証試験事業 | 下北サケ海・同育青森推進連絡協議会 | 1,546 | 1,000 | 国が生け簀を設置し、漁協がサケ育成データの取得・管理、県がデータ分析及び同育マニュアルの作成というように、関係機関の連携体制が出来上がっており、マニュアルは下北地方のみならず全県に活用できると判断されたため |

回答内容については、理事長の意識と重なるものであり、妥当なものと判断される。ただし、事務手続き上は検討委員会の意見を聴取せず単独の判断で行われ、理事会へも事後報告となっていることは事実であり、財団の内部統制上のコンプライアンスは働かないリスクとなつていく。実際上、理事長は様々なプレッシャーを受けながらも、誠実に事業採択した旨、発言を承った。このような実情の中では、採択の公正性確保の観点から、理事長や事務局の判断のみによって採択される追加事業についても、今後は検討委員会を改めて召集するか、資料の持ち回り審議の方法を検討する必要があると考える。

【意見③】(No.45)階上早生蕎麦で健康で楽しくコミュニケーション事業

本事業は、フォレストピア階上施設の有効活用、集いの場づくりや階上早生蕎麦の地産地消などを目的として、フォレストピア階上施設に手打ち蕎麦教室所を開設し、玄そばを製粉、蕎麦手打ちに係る作業を引き受けるとともに、当事業所案内と手打ち蕎麦パック販売を並行的実施や町内行事先への手打ち蕎麦作業用具の貸し出しなどを事業として実施している。

実績報告書を見ると、確定事業費1,224千円に対し、交付額が970千円であり、254千円を実施主体である階上町パークゴルフ協会が負担している。この負担の原資を見ると、本事業で実施したそば打ち収入となつており、収入金額が255千円であり、わずかながらあるが収支がプラスとなつており、また、利息収入もあることから、下記のとおりトータルで1,366千円の残余が生じている。

（本事業収支と差額負担状況）

（単位：円）

| 収支状況 | | 収支差額負担内訳 | |
|--------|-----------|----------|----------|
| 確定事業費 | 1,224,860 | そば打ち収入 | 255,680 |
| 助成金交付額 | 970,000 | 利息収入 | 546 |
| 収支差額 | 254,860 | 自己負担総計 | 256,226 |
| | | | 1,366円多い |

助成金算定ルール上は、総事業費の5分の4（8割）以内とされていることから、本事業の場合は1,224千円×80%＝979千円が上限であり、ルール上の問題はない。ただし、例えば上記の例で、そば打ち収入が仮に50万円であり、20万円以上剰余金が生じたとしても問題がないこととなり、不合理な結果となることもありうる。この原因としては、収入を伴う事業について、収入総額の把握が十分でないことや、その収入に係る直接的な事業費とそうでない事業費が混在したまま実績報告をさせることも一因と思われる。

具体的には、以下のとおり、交付要綱第4号様式の6及び7にて、報告がなされている。

（第4号様式の6）

| 区分 | 事業費 | 事業費の負担区分 | | 自己負担 |
|-------|-----|----------|------|------|
| | | 財団助成金 | 市町村費 | |
| 事業費 | | | | ※ |
| 一般事務費 | | | | ※ |
| 合計 | | | | ※ |

（第4号様式の7）

| 区分 | 事業項目 | 仕様 | 数量 | 単価 | 金額 | 備考 |
|-------|------|----|----|----|----|----|
| 事業費 | | | | | | |
| | 計 | | | | | |
| 一般事務費 | | | | | | |
| | 計 | | | | | |
| 合計 | | | | | | |

上記※部分において、事業から直接生じる収入（会費等ではなく対価性の収入の額）があったとしても、財団助成金やその他の収入では事業費に足りない金額のみを記載すれば、表面的には収支均衡となり、財団としては助成額が適正水準かどうかの判断が困難になつてしまう恐れがある。

したがって、第4号様式の7を支出のみではなく、事業に伴う収入も含めて記載する様式とする、さらには事業内容が多岐にわたる場合には、それぞれの収入とそれに直接付随する経費が把握しやすい様式に改めることで、最終的に助成すべき適正金額を判断しやすい実績報告書になるものと考えらる。

なお、今回内容を確認したプロジェクトのうち、類似の例として「第3回ヨソトつがる産業まつり in ひらかたチーム事業」については、総事業費が2,919千円であるのに対し、販売収入を伴う事業費部分1,027千円を控除して助成金を算定している。このように、様式を工夫し、対価収入がある場合にそれを把握しやすくすることににより、適切な助成額が決定できるのではないかと思われる。

【意見④】（No.46）おももり白神ツアーズム推進プロジェクト事業

本事業は、ワークショップを通じて、地元住民一人ひとりの知恵と活力を結集し、基幹産業の農林水産業と観光関連産業の連携を強化しながら、地域資源を有効に活用した「食の観光」の推進を図り、農林水産業の担い手育成、若者の定住や雇用の創出、観光PRや新たな旅行商品の造成、インターネットを通じて国内外へ向けた情報発信、地域経済の活性化を図ることを目的とするものである。具体的には、ワークショップの開催や創作料理の開発・提供、試食会、旅行商品の開発、国内外への情報発信を実施した。

この交付決定時の事業計画書は、上記の他にホームページ作成やリーフレット1万部作成の予定が計画されていたが、実績はゼロであった。実績報告と計画を比較するとワークショップ講師の報償費が計画よりも高すぎて（50万円の予定が80万円）、予算がなくなつたことが窺われる。

一般に、実績報告書の様式を見ると、事業費等の実績と負担区分のみを報告すれば足りるものとなつており、計画との詳細な対比は求められていない。

実績報告書を見る限り、上記事業が実施されなかったことによる影響はなかったようであるが、計画に対して実績がどうであったか、それが事業成果に影響するものではないかどうかの報告を求めるのが本来であり、実績報告書の様式に改訂の余地があると考えらる。例えば、前記の助成金交付要綱第4号様式の7につき、計画と実績の対比方式とし、重大な差異について理由を明記させる様式とすることも一案である。

【意見⑤】（No.41）八戸地域におけるソーフードツアー推進事業

本事業は、18年度からの継続事業であり、地域が独自に商品の流通経路を構築するため、地域ブランドの構築に結びつく新商品の開発や、通信販売を行い、将来的には会社設立を目指している。

具体的な実施内容としては、勉強会の開催や通信販売サイトの作成、通信販売向けの商品開発、プロモーション兼テストマーケティングを東京都で行った。

ここで、事業費2,128千円の大半は、株式会社Dの主任研究員個人に支払われている。その内訳は、簡易実証実験500千円、講師料1,470千円である。

これに関する証拠書類を閲覧したところ、前者について「通信販売実証実験企画・管理費として」500千円の領収書（株式会社D研究所主任研究員 何某として、研究員個人が受領）があったものの、請求書や請求明細等は添付されておらず、支出の妥当性の確認方法について改善の余地があると考えられる。

【意見⑥】（No.43）地域活性化貢献ワークショップ製作活用可能性調査事業

本事業は食や観光場所などを掲載した地域活性化ワークショップを製作・配布し、観光客や市民が活用することで経済効果を引き出すことを目的とし、また、本事業が好調な結果を示した場合、ワークショップ製作、マーケティング調査を専門とする組織を立ち上げるなど、企業化を検討することも目的としている。具体的には、ワークショップの作成（15,000部）及び配布を行い、

配布先は、市内ホテル、八戸駅、みろく横丁、物産協会、タクシー各社、八食センター、八戸市水産科学館、JR盛岡支社などであった。

本事業に関する実績報告書を見ると、事業効果について、携帯電話によるアンケート記録が残ることについて、店側の関心が高かった旨の記載がなされているが、事業を実施したことによる具体的な経済効果に言及されておらず、目的に対して事業効果の記載が十分ではないと思われる。また、ネットに商店が具体的に紹介されることから、掲載店舗より広告料や負担金などの徴収があるのではないかとと思われる、その点を事業者に確認したところ、今回については店舗からの合意が得られず、徴収できなかったとのことであった。

「階上早生蕎麦で健康で仲良く楽しくコミュニケーションづくり事業」の部分にも記載したとおり、収入が見込まれる場合には計画段階でその可能性を明記させるとともに、事業の収支形式により実績報告させるような改訂の余地があると思われる。

【意見⑦】(No.16)藍染製品製造販売促進事業

本事業の概要は以下のとおりである。

| | |
|-----------|--|
| 事業目的 | 青森市は、「青森の青・藍の青に因んで」藍を青森市の特産品にしたいと、官民一体となって取り組んでいる。昨年度の「おおもり藍染め工芸開発事業」によって、藍染技術者の養成、商品開発及び市場開拓を行い、工房の自立を図った。この事業効果により会員による製品が販売され、安定的な収入を得られることを目的とする。 |
| 事業実施主体 | おおもり藍工房 |
| 事業規模 | <ul style="list-style-type: none"> ・ソーテックインクジョットの開設 ・ギヤラリーでの作品展 ・ネットワークの構築 ・市場開拓の促進 ・人材育成 |
| 事業実施場所 | 青森市ふれあい豊岡他 |
| 事業実施方法 | 直営 |
| 事業効果 | 当初計画では商店街空き店舗等を活用した期間限定での製品販売を行うこととしていたが、「道の駅なみおかソウマルビル」内に移転することができた。また、高島屋柏店・東京銀座モリギヤラリーでの展示販売活動を行った。これらの事業活動の結果、本県のみならず首都圏での消費者ニーズに合致すること、会員数増加と人材育成という効果が認められた。 |
| 事業費と財団助成額 | 事業費 2,900 千円に対する助成額 2,300 千円、残額 600 千円は自己負担 |
| 事業費の内訳 | (単位：千円) |
| | 藍染材料費 652 |
| | ギヤラリー使用料 232 |
| | PR用パンフレット 154 |
| | チラシデザイン委託料 200 |
| | 材料費 212 |
| | 調査費(旅費) 446 |
| | 人件費 1,002 |
| | 計 2,900 |

(1) 経理及び管理業務に対する検証手続きの不十分性について

事業費の実在性、真実性、正確性を検証し、助成金交付の適正性を確認した結果、下記の問題点が認められた。全般的に、経理業務を中心とした管理業務が不適切であり、改善の必要性と緊急性が高い事案と考える。

①本団体の事業全般に係る収支計算書の提出を依頼したところ、提出を受けられなかった。藍染め商品を販売することが事業目的となっている団体において、収支計算書を作成しないことは極めて不適切な財務事務である。

②事業費の根拠となる、財団に提出された領収書写しを監査したところ、宛名が、この団体の事務局を運営する有限会社になっているものが含まれていた。また、支払った相手の住所や社名の記載の無い領収書があったり、貼る事が義務である収入印紙が貼られていない領収書も存在した。これらの領収書写しの提出を求める趣旨は、事業費の適正な執行の検査確認であり、このような不適切な領収書は、むつ財団の検査確認段階で発見し、事業者側に説明を求めた上で適正なものを再提出を受けるべきであった。

③材料費は団体代表者から購入した形になっているが、その精算書を監査した結果、種類、枚数、単価の記載された実に簡素な精算書に代表者の認め印が押印されたものであった。これをもって適正な事業費と判断することは到底出来ない。この様な場合には、その代表者が実際に購入した原始証憑、預金通帳などの出金の事実を確認できなければ、十分な検査確認業務とは言えない。

④旅費は東京への出張旅費であるが、その内訳は鉄道賃、宿泊費、日当である。このうち日当についても事業費として集計されており、1日5,000円である。この日当の根拠となる出張旅費規程は作成されておらず、具体的内容を質問したところ、会場までの交通費と弁当代として支給したものと回答があった。日当は、法人等である場合の出張命令により、出張先での食事代等のために支出されるものであって、任意団体が支出するこのような日当までを事業費とすることについては、疑義のあるものである。また、日当の金額についても、社会通念上から判断するべきものであり、県職員との比較も参考にすべきである。

⑤人件費の内訳は、代表者の指導謝金(日額9,400円)72日分と業務協力者5名への謝金である。この日額の根拠となる給与規程も存在せず、何をもって適正と判断されたのか、全く要を得ない。また、領収印もなく、本当に支払われたかどうかの確認も不可能である。もちろん、源泉所得税の納税も確認できなかった。そもそも、このような人件費を事業費として認めることは、助成基本方針に則っておらず、適切ではないと考える。

このような助成先事業者の不適切な経理・管理業務は、本来むつ財団の検証・検査確認事務の中で未然防止するシステムにより、発見されるべきものである。事業者の寄附金を配分し、管理する事務を県派遣職員が行う理由には、県の正確な事務手続に対する信頼感があるためではないだろうか。事業採択のみならず、会計・経理業務も含めて、県職員が行うことで、財団そのものの信頼性が確保されていると県民は考えている。財団の事務手続きは定められたルールどおりに行われる必要があり、ルールがなければ速やかに定める必要もある。

結論として、このように多くの問題点が指摘される状況については、速やかに解消されるとともに再発防止策を講じるべきである。

参考までに、職員の金銭横領事件が発覚した財団法人青森市文化スポーツ振興公社に対する助成金50万円については、本財団の助成事業として不適当であることから交付決定を

取り消している。このような強い態度を示すことも、核然ワネーに群がる市町村や事業者に対して、一定の牽制効果をもたらすものであり、妥当な経営判断であったと考える。

【意見⑧】(No.4)特産品開発事業

本事業の概要は以下のとおりである。

| | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------|--|---------|------------|-----|----------|-----|-------------|-----|---------------|----|---------|-----|---|-------|
| 事業目的 | ヤブセ、雪といった気候風土の北北地方において、年間を通じた農業、全国に誇れる特産品を生み出すことを目的に、①特産品となりうる農産物の選定②雪国で耐えられるハハスの研究・設計③雇用の創出を目的とする。 | | | | | | | | | | | | | |
| 事業実施主体 | 環境にやさしい農業を考える会 | | | | | | | | | | | | | |
| 事業規模 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 大学教授又は農業研究有職者による農産物選定及び技術講習会 ・ 大学教授又は農業研究有職者による雪国に強いハハスの研究 ・ ハハス設計 ・ 行政関係者等関係機関との勉強会 | | | | | | | | | | | | | |
| 事業実施場所 | むつ市 | | | | | | | | | | | | | |
| 事業実施方法 | 直営 | | | | | | | | | | | | | |
| 事業費と財団助成額 | 事業費 1,200 千円に対する助成額 950 千円 | (単位：千円) | | | | | | | | | | | | |
| 事業費の内訳 | <table border="1"> <tr> <td>農産物選定及び講習会</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>ハハス研究講習会</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>ハハス及び周辺設計委託</td> <td>550</td> </tr> <tr> <td>行政関係者との検討・研究会</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>設計書の作成等</td> <td>170</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,200</td> </tr> </table> | | 農産物選定及び講習会 | 300 | ハハス研究講習会 | 150 | ハハス及び周辺設計委託 | 550 | 行政関係者との検討・研究会 | 30 | 設計書の作成等 | 170 | 計 | 1,200 |
| 農産物選定及び講習会 | 300 | | | | | | | | | | | | | |
| ハハス研究講習会 | 150 | | | | | | | | | | | | | |
| ハハス及び周辺設計委託 | 550 | | | | | | | | | | | | | |
| 行政関係者との検討・研究会 | 30 | | | | | | | | | | | | | |
| 設計書の作成等 | 170 | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | 1,200 | | | | | | | | | | | | | |

(1) 謝金の支払について

専門家の講演に対する謝金として1人に対して1回10万円が支払われている。この金額の根拠を求めたところ、特になんかの回答を得た。通常、県が主体的に実施する事業であれば、謝金規程(例えば、大学教授クラスで1日36,500円など)に準拠して支払うのが当然であるが、このような任意団体の場合には、謝金規程が作成されていないことがほとんどである。財団の求める「事業の選択と集中」を進める上で、事業の費用対効果の測定は必要不可欠である。費用対効果を考える場合に、まずは冗費の節減であり、団体においては、その支出の意義そのものを見直すことが必要である。他の事業においても謝金の支払は数多く見られ、その金額は様々である。むつ財団の推し進める事業目的の達成や、不正行為・不当行為の防止のためには、団体の行う事業に関して共通的に発生する費用に関して、指針となりうる標準的な金額を示すことも意義のあることだと考える。

(2) 領収書の添付について

実績報告書に添付された領収書を監査したところ、営利企業からの領収書にも係らず、3万円以上の領収書に収入印紙の貼っていないものが散見された。理由は、銀行振込みにより支払った場合に、振込金受取書で代用し、わざわざ領収書の発行を受けていない場合に、財団への実績報告書に添付する必要性から、営利企業の社印入りの収入印紙なき領収書の提出を依頼し、それを添付しているためであった。思うに、実績報告書の検査確認事務において、取引の妥当性や適正性、真实性を検証することが目的であり、その目的のためには、取引の妥当性や適正性、独立性第三者間の取引を立証する、収入印紙の貼られたものを入手するよう、事業者に強く要請するべきである。もし仮に、財団の検査確認

事務上、振込金受取書で代替可能と判断するのであれば、その旨をアナウンスして、事業者の事務処理の簡便性も考慮する必要性がある。

【意見⑨】(No.57)青森はたて主力加工品(ボイルベビーほたて)消費拡大推進事業

本事業は、青森県産ほたての消費流通の円滑化、販路拡大を推進し、ほたて生産者並びに加工業者の経営安定の維持を図り、青森県ほたて産業の振興と活性化をはかることを目的として、パンフレットの配布・宣伝キャンペーン・消費動向調査を県内外(中国上海市を含む全国8か所)で行うものである。

このうち中国上海市での事業実施は、みちのく銀行上海経営者交流会への旅費及び参加費2名分577千円となっており、請求書は青森県漁業協同組合連合会(以下、県漁連という)より発行されたもので県漁連に対しての振込受取書が添付されている。参加したのは、事業主体である青森県ほたて流通振興協会の理事と県漁連の職員2人であり、県漁連の職員は海産物の流通専門家として参加してもらったとのことであった。監査時に取り寄せてもらった同交流会の行程表によれば、3泊4日の日程で飛行機での行きと帰りの日程を除けば、残り2日のうち1日は経営者交流会であるが、1日は終日観光となっている(全日程食事付き)。このような事業実施に直接関わりのない観光・食事も含む旅行代金全額を助成の対象とすることには、助成基本方針において、助成対象経費は事業実施に当たり必要最小限なもの、助成対象外経費として食料費が掲げられていることから、適切ではないと考える。

今後は、計画申請段階で、宿泊等の出張を伴う事業については、事業実施に当たり必要最小限の日程となっているか、通常要する程度を超える豪華な食事代等含まれていないかの内容を確認する必要がある。

【意見⑩】(No.58)本県地場産品のPR及び販路拡大と立ち上がり産品紹介事業

本事業は、地場産品を青森県観光物産館アスパムにおいて販売・PRすることを通じて新たな地場産品ファン拡大と販路拡大を目指すこと等を目的とした事業で内訳は下表のとおりである。

| 事業項目 | 仕様 | 数量 | 金額 |
|-------|-------------|---------|-------|
| 広告宣伝費 | テレビスポット放送料 | 5都道府県一式 | 840 |
| | テレビスポット素材制作 | 一式 | 78 |
| | 新聞広告掲載料 | 9回 | 976 |
| | 新聞広告版下製作費 | 9回 | 155 |
| | フリーペーパー版下製作 | 2回 | 302 |
| 印刷製本費 | フリーペーパー版下製作 | 2回 | 37 |
| | リーフレット製作費 | 一式 | 488 |
| | リーフレット印刷費 | 20,000部 | 370 |
| | 計 | | 3,195 |
| | うち財団負担額 | | 2,000 |
| | うち自己負担額 | | 1,195 |

見てのとおり、事業内容は広告宣伝費関連費用のみであり、アスパム内の店舗「青森県地場セレクト」の商品紹介・販売が主なものである。広告宣伝費用への助成を一概に否定するものではないが、テレビスポット・新聞広告等の広告宣伝は一時的・単発的なものとどまること、事業評価にあたっての効果測定が困難なこと、平成17年度より継続して多額の助成が行われている点（平成17年度助成額3,000千円（開設事業含む）・平成18年度2,000千円）を勘案すると、他事業との採択バランス上、明確な採択理由が求められると考える。純然たる広告宣伝費の助成については、常時継続実施されているものではなく特別な企画・意義・効果が認められるものに限ることや、広告宣伝費は本来、事業主の裁量の範囲内で実施されることを考慮して助成割合や助成期間にも特別なルール（助成割合・助成期間の切下げ等）を設けるなどの工夫が望まれる。

【意見⑩】(No.64)活力と魅力溢れる漁村づくり事業

本事業は漁村づくり大会等を開催し、漁村のすばらしさを内外に紹介し、漁村の伝統文化や芸能等の継承に努めること、子ども達に本県の水産業を理解してもらうため、社会科副読本の作成に企画・助成することを目的として、2007活力と魅力溢れる漁村づくり「むつ湾地区大会」の開催と小学生社会科副読本「平成20年度版のちはぐくむおおもりの農林水産業」の作成を内容とするものである。

本事業の総事業費は2,623千円（漁村づくり大会1,923千円、社会科副読本700千円）であり、事業費の負担はむつ財団2,000千円、(社)青森県水産振興会200千円、自己負担金423千円となっている。助成基本方針である助成金額の算定式（総事業費×4÷5－他機関からの助成額）以内の額）によると、1,899千円（＝2,623千円×4÷5－200千円）となり、実際のむつ財団の助成額2,000千円はこれを101千円上回っている。基本方針に従っていないことにつき特に理由書も添付がなく、形式的に実績報告書も受理されており、これでは何のための助成基本方針であるか理解に苦しむ。例外を認める場合には、書面での承認理由を明らかにするなど例外処理の手続についても整備する必要がある。

【意見⑪】審査の公平性・透明性の確保について

(No.60)第7回青森県和船競漕大会)

本事業は、和船による漁業及び海上交易が盛んだった往時を偲び、小学生によるボート競技や車漕を使用した漁村対抗競漕などを実施し、漕を漕ぐ技法の伝承を図るとともに、この行事を継続的に実施することにより、青森県の夏の風物詩として伝統的な行事に育てることを目的として青森県和船競漕大会を実施するものである。平成15年度より継続的に助成が行われている（平成15年度助成額2,000千円・平成16年度2,000千円・平成17年度1,000千円・平成18年度1,000千円・平成19年度1,000千円）。

この事業については、むつ小川原地域・産業振興プロジェクト検討委員会での評価が低かったものであるが、最終的には採択されたものである。採択されたことについて、その経過・判断理由等の書面は残っておらず、採択に直接関わった前理事長・事務局職員も在籍しないため、現理事長に回答頂いたところ、「漕を漕ぐ技法などの海洋国日本の伝統を後世に

承継するとともに、当該行事を青森の新たな夏の風物詩として定着させるため、助成することとした。」とのことだった。

(No.67)2007年青森県菓子工業組合40周年記念菓子祭り)

本事業は、県内で生産される菓子の消費拡大を図るため、安全安心の時代のニーズに的確に対応するため、優れた菓子の存在を消費者へアピールすること等を目的として、「2007年青森県菓子工業組合40周年記念菓子祭り」（3日間）を開催するものである。

この事業についても、むつ小川原地域・産業振興プロジェクト検討委員会での評価は、菓子業界でやるべきことである等の理由から大変低かったものであるが、最終的には採択されている。採択されたことについて、その経過・判断理由等の書面は残っておらず、上記事業と同様に、現理事長に回答頂いたところ、「創設40周年の節目ということ、また会場周辺（青森市新町地域）への誘客効果も期待できることから助成することとした。」とのことだった。

むつ財団は、平成19年度から助成事業の上限額2,000千円を撤廃し、支援事業の選択と助成の集中化を進めた結果、効果の薄いイベント事業や今まで長期にわたり支援してきた事業について相当数の支援継続を見送った。その中で、何故これらの事業が特に採択されたかは、今とっては現理事長の説明を伺っても釈然としないものが残る。今後は、むつ財団が支援事業の選択と助成集中を進めるにあたって、不採択事業が増加していくことが予想され、支援事業審査が公平かつ透明性をもって行われるのでなければ、事業者（県民）の納得・理解は得られまい。審査の公正性・透明性を高めるには、審査基準を明確化すること、審査過程の記録を漏れなく文書で残すこと、民間公募委員を検討委員に加えるなどの措置が必要だと思料する。

第6節 原子燃料サイクル事業推進特別対策事業

第1 概要

1. 目的

本事業は、原子燃料サイクル施設の立地を契機とした地域振興策の一環として、むつ財団が原子燃料サイクル施設の立地村、隣接市町村及び隣々接市町村を除く、電源三法交付金の恩恵を受けられない県内市町村に対して、対象事業に要する経費について助成することにより、市町村における地域特性を活かした各種整備事業の一層の充実を図ることとし、もって全県の振興に資することを目的としている。

2. 事業内容等

原子燃料サイクル事業推進特別対策事業（以下、「特別事業」という。）は、原子燃料サイクル事業の中核をなす再処理施設の着工を契機として、全県の振興の一層の充実を図るため、むつ財団が各市町村における地域特性を活かした各種事業に要する経費に助成している。

本事業は、むつ財団が、電事連から受け取る寄附金を財源にして、平成6年度から始まった。その寄附金は、県と電事連とが交渉し、その合意により受け取っているものであり、5年単位で見直しが図られているので、現在は、第3クール目（平成16年度から平成20年度）に入っている。その第3クールの助成金は、各市町村一律で、限度額は、1市町村当たり65百万円（但し、県から電源立地地域対策費補助金（水力・火力関係市町村事業分）の交付を受けることとされている対象市町村にあつては、55百万円）である。

助成対象となる事業は、4つに大別され、対象となる事業は、施設整備・企業導入事業、基幹産業育成事業、創意工夫事業及び既存施設更新事業の4つである。これらの事業は対象となる市町村が、主体的な発想のもとに地域の創意工夫を最大限に發揮して行つてい。それぞれ以下のように目的毎に区分されている。

| A | B | C | D |
|---|---|---|--|
| 施設整備・企業導入事業 | 基幹産業育成事業 | 創意工夫事業 | 既存施設更新事業 |
| ①市町村が社会資本の整備のために行う施設整備事業と②市町村が行う企業導入・産業近代化のための事業であつて、住民の雇用の安定・促進に真に役立ち、かつ、雇用の安定・促進等に関する施策と整合性のとれた企業導入・産業近代化事業 | 農林水産業、商工業等の基幹産業の育成のために事業者等が行う事業に対し、市町村が支援する事業 | 市町村の区域内における産業の育成のための事業。但し、助成は、事業費の4分の3以内とする | 市町村の公共施設・設備の改修・改造事業。但し、助成は、事業費の2分の1以内とする |

また、対象となる事業主体は、原子燃料サイクル施設の立地村、隣接市町村及び隣々接市町村を除く30市町村（旧合併市町村では52市町村だった）である。

3. 事業予算・実績等

第3クールの各年度の事業費推移は、以下のとおりである（平成20年度は計画）。4つの助成事業のどの事業を実施するかは、各市町村の判断であるが、助成の限度額は5年間

の間で全額執行するよう、むつ財団が指導しており、過去において余剰が生じたことはなく、第3クールも平成20年度で全額執行することを想定しているとのことであった。

| 区分 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 5年間合計 |
|----|---------|---------|---------|---------|---------|-----------|
| A | 419,348 | 409,075 | 418,678 | 387,640 | 613,795 | 2,248,536 |
| B | 52,087 | 40,034 | 28,365 | 82,471 | 5,633 | 208,590 |
| C | 18,629 | 8,125 | 23,000 | 13,000 | 17,000 | 79,754 |
| D | 89,964 | 123,361 | 118,420 | 130,314 | 251,061 | 713,120 |
| 合計 | 580,028 | 580,595 | 588,463 | 613,425 | 887,489 | 3,250,000 |

助成対象事業は、金額的には圧倒的にA：施設整備・企業導入事業が多いが、その中でも施設整備事業がほとんどであり、住民の雇用の安定・促進のための企業導入・産業近代化事業といえるものは、少額である。また、D：既存施設更新事業については、ほとんどが、本来は、市町村の自主財源でまかなうべきものと推測される。

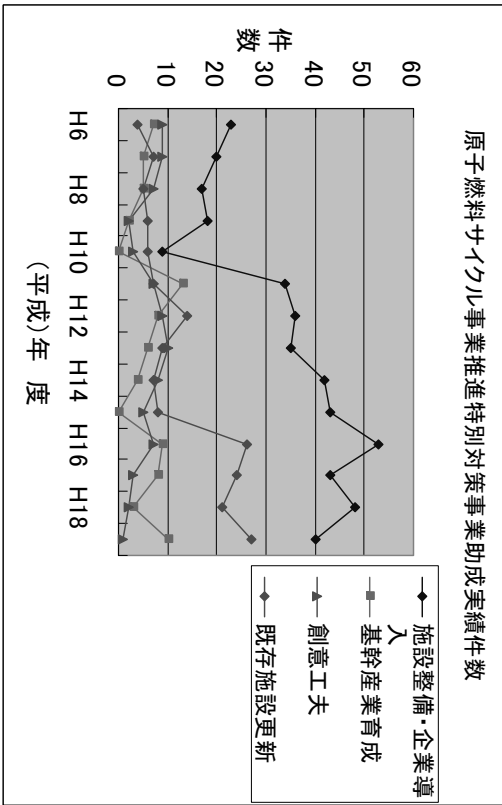
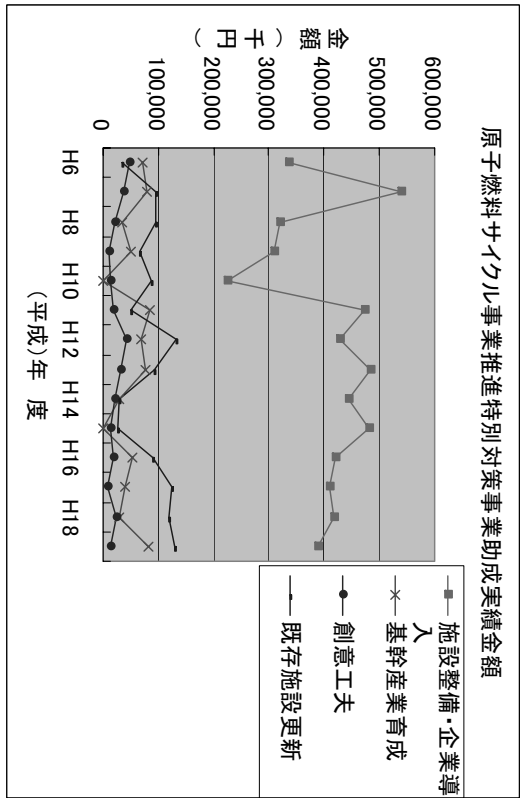
本事業開始以来、これまでの区分別の事業実績は、下表のとおりである。

原子燃料サイクル事業推進特別対策事業助成実績

| 年度 | A.施設整備・企業導入 | B.基幹産業育成 | C.創意工夫 | D.既存施設更新 | 合計 | | | | | |
|-----|-------------|-----------|--------|----------|----|---------|-----|-----------|-----|-----------|
| H6 | 23 | 334,926 | 7 | 70,760 | 9 | 46,450 | 4 | 33,400 | 43 | 485,536 |
| H7 | 20 | 539,630 | 5 | 80,194 | 9 | 36,425 | 7 | 95,594 | 41 | 751,843 |
| H8 | 17 | 320,778 | 5 | 34,760 | 7 | 20,967 | 5 | 94,874 | 34 | 471,379 |
| H9 | 18 | 308,317 | 2 | 50,000 | 2 | 11,500 | 6 | 65,500 | 28 | 435,317 |
| H10 | 9 | 223,674 | 0 | 0 | 3 | 13,750 | 6 | 88,500 | 18 | 325,924 |
| H11 | 34 | 473,572 | 13 | 85,668 | 7 | 17,500 | 7 | 51,364 | 61 | 628,104 |
| H12 | 36 | 428,271 | 8 | 69,500 | 9 | 42,270 | 14 | 132,892 | 67 | 672,933 |
| H13 | 35 | 484,395 | 6 | 75,934 | 10 | 32,675 | 9 | 93,370 | 60 | 686,374 |
| H14 | 42 | 443,167 | 4 | 29,166 | 8 | 19,915 | 7 | 29,410 | 61 | 521,658 |
| H15 | 43 | 482,156 | 0 | 0 | 5 | 12,861 | 8 | 25,914 | 56 | 520,931 |
| H16 | 53 | 419,348 | 9 | 52,087 | 7 | 18,629 | 26 | 89,964 | 95 | 580,028 |
| H17 | 43 | 409,075 | 8 | 40,034 | 3 | 8,125 | 24 | 123,361 | 78 | 580,595 |
| H18 | 48 | 418,678 | 3 | 28,365 | 2 | 23,000 | 21 | 118,420 | 74 | 588,463 |
| H19 | 40 | 387,640 | 10 | 82,471 | 1 | 13,000 | 27 | 130,314 | 78 | 613,425 |
| 合計 | 461 | 5,673,627 | 80 | 698,939 | 82 | 317,067 | 171 | 1,172,877 | 794 | 7,862,510 |

(単位：件、千円)

以下は、上表をグラフ化したものである。



4. 施策評価の概要等

これまで、特に施策評価を行っているわけではない。事務局長が各市町村を回って、検査確認事務を行う際にその事業の効果について説明を受けていることであった。平成20年度からは、プロジェクト支援事業のフォローアップ事業に倣って、フォローアップ調査様式を設定し、調査整理することとしている。

第2 実施した手続

事業の概要等について、むつ財団の事務局長に質問した。また、各市町村が行った助成対象事業のうち、下記の補助対象事業については、事業の内容を質問・聴取した上で、必要に応じて、交付申請書、実績報告書等を入力し、事務手続きの妥当性、適切性、助成金額との整合性を確認した。監査の対象とした事業は平成19年度分(26市町村78件、613,425千円)のうち、下記16市町村分である。

| 市町村名 | 事業名 | 金額 | |
|-------|---------------------|--------|---------|
| | | 事業費 | 助成額 |
| 青森市 | 中心商店街街路灯整備事業 | 70,833 | 32,950 |
| 弘前市 | 星と森のロゼットビーズ施設改修事業 | 46,536 | 23,200 |
| 五所川原市 | 市道整備事業(藤枝1線) | 40,610 | 40,000 |
| 五所川原市 | 立佞武多製作事業 | 19,493 | 13,000 |
| むつ市 | 脇野沢地区公共施設下水道接続事業 | 13,368 | 6,684 |
| 深浦町 | 十二湖周辺観光施設整備事業 | 3,234 | 3,234 |
| 西目屋村 | 白神館改修事業 | 24,160 | 10,000 |
| 大鰐町 | 用排水路整備事業 | 13,099 | 13,000 |
| 桜柳町 | 農道舗装整備事業 | 13,058 | 13,000 |
| 中泊町 | 中学校パソコン導入事業 | 24,801 | 24,800 |
| 風間浦村 | 下風呂温泉施設整備計画基本構想策定事業 | 4,798 | 4,790 |
| 三戸町 | 町道金堀線整備事業 | 1,203 | 1,203 |
| 三戸町 | 町道館・遠藤・小中島線整備事業 | 3,321 | 3,321 |
| 五戸町 | 町道熊戸公園線道路改良事業 | 14,140 | 14,100 |
| 田子町 | 田子町総合案内看板整備事業 | 7,087 | 7,000 |
| 新郷村 | 情報システム整備事業 | 7,488 | 7,480 |
| 合計 | | | 217,962 |

第3 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【指摘①】取り交わし書類の誤りについて

中心商店街街路灯整備事業(青森市)について、「平成19年度原子燃料サイクル事業推進特別対策事業変更交付申請書」を「変更承認申請書」と間違っ記載して作成していた。誤って作成したのは青森市であるが、むつ財団としても確実にチェックした上で受領し、交付手続事務を執行すべきである。

【指摘②】報告期限の不遵守について

中心商店街街路灯整備事業(青森市)について、助成先の青森市では、実施主体の青森市漁商工会に対して平成20年3月17日に代金支払が完了しているため、交付要綱上の定めによれば、その1ヶ月内(4月17日まで)に実績報告を上げなければならないはずであるが、実際には報告書の日付は4月30日であった。報告期限を守らなかったのは青森市であるが、むつ財団としても、期限を守らせるよう指導すべきである。

また、立佞武多製作事業(五所川原市)について、実施主体である特定非営利活動法人プロジェクト五所川原倶楽部は、事業が平成20年3月31日に終了しているにもかかわらず

ず、助成対象先である五所川原市に通知したが、4月10日になっている。市との契約上、事業主体は完成後5日以内に市に報告しなければならぬため、事務手続に遅れがあったことになる。契約は遵守するよう、むつ財団としても指導すべきである。いずれも、交付対象となった市町村の怠慢な事務手続に起因するルール違反である。報告期限を定めているのは、円滑な事務執行を行うためであることから、市町村のルール違反はむつ財団の事務執行の遅延や品質低下をもたらすのは明らかである。むつ財団は市町村に対して、事務手続に関するルールの遵守について、これまで以上に指導力を強化するべきである。

【指摘⑨】 事業実績報告書に示さざるべきデータについて

農道舗装整備工事（板柳町）について、平成16年度から平成19年度までの事業実績報告書を開覧したところ、毎年、町の農道舗装工事を実施しているにも関わらず、舗装率が相対的に低下しているという一見矛盾した推移を示していた。実績報告書から抽出した舗装率の推移は以下のとおりである。

| | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 |
|--|---------|---------|---------|---------|
| 舗装率 | 42% | 36% | 27% | 28.6% |
| この比率の推移について、むつ財団を通じて町の担当者へ質問したところ、年度毎ないしは担当者毎に算定方法が異なるため、連年で統一した計算を行ってはいないと回答があった。監査人が、このことを指摘し、修正後の舗装率の推移は下記のとおりと計算された。 | | | | |
| 舗装距離 | 2,264m | 2,633m | 2,974m | 2,716m |
| 累積延長 (A) | 18,703m | 21,336m | 24,310m | 27,026m |
| 総計画 (B) | 40,048m | 同左 | 同左 | 同左 |
| 修正後舗装率 | 46% | 53% | 60% | 67% |

この結果、助成の実績として、舗装率が向上している事実が確認された。このように、実績報告書は、助成事業の有効性が明確になるように作成させるべきである。また、このような事業実績をデータとして有し、県に報告することが、むつ財団の責務である。

【指摘⑩】 交付申請ルールの遵守について

原子燃料サイクル事業推進特別対策事業助成金交付要綱の第6条「実施主体は、助成金の交付申請書（第1号様式）を毎年4月1日から4月30日までの間に財団法人むつ小川原地域・産業振興財団理事長（以下、「理事長」という。）に提出しなければならない。」との規定への準拠状況を確認するため、交付申請書を調査した。その結果、下記のようなルールの逸脱する事務手続が見えられた。

| 市町村名 | 事業名 | 区分 | 事業費 | 交付決定額 | 交付決定日 |
|------|---------------|----------|--------|-------|----------|
| つがる市 | 野菜集出荷貯蔵施設整備事業 | (B) 基幹産業 | *6,090 | 5,284 | 平成20.1.9 |

*当初申請した金額であり、確定した事業費の金額は5,344千円である。

この事例は「財むつ第115号（平成20年1月9日）」によって、追加実施承認済みの事業であるが、申請期間の4月1日～4月30日までに補助金の申請書をむつ財団理事長に提出しなければならないとするルールに違反している。基本的事項を徹底させるとともに、このような不備が適時に検出される統制の仕組みを構築すべきである。

【意見⑪】（全般） 事業資金の使途について

本事業の基本的な趣旨は、全県にわたる産業振興であり、地域活性化には必ずである。しかし、実際の使途は、各市町村の施設整備であり、既存施設の修繕工事がほとんどである。既存施設の修繕については、その建設時から修繕が必要になることが見込まれるため、建設時からその後の修繕計画を立てて、実現可能な財源措置により各市町村が責任を持って実行していくべきであり、それら修繕費は、本来的には各市町村の自主財源で確保すべきものであつて、その財源を本事業に求めるべきではないと考える。何故なら、本事業は、未来永劫続くものとは確約されていないからである。確かに、市町村では、5年計画が承認された時点で、これにより向こう5年間の財源が確保されるわけであるが、それは、一般財源ではまかない切れない特別な支出、すなわち、本事業の目的である地域振興のための支出に充てるべきと考える。

県の立場からは、原子力施設の誘致推進は、本県の住民福祉の向上や産業振興に資するという政策目的のためであると説明があつた。そのような当初からの本来の趣旨を貫くのであれば、その効果がある産業振興事業を厳選していくべきと考える。

しかし実際には、本事業の助成金は、そういった目的から外れた、一般財源の穴埋め的な使われ方がされているように感じられる。例えば、脇野沢地区公共施設下水道接続事業について言えば、平成16年度の当初計画とその後計画とは、かなり乖離している。当初は平成18年度にコミュニケーションバスを購入する予定になっていたが、平成19年度にはそれがなくなり、結局、下水道接続の工事になってしまった。コミュニケーションバスの購入のほうは、むつ財団の助成金の趣旨により合致しているように感じるが、結果的には、以前から自主財源で実施する予定であったインフラ整備事業に、投入されることになったのは、自治体側の議決とは言え、いかにも無計画な変更のようにも思える。

また、本事業が始まった平成6年からの推移を5年単位で見ると（下記、表参照）、基幹産業育成事業（B）や創意工夫事業（C）の割合が下がり続ける一方、施設整備（A）や既存施設更新（D）のための支出割合が増加していることが分かる。また、平成16年からの5年間に於いて見ても、当初の計画とその実績累計である平成20年度時点での状況を比べると、創意工夫事業が減少し、既存施設更新事業に変更しているのが理解される。

各市町村の財政状態が厳しいのは明白であり、修繕事業にも地域への一定の経済効果があることは認めるが、将来的になくなる可能性もある本事業に過度に依存する状況は、財政運営上、好ましいとは思えない。また、本事業で新規の施設整備をするにしても、将来

の維持管理コストの財源については、別途考慮すべき性質であり、黒石市³⁰⁾のような過去の失敗事例を教訓にしよう、注意喚起をする必要があるのではないであろうか。
また、本補助金は、住民の雇用の安定・促進の観点から企業導入事業への充当も可能であり、昨今の雇用不安に対する解決策の一手法として積極的に活用されることも期待したい。

(単位：千円)

| 区分 | 平成6年～10年 度 | 平成11年～15年 度 | 平成16年～20年度 | |
|---------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | | | 平成16年当初計画 | 平成20年監査時点 |
| A：施設整備・企業導入事業 | 1,727,325 87件 | 2,311,561 190件 | 2,386,883 218件 | 2,248,536 254件 |
| B：基幹産業育成事業 | 235,714 19件 | 260,268 31件 | 160,822 28件 | 208,590 33件 |
| C：創意工夫事業 | 129,092 30件 | 125,221 39件 | 135,660 27件 | 79,754 15件 |
| D：既存施設更新事業 | 377,868 28件 | 332,950 45件 | 566,665 81件 | 713,120 137件 |
| 合計 | 2,470,000 164件 | 3,030,000 305件 | 3,250,000 354件 | 3,250,000 439件 |

【意見②】 特対事業に対する県の関わりについて

特対事業の実施要領に規定する助成対象が広いため、余程のことがない限り産業振興の目的外使用として否定されることはなく、基本的に市町村の意思通りに計画が承認されるという実態がある。県と市が「産業振興」の目的で協働しているというよりは、まるで、「事業者からの授かりもの」ですから、市の公共事業のために不足財源を補うようにどうぞ使ってください」と言わんばかりに、むつ財団は機械的に配分作業をしているだけのように感じられる。むつ財団は電事連からの寄付を原資に各市町村に助成をしているのであるが、本事業の場合には規則上、その対象事業の承認プロセスには県が関わり、県知事の承認が必要とされている。これは、寄付金の継続要望等に関する折衝を、県が窓口となって電事連と交渉することに関係することであるが、折角助成先の選定に県が関わっているのに、この寄付金を全県にわたる産業振興のために有効利用しようという強い意思が見えてこない。また、むつ財団が産業振興施策に関する県の判断に介入することもない。

計画承認決定のプロセスがむつ財団の議事録として全く残っていないため、どの程度の精度で審議されているのかわからないが、現実には、本事業の効果は、市町村の公共工事の一般財源を補填しているのがほとんどであるように見受けられる。

例えば、過去の推移を見ると平成16年度から平成20年度での、Cの創意工夫事業の件数・金額が激減しているし、その期間中の変更の履歴を見ても、Dの既存施設更新事業の件数・金額が増加し、その年度、年度で一般財源の補充の意味合いで使用しているように

30 本県津軽地方に位置する黒石市は、本事業による交付金等により観光関連施設などのハードを構築した結果、深刻な財政難に陥っているという。平成19年度の健全化判断比率は、県内の市では唯一、連結実質赤字比率と実質公債費比率で早期健全化基準を上回っている。

見える。この趨勢は、Dの既存施設更新事業の助成限度50%の撤廃が市町村から要望されるなど、制度面の改正に影響を与えている。

この背景には、各市町村の財政難ということもあるが、各市町村で一律支給、満額支給という制度がそれを助長しているのではないかと思われる。まずは県自身が中心となって、県全体の産業振興のグラブドザインを描き、その上で市町村の5年間の地域振興計画を立てることとして、各市町村に競争させた上で公正な評価を実施し、良い計画には手厚く助成し、不十分な計画には減額するといった、市町村の創意工夫を促す仕組みの構築が望まれるのではないだろうか。

【意見③】 現地確認と助成金額の確定について

助成事業の交付決定は、書面審査によっており、現地確認を必須の事務手続きとはしていない。他方、事業完了後の現地への確認調査は全件行っている。

交付要綱第12条では、必要に応じて現地調査等を行うことになっているが、実際にこのように全件を現地に行つて調査するのは、以下のようなメリットとデメリットとがある。

| | |
|---------|--|
| (メリット) | すべて担当が見に行くので、助成事業内容を十分に把握できる。 |
| (デメリット) | すべて担当が現地確認をするので、多くの時間と労力を要する。そのため、現地確認する時期が遅くなる。 |

しかし、すべての現地確認をしていると、担当者の人員が少ないことからチェックの時期が遅れ、助成金の額の決定が書面審査など形式的にならざるを得ない。実際、現地確認を行つてはいるが、すでに助成金が交付されてから行った場合も散見された。これでは第12条の趣旨が生かされず、形式主義と言われかねない。

思うに、現状のわずか2名の人員体制では、第12条にあるように「必要に応じて」現地確認することが望ましい。その現地確認に行く判断の基準となるのは、金額の重要性と性質の重要性である。そもそも助成金の交付先は地方公共団体であり、民間と比較して事務レベルは高いと考えるのが常識である。また、検査確認事務についても、書面審査についてマニュアル化、ルーティン化することの問題の発見精度を高めることが可能である。

【意見④】 市町村の事業計画の一貫性

市町村から提出された事業計画書を開覧した結果、事業計画そのものが毎年、頻繁に変更されていることが散見された。例えば、西目屋村を例にとってみる。

(単位：千円)

| | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 |
|---------|--------|--------|--------|
| 白社館改修事業 | 22,218 | 20,000 | 10,000 |
| 助成金 | 10,000 | 10,000 | 4,650 |
| (計画変更後) | | | |
| 白社館改修事業 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 |
| 事業費 | 22,218 | 24,161 | — |
| 助成金 | 11,000 | 10,000 | — |

(単位：千円)

網掛け部分が変わった部分であり、西目屋村の事業計画は毎年、変更がある。この例では、平成20年度に行う予定であった白神館改修事業は中止となり、残った助成金は新たな事業計画の下、別事業に流用されたことを示している。このような頻繁に変わる事業計画は、「計画」と呼べるものではなく、地方自治体の単年度予算・決算の象徴のようなものであり、行き当たりばったりの不十分なと言わざるを得ない。本事業は基本的に、実施や変更にあたって県の承認を必要とする公共事業だと考えれば、合理的な根拠に基づく事業計画の作成を市町村に要望しなければならない。むつ財団がこうした場当たりの事業計画を特段問題視していないのであれば、市町村民からの具及びむつ財団の運営姿勢に対する疑念も生じかねないと考ええる。

第7節 地域・産業振興情報収集提供事業

第1 概要

1. 目的
産業振興や地域づくりのための情報を収集・提供することを目的とするものである。
2. 事業内容等
講演会や研修会の開催、産業振興の成功事例の調査や情報収集とその提供、県内の産業・地域団体の取り組みに関する広報活動などを実施している。
3. 事業予算・実績等
過去3事業年度の事業実績の内訳及び推移は以下のとおりである。

(単位：千円)

| 事業の内容 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 |
|---------------------|--------|--------|--------|
| プロジェクト支援事業募集CM放送 | 3,024 | 3,150 | 3,076 |
| プロジェクト支援事業募集の新聞広告 | 971 | 971 | 850 |
| プロジェクト支援事業案件決定の新聞掲載 | — | 1,622 | 2,800 |
| プロジェクト支援事業の説明会開催 | 94 | 26 | 61 |
| プロジェクト支援事業事例集の製作 | — | — | 1,050 |
| ホームページの更新 | 139 | 21 | 21 |
| 合計 | 4,228 | 5,790 | 7,859 |

第2 実施した手続

事務手続きについて、むつ財団の財務規程への準拠性を確認した。また、業務委託契約書及び企画書を閲覧するとともに、製作した事例集の在庫量の適正性を確認した。

第3 監査の結果及び意見

むつ財団の決算書上は「事業」と銘打っているが、特に実施要項は存在しておらず、また、覚書などで寄付者から事業実施を要請されているわけでもない。上記概要に記載のとおり、大半はプロジェクト支援事業の広告宣伝費であり、会計的に、法人の運営経費と区分する程度の意味しかもたないものと考えられる。
監査の結果、特に問題のある事項は見られなかった。

第10章 所管関連法人の出資に関する監査

県は、国策への協力を惜しまず、むつ小川原開発の推進を主目的として、国、市町村、事業者と協調して関連事業を展開してきた。第9章で監査対象としたむつ財団以外でも、これまで県が出資を行った関連法人は現在のエネルギー総合対策局が所管しており、事業内容についてもエネルギー関連事業と捉えることができることから、本章において監査の対象とした。なお、一昨年の包括外部監査において産業振興の観点から工業団地の分譲に関するテーマを取り上げているため、ここでは土地分譲に関する問題は監査対象のものではなく、あくまでも第三セクターとしての分譲会社に対する出資の監査として実施したものである。

第1節 新むつ小川原(株)

第1. 会社の概要

(1) 会社の沿革

| 年 月 | 内 容 |
|-----------|------------------------------|
| 昭和46年 3月 | 旧会社（むつ小川原開発(株)）設立 |
| 昭和47年 6月 | 青森県が開発基本計画策定（同年9月閣議口頭了解） |
| 昭和54年 10月 | 国家石油備蓄基地の立地協定 |
| 昭和60年 4月 | 原子燃料サイクル施設の立地決定 |
| 平成11年 12月 | 閣議了解『むつ小川原開発』プロジェクトの取扱いについて』 |
| 平成12年 8月 | 新会社（当社：新むつ小川原(株)）設立 |
| 平成13年 7月 | 旧会社の特別清算手続き終了 |
| 平成17年 10月 | I T E R（国際熱核融合実験炉）関連施設の立地決定 |
| 平成19年 5月 | 青森県が開発基本計画策定（同年6月閣議口頭了解） |

(2) 事業内容

むつ小川原開発地区における土地の一体的保有、造成および分譲等

(3) 開発地区

青森県上北郡六ヶ所村、三沢市 総面積 5,180ha（うち会社所有面積 2,524ha）

(4) 事業所

(本社) 東京都千代田区内神田
(青森本部) 青森県上北郡野辺地町

(5) 資本金（資本剰余金を含む）

740億円（うち、本県出資金は86億円）

②事業内容等

本事業は、むつ小川原地区への企業誘致を主な目的としており、企業の立地促進に関する事項を協議する「むつ小川原開発推進協議会」の開催、青森県をPRする場である「あおり産業立地フェア」への参画を事業内容としている。主な支出内容は、フェア参加旅費と、むつ小川原地区への企業誘致に重要な役割を果たす新むつ会社に対しては、むつ小川原開発推進負担金として県OB職員（取締役青森本部長）の人情費相当額6百万円を負担している。これは、新むつ会社の経営安定化のため、企業誘致や雇用拡大等地域振興に寄与するためのサポートであり、平成12年12月の県と新むつ会社との間の覚書を根拠としている。

③事業予算・実績等

| 細事業 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度(予算) |
|--------------|--------|--------|--------|------------|
| むつ小川原企業対策費 | 1,118 | 549 | 1,050 | 1,065 |
| むつ小川原開発推進負担金 | 5,761 | 5,918 | 5,928 | 5,910 |
| 合計 | 6,879 | 6,467 | 6,978 | 6,975 |

(単位：千円)

(2) 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【不適正事項】決算統計節別集計表上の計上額について
(旅費)

決算統計節別集計表の旅費の決算額は987千円であったが、これは、予算の金額と全く同額である。しかし、予算積算どおりに会議は行われていないため、決算額が予算どおりになるはずはない。

(使用料及び賃借料)

使用料のうち17千円は、「むつ小川原総合交通対策連絡協議会」の「むつ小川原開発推進協議会」の開催のための会場使用料なので、決算統計節別集計表上、本事業で計上すべきものではなく、地域振興対策事業で計上すべきだった。総論に記載のとおりである。

【意見】新むつ会社に対する人件費負担について

県担当者によれば、平成12年に県と新むつ会社間で取り交わされた、人件費負担の覚書の締結には、創業当初の新むつ会社の財政的基盤が脆弱であり、それを援助する意図があったことである。覚書には期限の記載がなく、経費負担の目的として、①むつ小川原開発の推進に必要な企業誘致の推進を円滑かつ強力に進めること、②新むつ会社の経営安定化に資することが明記されている。また、新むつ会社の平成20年3月期の決算報告書を見ると、確かに利益剰余金は371百万円のマイナスであるが債務超過はなく、42百万円の税引前利益を計上している。つまり、賃貸料収入で195百万円の収益を上げており、これだけで販売費及び一般管理費の158百万円を賄えている状態にある。民間会社として、県

負担の人件費の約6百万円を十分に収入により負担できる状態になったのであれば、今後も人件費負担を継続することについては、再検討する時期だと考える。

県担当者の回答では、人件費負担の覚書は、永続的に続くものではなく、援助の必要がなくなったから支払を止めることを考えているとのことであった。県の負担事業を廃止した場合には、新むつ会社の財務状況が再び悪化しても、すぐに負担再開ということが難しいことから、現状では様子を見ながら、先方と交渉をし始めている状況にある。民間会社として自立した状態を持つていくのが行政の本来的スタンスであるため、県としても負担停止の条件（例えば、繰越欠損の解消、3期連続単年度赤字の計上、単年度キャッシュフローが6百万円以上のプラスになる状況など）を決定し、その条件をクリアした場合には、負担を止めるようにすべきである。

2. 開発計画推進費

(1) 概要

①目的

県は、新むつ小川原開発基本計画の策定手続きを進めているが、その策定に向け、関係機関との協議や連絡調整を行う必要がある。平成19年度は、新計画の策定及び閣議口頭了解に向けての会議等への参加や関係機関との協議を行う予定であり、これに係る所要の連絡調整を行うものである。

②事業内容等

新計画策定に係る会議等への出席、パンフレット作成を事業内容とする。財源は県の一般財源である。

③事業予算・実績等

| 節名 | 予算 | 決算 | 備考 |
|----------|-------|-------|--|
| 旅費 | 793 | 793 | むつ小川原総合開発会議、推進協議会等への出席のためのもの。決算額は実績ではなく、意図的に予算額と同額としている。 |
| 需用費 | 774 | 284 | 予算上はパンフレット「むつ小川原開発の現状」作成費用をとっていたが、作成しなかったことにより決算額が減となった。 |
| 役員費 | 12 | 12 | 電話、郵便代の概算額 |
| 使用料及び賃借料 | 18 | 18 | 12市町村会議会場借り上げ料 |
| 合計 | 1,597 | 1,107 | |

(単位：千円)

(2) 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【意見①】むつ小川原開発推進協議会の議事について

平成19年5月に、県は新むつ小川原開発基本計画を策定し、むつ小川原総合開発会議（関係省庁会議）において計画推進の申し合わせと、それに基づく閣議口頭了解がなされた。

そもそも、むつ小川原開発は昭和44年に国策としての新全国総合開発計画決定を受けて始まった、石油コンビナートの設置を中心とした大規模総合開発国家プロジェクトである。その後のオイルショックなどの影響を受けて、計画の頓挫や修正がなされて今日に至っている。国策の中で分譲会社が経営破たんした事例としては、本県の旧むつ会社だけではなく、むつ小川原開発地域よりも広大な開発地域を有する北海道の苫小牧東部開発も広く知られている。両開発地域ともに、国が主体となって推進体制を再構築し、地方自治体や産業界が協力する体制を継続してきた中で、今般本県において策定された新基本計画は、日本が目指す科学技術創造立国の実現に向け、我が国及び国際社会への貢献や本県の雇用拡大など地域振興に資する観点から、環境、エネルギー及び科学技術の分野における研究開発機能の展開と成長産業等の立地展開を図るとともに、森と湖に囲まれた、アミノナイあふれる新たな生活環境を整備し、多様な機能を併せ持つ、世界に貢献する新たな「科学技術創造圏」の形成をすすめることを基本的方向とするものである。その基本方針の下で、産業の立地展開を担うのは新むつ会社である。同社も含めて、国土交通省、本県、六ヶ所村、経団連、日本政策投資銀行（以下、「日政投」という。）の6者を構成メンバーとするむつ小川原開発推進協議会は開発推進と連携を図るための重要な機関である。その協議会の議事録を閲覧したところ、政府系金融機関の株式会社化及び民営化、会社法改正を受けて、新むつ会社の持ち株比率を50%未満とする必要性が求められ、本県の意向を受けて、下記の合意事項が協議会において承認されている。

- ①日政投が株式会社化した後も、現行の協議会を維持する。
- ②新むつ会社の株主構成に関して変更が生じないよう十分配慮する。株主構成に変更が生じる場合は、必要に応じて適宜対応を図る。
- ③日政投は、株式会社化までの間は、本協議会構成機関の了解の範囲を超えて、株式を譲渡しない。
- ④日政投は、株式会社化（平成20年10月1日）後も、株式を譲渡しないよう努める。もし譲渡する事態が生じた場合には、あらかじめ本協議会構成機関と協議する。
- ⑤新むつ会社は、むつ小川原開発の推進に影響が大きい事項については、必要に応じて本協議会に報告するとともに、本協議会の意見も考慮しつつ、適宜対応を図る。

以上の議事内容は、むつ小川原開発の今後に極めて重要な意味を有している。新むつ会社に対する出資は、旧むつ会社が支払い義務を有していた公共事業負担金122億円のうち87億円を償却（不能欠損処理）し、残りの35億円を現物出資するとともに、平成12年に54億円を本県的一般会計から追加出資したものであるが、借入金に依存しない体質への転換を目的として、土地の分譲代金が入金される度に、株主である県は、資本の払い戻しにより配当を受け取ってきた。このスキームにおいては、冒頭に示したように、県の出資比率は11.6%であったが、上記の日政投所有株式の自己株式化により議決権比率は15%に上昇しているのである。

このような自己株式比率の高さについては、会社法上の法的な問題はないとはいえ、資本充実の要請の観点からは好ましいことではない。この自己株式を消却すれば、県の出資比率も増加することになることには、今後十分な留意が必要である。

むつ小川原開発推進協議会は、会社の設置する経営諮問会議以上に、経営情報を得る意味で極めて重要な会議体であり、むつ小川原開発の命運を握るものである。このような会議の議事内容については、県の未来を左右するものであり、公社管理の観点からは、所管課のみが管理するだけでは不十分である。情報公開の理念に基づき、できる限りの対応を期待したいものである。

【意見②】新むつ小川原柳の経営状況について

(1) 新むつ会社の過去の5年間の経営状況は以下のとおりである。

| 科目 | 15年度 | 16年度 | 17年度 | 18年度 | 19年度 |
|--------------|----------|----------|----------|---------|---------|
| 営業損益の部 | | | | | |
| 売上高 | 667,372 | 412,659 | 227,832 | 241,669 | 606,183 |
| 売上原価 | 486,788 | 270,584 | 100,525 | 96,784 | 377,429 |
| 販売費及び一般管理費 | 148,242 | 137,868 | 135,687 | 137,308 | 158,748 |
| 営業利益 | 32,340 | 4,108 | ▲14,579 | 7,575 | 70,006 |
| 営業外収益 | 3,744 | 2,496 | 14,579 | 4,309 | 12,539 |
| 営業外費用 | 109,482 | 115,087 | 0 | 0 | 0 |
| 経常利益 | ▲73,397 | ▲108,484 | 0 | 11,885 | 82,545 |
| 特別損失の部 | | | | | |
| 特別損失 | 0 | 480 | 5,892 | 2,393 | 39,639 |
| 固定資産除却損 | 0 | 480 | 55 | 0 | 170 |
| 減損損失 | 0 | 0 | 5,837 | 2,393 | 39,468 |
| 税引前当期純利益 | ▲73,397 | ▲108,965 | ▲5,892 | 9,492 | 42,905 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 2,420 | 2,420 | 2,420 | 2,420 | 2,420 |
| 前期純利益 | ▲75,817 | ▲111,385 | ▲8,312 | 7,072 | 40,485 |
| 前期繰越損失 | ▲223,313 | ▲299,130 | ▲410,516 | | |
| 当期末処理損失 | ▲299,130 | ▲410,516 | ▲418,829 | | |

●平成20年3月31日現在の財政状況 (要約) (単位：千円)

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|--------|------------|----------|------------|
| 流動資産の部 | 73,825,938 | 流動負債の部 | 60,881 |
| 有価証券 | 899,412 | | |
| 未成不動産 | 72,841,823 | 固定負債の部 | 560,947 |
| その他 | 84,703 | 土地造成見積 | 555,870 |
| | | その他 | 5,076 |
| 固定資産の部 | 349,812 | 負債の部合計 | 621,828 |
| | | 資本金 | 76,600 |
| | | 資本剰余金 | 73,897,599 |
| | | 利益剰余金 | ▲371,270 |
| | | 自己株式 | ▲49,007 |
| 資産の部合計 | 74,175,750 | 純資産合計 | 73,558,921 |
| | | 負債・純資産合計 | 74,175,750 |

このように、ここ2年間は若干ではあるが当期純利益を計上している。これは、分譲収入に加えて賃貸収入（風力発電施設の敷地やITER関連施設のように、分譲ではなく期間を区切ったリース契約による土地賃貸収入）が安定収入となっていることによるものである。この賃貸収入については、設立時のスキームになかったものであるが、誘致企業のニーズに合う形で対応したものである。県としては、未利用の状況にあるよりは好ましいと考えており、分譲による出資金の払い戻しはしないものの、容認しているのが実態である。財政状態については、728億円もの販売用不動産を保有しており、余資運用を有価証券で行っている状況にあることがわかる。

(2) 県の出資金額の推移は下表のとおりである。

| | 資本金 | 県の出資金額 | 持株比率 |
|---------|---------------|--------------|--------|
| 平成15年度末 | 74,470,568 千円 | 8,652,580 千円 | 11.6 % |
| 平成16年度末 | 74,179,488 千円 | 8,618,760 千円 | 11.6 % |
| 平成17年度末 | 74,026,288 千円 | 8,600,960 千円 | 11.6 % |
| 平成18年度末 | 73,974,200 千円 | 8,594,908 千円 | 11.6 % |
| 平成19年度末 | 73,974,200 千円 | 8,594,908 千円 | 11.6 % |

資本金、県の出資金額ともに減少しているのは、設立時のスキームによって、分譲金額に応じて株主の出資金額を払い戻してきたためである。

(3) 設立後の土地分譲面積の実績と事業計画

新むつ会社設立に当たって、むつ小川原開発関係五者協議会（旧国土庁、青森県、日本政策投資銀行、経済団体連合会、むつ小川原開発株）により金融機関に対して、以下の中期事業計画書を提出している。この計画は、2,652haの分譲面積のうち、優先的に分譲する地区1,020haを20年間で売り切ることを内容とするものである。

| 年度 | 分譲面積（実績）(ha) | 事業計画 (ha) | 計画達成率 (%) |
|---------|--------------|-----------|-----------|
| 平成12年度 | 10.8 | 45.0 | 24.0 |
| 平成13年度 | 4.9 | 45.0 | 10.9 |
| 平成14年度 | 2.7 | 45.0 | 6.0 |
| 平成15年度 | 5.5 | 45.0 | 12.2 |
| 平成16年度 | 2.2 | 45.0 | 4.9 |
| 平成17年度 | 0.8 | 45.0 | 1.8 |
| 平成18年度 | 1.0 | 45.0 | 2.2 |
| 平成19年度 | 2.6 | 45.0 | 5.8 |
| 上記8年間合計 | 30.5 | 360 | 8.5 |
| 残り12年間 | | 660 | |
| 20年間合計 | | 1,020 | 3.0 |

このように、既に8年間を経過しているが、計画達成率は8.5%と著しく低いものである。最終目標に対する達成率は、実に3%に過ぎない。また、新むつ会社の全体的な未分譲率は63.3%、未分譲面積は2,524haと高い状況にあり、この事実は県担当者から監査人に示されたものであって、現実のデータとして受け取らなければならない。今後12年間で、優先分譲分だけでも989.5haを分譲しなければならぬ。大きな将来目標を民間金融機関に対して約束していることについて、県は現実を直視し、今後の分譲戦略を真剣に具

体化しなければならぬ。そうでなければ、県民負担により87億円を不能欠損処理し、35億円の債権を資本化して新会社を設立した当初のスキームは破綻し、新むつ会社は第二の旧むつ会社となりかねず、再び県民負担による第三セクター会社の救済に繋がる恐れがある。株主負担は県民負担であることを、県は強く認識する必要がある。

(4) 外部監査

新むつ会社は、平成19年6月20日開催の定時株主総会において、資本金73,972,200千円を資本剰余金に振り替えることを決議した。その結果、同社の資本金は76,600千円となり、会社法上、監査法人による外部監査を受ける義務がなくなったため、監査費用の負担を考慮して、平成20年度から大手監査法人との外部監査契約を解除している。このことについては、株主総会決議であり、尊重しなければならないが、本県の住民の一人として、同社に関する情報が少ない状況下では大変残念なことと思われる。すなわち、728億円もの未成不動産を抱える同社に財務状況や会計処理の適正性・継続性について、例えば減損会計の必要性に関する監査上の判断、企業の継続性に関する監査上の判断、その他監査報告書に記載される情報は、同社の株主やステークホルダーにとって非常に重要である。このような監査報告書の情報提供機能に加えて、財務諸表の信頼性が保証されて初めて、株主の合理的判断に資するものだと考えられるため、外部監査人による品質保証機能は今後益々重要視されると思われる。県は、そのような状況下で、今後の県土・県民の命運を同社に託していることは忘れてはならないし、大株主の権利並びに義務として、同社の経営活動に対して積極的に監視の目を光らせる必要があるものと考ええる。

【意見③】新むつ会社の将来の経営リスクについて

新むつ会社の概況を把握した結果、想定される将来の経営リスクを記載することで、県民に対する情報開示としたい。

(1) 分譲価格の妥当性

県によると、新むつ会社の分譲価格は、会社設立時の土地取得に要した費用に、今後発生する土地造成費用、埋蔵文化財発掘調査費用、調査・設計費用等を見込んで設定している。県では、分譲価格をもって実際に分譲が行われており、実勢価格は新むつ会社の分譲価格と捉えるのが妥当と考えている。

これに対して、同じく県が開発分譲に関与している近隣の工業団地の分譲価格は以下のとおりである。

① 青森中核工業団地は12,340円～19,790円/㎡（平成18年に25.5%引き下げ）

② 金矢工業団地は13,047円/㎡

いずれも、県の補助制度があり、むつ小川原開発地域と遜色ない価格である。これに対して、むつ小川原地区の分譲価格は13,200円～19,700円/㎡とされており、国、県合わせて5,000円/㎡の用地取得補助制度があるとは言え、核然施設の立地村というハンデがあることだけでなく、地理的・気候的条件や交通の便から考えても、比較優位とは言えない価格体系である。分譲希望者からみて、この分譲価格では購入を手控える状況が今

後も続く場合には、分譲価格の引き下げを検討せざるを得ないリスクが存在する。また、最近の継続的な地価下落は、販売価格の引き下げを希望する誘因となるものと考えられる。路線価、公示価格、固定資産税評価額等の公の基準地価が10年以上にもわたって全体的に下がりが続いている本県において、728億円の評価額が示す「利用価値」を維持し続けることは、容易ではないであろう。

県としては、このような広大な開発地域は、我が国に昔小牧と当地しかないことから、何時かわからない将来においては、この広大な敷地を求める事業者が現れることに期待しているとの発言があった。

監査人は荒涼とした現地を車で通るたびに、本当に広大で果てしない、荒廃した原野と生い茂る山林といった現実の風景の中に身をおくが、そこに起こりうる将来のリスクを感じずにはいられないのである。

(2) 地方財政健全化法による販売用不動産の会計処理

民間企業である新むつ会社は、販売用不動産については「販売用不動産等の強制評価減の要否の判断に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会 監査委員会報告第69号)に基づき「低価格」による評価減の要否を検討しなければならない。平成19年度決算においては、大手監査法人の判断を受けて評価損計上を行っていないが、当該判断は今後も毎決算期ごとに行うべきものであることから、今後の販売見込みや時価の状況によっては、巨額の評価損計上が不可避となる恐れがあると考えられる。なお、日本公認会計士協会は、平成21年2月17日に監査・保証実務委員会報告第69号「販売用不動産等の評価に関する監査上の取扱い」を公表した。この内容は、「低価格」の強制適用により強制評価減の適用判断といった手続きが不要となったことから、タイムトルも含め、「時価の著しい下落の判断基準」や「時価の回復可能性に関する判断指針」などの強制評価減に関する項目を削除したものであり、同基準は平成21年4月1日以後開始事業年度からとされている。

また、平成19年6月に公布された地方財政健全化法においても、第三セクターが行う宅地造成事業等に関する販売用不動産については「低価格」(帳簿価額と時価評価額とを比較して、いずれか少ない額で評価する方法)で評価する方法が強制適用となった。時価評価の方法については、販売見込額による方法、不動産鑑定評価による方法、近隣の公示地価等による方法、固定資産税評価額による方法、相続税評価額による方法などがあるが、公会計分野において低価格法の適用が義務化されたことは、県にとっても大きなハードルとなる。今後、出資比率にかかわらず全ての第三セクターを対象が広がった場合には、この低価格法の適用如何で新むつ会社の財政状態が悪化し、県の将来負担比率等の健全化判断比率にも悪影響が及ぶおそれがある。

(3) 減損会計の継続適用

会社法上の大会社等には「固定資産の減損に係る会計基準」の適用が義務付けられる。新むつ会社も既に3年連続で減損損失を計上したことは損益計算書の推移からも明らかであるが、この減損会計は毎決算期ごとに継続的に判定が行われることから、今後も減損の

兆候を認識し、減損損失の認識と測定が行われた場合には、追加損失が財務諸表上に計上されるリスクがある。販売用不動産と同様に、今後は監査法人の判断を抛り所とすることはできなくなることから、株主としての監視強化が必要であるし、目が行き届かないリスクは十分あると考えられる。

(4) 資金繰り悪化時の銀行借入不能リスク

新むつ会社は借入に依存しない経営形態を基本として設立されたものである。よって、分譲不振、賃貸契約も不調となると運営費も捻出できない状況もあり得なくはない。その場合には、銀行借入はできないため、企業の継続性に疑義が生じることになる。この点について県に質問したところ、短期的な資金繰りへの対応資金として、経団連に約10億円の基金を積んであるとの回答を得た。

(5) 日政投民営化による株主構成の変化

日政投が株式会社化されたことによる議決権比率の変化は既述のとおりであるが、株式会社経営判断として、出資比率の見直しや人員派遣の見直しなどを行わなければならない可能性もある。その場合に、県の関与度合いが高まることもあり得なくはない。省みれば、日政投民営化により、残った「官」は青森県だけである。官民一体となった企業経営と再生は、本県の主導にならざるを得ない局面も到来するおそれがある。

(6) 賃貸型利用の増加による出資金回収の遅延

既に述べたように、新むつ会社の再生スキームでは、分譲不動産の売却代金は各株主への出資の払い戻しとなる。しかしながら、例えば風力発電の底地やITER関連施設など、最近では事業者側で賃貸(リース)契約を希望するケースが多い状況にある。リースの場合、賃貸料収入が新むつ会社の安定収入になることから、新むつ会社側としては社内留保できるため喜ばしい形態であるが、逆に県側としては出資金の回収が遅れることから、直接的なメリットはない。産業振興と投資回収という二律背反する問題でもあり、この利害調整が円滑に進まなくなるリスクが存在する。

(7) 特別土地保有税の時限措置解除

新むつ会社の計算書類には、以下の注記事項の記載がある。

当社が取得した六ヶ所村の土地に係る特別土地保有税について、六ヶ所村より3,628,892千円の徴収猶予を受けております。

これについては、債務として計上しておりません。

この徴収猶予制度について説明を求めた結果、以下の回答であった。

①むつ小川原開発は長期間にわたる大規模開発であり、新むつ会社は所有する土地を分譲するまで相当の時間がかかるという特殊性があることから、地方税法第602条第1項の規定による同社の申請に基づき、六ヶ所村では、むつ小川原開発を推進するという観点から、平成23年までを特別土地保有税の徴収猶予期間としている。

②平成17年度税制改正において、この徴収猶予期間の延長は現行期間の終了後10年以内(1回限り)とすることとされたが、むつ小川原開発及び新むつ会社の特殊性が考慮され、同社の所有する土地については、この適用から除外された。
 ③今後とも、徴収猶予期間の延長など六ヶ所村の理解と協力を得ながら、同社の土地分譲に応じて、特別土地保有税の納税義務は免除されていくものと考えている。

仮に、この徴収猶予制度がなくなった場合には、多額の納税負担が新むつ会社に生じるため、同社の存続に疑義が生じるリスクがある。納税義務は免除されるという県の将来予測が、的中することを祈るのみである。

(8) 青森県の人件費補助の事業終了

所管課担当者の発言があったように、単年度黒字決算を計上している同社に対して、未米未却補助を継続することはあり得ない。【意見】として既述したように、自立した企業として、行政からの補助はサマセット方式で見直されるべきであろう。

第2節 むつ小川原原燃興産(株)

1. 会社の概要

(1) 事業目的

原子燃料サイクル施設及びその附帯設備の運転・保守管理の補助業務等
 (住宅・食堂等の管理、物品調達、放射線管理等)

(2) 資本金 1,000万円

(3) 所在地 青森県上北郡六ヶ所村

(4) 設立 昭和62年4月1日

(5) 株主 青森県(25%)、六ヶ所村(25%)、日本原燃(株)(50%)

(6) 役員

| 役職 | 肩書 |
|---------|-----------------|
| 代表取締役社長 | 県職員 OB |
| 取締役 | 六ヶ所村村長 |
| 取締役 | 日本原燃(株)代表取締役副社長 |
| 取締役 | 日本原燃(株)代表取締役副社長 |
| 取締役 | 日本原燃(株)代表取締役 |
| 監査役 | 県職員 OB |

(7) 設立の経緯

原子燃料サイクル施設の付帯業務の効率的処理、地元参画の積極的推進、安定的雇用機会の創出と地域産業おこしのため、附帯業務の総合的管理を行う第三セクターとして設立された。

(8) 組織

社員 165人

(9) 経営状況

過去3年間の損益計算書の推移は、下表のとおりである。

(単位：千円)

| | 17年度 | 18年度 | 19年度 |
|------------|-----------|-----------|-----------|
| 経常損益の部 | | | |
| 営業損益の部 | | | |
| 売上高 | 4,051,387 | 3,285,808 | 3,273,153 |
| 売上原価 | 3,725,810 | 2,957,420 | 2,952,574 |
| 売上総利益 | 325,577 | 328,388 | 320,579 |
| 販売費及び一般管理費 | 163,718 | 176,315 | 187,730 |
| 営業利益 | 161,859 | 152,073 | 132,849 |
| 営業外損益の部 | | | |
| 営業外収益 | 6,206 | 6,549 | 8,640 |
| 営業外費用 | 26,386 | 27,000 | 25,659 |
| 経常利益 | 141,679 | 131,622 | 115,830 |
| 特別損益の部 | | | |
| 特別利益 | 44,695 | 0 | 0 |
| 特別損失 | 62,647 | 0 | 0 |
| 税引前当期純利益 | 123,727 | 131,622 | 115,830 |
| 法人税等 | 51,156 | 47,888 | 46,302 |
| 当期純利益 | 72,571 | 83,734 | 69,528 |

2. 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【意見】 出資の評価・意義の積極的な公表について

本法人の設立に係る経緯や意義を知るため、県の出資時点での起案文書等を閲覧したが、県が積極的な出資に忠じる具体的な理由に関する情報がほとんど得られなかった。若干の記載が「知事所感」として残っており、要は「地元及び原燃2社の信頼と協力の所産」であり、「原子燃料サイクル事業の安定的な遂行と地域振興に直接寄与できる」ことが期待されていた。その上で、県としても「新会社を通じて地域産業の発展につとめて参りたい」と結んでいる。

現状では、本県と当社とは取引関係は全くなく、代表取締役と監査役に県OB職員が充て職となっている。この250万円の出資に対しては、配当実績は今まで全くなく、県の投資回収は図られていない状況にある。損益計算書の推移を見ても明らかのように、同社は過去3年

間にわたって1億円を超える税引前利益を計上してきた優良企業である。この点については、県担当者から、本社屋建築を優先させるために、内部留保を厚くしてきた経緯があるとの説明があった。しかし、出資後の経済環境の変化により、出資の意義は見直されるべきものであるため、出資金の評価は継続的かつ明確に行う必要があるとともに、配当方針についても明確化することが必要だと考える。

本法人の場合には県の出資比率が25%のため、県の公社等に関する監視対象でもあり、監査委員の監査対象法人でもある。つまり、県の管理コストも相当かかっていることから、投資の回収を中心として、出資の効果を説明する必要があると考える。実際、社員の多くは本県出身者であり雇用確保に貢献していること、取引関係はなくとも県が株主にいることで、下請け業者に本県企業が入っている実態もあるということであることから、投資に見合う県内経済への貢献が果たされていることを、もっと積極的に周知することが、県にとっても必要であると思われる。

第3節 むつ小川原石油備蓄(株)

1. 会社の概要

むつ小川原国家石油備蓄基地は、国家石油備蓄基地第1号として、昭和54年10月に立地が決定し、同年12月建設の推進母体になる会社として、むつ小川原石油備蓄(株)が設立された。同基地は、むつ小川原工業基地の一面に位置し、平成20年3月末現在で約460万klの原油が保管されている。

(1) 事業内容

事業内容は、国家石油備蓄基地の操業に係る業務を独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構(JOGMEC)より受託して実施している。

(2) 事業所

本 社：青森県上北郡六ヶ所村
 六ヶ所事業所：同上
 東京連絡事務所：東京都中央区

(3) 従業員数

本社24名、事業所90名 その他1名 合計115名
 *役員、非常勤監査役及び派遣社員を含む。

(4) 資本金

5,000万円

(5) 株主

(平成20年3月31日現在)

| 株主名 | 出資金額(万円) | 出資比率 |
|-------------|----------|------|
| 東燃ゼネラル石油(株) | 2,000 | 40 |
| 青森県 | 1,750 | 35 |
| 東北電力 | 500 | 10 |
| ㈱ジャパンエナジー | 250 | 5 |
| コスモ石油(株) | 250 | 5 |
| 新日本石油(株) | 250 | 5 |
| 合計 | 5,000 | 100 |

(6) 財務状況の概要(平成19年度決算)

平成19年度決算の概要は下表のとおりであり、優良な財政状態と経営成績である。

①損益計算書

(単位：百万円)

| 区分 | 金額 |
|-------|-------|
| 売上高 | 9,174 |
| 売上原価 | 8,595 |
| 売上総利益 | 579 |
| 一般管理費 | 420 |
| 営業利益 | 158 |
| 経常利益 | 166 |
| 当期利益 | 125 |

②貸借対照表

(単位：百万円)

| 区分 | 金額 | 区分 | 金額 |
|------|-------|----------|-------|
| 流動資産 | 3,847 | 流動負債 | 3,051 |
| 固定資産 | 567 | 固定負債 | 1,098 |
| | | 負債合計 | 4,150 |
| | | 純資産の部 | 265 |
| 資産合計 | 4,415 | 負債・純資産合計 | 4,415 |

(7) 出資の推移

設立趣意書によると、石油危機等を背景とした石油備蓄の増強の必要性が高まったことにより、政府は一層の備蓄強化のために、石油公団を中心として本県のむつ小川原地区に恒久基地第1号を建設することを決定した。また、その運営体制については、石油公団を中心として、石油精製会社の人材とノウハウ及び地元の一一致した協力体制の下で行うという結論になった。その結果、設立当初の出資金額、出資比率は以下のとおりとなった。

(単位：株、%)

| 株主名 | 所有株式数 | 出資比率 |
|---------|---------|------|
| 石油公団 | 175,000 | 70 |
| 東亜燃料工業㈱ | 37,500 | 15 |
| 青森県 | 2,500 | 1 |
| 日本鉱業㈱ | 2,500 | 1 |
| 鹿島石油㈱ | 2,500 | 1 |
| その他 | 30,000 | 12 |
| 合計 | 250,000 | 100 |

その後、県は備蓄会社の新株式会社発行による割当により、昭和55年3月28日、昭和56年3月30日、昭和57年3月24日にそれぞれ2,500株、25万円の出資を引き受けており、この時点では10,000株、100百万円(出資比率は1%)の株主であった。

その後、平成14年に公布された石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律に基づき、新たな国家石油備蓄体制に移行するため、備蓄会社は、現在保有している基地施設を国に移管し、減資した後、基地の運転操業、安全防災及び施設管理を独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構から業務受託する「操業サービス会社」となることになった。この減資手続きにより、県の所有株式のうち8,250株については備蓄会社に売却し、残りの1,750株を県が保有して現在に至っている。この減資時点で、県の出資比率は1%から35%になったため、事業上はほとんど関係がないにもかかわらず、県の公社管理上は行政経営推進室の管理対象となり、また監査委員監査の対象法人ともされている。

(8) 配当金の推移

業績が安定していることから、30%という高い配当還元率となっている。

(単位：千円)

| 年度 | 配当金の年額 |
|--------|--------|
| 平成16年度 | 8,750 |
| 平成17年度 | 5,250 |
| 平成18年度 | 5,250 |
| 平成19年度 | 5,250 |
| 合計 | 24,500 |

2. 監査の結果及び意見

既に出資に見合う配当を得ており、問題となる事項は見られなかった。

第11章 核燃料物質等取扱税の歳入事務の監査

(1) 核燃料物質等取扱税の概要

①制度の概要

本県は地方税法第4条第3項(法定外普通税)の規定により、原子燃料サイクル施設及び原子力発電所の立地に伴う財政需要を確保するため、平成3年に核燃料物質等取扱税(以下、「核燃税」という。)を創設した。

一般に法定外税とは、地方公共団体が地方税法に定める税目以外に、条例により税目を新設したものであり、総務大臣の同意が必要とされている。また、法定外目的税が使途を特定するのに対して、法定外普通税は使途を限定しないものである。

このように、本県の核燃税は法定税が課されていない経済活動について、地域の実情に応じて地方自治体が課税するものである。

②課税内容

青森県核燃料物質等取扱税条例及び同施行規則に基づき、以下の核燃料物質等の取り扱いはについて課税を行うものである。

| 区分 | 課税客体 | 納税義務者 | 課税標準 | 税率 |
|----------------|-------------------|----------|---|--|
| ウラン濃縮施設 | 加工事業者の行う濃縮 | 加工事業者 | 各課税標準の算定期間内において濃縮により生じた製品ウランの重量 | 製品ウランの重量1kgにつき、16,500円(16,200円) |
| 再処理施設 | 再処理事業者の行う使用済燃料の受入 | 再処理事業者 | 各課税標準の算定期間内において受け入れた使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量 | 使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量1kgにつき、19,400円(23,800円) |
| | 再処理事業者の行う使用済燃料の貯蔵 | 再処理事業者 | 各課税標準の算定期間内の使用済燃料の貯蔵に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量 | 使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量1kgにつき、1,300円(設定なし) |
| 低レベル放射線廃棄物処理施設 | 廃棄物処理事業者の行う廃棄物処理 | 廃棄物処理事業者 | 各課税標準の算定期間内の廃棄物処理に係る廃棄体に係る容器の容量 | 廃棄体に係る容器の容量1m ³ につき23,700円(20,900円) |
| 高レベル放射線廃棄物管理施設 | 廃棄物管理事業者の行う廃棄物管理 | 廃棄物管理事業者 | 各課税標準の算定期間内の廃棄物管理に係るガラス固化体に係る容器の数量 | ガラス固化体に係る容器の数量1本につき728,700円(630,000円) |
| 原子力発電所 | 原子炉設置者の行う核燃料の挿入 | 原子炉設置者 | 核燃料の価格 | 当面の間12%(12%) |

注：表中の括弧内の数値は、条例更新前の金額である。

このように、施設に応じた課税客体を設定しており、以下のように、事業者の操業度等の進捗に応じて県の税収が増加する仕組みになっている。

| 施設名 | 計算根拠 |
|-----------------|---|
| ウラン濃縮施設～六ヶ所村 | 販売用濃縮ウランの製造量に応じて課税するため、各電力会社からの受注を受けた操業度（製造）に応じて税収が増加する。 |
| 再処理施設～六ヶ所村 | 受入及び貯蔵の間、課税する（再処理工程に投入した時点）対象から外れる）ため、操業度（受入）が高いと税収が増加する。 |
| 廃棄物処理・管理施設～六ヶ所村 | 管理・埋設量に応じて課税するため、年々累積的に税収が増加する。 |
| 原子力発電所～東通村 | 核燃料の交換に応じて課税が生じるため、交換のサイクル（13か月ごと）に応じて税収が変動する。 |

また、核燃料税の県財政（一般会計）全体に占める状況は以下のとおりである。

| 年度 | 核燃料税の歳入額 | 県税合計額 | | 一般会計歳入総額 | |
|--------|----------|-----------|-------|------------|------|
| | | 金額 | 占有率 | 金額 | 占有率 |
| 平成5年度 | 173 | 104,088 | 0.2% | 785,963 | 0.0% |
| 平成6年度 | 692 | 112,951 | 0.6% | 807,245 | 0.1% |
| 平成7年度 | 770 | 114,496 | 0.7% | 800,765 | 0.1% |
| 平成8年度 | 1,905 | 120,358 | 1.6% | 820,447 | 0.2% |
| 平成9年度 | 1,375 | 118,048 | 1.2% | 848,565 | 0.2% |
| 平成10年度 | 3,255 | 123,123 | 2.6% | 916,217 | 0.4% |
| 平成11年度 | 4,349 | 121,466 | 3.6% | 948,360 | 0.5% |
| 平成12年度 | 5,166 | 128,474 | 4.0% | 966,689 | 0.5% |
| 平成13年度 | 12,392 | 130,494 | 9.5% | 939,705 | 1.3% |
| 平成14年度 | 5,947 | 115,410 | 5.2% | 903,728 | 0.7% |
| 平成15年度 | 11,223 | 116,668 | 9.6% | 816,790 | 1.4% |
| 平成16年度 | 13,130 | 117,236 | 11.2% | 786,329 | 1.7% |
| 平成17年度 | 14,495 | 121,781 | 11.9% | 751,069 | 1.9% |
| 平成18年度 | 14,858 | 135,813 | 10.9% | 733,606 | 2.0% |
| 平成19年度 | 9,022 | 140,722 | 6.4% | 709,552 | 1.3% |
| 平成20年度 | 11,101 | 144,248 | 7.7% | 707,800 | 1.6% |
| 合計 | 109,861 | 1,965,384 | 5.6% | 13,242,837 | 0.8% |

（注1）平成20年度は予算数値である。
（注2）平成19年度は再処理施設の受入額の減りに伴い、税収が減少している。

このように、核燃料税は本県の税収に占める割合が非常に高く、多い年度では県税収入の1割を超える水準となっていることがわかる。また、創設以来で合計すると1千億円を超える歳入総額であり、国の電源三法交付金と並び、県の財政構造の観点からも、県民にとつて大変重要な財源であることは数字から見て確かである。

【情報】平成16年度の条例改正について

県は平成16年度に、従来の年一回納税から四半期ごとの納税となるよう条例を改正している。この改正理由については、県税務課の回答によると、条例更新時の歳入対象期間の平準化を図り、事業の進捗状況に応じた税収を早期に確保することが趣旨である。したが

って、平成16年度には平成15年度1年分の税収に加えて当該期間に属する四半期に係る税収があり、金額が1,907百万円増加している。

監査人として、その改正による影響額を把握するため、この条例改正による平成16年度の歳入増加額を税務課に質したところ、年度ベース以外の税収情報は公表してはいけないということも理由に回答を受けることができなかった。税務課からの文書による回答には、「この改正は、改正年度の増収を図る趣旨の改正ではありません。」と書かれていた。

③法定外税の経緯

法定外税については、地方の厳しい財政状況を反映し、また、地方分権社会の下で地方独自の財源を確保することによって政策を実現する必要性からも、その重要性が高まっており、地方税法の改正が以下のとおり行われ、現在に至っている。

| 区分 | 内容 | 備考 |
|-----------------------|--|---|
| 平成12年地方分権一括法による地方税法改正 | <ul style="list-style-type: none"> ・法定外普通税の総務大臣による許可制を、「同意を要する法による地方税法改正協議制」に緩和した。 ・法定外目的税を創設した。 | <ul style="list-style-type: none"> ・法定外税の変更に関する国の関与を縮減した。 ・特定納税義務者に係る税収割合が高い場合には、議会での意見聴取を行う制度を創設した。 |
| 平成16年改正 | | <ul style="list-style-type: none"> ・特定納税義務者とは、法定外税の納税額が全納税者の10分の1を継続的に超える者と見込まれる者をいひ、当然、本県の場合はこれに該当する。従って、本県議会においても、何らかの意見聴取がなされ、監査人の質問に対する担当者の発言があった。 |

④他の地方自治体における核燃料税の概要

核燃料税は、原子力施設が設置されている他の地方自治体においても導入されている。

| 道県名 | 課税客体 | 税率 | 平成18年度決算額(百万円) |
|------|--|---|----------------|
| 福井県 | 発電用原子炉への核燃料の挿入 | 100分の12 | 975 |
| 福島県 | 発電用原子炉への核燃料の挿入 | 100分の10,従量制8,000円/Kg | 5,824 |
| 愛媛県 | 発電用原子炉への核燃料の挿入 | 100分の10 | 3,612 |
| 佐賀県 | 発電用原子炉への核燃料の挿入 | 100分の10 | 1,210 |
| 島根県 | 発電用原子炉への核燃料の挿入 | 100分の10 | 884 |
| 静岡県 | 発電用原子炉への核燃料の挿入 | 100分の10 | 667 |
| 鹿児島県 | 発電用原子炉への核燃料の挿入 | 100分の10 | 1,023 |
| 宮城県 | 発電用原子炉への核燃料の挿入 | 100分の10 | 975 |
| 新潟県 | 発電用原子炉への核燃料の挿入 | 100分の12 | 333 |
| 北海道 | 発電用原子炉への核燃料の挿入 | 100分の10 | 3,639 |
| 石川県 | 発電用原子炉への核燃料の挿入 | 100分の10 | 338 |
| 茨城県 | ①原子炉への核燃料の挿入 ②使用済み燃料の受入 ③ガラス固化体の保管 ④放射性廃棄物の発生 ⑤放射性廃棄物の保管 | ①核燃料価額の100分の10 ②35,400円/Kg ③938,000円/本 ④62,400円/m ³ ⑤3,000円/m ³ | 1,137 |
| 青森県 | 上記のとおり | 上記のとおり | 14,858 |

（出典：「地方財政データベース（平成20年度版）」学暢書房

【情報】本県の核燃税に対する依存状況

上表からわかるように、他道県と比較して、本県は事業者に対して多額の税負担を求めていることがわかる。しかしながら、このような金額だけの対比では不十分であると考えたことから、各自治体の一般会計又は普通会計の歳入予算に対する割合を比較することで、本県の財政的依存割合を浮き彫りにするため、監査人が各自治体のホームページより、18年度一般会計の果税収入に対する核燃税の割合を調査したところ、茨城県で0.3%、福島県で2.7%、愛媛県で2.6%となった。青森県は10.9%であるから、著しく高い割合となっていることがわかる。このことから、特定の事業者に対する依存割合が高い財政構造になっていると言える。

⑤予算・実績等

(i) 歳入実績推移表

過去3年間の核燃税の歳入実績の推移は下表のとおりである。

(単位：百万円)

| | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 備考 |
|----------------|--------|--------|--------|---------------------------|
| 核燃税の税込 | 14,495 | 14,858 | 9,022 | 平成19年度は再処理受入の減少により減少している。 |
| (内訳) | | | | |
| クラシ濃縮施設 | | | | |
| 再処理施設(受入) | | | | |
| 再処理施設(行蔵) | | | | |
| 低レベル廃棄物埋設施設 | | | | |
| 高レベル放射性廃棄物管理施設 | | | | |
| 六ヶ所所計 | | | | |
| 原子力発電所 | | | | |
| 東通計 | | | | |
| 核燃税計 | 14,495 | 14,858 | 9,022 | |

(注)課税区分ごとの内訳については、地方税法第22条に該当するため、不開示である旨、説明を受けた。

【情報】事業所別歳入金額は非開示情報であることについて

上表に記載した情報は、監査人が上北地域県民局に往査した際に、立会人として参加した本庁税務課担当職員から口頭で聞き取りしたものである。本県の財政上の貴重な財源の構成要素を開示することは、原子力事業がもたらす県財政への影響に対する県民の理解の一助となると考えているが、同職員が税務課としての判断に従って、開示をしないよう、監査人に対して指示をしたことを受けて、監査人としては、このような黒塗りの状態で作成したものである。監査人は、監査責任との関係で、監査報告書上、外部監査の対象とした金額・範囲(つまり、上北地域県民局管轄の六ヶ所分)を特定する必要があるのである。

他方、同職員は、このような情報は事業者サイドの事業上の機密情報であるため、例えば県会議員の開示要求にも応じていないという発言があった。

同じ東北地方の福島県は、県庁ホームページにおいて、知事発言として、特定の事業者名(東京電力)が明確に掲載され、また、核燃税の使われ方についても、①核燃税の課税期間別・経費別の財政需要実績額・財政需要計画額②課税期間別税収実績額・計画額③課税期間の税収の主な使途(実績)が情報公開されている。このように、税収の使途を公開することは、原子力事業の地域住民への理解を深める目的に対しては、納税者にとっても住民にとっても有用なものであると考ええる。

福島県の3倍もの税収を誇る本県であれば、現状の情報公開の状況が県民にとって十分か否か、検討する余地があるのではないだろうか。

(ii) 平成19年度予算実績対比表

平成19年度の当初予算、補正予算と税収実績額は下表のとおりであり、35%もの補正減額がされたことになる。

(単位：百万円)

| | 当初予算 | 補正予算 | 歳入実績 |
|-----|--------|--------|-------|
| 核燃税 | 13,837 | △4,815 | 9,022 |

【情報】多額の歳入減に関する原因について

上表のとおり、平成19年度の補正予算において、実に48億円もの歳入(果税収入)の減少が議決されたが、この原因は、事業者側に再処理施設への受入れを減少させるトラブルが発生したためであるとの説明があった。このような突発的なトラブルは県民の生命の安全と安心にとって、あってはならないことではあるが、同時にそれによる県財政への悪影響も甚大である。監査人として、計数的な事実を背景として、このような歳入見込みほどの程度の精度によって見込まれて県の歳入予算が議決されているか、事務リスクは存在していないか、という視点に立って歳入事務を概観するため、税務課に歳入予算の概算に関する調査を提示するよう依頼した。監査当日は入手することができなかったため、後日、監査人が監査上の必要性から文書による提出を依頼したところ、税務課からの回答は以下のとおりであった。

(税務課回答文書の転載)

「予算の根拠となる事業者とのやりとりを記載した書類」はなく、担当者が参考として事業者側から聞き取りすることはありますが、この聞き取りそのものを根拠に予算を編成しているものではありません。なお、この事業者から聞き取りした内容については、納税者である事業者から聴取した事項であり、特定法人の事業に関するものでありますので、これまでも県議会等の場において開示していないところです。

(根拠法令) 地方税法第22条、地方公務員法第34条

また、税務課の核燃税に係る予算編成については、事業者からの聴取とともに、県全体の経済情勢、日本銀行や金融機関の経済レポート等を検討し、国の動向などを広く勘案して予算を計上しているとの回答も得た。しかしながら、事業者から聞き取りをした

内容や、それを税込見込額として見積もった経緯を表す、いわば本県の歳入予算の裏づけとなる資料³¹は、監査人にも示されることはなかった。特定の事業者に対する税込依存度が高いことが、「遠慮」を生み、その結果大幅な税込減の予算への反映が2月になってしまっただということは勘繰りすぎであろうか。

このように監査人が、多額の税込減の原因を計数的に確認し、判断して意見を述べることは、誠に残念ながら不可能であったが、老練ながら監査人にも守秘義務が課されていることをここで申しあげておきたい。

(2) 実施した手続

燃料料サイクル施設を運営する事業主体を所管する上北地域県民局に往査して、平成19年10月実施の税務調査資料を閲覧し、担当者から概要（青森県核燃料物質等取扱税条例、同施行規則等）の説明を受けた。また、調定に関する起票文書、調定収入簿、収入日計表、事業者から提出を受けた税務申告書、領収済通知書等を閲覧した。更に、上北地域県民局が実施した事業者に対する税務調査の概要資料を閲覧した。

なお、過去10年の本県の包括外部監査において、県税に関する事務を監査したのは、今回が初めてである。

(3) 監査の結果及び意見

特に問題となる事項は見られなかった。

第12章 新エネルギー関連事業

最終章では、主に、県が実施した新エネルギー分野に関連する事業の監査結果を報告する。原子力分野とは異なり、財源のほとんどは県の一般財源である。たとえ金額は小さくても、県にとっては将来を見据えた重点事業分野であり、国民の関心の高まりと並行して、事業の成果が早く現れることが期待される。

第1節 エネルギー総合対策局

1. 新エネ・省エネ対策推進費

(1) 概要

①目的

地域の新エネルギー、省エネルギーに関する普及啓発を目的としている。

②事業内容

県は、企業等の省エネルギーを推進するため、財団法人省エネルギーセンターの専門家を希望する事業所へ派遣する「工場・ビルの省エネルギー無料診断サービス」（経済産業省資源エネルギー庁補助事業）の受講を促している。また、東北電力㈱との共催で青森県電気活用協議会と青森県の主催で省エネルギー一ヶ月間記念大会を毎年2月に実施している。

③事業実績

平成19年度の新エネ・省エネ対策推進費の予算額と実績額は以下のとおりである。

| 事業の内訳 | 予算額 | 実績額 | 差額 | |
|-----------------|-----|-----|----|---|
| | | | 増減 | 率 |
| 地域新エネ・省エネ導入促進事業 | 603 | 563 | 40 | |
| 省エネ普及推進事業 | 319 | 305 | 14 | |
| 合計 | 922 | 868 | 54 | |

(単位：千円)

(2) 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【意見】 共同開催事業の事業費負担の明文化について

省エネルギー一ヶ月間記念大会講師の謝金については、教授職73千円（1日36.5千円、2名分）を予算計上していたが、実際には48千円しか支出していない。この理由は、大会の講師3名のうち、教授職に該当する講師は1名で、残り2名については、省エネルギーセンターの専門委員には高校教諭クラスに該当する謝金が払われ、もう1名には謝金や旅費が支出されなかったためである。支出のない理由を担当者に質問したところ、青森県電気活用協議会から支払われたとの回答を得たため、大会の決算書を手続したところ、確かに同協議会が講師料20千円を負担していた。また、昼食代(31千円)、会場費関係(278千円)も同協議会が支払っていた。このように主催である県と協議会との間では、適正に費用負担が行われていると判断されたが、負担の調整が操作的に行われることを防止する意味で、それぞれの負担金額や負担内容を明記した合意書を作成し、双方で保管しておくことが望まれる。

31 県は毎年11月に、公文書で県内主要法人（資本金1億円超の法人、法人所得が一定額以上の法人）に対して「決算見込額等について（依頼）」を送付し、県税（おそらく事業税、法人県民税）収入額を見込むための参考として各法人の決算見込額（所得の見込額、資本金等の額）及び前年比での増減理由を回答するよう依頼している。各社の決算期がいつかに係らず送付するため、法人側では時期的に全く予想程度の情報にしかならないケースが多いと思われるが、県にとって年度間比較情報とはなるであろう。そのような県内の中小企業に対しても情報提供を依頼する県の姿勢と比較すると、かなり格差を感じるのには確かである。

2. 新むつ小川原開発基本計画推進事業

(1) 概要

①目的

平成19年5月に県が策定した「新むつ小川原開発基本計画」は、むつ小川原総合開発会議での計画推進の申し合わせと、それに基づく閣議口頭了解がなされたが、広大な開発エリアを有するむつ小川原開発地区において、「科学技術創造圏」の形成を進めていくためには、広大な用地、エネルギー関連産業の集積など、むつ小川原開発地区の高いポテンシャルを活かした企業や研究機関の誘致を進める必要がある。

②事業内容

このため新計画の新たな方向性や、むつ小川原地区の有するポテンシャル等について、広く情報発信し、これを契機として、むつ小川原開発地区への企業や研究機関の更なる集積に繋げていくものである。

委託先の業務内容は次のようになっている。

| 委託先 | 業務内容 |
|-----|--|
| ㈱A | (仮称) むつ小川原開発地区PRビデオ制作等業務委託 (むつ小川原開発地区PRビデオのDVDとむつ小川原開発地区パンフレットの制作) |
| ㈱S | むつ小川原開発地区リーフレットの制作 |
| ㈱M | 六ヶ所村都市計画変更を踏まえたむつ小川原地区の案内図の作成 |

③事業実績

平成19年度の本事業の予算額と実績額は以下のとおりである。

| | 内訳 | | 差額 | |
|----------------------------|-------|-------|-----|-----|
| | 予算額 | 実績額 | 予算額 | 実績額 |
| むつ小川原開発シンポジウム | 5,908 | 5,629 | 279 | |
| 新むつ小川原開発基本計画冊子・リーフレット | 549 | 334 | 215 | |
| その他(企業・研究機関等訪問の旅費、事務消耗品一式) | 143 | 143 | — | |
| 合計 | 6,600 | 6,106 | 494 | |

(単位：千円)

(2) 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【不適正事項】事業間での部局を超えた予算流用について

本事業以下、3つの事業の事業費は複雑に絡み合いながら流用または補填され、委託業務により成果物の納品又はイベント開催がなされた。その大まかな内容を下表にまとめた。

委託費の正確な事業費実績

| 事業名 | ①マニュアル制作委託 | ②DVD制作 | ③リーフレット等作成 | ④シンポジウム(配当替) | 決算額 |
|---------------------------------|------------|--------|------------|--------------|--------|
| 2. 新むつ小川原開発基本計画推進事業 | — | 1,953 | 268 | 2,967 | 5,188 |
| 3. 自然環境監視調査実施マニユアル作成費 | 960 | 3,040 | — | — | 4,000 |
| 4. むつ小川原ボードレスエネルギーソリューション機構推進事業 | — | — | 58 | 1,033 | 1,091 |
| 合計 | 960 | 4,993 | 326 | 4,000 | 10,279 |

(単位：千円)

本事業の節別統計集計表上の実績額は、むつ小川原開発シンポジウムの開催費として5,629千円であるが、正確には2,967千円がシンポジウムに関する実際の支出額である。その他は、予算上は計画には無かったDVD制作費1,953千円が支出され、別の事業(「3. 自然環境監視調査実施マニユアル作成費」)の事業費から3,040千円を流用することによりDVDが制作されている。

④のシンポジウム開催は、県商工労働部工業振興課が東京と名古屋で開催した青森県への企業誘致のためのシンポジウムと共同で実施しており、工業振興課の2つの事業から4,000千円を配当替えて、むつ小川原開発地域への企業誘致のPRを行っている。

また、「3. 自然環境監視調査実施マニユアル作成費」では、自然環境監視調査実施マニユアル作成業務委託料4,000千円が予算計上されているが、実際に支払った作成委託料は960千円であり、予算未消化となった金額で、上記DVDの製作業務を委託して、DVD制作費の予算不足を補てんする形になっている。

このような頻繁かつ規律の無い、しかも部局を超えた予算流用は、実態を歪めるだけの好ましくない実務であることは、総論で述べたとおりである。

3. 自然環境監視調査実施マニユアル作成費

(1) 概要

①目的

新むつ小川原開発基本計画に係る環境影響評価では、県は、新計画の実施に伴う環境の変化を迅速かつ的確に把握するため、むつ小川原開発地区及びその周辺において、環境監視調査を行っている。

②事業内容

新基本計画策定者である県エネルギー総合対策局が、各環境要素のうちの動植物等自然環境に係る環境監視調査を行うに際して、その実施方法を検討し、実施マニユアルを作成する。この委託先団体にはむつ小川原開発地区及びその周辺の自然環境に知見を有するコンサルタントを想定していた。

③事業実績

平成19年度の予算額と実績額は以下のとおりである。

| | 予算額 | 実績額 | 差額 |
|--|-------|-------|----|
| | 4,244 | 4,244 | — |

(単位：千円)

(2) 監査の結果及び意見

事業費の流用を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

4. むつ小川原ボーダレスエネルギーフロンティア構想推進事業

(1) 概要

①目的

むつ小川原ボーダレスエネルギー構想の実現を図るため、関連イベントへの参画や新たな先端プロジェクトの掘り起こしを行う事業である。

この構想は、次世代エネルギーシステムの創出に向け、水素を軸としたエネルギー利用に関する研究開発や実証試験等をむつ小川原開発地区において進めようとするものである。当時は、水素エネルギー利用、天然ガス高度利用、バイオマス高度利用の3分野の研究開発をコアにして、その成果を活用した実証事業を実施し、産業化へと展開することを目指し、さらには、個別技術の研究開発に加え、システム設計、制度設計などソフト面の研究開発も推進し、「むつ小川原スタンダード」として情報を発信していくこととしている。

関連する事業としては、「環境・エネルギー産業フロンティア形成推進事業」があるが、本事業は、むつ小川原地区に限定している点で異なっており、水素エネルギーを構想の一分野としていることから、「おおもり水素エネルギー創造戦略」とも関連している。

②事業内容等

平成19年度においては、関連イベントへの参画として、産業立地フェアにおいて構想のパネル展示を行い、また、サイエンスフェアにおいて実験ブースを設けて、来場者に燃料電池自動車の模型を使った紹介を行った。

さらに、新たなプロジェクトの掘り起こしとして、水素自動車の製造工場の誘致や水素製造を行うプラントの誘致などを目標として掲げ、その情報収集を目的として、経済産業省が水素・燃料電池実証プロジェクトとして取り組んでいるJHFCパークを視察した。

③事業予算・実績等

過去3年間の事業費実績は、以下のとおりである。

| | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 |
|-----|--------|--------|--------|
| 事業費 | 9,150 | 10,189 | 2,938 |

(単位：千円)

平成19年度は、主に関連イベントへの参画のための委託費と視察のための旅費が主な使途である。平成19年度は大きく減額になっているが、これは、平成18年度までは実証研究のプロジェクトが組まれて、事業実施の検討を行っていたためである。具体的に構想実現に寄与する結果は出ていないものの、平成18年度でそれら実証研究プロジェクトが終了となったことから、平成19年度は、新たな先端プロジェクトの模索に入っている。

④施策評価の概要等

平成18年度分の施策評価調査によると、今後の先端プロジェクトについて、現在の事業の再構築や今後事業展開が見込まれる新たなプロジェクト等の掘り起こしを行うなどの検討の必要性が謳われている。

(2) 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【意見①】委託先の選定について

本事業から、配当替えして共同実施となった産業立地フェアの広告、運営の費用として、8,400千円の委託費が業者に支出されている。その選定は全国規模での新聞や雑誌を通した開催案内が可能な業者に限られることから、指名競争入札によってはいはいるものの、その入札状況結果を見ると、指名業者5社のうち実際の入札に参加したのは1社のみであり、他の4社は参加を辞退している。この点について、委託業務内容や入札方法が原因となり、参加業者を限定してしまう結果になったのではないかと懸念が残る。その辞退した指名業者のうちの1社(某大手新聞社)は、県の担当者に宛てたメールにおいて、辞退理由として、「弊社主催の催し物を運営する場合はあっても、他社のフェアの運営・受託をできる部署が弊社にはなく、広告案件すらも直接受託はできず広告代理店経由でしか受託できない、講師の選定に際し、実質的に5日間(夏休みの時期のため)で依頼したり見積もりを取ることは無理である」ことを率直に回答している。このように、事業として行えない会社が指名されても、参加することすらできないのは至極当然のように思われる。例えば、広告業務と運営業務を分割して入札事務を行うとか、あるいは一般企業の夏休み時期を考慮した入札スケジュールとする(本件は8月6日に通知して、8月20日に入札)など、日程に余裕を持ち、できるだけ幅広く業者に参加してもらえる環境を整えることが望まれる。

5. 環境・エネルギー産業フロンティア形成推進事業

(1) 概要

①目的

目前に迫った水素エネルギー社会の到来を先取りし、先駆的水素関連プロジェクトの導入調査を行うことにより、本県での水素・燃料電池関連企業の集積を図ることを目的としている。本事業は、平成18年1月に策定された「おおもり水素エネルギー創造戦略」が基本的な柱となっており、平成19年度開始の事業である。

②事業内容等

事業内容は、以下のとおりである。

| 事業名 | 具体的内容 |
|------------------------|---|
| ①「先駆的水素事業化調査」 | 県内有識者等4名からなる委員会を設け、その委員会で採択された事業に1,500千円以内で補助対象経費の2分の1に相当する額を補助している。その補助対象事業は、水素エネルギー・燃料電池分野における先駆的なプロジェクトの事業化に向けた調査であり、交付対象者は、「おおもり水素エネルギー創造戦略推進会議」に所属している企業、大学、団体によるコンソーシアム(連携体)とし、必ず県内の企業、大学、団体を含まれるものとしている。 |
| ②「おおもり水素エネルギー創造戦略推進事業」 | 有識者及び県内外の企業・大学・公設試験研究機関、関連団体等から構成される「おおもり水素エネルギー創造戦略推進会議」を開催し、情報交換等を行うことを内容とする。19年度は、12月17日と3月7日に推進会議を開催した他、3月7日にはオーブンセミナーと県工業総合研究センターの視察会を併せて行った。 |

この他、日本水素エネルギー産業会議へ参画し、情報の共有を図っている。

③事業予算・実績等

平成19年度の事業費実績及び次年度予算は、以下のとおりである。

| | 平成19年度実績 | 平成20年度(予算) |
|------------------------|---------------|------------|
| 事業費 | 7,139 | 8,123 |
| 内、先駆的水素事業化調査事業の補助金(件数) | 5,160 (4件) | 6,000 |

(単位：千円)

①先駆的水素事業化調査においては、5件の応募のうち4件が採択され、計5,160千円の補助金が交付された他、選定委員の謝金と旅費31千円が支出されている。

②あおもり水素エネルギー創造戦略推進事業では、会場使用料や旅費等で306千円を支出している。

(2) 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【指摘①】補助金の消費税分の返還について

補助金の交付において、事業者が消費税等の金額を除いて交付申請していない場合、事後的に、消費税等の額の確定に伴う報告書を提出させ、必要であれば、補助金にかかる仕入税額控除相当分を返還させなければならない。事業者側の税務上の消費税課税方式が、本則方式、簡易課税方式、免税事業者により取扱いは異なるが、補助対象事業費とした旅費について、税込で申請しているにもかかわらず、その消費税等の金額を明示していない事例が発見された。監査人の計算結果では、県は26千円の返還を要求しなければならないものと判断された。

担当者が検査確認を行った際に、旅費に含まれる消費税を見落としたことが原因であるが、今後は十分に留意する必要がある。

【指摘②】実績報告書の記載誤りについて

実績報告書上の補助事業に要した経費の金額をその証拠資料と突合したところ、1社について旅費の金額が誤っていた。補助金の金額は限度額一杯の1,500千円だったため、過大交付とはならなかったが、実績報告書の検査確認事務は確実に行う必要がある。

【不適正事項】決算統計個別集計表上の費用計上額について

決算統計個別集計表の決算額7,139千円のうち、支出命令票で本事業への直接的な支出として確認できたのは、5,592千円であった。総論に記載した内容と同様である。

【意見】調査結果の成果評価について

県は、補助事業の調査結果報告書を受領しているものの、その報告書の評価を主体的に行っている訳ではない。県としては、技術的な検証よりも、その事業化に際し障害となっている社会的経済的要因を解決しようとする姿勢を重視していることであった。確かに、一般の県職員が報告書の内容を技術的科学的観点から評価するのは難しいと考えられるが、テーマの選定委員会にその成果を評価させるような仕組みを設けた方

が、将来の事業化を促進させることや、事業の選択と集中を加速させるためには望ましいと考える。

6. 環境・エネルギー産業振興事業

(1) 概要

①目的

平成14年12月に承認を受けた「あおもりエコタウンプラン³²⁾」を着実に推進し、全国的にも稀な企業間連携によるゼロエミッションシステム³³⁾のネットワークを拡大するとともに、平成15年5月に認定を受けた「環境・エネルギー産業創造特区³⁴⁾」(以下、環境・エネルギー特区という。)における先駆的プロジェクトの成果を全県的に普及させるなど、本県のポテンシャルを活かしながら、環境・エネルギー産業振興を促進し地域経済の活性化を図ることを目的としている。

②事業内容等

事業は、以下の3つの事業を内容としている。

| 事業名 | 事業内容 | 財源 |
|-------------------|--|-----|
| ①環境・エネルギー特区推進事業 | 環境・エネルギー特区推進会議(以下、「特区推進会議」という。)の開催、環境・エネルギー特区国際フォーラムの開催等 | 県一般 |
| ②あおもりエコタウンプラン推進事業 | 青森県リサイクルネットワーク形成調査業務委託、首都圏企業とのビジネスマッチングのための視察会の実施 | 県一般 |
| ③環境・エネルギー技術開発費補助 | 環境・エネルギー関連分野の技術開発や製品開発を行う企業2社に対する補助金交付 | 県一般 |

③事業予算・実績等

本事業の平成19年度予算・決算は以下のとおりである。

| 細事業 節 | ①環境・エネルギー特区 推進事業 | | ②あおもりエコタウン プラン推進事業 | | ③環境・エネルギー技術 開発費補助 | |
|----------|---------------------|-------|-----------------------|-------|----------------------|-------|
| | 予算 | 決算 | 予算 | 決算 | 予算 | 決算 |
| 報償費 | 763 | 448 | 40 | 40 | 40 | 10 |
| 旅費 | 4,645 | 4,097 | 752 | 752 | 195 | 108 |
| 需用費 | 226 | 226 | 50 | 50 | 4 | 4 |
| 役員費 | 97 | 97 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 委託料 | 3,179 | 3,166 | 1,800 | 1,635 | 0 | 0 |
| 使用料等 | 244 | 244 | 212 | 212 | 30 | 30 |
| 補助金 | 0 | 0 | 0 | 0 | 15,000 | 7,581 |
| 合計 | 9,154 | 8,278 | 2,854 | 2,689 | 15,269 | 7,733 |

(単位：千円)

32 地域のリサイクル資源の循環による自然還元システムの構築を通じた自然環境の保全・自然再生を目指す地域づくり

33 ある産業から排出されるすべての廃棄物を新たに他の分野の原料として活用し、あらゆる廃棄物をゼロにする仕組み

34 むつ小川原地域を中心とするエリアを対象とし、この地域が有する環境・エネルギーに関するポテンシャルを活かすとともに、あおもりエコタウンプラン、むつ小川原ポータルエネルギー・フロンティア構想(休業を軸とした次世代エネルギーシステムの創出)、省エネルギービジョン(県管業所在地における持続的振興を考慮して、エネルギー多消費地域に適したコジェネレーションの普及に向けた取組)などとの連携を図りつつ、環境エネルギー分野の思い切った規制緩和の導入によって、世界に真贋する環境・エネルギー・フロンティアの形成を目指している。

(2) 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【指摘】環境・エネルギー技術開発費補助金の不正受給事案について

平成19年度において、環境・エネルギー技術開発費補助金は2つの事業者に対して補助金が交付された。そのうち1件のゼネラルホームサービス㈱の概要は以下のとおりである。

| 補助事業者 | ゼネラルホームサービス㈱ | | | |
|-----------|--------------------------------------|--------|--------|--------|
| 技術開発テーマ | エコR(エコロジー融雪)におけるより完成度の高い製品とする為の課題の研究 | | | |
| 補助事業経費 | 計画額 | 流用後計画額 | 実績額 | 補助金充当額 |
| 原材料・消耗品費 | 2,587 | 2,596 | 2,596 | 1,298 |
| 機械装置等・備品費 | 1,086 | 1,086 | 1,086 | 543 |
| 調査費・分析費 | 576 | 291 | 291 | 145 |
| 外注加工費 | 5,460 | 5,466 | 5,466 | 2,733 |
| 技術指導受入れ費 | — | — | — | — |
| 直接人件費 | 2,106 | 2,385 | 2,385 | 1,102 |
| その他経費 | — | — | — | — |
| 合計 | 11,816 | 11,825 | 11,825 | 5,822 |

(単位：千円)

監査の結果、補助対象事業費とは認められない不適正な人件費に対して補助金が交付されていたことが監査期間中に明らかとなった。この過大交付額については、実績額を修正の上、補助金充当額を再計算して、補助金適正化法及び補助金交付要綱の規定に基づき、返還請求すべきである。その集計結果は、下表のとおりである。

| 従事者 | 時間単価 | 実績報告書での集計結果 | | | 監定人指摘による再審査による集計結果 | | |
|--------|-------|-------------|------------|----------|--------------------|----------|--|
| | | 従事時間数 | 補助対象労務費(円) | 従事時間数 | 補助対象労務費(円) | 実績報告との差額 | |
| T | 1,786 | 513.25 | 921,797 | 389.07 | 698,770 | | |
| M | 1,111 | 39.25 | 43,607 | 32.75 | 36,385 | | |
| F | 896 | 7.75 | 6,944 | 4.75 | 4,256 | | |
| その他5人分 | | 945.00 | 1,413,487 | 945.00 | 1,413,487 | | |
| 合計 | | 1,505.25 | 2,385,835 | 1,371.57 | 2,152,937 | △232,937 | |

このような不適正受給となった理由については、各従事者の時間単価の計算には誤りがなかったものの、時間数の集計結果について、以下の誤りが発見されたためである。

- ①休日である土曜日及び就業規則に規定する休養・残業時間(早出を含む)の勤務に係る時間が除外されていなかった。
- ②10分程度の切り上げ・切り捨てを事業者が任意に行っていた。
- ③事業者の単純な集計ミスがあった。
- ④県による中間検査確認への対応時間を除外していなかった。

その結果、従事時間133,688時間分の補助対象労務費232,937円が過大に実績報告され、問題ないものとして県の検査確認も完了していた。つまり、検査確認を行った県職員の確認漏れも原因の一つである。

この内、最も大きな過大請求の原因は、研究開発の主たる従事者Tは役員(取締役専務)であるため、休日・残業手当は役職手当に含まれており、実際には休日・残業手当を支給していなかったにもかかわらず、従事時間として集計・報告したことによるもので、その時間数は1人で124.18時間に及んでいる。報告されたTの1ヶ月間の従事時間をみると234.5時間(法定労働時間177時間・残業57.5時間)となっていることや1日の従事時間14時間という日もあり、これだけの長時間、研究に従事していたのか再確認を求めたところ、実際に寝食を忘れて従事していたとの回答があった。県としては、実績報告書受領時に、このような疑問点は確認しておくべきであるし、業務管理日報の業務内容の記載を、もう少し詳細に記載してもらおうことで、従事時間の実在性・妥当性を担保できるものと考ええる。

直接人件費の集計については、その性質上、他の補助事業経費のように領収書等の外部の第三者による証拠書類がなく、本人の申告によるものとなるため、出勤簿との突合、賃金台帳との突合、集計計算間違いがないか、従事時間として交付要綱上適切妥当かどうか等、慎重かつ徹底して確認し、適正と判断した上で交付決定しなければならない。

【意見①】補助対象となる直接人件費の範囲について

環境・エネルギー技術開発費補助金の補助事業の手引によれば、直接人件費は、直接研究開発に関与した者を対象とし、研究補助員及び臨時に雇用される者は対象としないこととしており、以下の記載がある。

| |
|--|
| <p><研究開発業務とするもの></p> <p>(1) 研究に必要な思索、考案、情報、資料の収集、試作、実験、検査、分析、報告などを行う。したがって、研究の実施に必要な機械、器具、装置などの工作・設置、動植物の育成、文献調査などの活動も含む。</p> <p>(2) 研究所以外、例えば、生産現場である工場においては、上記(1)の活動及びパソコンソフトプログラム、ロボット・モデリングの設計・製作及びそれによる試験の活動</p> <p><研究開発業務としないもの></p> <p>(1) 生産の円滑化を図るために、生産工程を常時チェックする品質管理に関する活動及び製品、半製品、生産物並びに土壌・大気等の検査、試験、測定、分析</p> <p>(2) パソコンソフトプログラム、ロボット・モデリングなどによる研究開発の域を脱して、経済的生産のための機器設備などの設計</p> <p>(3) 一般的な地形図の作成、あるいは地下資源を探するための単なる探査活動及び地質調査・海洋調査・天体観測などの一般的データ収集</p> <p>(4) 特許の出願及び訴訟に関する事務手続</p> <p>(5) 一般従業者の研修・訓練などの業務</p> |
|--|

上記のゼネラルホームサービス㈱の事案については、Mは主に作業員の管理業務日報処理を、Fは主に外注先等への銀行振込手続を業務内容としていた。例えば、Fの場合、管理業務日報には、業務内容は建設会社への前借金振込手続(M銀行1支店)、業務時間は1時間とある。作業員の管理業務日報の作成・集計や外注先等への支払業務などの間接業務時間まで、手引(1)にいう直接研究開発に関与した者が行う研究に必要な業務として補助対象経費と認めていることについては、率直に違和感を覚える。

社会通念上、このような経理業務や総務業務は収益を生まず、研究成果を直接もたらすことを目的とはしない、企業全般の管理業務の分野であることが常態である。たとえ研究を主に担う研究員であっても、直接研究に携わらない時間(デスクタイムなど)もあり、

そのような間接時間については、補助対象とする交付実務はあると思うが、経理担当者の稼働時間を直接研究時間と容認する実務は、それ程多くはないであろう。

管理業務日報の作成・集計処理あるいは外注先等への支払業務も補助対象経費として果が認められるのであれば、間接業務時間を業務実績時間として報告してきていない助成先との公平性を保つ意味でも、手引上もそれを明記すべきであるし、他の事業者に対して交付実績報告を改めて求める必要性も生じると考える。

【意見②】環境・エネルギー技術開発費補助について

県は、地域で未利用となっている様々なエネルギーポテンシャルを有効利用する技術開発を進めるため、中小企業等が行う再生可能エネルギー等を活用した技術開発事業に要する経費について、予算の範囲内において、中小企業等に対し環境・エネルギー技術開発費補助金を交付している。過去3年間の事業実績は以下のとおりとなっている。

| | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 |
|----------|----------------------------|----------------|----------------|
| 応募件数 | 4 | 4 | 3 |
| 採択件数 | 3 (うち1件は取消) | 4 (うち1件は辞退) | 2 |
| 採択率 | 75% | 100% | 67% |
| 事業表施件数 | 2 | 3 | 2 |
| 補助金額(千円) | 10,627 | 12,679 | 7,582 |
| 事業化の状況 | うち1件は、引き続き商品化に向けて研究開発を継続中。 | うち2件は、引き合い等あり。 | うち1件は、引き合い等あり。 |

当該補助事業における応募件数はこのように毎年少なく、環境・エネルギー技術開発事業計画認定委員会における採択率は高くなっている。応募件数が少ないのは、補助対象を中小企業等³⁵⁾に限っていること、補助金額は補助対象経費の2分の1に相当する額または10,000千円のいずれか低い額以内の額になっており、技術開発内容によっては5,000千円以上を超える自己負担となり、中小企業にとっては重い負担であること等が理由であると推察する。県ではホームページへの掲載、新聞社・ラジオ・テレビへの広報、県内の公設試験研究機関・大学等の連携先への個別依頼をしているが、今後については、応募件数の増加を目的とした対応を積極的に行う必要性が感じられた。

(具体的対応施策の一例)

- ①各種エネルギー・環境関連会議の出席委員への告知等を行い、事業者への周知を徹底する。
- ②補助対象・補助金額の見直し等によって企業者にとって利用しやすい補助制度とする。
- ③将来の企業化(事業化)が見込める案件については、技術開発の成果が一企業の売上高増加や利益増加のみに留まることがなく、本県全体の産業振興や地域活性化の観点から、事業の将来性に関して目利きをするとともに、支援の集中化を図る。

【意見③】環境・エネルギー特区の規制緩和の提案について

環境・エネルギー特区は、むつ小川原地域¹²⁾市町村及び八戸市を対象として、おおもりエコタウンプラザ、むつ小川原ポータルエネルギープラザ構想、省エネルギービジョンなどとの連携を図りつつ、環境エネルギー分野の思い切った規制緩和の導入によって、新たな産業立地や新産業の創造を通じた地域経済の活性化と先端技術の実証研究の実施による世界に貢献する環境・エネルギープラザの構築を目指している。

本県が提案し、適用となっている規制緩和の特例措置は、①電力の特定供給事業の許可対象の拡大(平成15年5月認定→平成17年3月全国展開済み) ②特定立地の所有権移転制限期間の短縮(平成17年3月認定→平成18年10月全国展開済み) ③国有林野を自然エネルギー発電の用に供する場合の貸付要件緩和(平成17年7月認定) ④一般用工作物への位置付けによる小規模ガスタービン発電設備の導入(平成17年7月認定)がある。平成19年度においては、風力発電施設の更なる立地を図るために、蓄電池を含む風力発電施設の建設・運営に関する規制緩和の提案3件を提出したが、現行制度で対応可能との結果であった。次々と環境・エネルギーに関連する規制緩和の提案を提出することは容易なことではなく、提案して認定を受けたとしても、先の2件(①及び②)のように全国展開してしまえば、特区におけるメリットは何もなくなってしまうのが実情である。

エネルギー分野に限らず、そもそも特区の目的は、国にとっては規制改革を全国レベルに波及させるための実験場(先行実施)であり、一方、県にとっては特区内の規制緩和によって産業集積を図る場であるという矛盾を抱えたものである。地域経済の活性化を目指して、地方公共団体等は自発的提案をすることで、いずれは全国展開するにしても、提案地へのメリットが制度上、もっと担保されてもよいのではないかと思われる。

このことについて、県は国に対して既に要請したとのことであったが、県としては、今後も積極的に規制緩和の提案を継続し、提案地の優位性を主張又は確保することにより、本県の地域経済活性化に繋げていくことを期待する。

【意見④】海外在住講師の謝金・旅費の支払手続の遅延について

環境・エネルギー特区国際フォーラムの講師(英国在住)について、フォーラム開催日は平成19年10月18日であったが、謝金及び旅費の支払日は平成20年2月29日と著しく遅延している。この点につき県出納課からも注意文書が出ている。遅延理由は、英語での意思疎通がスムーズに行われなかったことや書類の催促し忘れ等の不備があったとのことである。支払は外貨換算の必要があるもの(航空券代534,58ポンド)があり、その場合は支払日の為替レートが適用されることだった。

平成20年2月29日の為替レートは1ポンドあたり198,30円(為替手数料差引後)で円換算後106,007円であったが、遅延なく支払手続が行われれば、1ポンドあたり227,51円(平成19年10月31日)で円換算後121,622円が支払われていたことになる。支払遅延により、差額の15,615円を支払わずに済んだわけであるが、支払日の為替レートによってはこの逆もあり得る。外貨換算の必要がある支払については、支払日を前後させ

35)中小企業基本法第2条に規定する中小企業者及び中小企業団体の組織に関する法律第3条に規定する中小企業団体

ることにより、適用される為替レートを調整することができるため、恣意性の排除を徹底するために、適正かつ迅速な支払手続が必要である。

【意見⑤】特区推進会議とエネルギー産業振興戦略推進会議の委員構成等について

特区推進会議は、環境・エネルギー特区における規制緩和の導入提案や同地区での先進的な環境・エネルギー関連プロジェクトの推進を目的としてきた。一方、平成18年11月に青森県エネルギー産業振興戦略（以下、「エネルギー戦略」という。）が策定され、エネルギー戦略を推進することにより県における新たな産業創出を目指すことを目的として、エネルギー戦略推進会議（下記「7. エネルギー産業振興戦略推進事業」での実施事業）が設置された。これらは各々2回の会議が開催されている。

特区推進会議の委員は、環境・エネルギー特区の13市町村長に産学官金の関係者等18人の総勢31人である。エネルギー戦略推進会議の委員は、産官学金の関係者等24人である。これらの委員のうち、5人については同一人物であり、またこの他に所屬先等が同一である委員は6人含まれている。会議の議題についても、環境・エネルギー関連プロジェクトについての紹介など類似したものが多い印象を受ける。特区推進会議はもとも環境・エネルギー特区内のことを検討してきた経緯があるが、エネルギー戦略策定後は環境・エネルギー特区での取組をさらに発展させ、全県的な広がりをもって、地域の産業振興を図るための施策が求められているものであり、経済的効率性の観点からも、会議・委員を別々に開催・選任せずに、統合・再編（分科会を設ける等）についての検討が望まれる。

【意見⑥】おおもりエコタウンゾーン推進事業への期待について

平成14年12月に国の承認を受けた「おおもりエコタウンゾーン」は、地域のリサイクル資源の循環による自然還元システムの構築を通じて環境リサイクル産業の振興と自然環境の保全・自然再生を目指すものである。

具体的には、平成18年度までに、八戸市臨海部に全国的にも稀な企業間連携によるゼロエミッションシステムが完成している。

この事業ゾーンにおいては、これまで処理困難とされてきた①焼却灰・ホタテ貝殻リサイクル事業②溶融飛灰リサイクル事業③廃プラ等ASRリサイクル事業が行われている。特に溶融飛灰リサイクル事業は、県内外の廃棄物処理施設から排出される飛灰から鉛、亜鉛、カドミウムなどの有害金属を回収するもので、㈱MTRで脱塩工程を経た後、太平洋金属㈱にて乾燥、溶融還元を行って、有害金属を分離し、八戸製鉄㈱にて製錬するもので、すべての工程を単独地域で企業連携により行っているのは全国初であるとのことである。本事業においては、産業廃棄物処理における現状の課題としてリサイクル処理費用が理立処理等した場合と比べて高いこと、また今後は産業廃棄物排出者と処理業者とのマッチングシステムを形成することや広範囲なPR活動が必要であることを示した調査報告書が出されている。

今後の県の役割として、コーディネート機能や情報発信³⁶を積極的に行うことによって、この先進的取組を支援して資源循環型社会を形成し、また企業と連携して新たなリサイクル産業を創出することで地域経済の活性化を図っていくことが期待される。

7. エネルギー産業振興戦略推進事業

(1) 概要

①目的

平成18年に策定した「青森県エネルギー産業振興戦略」について、積極的な情報発信や国等に対する政策提言を行うとともに、戦略推進会議を立ち上げ、地域の産学官及び金融機関や関係各界の参画を進める。また、戦略の実現に向け、エネルギー面から特に重要な未利用エネルギーの活用と運輸部門の省エネ・脱化石燃料に向けた取組を進める。

②事業内容等

本事業は、①エネルギー戦略推進事業（エネルギー戦略推進会議開催・エネルギー関連展示会への参加等）②地域未利用エネルギー活用推進事業（青森県地中熱利用推進プロジェクトの構築・津軽海峡における潮流発電システムの検討）③運輸部門省エネルギー対策詳細調査（青森県運輸部門省エネルギーモデルの構築）を事業内容とするものである。②の地中熱利用推進プロジェクトと③の運輸部門省エネルギーモデルの策定は、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構³⁷（以下、「NEDO」という。）が助成する地域新エネルギー・省エネルギープロジェクト策定等事業の補助金を財源とする事業である。

③事業予算・実績等

本事業の平成19年度の予算・決算は以下のとおりである。

（単位：千円）

| 事業名 | エネルギー戦略推進事業 | | 地域未利用エネルギー活用推進事業 | | 運輸部門省エネルギー対策詳細調査 | |
|----------|-------------|-------|------------------|--------|------------------|--------|
| | 予算 | 決算 | 予算 | 決算 | 予算 | 決算 |
| 報償費 | 264 | 90 | 392 | 127 | 392 | 186 |
| 旅費 | 2,078 | 2,000 | 2,118 | 1,041 | 1,432 | 1,090 |
| 需用費 | 424 | 424 | 20 | 350 | 20 | 348 |
| 役員費 | 52 | 52 | 0 | 0 | 0 | 133 |
| 委託料 | 150 | 210 | 10,000 | 8,358 | 10,000 | 8,416 |
| 使用料等 | 1,462 | 1,462 | 522 | 179 | 522 | 267 |
| 負担金 | 0 | 0 | 2,000 | 2,000 | 0 | 0 |
| 合計 | 4,430 | 4,238 | 15,052 | 12,055 | 12,366 | 10,440 |
| 財源（県） | 4,430 | 4,238 | 2,000 | 2,000 | 0 | 0 |
| 財源（NEDO） | 0 | 0 | 13,052 | 10,055 | 12,366 | 10,440 |

³⁶ 平成21年1月24日の日本経済新聞東北版の紙面「東奔北走」に、具体的に本事業が紹介されている。

³⁷ 石油代替エネルギーに関する技術及びエネルギー使用合理化のための技術並びに航空工業の技術に関し、民間の活力を活用して行う研究開発、民間において行われる研究開発の促進、これらの技術の利用の促進等の業務を国際的に協調しつつ総合的に行うことにより、産業技術の向上及びその企業化の促進を図り、もって内外の経済的社会的環境に応じたエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに経済及び産業の発展に資することを目的として平成15年10月に設立された（前身の特殊法人は昭和55年設立）。

NEDOは、New Energy and Industrial Technology Development Organization の略である。

(2) 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【意見】新エネルギー事業への期待について

本事業は、本県のエネルギー産業振興を目的とした基礎研究段階のものであり、成果を求めるのは時期尚早である。以下は監査人が収集した情報を基に、期待感をこめた情報提供を内容とする。

②地域未利用エネルギー活用推進事業

(i) 地中熱利用推進ビジョンの構築

県内に地中熱（賦存地域は面積比で県全体の68%）が広く分布することや暖房・給湯・融雪・ハウス農業等の大きい熱需要があること等により、エネルギー戦略において地中熱利用と関連産業振興に重点的に取組むことが示され、本県の地熱利用のポテンシャル、事業モデル、利用促進に向けた課題や取組方向等をまとめた「地中熱利用推進ビジョン」が策定されている。

近年、地中熱利用システムは、技術面、研究面等を含め徐々に環境整備されつつあり、北海道では既に市場も生まれつつあることである。本県での事業モデルとして、一戸建住宅での地中熱利用冷暖房システム、ハウス農業への地中熱利用暖房システム、熱交換器の設置による温泉源泉の有効利用、青森市下湯地区でのバイナリーサイクル発電（地熱発電の一種）事業（NEDO公募の平成20年度地熱開発促進調査に採択決定となった。）が挙げられている。県ではこれらの事業モデルの実現・県内普及に向けて今後も積極的な役割を果たすことが期待される。

(ii) 津軽海峡における潮流発電システム

日本における潮流発電の現状は、大学レベルで学術的な研究が行われている程度であるが、イギリスでは既に実証研究が行われ、商用化に入っている段階である。平成18年10月に青森県と（財）エンジニアリング振興協会とが、津軽海峡大間崎沖での潮流発電の実用化に向けて必要な技術的、経済的、社会的課題を解決するための「大間崎潮流発電実用化委員会」を設置し、技術的検討を行ってきた。

潮流発電は、海中にブローラ付きの水中発電機を設置するもので、発電機の設置には地域の協力・理解が不可欠であるが、潮流測定結果より潮流発電に最適とされた大間崎沖はブローラ³⁸などの良好な漁場であることから、当初は理解を示していた大間漁業協同組合との話し合いが、実証機設置段階となって、暗礁に乗り上げたことである。今後の話し合いの展開次第では、実証適地を大間沖に限らず広く検討する必要があることから、平成20年度は「津軽海峡潮流発電実用化委員会」として引き続き検討を行うこととなった。

③運輸部門省エネルギー対策詳細調査

青森県のエネルギー消費の27%を占める運輸部門について、県内のポテンシャルを生かした省エネルギー技術の開発を促進し、エネルギー構造の転換を図るため「運輸部門省エネルギーモデル」が本事業によって策定された。これは、県の登録車を電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド車（PHEV）へ転換することで普及促進を促し、大幅なCO2排出削減を目指すものである。

県では平成20年8月に、知事を会長とし、電気事業者、協力ユーザー企業、大学・研究所・市町村等で組織する「青森県電気自動車等導入普及推進協議会」を設立し、同年10月には経済産業省に「青森県EV・PHVタウン提案書」（EV・PHVの本格普及に向けた実証実験モデル事業）を提出した。これによると平成25年には県公用車100台、市町村・協力ユーザー企業300台の導入を目指す取組となっている。

他方、他県の状況を見ると、神奈川県では日産自動車と共同でプロジェクトを検討し、2014年度までに県内3,000台のEV普及を目指し、県の50万円程度の補助や自動車取得税等の減額などの優遇策を打ち出している。埼玉県では約1,500台ある公用車すべてを10年間かけてハイブリッド車やEVなどに切り替えるとして、平成21年度は約80台の更新を予定している。

本県においても他県の動向を注視しつつ、本県が全国有数の積雪寒冷地であることや自動車依存率が高いこと等を踏まえた北国型電気自動車等の普及促進を目指して、他県に先駆けて、積極的な役割を県が果たすことが期待される。

³⁸ 大間のブローラは全国ブランドである。地域ブランドとして、また貴重な観光資源でもあるため、漁場に発電機が設置されることで、漁獲に影響が出ることは、県、町にとっても大問題である。

第2節 農林水産部食の安全・安心推進課

1. あおもり型バイオマス・チャレンジ支援事業

(1) 概要

①目的

平成16年3月に作成した「あおもり・バイオマス利活用総合戦略」に沿って、本県に豊富に存在する身近なバイオマス資源の利活用を促進するため、簡易な機械・施設の導入による低コストな資源循環システム作りを支援することを目的としている。

本事業の補助金は、一度、市町村に交付された後に、その市町村から事業実施主体に交付される形をとっているが、これは、各市町村が中心となって、地域のバイオマス利活用の全体プラン「バイオマスタウン³⁹構想」を作成し、その実現に向けて取り組むことが期待されているからである。

②事業内容等

地域特性を活かしたバイオマス利活用に向けた新たな取組みを募集し、各民間事業者(農協を含む)、NPO、営農集団等、その実施主体に対し、①機械設備・器具の購入、②試験、開発、分析、③広告宣伝、市場調査、といった事業費に助成を行っている。補助率は、事業費の3分の1以内で、残りの3分の2は事業主体が負担することになる。本事業は県単独の補助事業である。

本補助事業の実施手順は次のとおりである。

- ① 事業主体が市町村→県民局・農水事務所→県の食の安全・安心推進課を通して審査委員会に計画書提出(5月末まで)
 - ② 事業主体による審査委員会でのプレゼンテーション(6月中旬頃)
 - ③ 県の食の安全・安心推進課→県民局・農水事務所→市町村を通して事業主体に選定結果通知(6月下旬頃)
 - ④ 補助金交付事務(7月上旬～)
 - ⑤ バイオマスタウン構想策定(県の食の安全・安心推進課から市町村に支援)
 - ⑥ 事業実施の助言・指導(県の食の安全・安心推進課から事業主体に随時支援)
- 上記②～③の応募事業の審査選定は、県が設置した審査委員会で決定されるが、本補助事業の採択基準では、市町村においてバイオマスタウン構想が策定されていること又は事業実施の次年度までに策定することが要件になっているため、市町村がバイオマスタウン構想を既に設定している場合にはそれとの整合性も考慮される。
- 19年度は以下の4つの事業が採択され、補助金が交付された。

| No. | 事業名称 | 事業内容 |
|-----|---|--|
| 1 | バイオ燃料の活用による循環型農村を目指して(弘前市) | JAつがる弘前が大手食用油メーカーから出る年間16万リットルの廃食用油を廃棄物処理業者から安く購入し、ドラム缶や農協の敷地に屋外貯蔵施設を建設し保管する。そしてハウス(野菜の栽培)の暖房燃料として利用していく事業である。また、組合員や地域住民から出る廃食用油を回収し、ハウスの暖房燃料に利用する。 JAつがる弘前は民間事業者であり、消費税の納税義務者である。したがって消費税分は県から補助されない。 |
| 2 | バイオ燃料の活用による循環型農村を目指して(田舎館村) | JAつがる弘前や各家庭から出る廃食用油を、安価で購入し、地域で貯蔵し、ハウス(洋ランの栽培)の暖房燃料として利用する。津軽オーキッド会は最終消費者に該当することになるため、消費税が還付されない。したがって消費税分も補助されることになる。 |
| 3 | りんご剪定枝や間伐材を炭化した木炭製品の開発(青森市) | りんごの剪定枝などを炭化して燃料用木炭、床下調湿材、吸臭材、水質浄化材などに利用していく事業であり、青森市を通して、社会福祉法人桐の里に対して助成された事業である。主に炭を作る炭焼釜とその小屋の設置のために補助金が使われている。社会福祉法人桐の里は、消費税については、課税売上額が1千万円以下で、免税事業者であるため、消費税分も補助されることになる。 |
| 4 | 食物残さ等のバイオマス資源のリサイクルシステムの確立と優良堆肥生産及び地域内還元(田子町) | 業者から排出される卵白、にんにくの皮他の食物残さ等を回収し、自社のさきご菌床とあわせることにより、優良な堆肥生産が可能となる。このことで、構内に配置できたバイオマス資源のリサイクルに必要な機械の購入費用を補助する事業である。事業者である農事組合法人田子なめご農場は消費税課税事業者であり、取扱金額である700万円を基準に補助金が交付されることから、消費税分は補助されていない形になる。 |

③事業予算・実績等

平成19年度の本事業の予算・実績は以下のとおりである。

| No | 事業テーマ | 交付先 (執行部署) | 事業主体 | 予算額 | 決算額 |
|----|------------------------|-------------------|---------------|------------------|-------|
| 1 | バイオ燃料の活用による循環型農村を目指す | 弘前市 (中南地域県民局) | JAつがる弘前 | 4,666 (4,838) | 4,838 |
| 2 | バイオ燃料の活用による循環型農村を目指す | 田舎館村 (中南地域県民局) | 津軽オーキッド | 3,130 (3,183) | 1,065 |
| 3 | りんご剪定枝や間伐材を炭化した木炭製品の開発 | 青森市 (東青地域県民局) | 社会福祉法人桐の里 | 1,573 | 1,644 |
| 4 | 食物残渣を使用した堆肥づくりシステムの構築 | 田子町 (三八地域県民局) | 農事組合法人田子なめご農場 | 2,400 | 2,335 |
| 合計 | | | | 11,769 | 9,882 |

(単位:千円)

予算額欄の()は補正予算である。

④施策評価の概要等

特に施策評価等はないが、本事業の基礎となる「あおもり・バイオマス利活用総合戦略」は2010年を目標にした利活用、利用普及の戦略であることから、ある程度、長期的視点から本事業を評価しているようである。

³⁹域内において、広く地域の関係者の連携の下、バイオマス(家畜排せつ物や生ゴミ、木くずなどの動植物から生まれた再生可能な有機性資源のこと)の発生から利用までが効率的なプロセスで結ばれた総合的利活用システムが構築され、安定的かつ適正なバイオマス利活用が行われているか、あるいは今後行われることが見込まれる地域のこと。本構想は農林水産省により推進されているものであり、各地域、各自治体が今後行う循環型農業や環境関連の事業実施の前提となる重要なものである。

(2) 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【指摘】財産管理台帳の未作成について（事業 No.3 関連）

本事業の交付要綱第4（8）によると、補助金で設置した50万円以上の資産は、財産管理台帳を作成しなければならないとなっているが、県としては、特に当該書類の作成を確認していなかった。そこで、監査人が事業主体に確認を取ったところ、作成の必要な2件の資産のうち、1件しか作成されていないことが判明した。また、その作成されている1件の資産についても、果費負担の金額と自己資金負担の金額について、3分の1と3分の2の割合で按分して記載すべきところ、全額果費負担として記載してしまっていた。事業主体の方で、記載方法を誤って解釈していたとのことであった。

そもそも、本事業において、県と事業主体との間に地域県民局や市町村を置いたのは、その方が、事業主体に近いところで事細かな指導が可能になるという効果が期待されていたからである。ところが、事業主体が管理書類の記載方法を誤って理解していただけでなく、その訂正もされないまま、放置されていたのは、東青地域県民局及び青森市の指導及び検査確認事務の不十分性が原因であるといえる。

【意見①】審査委員会による事業採択について

本事業は18年度からの継続事業であり、広く民間を含めた事業者を対象とするために、公募の形をとっている。市町村等を通して事業者を募り、事業計画について検討した後、審査委員会を開催して事業者の意見等をヒアリングした上で、県により事業採択が行われる。

県は、バイオエタノールの専門家を中心にアトバイオサリーボード（構想策定支援として6名、事業化支援として6名）を設置し、そのメンバーの中から、チャレンジ支援事業に関する審査委員5名（構想策定支援3名、事業化支援2名）を選任し、事業採択について農林水産部長に進言することとした。この審査委員会は平成19年6月27日に開催されたが、出席者は構想策定支援の3名のみであり、この3名の採点により、最終的に採択が決定された。

審査委員会に上程される段階で、既に選別がなされていることから、採択結果に余り影響のないことなのかもしれないが、出来るだけ幅広い視点から、事業化までを見込んだ採択が行われなければ、補助事業が無駄になると考える。特に、事業化を目的とすれば、事業化支援の専門家の中でも県の試験研究機関の意見は貴重なものだと考えるが、今回の欠席者には果工業総合研究センターの職員も含まれる。仮に、他のアトバイオサリーボードメンバーや研究センター職員の代理出席という形も可能であれば、わずか3名とはならなかったと思うし、それが不可能であれば、少し多めに委員を選任し、その中から日程の都合がつく委員に出席依頼を行うようにできれば、県が当初の目標として設定した5名の専門家の意見と採点結果を反映した結論として、更に公正・公平な事業採択ができたものと考えられる。

【意見②】事業進捗過程での計画変更と対応について（No.1 事業関連）

JAつがる弘前が大手食用油メーカーからの廃食用油をサンゾル検査した結果、廃食用油の質が悪すぎるため、当初予定の量を確保できないことになった。このことからJAつがる弘前ではその廃食用油を購入し、その一部を田舎館村にある津軽オーキッド会に売却する計画は、当分の間は実現不可能となった。

また、組合員や地域住民から出る廃食用油の回収も十分に進んでいないために、当初の目的は現在のところ達成されていない。今後は、平成20年度冬期間にハウスの暖房燃料として利用することを予定している。

これに対して、青森県は、下表の設備購入費用14,718千円の3分の1である4,838千円を補助金として既に交付している。

(単位：千円)

| 品名 | 規格 | 支払日 | 金額(税抜) |
|---------|----------|-------|--------|
| 屋外貯蔵所建設 | 請負施工 | 2月25日 | 2,600 |
| PVパネル作成 | 35,000枚 | 3月25日 | 502 |
| 廃油回収BOX | アクリルを含む | 3月25日 | 2,450 |
| 廃油回収容器 | FG-1300 | 3月25日 | 2,081 |
| 55リットル | ヒーター付き | 3月25日 | 3,000 |
| スチールドラム | *1 自動給油機 | 3月25日 | 3,000 |
| 貯蔵用ドラム缶 | | 3月25日 | 900 |
| ドラムリフト | *2 U-2型 | 3月25日 | 185 |
| 合計 | | | 14,718 |

*1：スチールとは、廃油ドラム缶のことである。

*2：フオークリフトのことである。

このように事業者の当初計画が頓挫しており、いつ実現するかもわからない事業に対して補助金を交付することには、より慎重であるべきであったと判断される。事業採択にあたり公正な審査を行った審査委員会に事案の概要を説明し、判断を求めるべきだったと考える。交付した補助金4,838千円の財源は、県民の税金である。当初予算で決まっていたから、年度末間近での事業実施を容認し、当初計画の頓挫が判明していても補助金を交付するのであれば、事業計画の見直しと実現可能性に関する公正な評価が必要である。

【意見③】事業実施における市町村との役割分担について（No.3 関連、全般事項）

本事業においては、県（地域県民局）から市町村へ、市町村から事業主体へと補助金が交付されることから、事業主体の事業実績報告については、市でも県でも同様の検査確認事務が行われている。しかし、監査時に県（地域県民局）には、事業費の金額を確認できる証憑書類が一部保管されておらず、事業主体が消費税の課税事業者なのか否かを判別する資料もなく、また、上記【指摘】にもあるように、財産管理台帳の確認をしていないなど、県のチェック体制は不十分のように思われる。また、本事業のような場合に、県と市町村とが全く同じような現地確認事務、証憑チェック作業を繰り返すべきかといえば、それは、二重作業であり無駄で非効率な事務である。

県と市町村が、同一の補助金交付事業を実施する際には、役割を分担して効果的なチェック体制を構築すべきであると考える。例えば、県は、市町村が行うべき事業主体のチェックやマニュアル（例えば事業者の財務諸表の入手確認、減価償却資産の確認、消費税申告書の確認、現物確認、動作確認、事業化による収入金額のデータ入手など）を作成した後、市町村は、県のチェックやマニュアルに沿って事業主体のチェックを実施し、県は市町村がそのマニュアル通りにチェックを行っているかを確認し、補完する方法が効果的で効率的と考えられる。

このようなことは、県内部の事務についても言えることである。本庁では事業の企画立案を行い、市町村や地域県民局を経由して上がってきた事業要望をとりまとめ、いざ補助金交付となると、出先機関である地域県民局に予算令達して、地域県民局は交付執行事務のみを行っているのが現状である。本庁では補助事業が終われば、それで終わりという態度であり、他方、地域県民局の行うべき事務執行については、本庁に簡易な事務細則の指示があるのみで、地域県民局側では事業の目的や地域振興への貢献などの視点、事業化への課題や執行後のフォローアップ業務についての指針が全く示されていないのが実態である。つまり、地域県民局側でも、補助金執行後も積極的に関与していかうという姿勢は見られなかった。

このような事務手続きの重複や不十分性を克服するには、本庁と地域県民局、市町村の事務フローをマニュアル化・ルーティン化する必要がある。それは、地域振興の観点からは県商工労働部等の他の部局との連携も考えなければならない。特に、ここで問題提起した重複が明らかな検査確認事務については、マニュアル化することで各市町村でのチェックレベルが一定レベルに保たれるし、一度作ってしまうと、それ以降あるいはその他の事業についても継続的に使えるものになるはずである。少なくとも、県でも市町村でも全く同じ作業を繰り返す現状のチェック体制よりは、効果的、効率的な事務になると思われる。

【意見④】資産購入時の見積り合わせについて (No.3, No.4 関連)

No.3の事業では、炭焼窯及びそれを設置する作業小屋を整備したため、その購入費、建築費の見積もり依頼を行っている。この事業費の積算にあたっては、原則、3社以上から見積もりを入手することとされているにもかかわらず、1件については1社、残り3件は2社の見積りの入手にとどまっている。

1件の契約については、炭化装置を中古品で探していたため、この1社しかなかったという特殊事情が認められるが、他の3件については、用地造成工事、用地舗装工事、小屋建築工事といった一般的な工事であることから、地域県民局担当者の言う、他に取扱いしている業者がないという理由が正当とは思えない。また、この後、小屋の仕様が当初の簡易な建物ではなく、ある程度の自然災害にも耐えられるような丈夫な造りに変更になり、予算 1,102 千円から倍増して実際には 2,171 千円もの事業費を要している。しかし、この際にも、2社の見積もりしか入手していない。

同様の事例が、No.4の事業においても見受けられた。本事業においては、堆肥生産設備という特殊なものであるという理由で、3つの設備すべてについて2件の相見積りしかとっておらず、結果的に全てが同一業者からの購入となっている。

本事業に関する県の通知においては、『事業費の積算にあたっては、原則として3社以上から見積りをとり、決定する必要があるが、「他に取扱っている業者がない場合」や「その業者を選定することが明らかに合理的である場合」には2社以下の見積りでも容認される』こととされている。すなわち、原則は3社以上であることは重く取扱われなければならない。上記のような例外処理を行った場合には、相当程度の合理性がなければならぬ。今後は、原則どおり最低3社以上の業者から見積もりを入手して適正な事業費予算とともに、実際の契約に当たっても、競争原理を確保するため、契約内容に応じた的確な業者数による入札又は見積り合わせを行うべきであると考える。

【意見⑤】バイオオースタウン構想の未公表について (事業 No.2, No.4 関連)

No.2事業については、JAつがる弘前が大手食用油メーカーからの廃食用油をサンゾル検査した結果、廃食用油の質が悪すぎるため、当初予定の量を確保できなかったことになった。このことからJAつがる弘前から購入しようとしていた廃食用油が確保できなくなったため、事業者自らが小学校に依頼し、家庭で使用した廃食用油を回収することにした。

また、事業者は利用規模を回収可能量に合わせて、15台から4台に縮小した。表中の事業費実績が大幅に縮小しているのは、このためである。この事業変更については、当初の事業計画からの大幅な変更であるため、田舎館村の村長から願末書を手入している⁴⁰。

ここで問題になるのは、こうした事実の他に、(1)概要に記載した当該補助事業の実施手順にあるバイオオースタウン構想がいまだ作成されておらず、県にも提出されていない⁴¹ことである。補助金交付要綱上、事業の採択に当たっては「事業実施に当たり市町村においてバイオオースタウン構想が策定されていること、又は事業実施の次年度までに策定することが確実であること」が要求されている。県では平成20年度末には提出するように要請しているが、当該事業は平成19年度で終了していることから、田舎館村に猶予を与えずにしていると考える。従って、県は村に知して、この策定の確実性に関する判断の根拠を具体的に示すよう指導する必要がある。示すことが出来ない場合には、既に交付した1,065千円の取り扱いについて、改めて協議が必要である。

なお同様に、監査日時点でNo.4事業に関連する田子町についても、バイオオースタウン構想は未公表であった。しかし、状況確認したところ、現在、東北農政局と折衝中であり、その原案を閲覧することができた。従って、田子町については進行中であるとの心証が得られた。

⁴⁰ 事業費の20%を超える増減を伴う変更をする場合には事業変更承認申請書を知事に提出してその承認を受けることが交付要綱第4(1)に規定されている。

⁴¹ 田舎館村バイオオースタウン構想は、平成21年2月現在で東北農政局に提出された。現在は折衝中の段階であり、交付要綱上の規定は何かクリアできる状況となった模様である。

2. 「バイオマスあおり事例集」の作成委託事業

(1) 概要

本県におけるバイオマスの利活用推進に資するため、本県及び全国のバイオマス先進事例を調査し、事例集 200 部と電子データを作成するものである。

(2) 委託業務内容

- ・バイオマス資源（家畜ふん尿、稲わら、りんご剪定枝、間伐材、ほたて貝殻、陸食油、食物残渣等）ごとに事例調査
- ・県内 25 事例程度及び全国 5 事例程度の調査
- ・調査項目は、取組主体、補助事業の有無、事業目的、事業概要、採算性、課題、今後の展開方向
- ・内容をまとめる。

(3) 契約方法

バイオマスの事例調査においては、専門的な知識と能力が要求されることから、金額による競争性を求めるのではなく、専門業者の調査方法などを比較検討して委託業者を決定することが適切であるため、企画協議方式（コンペ）により企画案の募集を行い、審査の結果、企画案が優れていると認められた業者と随意契約する。

(4) 委託金額

本事業の平成 19 年度予算・実績は以下のとおりである。

| 委託先名 | 予算額 | 契約額 |
|------|-------|-------|
| ㈱E | 1,754 | 1,669 |

(単位：千円)

(5) 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【意見】成果物の管理について

本事業の実施により、バイオマスあおり事例集が 200 部納品されたが、県庁の担当職員に在庫部数、配布先の確認を求めた結果、現時点（平成 20 年 11 月 6 日）における在庫部数は 85 部、配布実績としては市町村向けで 40 部、県庁内（地域県民局等を含む）43 部、一般向け用として 32 部であった。

この事例集作成のため、事業予算編成時には、県及び市町村配布用として 100 部、一般人用として 100 部の合わせて 200 部を作成することで予算要求された。この数量については、予算査定に係る財政課とアリゾナにおいて根拠が求められるため、大まかな作成部数を把握しているが、納品後においては、細かな配布先を継続記録として残しているわけではない。事例集納品後の配布部数、在庫部数に関する管理状況については質問したところ、県庁全般に共通することとして、日常的に管理することは、事務的ルールとして求められていないことから、全く行っていないのが現時点での実態であった。また、何年間保存し

て、どのような時点で残部数を廃棄するかといった事についても、各担当者の裁量に任ざられていて、納品後の管理は行われていないに等しい状況である。納品後の配布・保管・廃棄に関する管理ルールを明確にするべきである。

第3節 農林水産部林政課

1. 木質バイオマス⁴²供給施設整備事業

(1) 概要

①目的

森林・林業基本法及び青森県森林林業基本計画に基づき、林業の持続的かつ健全な発展と需要構造の変化に対応した林産物の供給・利用の確保を強力に推進する観点から、木材利用及び木材産業体制の整備推進のため、未利用の木質資源をエネルギー利用する施設の整備に対して補助するものである。

②事業内容

本事業は事業主体である軽井沢ペレット協同組合（平成 18 年 11 月に、五所川原市及び辺町村に本社を置く建設業者 15 社が木質ペレットの共同生産販売を目的に設置した中小企業等協同組合）の木質バイオマス供給施設（ペレット製造施設）の整備に要する経費に対する補助事業である。

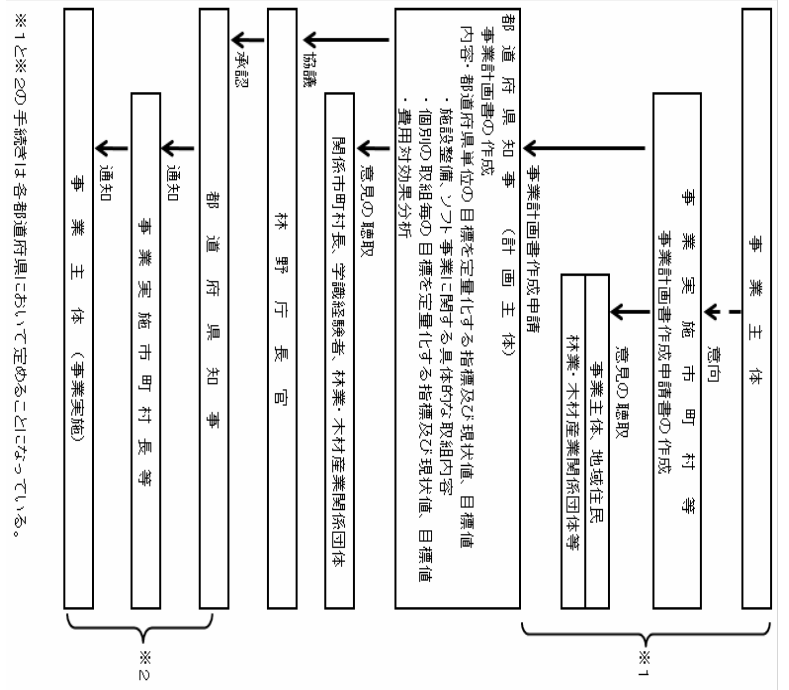
なお、当該事業は「強い林業・木材産業づくり交付金⁴³」の一環として実施される間接補助事業であるので、事業主体には交付先である五所川原市を通じて補助金が交付される。また、間伐材及び建築端材の利用は、単一の市町村にとどまらないので、国から直接市町村に交付されるのではなく、県を通じて交付金が交付されるとの説明を受けた。

③事務フロー

事務実施手順フローは、以下のとおりである。なお、下記フローは、全国林業構造改善協会で紹介している同交付金の紹介ページから引用した。

⁴² 「バイオマス」とは、生物資源 (bio) の量 (mass) を表す言葉であり、「再生可能な、生物由来の有機性資源（化石燃料は除く）」のことを呼ぶ。そのなかで、木材からなるバイオマスのことを「木質バイオマス」と呼ぶ。木質バイオマスには、樹木の伐採や造材のときに発生した枝、葉などの林地残材、製材工場などから発生する樹皮やのこ屑などのほか、住宅の解体材や街路樹の剪定枝などの種類がある。（林野庁ホームページ：<http://www.rivva.maff.go.jp/saisakusokusukusuyoukaibionmass/top.html>）この木質バイオマスの 1 つが木質ペレットであり、樹皮や端材を微粉化し乾燥・圧縮した円筒状の燃料のことをいう。

⁴³強い林業・木材産業づくり交付金とは、林野庁が所管する交付金であり、森林・林業基本法に基づき、林業の持続的な発展と、需要構造の変化に対応した林産物の供給・利用の確保を強力に推進する観点から、川上・川下を通じて、経営や施業の担い手の育成、競争力のある木材産地の地域材の安定的な供給を目的としている交付金である。



④事業予算・実績等

平成19年度単年度事業であり、予算額及び決算額は以下のとおりである。

| | | |
|-----|--------|--------|
| 事業費 | 予算額 | 決算額 |
| | 75,430 | 75,430 |

(単位：千円)

決算額のうち74,026千円が五所川原市への交付金である。本事業においては、本体設備等については2分の1の補助、機械装置等については3分の1の補助であり、残額は事業主体の自己資金により事業を実施した。事業費及び交付金の内訳は以下のとおりである。

| 区分 | 種類 | 事業費 | 交付金額 | 補助金割合 |
|--------------|----------|---------|--------|-------|
| 木質バイオマス供給装置 | 木質燃料製造施設 | 93,450 | 46,725 | 2分の1 |
| | 作業用建物 | 31,027 | 15,500 | 同上 |
| | 管理棟 | 9,744 | 4,850 | 同上 |
| 木質バイオマスエネルギー | 貯木場 | 9,135 | 3,763 | 同上 |
| | 燃料配送車 | 6,395 | 2,112 | 3分の1 |
| 供給用機械 | フオークリフト | 3,230 | 1,076 | 同上 |
| 合計 | | 152,982 | 74,026 | — |

(単位：千円)

この事業主体の設備購入に係る消費税負担分については、課税売上高や課税方式の選択によっては、消費税の選付が発生し、還付金見合分については県に返還する必要がある。この点については、「強い林業・木材づくり交付金交付要綱」第9第3項に基づき、実績報告を提出した年度の7月1日まで、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が確定しない場合には翌年度の7月1日までに報告しなければならぬことが明記されている。交付対象先となった津軽ペレット協同組合は、6月30日が決算日なので、実績報告書を提出した年度の翌年度の(平成21年)7月1日までに報告しなければならぬ。この点については、平成20年11月19日に青森県から農林水産大臣へ「平成19年度仕入れに係る消費税等相当額報告書」が提出されていることを確認した。

また、県は、施設の完成(創業開始)年度から計画達成状況及び経営状況を林野庁長官に報告しなければならぬが、実際の操業開始は平成20年度からなので、この報告はまだ行われていない。

本事業のように木質バイオマス供給施設(ペレット製造施設)を利用した民間事業は、ペレットの利用市場が決まっていない状況にあるため、生産高が増加せず、事業が頓挫するケースもあるという。このような事象に関連して、平成19年9月25日付林野庁林政部長通知「林業・木材産業構造改革事業及び強い林業・木材産業づくり交付金によるバイオマス関連施設整備の検証等について」において、バイオマス関連施設の適切な運営に係る留意事項として、下記の事項を基本として対応することと内容が示されている。

- ①達成率が3年間連続して70%未満である場合又は単年度で50%未満の場合
- ②収支がマイナスになっている場合
 - 原因を調査・分析するとともに、改善計画を作成させるなどの改善措置を実施する。ただし、改善措置を講じても達成率が改善されないと判断された場合には、事業計画の変更、事業の一時停止及び事業の中止を含む検討を行う。
- ③改善措置の効果が現れない場合
 - ①及び②の改善措置による達成率等の改善の効果が、概ね3年以上経過しても現れない場合については、原則として事業の中止を含む検討を行う。
- ④指導記録の作成・保存

⑤施策評価の概要等

県では、平成20年度は木質バイオ燃料ビジネスモデル形成事業費として、今回建設された木質ペレット製造プラントの収支計算等の事業化調査、アドバイザーの派遣、木質バイオマス資源の利用と普及に向けた取り組みを推進するための研究会の設置などのために、8,400千円を予算計上しており、間接的にバックアップする体制をとっている。

(2) 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【意見】事業計画書について

五所川原市が県に提出した事業計画申請書に添付されていた事業主体の収支計画書を閲覧した。その収支計画書の要約は以下のとおりである。

| | H19年度 | H20年度 | H21年度 | H22年度 | H23年度 | H24年度 |
|-----------|-----------|---------|--------|--------|--------|--------|
| 収入計 | 6,383 | 23,940 | 32,515 | 34,090 | 42,875 | 44,450 |
| 支出明細 | | | | | | |
| 諸経費 | 24,982 | 23,237 | 25,757 | 26,464 | 29,020 | 29,833 |
| うち減価償却費 | 8,246 | 6,730 | 6,730 | 6,730 | 6,730 | 6,730 |
| 支払利息 | 540 | 1,453 | 1,353 | 1,253 | 1,153 | 1,053 |
| 法人税等 | 127 | 0 | 1,622 | 1,912 | 3,811 | 4,069 |
| 借入金返済 | — | 5,148 | 5,148 | 5,148 | 5,148 | 5,148 |
| 支出計 | 25,649 | 29,838 | 33,880 | 34,777 | 39,132 | 40,103 |
| 差引 | (収入計－支出計) | △19,266 | △5,898 | △1,365 | △687 | 3,743 |
| 借入金残高(予定) | 96,754 | 72,067 | 66,919 | 61,771 | 56,623 | 51,475 |

(注) 参考として、平成19年度の事業実績も記載した。なお、事業主体の決算日は設立当初は3月末であったが、後に6月末に変更している。上記の平成20年度以降の数は、3月末をベースに作成されているが、平成19年度実績は、平成19年7月1日から平成20年6月30日の1年間となっている。従って、実績数値と収支計算書の数値は、必ずしも整合しない。
また平成19年度実績は、損益計算書その他の決算書類から抜粋した金額であり、上記収支計画書の形式で作成されているわけではない。

事業者へ設備資金等を補助するに当たって十分に考慮しなければならない要点の1つに、将来の収支計画の合理性や実現可能性がある。何故ならば、事業者が経営破綻した場合に、補助金で設置した設備等の返還や処分といった問題が浮上するためである。上述の長野県林政部長通知は、事業者の経営破綻の未然防止や適時な対応を図ることを目的としており、現実のケースが相当数あることを予想させるものである。

その上で、上記の事業計画の実現可能性については、将来予測であり、個別の様々な要素を考慮する必要があるため、ここでは適否を論ずることはできないが、この事業計画書を分析・評価する際の視点として、2つの留意点に言及する。

一点目は、計画書上の財務情報についてである。事業者の決算報告書には、平成20年6月末時点で96,954千円の借入金が計上されており、これは今後の事業活動による獲得利益により返済されるべきものである。この返済可能額を算定する上で、上記事業計画上の差引(収入計－支出計)は情報として有意ではなく、この数値に減価償却額を加算した返済可能額を算出する必要がある。このような情報が評価対象資料に記載されていないが、交付金の交付決定事務に際して、「損益」と「収支」を混同して事業計画書を評価してはならない。

二点目は、借入金額についての当初計画からの大きな乖離である。事業主体の当初計画では、借入総額は77,215千円(農林漁業金融公庫から61,770千円、市中金融機関から15,445千円)であった。この計画であれば、15年間の元金均等返済を行うと年間返済額は5,148千円(77,215千円÷15年)となり、上記収支計画書における平成20年度以降の借入金減少額と整合する。

しかし、実際の借入総額は96,770千円⁴⁴(農林漁業金融公庫から61,770千円、市中金融機関から35,000千円)であり、当初の計画から約2千万円多額に融資を受けている。平成19年度のキャッシュ・フローは、△11,020千円と試算されるため、いわゆる資金不足の状態にある。組合はこれを解消するために、運転資金として追加融資を受けたものと解される。この追加融資によって、年間借入返済額は1,303千円増加し、総額6,451千円と試算され、この情報は速やかに修正計画書に反映される必要がある。審査にあたっては、この点にも着目する必要がある。

事業計画書の審査の精度は、今後の事業主体の経営状況如何によって、実績として証明されることとなる。今後は事業計画書の評価方法を定型化し、上記のような視点も加味した実効ある審査が行われることを期待したい。

2. 森林バイオマス利用システムモデル事業

(1) 概要

① 目的及び事業概要等

林業を基盤とした木質バイオマスの利用を促進するため、これまで利用されずに放置されてきた間伐材等の搬出方法や、含水率の低減などエネルギー利用に適した木材の低コストで効率的な生産システムや、その利用方法について検討を行う県単独の委託事業である。

② 事業予算・実績等

本事業は平成19、20年度の2年間の事業であり、実績及び予算は以下のとおりである。

| | 平成19年度 | 平成20年度予算 |
|--|--------|----------|
| 支出の主な内訳は国立大学法人岩手大学との随意契約による委託料2,500千円などである。本県の弘前大学には林学部がないことから歴史と実績のある岩手大学を委託先として選定した。平成20年度は報告書をベースにマニュアルを作成し、森林バイオマスエネルギー利用の普及促進を図るための予算を計上している。 | 2,980 | 876 |

(2) 監査の結果及び意見
特に問題となる事項は見られなかった。

⁴⁴ 平成19年度事業実績の借入金残高96,754千円と借入金額96,770千円との差額15千円は、融資時に一部の利息等が差し引かれて入金されたために、その入金額で配賦したことによる。なお、適正に処理するならば、決算書上の借入金残高も96,770千円でなければならない。

第4節 青森県工業総合研究センター

1. 青森県工業総合研究センターの概要

県では、デンスアブレイ関連産業や環境・エネルギー産業などの将来性の高い先端型産業や、食品加工など本県の地域特性を生かした地域産業の振興を図るため「青森県産業創造育成プロジェクト」を進めている。その推進機関の1つである青森県工業総合研究センター（以下、「工総研」という。）は、「県内産業振興への貢献」をミッションとして①新技術、新製品開発による企業支援、新産業創出、②技術支援による企業の競争力の向上、③県の産業施策への技術的貢献を目標に掲げて研究開発事業等を行っている。工総研の平成19年度の子算額は86,305千円である。その中で、エネルギー関連の研究開発活動を「新エネルギー技術研究部」を設置して行っており、分掌事務としては、4名の研究員が①燃料電池の要素技術・陸熱利用技術の研究開発、及び技術支援、②新エネルギー生産技術・利用技術の研究開発、及び技術支援を行っている。

本報告書においてこれまで監査対象としてきた事業は具体的な成果としては現れてはいないが、これは将来性を見込んだエネルギー研究開発の投資事業である。

2. 監査対象とした事業

工総研で監査対象とした事業は、独創的研究開発事業とソーラ燃料試験研究事業の2つであり、平成19年度の子算・決算額は下表のとおりである。

| 事業名称 | 細事業 | 区分 | 子算額 | 決算額 | 執行率 |
|---------------|---------------|--------|--------|--------|-------|
| A 独創的研究開発事業 | 3.に記載のA-1～A-3 | 県単独事業 | 14,892 | 14,710 | 98.7% |
| B ソーラ燃料試験研究事業 | 3.に記載のB-1 | 国庫委託事業 | 2,000 | 2,000 | 100% |

3. 個別事業の監査

A 独創的研究開発事業

A-1 ダイレクトハイオクス型燃料電池開発事業

(1) 概要

①目的

二次エネルギーであるハイオク混合ガス燃料を、三次水素エネルギーに変換せずに燃料とする高温型燃料電池(SOFC)電極材料の開発を目的とする研究開発事業である。

②事業内容等

研究内容は、ハイオクガス化技術の調査と高温型燃料電池評価システムの構築、ハイオクス用のセンサーの開発などであり、県単独事業である。事業成果としては、平成18年度において学術誌への発表1件、平成19年度において学術誌への発表2件、学会発表2件である。平成20年度中には、特許出願を2件予定している。

③事業予算・実績等

本事業は平成18、19年度の2年間の事業であり、事業費実績は以下のとおりである。

(単位：千円)

| 平成18年度実績 | 平成19年度実績 |
|----------|----------|
| 18,079 | 10,955 |

平成19年度における主な支出項目は、備品購入費5,590千円、消耗品費3,180千円などである。

(2) 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【不適正事項】事業間の予算流用について

総論に記載した内容と同様である。

【意見】研究実績の内部評価について

実施された研究についての内部評価が行われている。内部評価は工総研の内部評価委員会において行われ、その構成員は所長、次長、部長など7名である。研究の達成度、計画の妥当性、実用化・応用化の実現性、総合評価についてA(優れている)、B(普通)、C(やや劣っている)、D(劣っている)の4段階の評価が行われている。本事業では部長が研究担当者であるため、部長自身は評価には参加していない(自己評価はしている)。

本事業の達成度の評価はBが3名、Cが3名であった。本件のように同数の場合は所長が最終的な評価を決することとされている。所長の評価はC評価なので、本研究の達成度としては所長の評価をそのまま反映してC評価とするのが一般的だと思うが、最終的な評価を決する際の所長の評価は何故かBとなり、内部評価委員会としての総合評価はBとなった。なお、研究担当者である部長自身による研究の達成度に対する自己評価はB評価である。

当該評価結果は本庁の財政課にも回覧されるなど、次年度予算の編成のための資料とされ、工総研のみならず、県の重点施策決定などの点でも重要な意味を持つとの説明を受けたが、評価結果に至る過程の透明性と公正性の確保については、今後は十分な考慮が必要であると考ええる。

A-2 燃料電池排熱高度利用融雪システム開発事業

(1) 概要

①目的

燃料電池発電システムの総合効率向上と、冬期の除雪に要する費用・時間・労力の削減を目指し、燃料電池からの排熱を利用した融雪・温水暖房システムの開発を行う。

②事業内容等

燃料電池排熱高度利用融雪システムとは、燃料電池の排熱という低温熱源を用いることと、熱の多段階利用を特徴としており、最終目標は電力負荷を賅いつつ、排熱を利用することで一般家庭の熱需要を満たせる熱利用システムのことをいう。

まずは、既存の製品群を用いてシステムを構築するとともに、総合効率や燃料消費量を算出し、システムの有効性を示すことを目標としている。その有効性をもって県内融雪地

工業者等へシステムを提案し、融雪装置の普及を促進するとともに、除雪に要する負担を削減することにより県民生活の向上と環境改善に寄与することを目指すものである。本事業は、燃料電池の提供を受けている出光興産との共同研究の形をとっており、主として県が燃料電池システム検討・製作を担当し、出光興産がそれらも担当しながら、燃料(LPガス)の供給を行っている。豪雪地帯である本県において必要性が高く、事業を継続することが適当であると県は判断している。

③事業予算・実績等

(単位：千円)

| | | |
|-----|----------|----------|
| | 平成19年度実績 | 平成20年度予算 |
| 事業費 | 2,510 | 1,962 |

平成19年度の事業費のうち、1,189千円は備品購入費、863千円は需用費である。

(2) 監査の結果及び意見

特に問題となる事項は見られなかった。

A-3 水素製造光触媒材料開発事業

(1) 概要

①目的

県産鉱物資源「ベントナイト」の特性(層構造)を生かし、水や炭化水素から水素を作る新規機能性を持ったナノ複合化材料(光触媒)の開発を目的とする。この光触媒は、県産鉱物資源ベントナイトから精製したモンモリロナイトを利用し製造するが、この研究によって、モンモリロナイト光触媒複合材料製造が事業化されることを最終目標としている。

②事業内容等

本事業は、平成19年度開始事業であるが、もともと平成16年度から18年度にかけて、県内産出鉱物で何か利用価値のあるものはないかを研究するテーマがあつて、その中でベントナイトの光触媒としての利用法を発見したため、本事業のテーマになったものである。平成19年度においては、光触媒材料の高性能化を目指した研究が行われ、今後も21年度までの研究計画があり、最終的には、光触媒の製造が事業化されることを目標としている。本事業は、ベントナイトの採掘権を持つ県内企業(日本鉱研株式会社)との共同研究となっており、企業には、ベントナイトの供給を依頼している。企業が精製モンモリロナイト及び光触媒複合材料にかかる製造技術の開発を、工総研は水素製造光触媒材料の開発と性能評価を担当している。

③事業予算・実績等

(単位：千円)

| | | |
|-----|----------|----------|
| | 平成19年度実績 | 平成20年度予算 |
| 事業費 | 1,245 | 946 |

(2) 監査の結果及び意見

特に問題となる事項は見られなかった。

B シーズ発掘試験研究事業

B-1 アルギン酸を用いた燃料電池用電解質膜開発事業

(1) 概要

①目的

燃料電池に必要な電解質膜は、一般的には石油から合成して作るが、これを海藻の中にある成分であるアルギン酸を利用して製造することを研究開発するものである。これにより、低コスト・低メタノール透過性の直接メタノール型燃料電池用電解質膜の開発を目標としている。

②事業内容等

この研究は、平成16年度から平成18年度までは、「新エネルギー高効率変換素材の開発事業」として、県の単独事業として工総研が実施していたが、平成19年度は独立行政法人科学技術振興機構(以下、「JST」という。)の「シーズ発掘試験事業」の研究テーマの公募に応募した結果、事業採択を受けたため、JSTからの研究委託費を財源としている。平成19年度時点では電解質膜の製造までを完了しているが、今後も引き続き性能面のアップを図るため、研究開発を続けていく予定である。

③事業予算・実績等

(単位：千円)

| 節 | 平成19年度事業費実績 | 主な内容 |
|-------|-------------|-----------------|
| 共済費 | 1 | 研究補助アルバイト共済費 |
| 賃金 | 95 | 研究補助アルバイトの給料 |
| 旅費 | 155 | 電池討論会(福岡県)参加の旅費 |
| 需用費 | 252 | 研究のための材料、消耗品など |
| 委託料 | 214 | 有機元素分析業務の委託 |
| 備品購入費 | 1,251 | 小型恒温恒湿器購入 |
| 合計 | 1,998 | |

(2) 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【指摘】 経理報告書の記載誤りについて

工総研は研究委託契約書第11条により、その研究費の決算実績内容を集計した「経理報告書」を定められた様式により作成し、JSTに対して提出している。経理報告書の記載様式によると、消費税相当額の経理区分欄には、消費税課税対象外取引の5%の金額を記載し、それを加算した金額で委託費を確定することと規定されている。しかしながら、工総研では、独立行政法人理化学研究所への委託費214千円(消費税込)についても更に5%を計算した結果、誤って、予算額に記載された消費税相当額15千円と同額を決算額としており、結果として、決算額は実績額よりも過大計上となっていた。

本事業の場合、監査人が計算した本欄の消費税相当額は4.7千円であり、正しい決算額は2,005千円となるが、結局は委託費の上限である2,000千円を超えているため、幸いにして、研究委託費の過大受領という結果にはならなかった。しかし、これは過大請求に繋がりがかねない致命的な集計誤りと記載誤りである。このような国庫事業の場合には、事務

第5節 県土整備部監理課

1. 建設廃材エネルギー化可能性調査費

(1) 概要

①目的

建設工事に伴って生じる廃材は、現在、産業廃棄物業者により焼却処分されるか、あるいは県外へ搬出される状況にある。また、最近の原油価格の高騰に伴い、焼却費用や搬送費の上昇が見られ、本県においても建設業者の経営を圧迫している。本事業は廃材の有効活用、エネルギー源への転用を促進することで、経営負担の緩和により県内建設業者の振興が図られるとともに、雇用の創出、エネルギー自給率の向上、二酸化炭素の排出削減などの波及効果が見込まれることから、事業化されたものである。

②事業実績等

本事業は19年度単年度事業である。その理由は、予算の要求区分がふるさと重点事業となっており、制度上1～2年の事業を前提としていること、県としては当該分野に建設業者が参画するためのイントロダクションを行うことが目的であることなどから、単年度事業でその効果が得られるのではないかと判断したものである。

事業費実績は以下のとおりである。

| | | |
|-----|--------|------|
| | 平成19年度 | 備考 |
| 事業費 | 2,193 | 一般財源 |

(単位：千円)

③事業内容等

事業の流れ、事業内容等は以下のとおりである。

| No. | 区分 | 備考 |
|-----|----------------------------------|--|
| 1 | 建設廃材有効利用可能性検討委員会を設置し、委員会を3回開催した。 | 委員は次のとおりである。 県側) 環境政策課、林政課、監理課、整備企画課、建築住宅課、エネルギー一関支振興課の実務担当者及び工業総合研究センターの研究調整監(民間) 青森県産業廃棄物協会、青森県解体工事業者協会、及び青森県建設副産物リサイクル事業組合の実務担当者 専門業者 (東北緑化環境保全株式会社) への調査の委託指名競争入札により、3社のうち上記業者と1,310千円にて契約した。落札率は85.1%であった。調査の委託内容は、以下のとおりとなっている。 ・建設廃材の活用状況の現状把握 ・建設廃材の選定方法 (有害物質発生材の区分・除去) ・エネルギー化による効果及び課題・問題点 (CO ₂ 削減量、原油削減量、導入による経済効果等) |
| 2 | 建設廃材エネルギー化検討調査事業の業務委託 | |

の誤りは不正会計の疑念を生じせしめ、県行政への信頼を失墜させることになるため、特に注意して実績報告書を作成する必要がある。

備考

| No. | 区分 | 備考 |
|-----|------------|---|
| 3 | 調査結果報告書の受領 | 調査結果は、「建設廃材エネルギー化検討調査事業業務委託報告書」として受領した。これらについて主たる報告内容は次のとおりとなっている。 ア) 県内の建築業で発生する建設廃材(木くず)量(再活用されていないもの) 30,000 トン イ) 標準的なモジュールケース(重油使用量年500kg)による採算分析エネルギー利用者(消費者)のマーケット 重油使用の場合の負担額 32,497千円/年 廃材チップ利用の場合 32,352千円/年 削減額 145千円/年 ※1 事業者への支払23,957千円、補助重油代8,395千円 事業者側の負担 建設費 150,000千円(うち50%は補助金受領を想定) ランニングコスト(固定費) 4,500千円(固定費、保守料) (変動費) 11,957千円(チップ代、運搬費用等) 初年度資金員負担 166,457千円 上記による想定チップ使用料1,312 トン/年 想定CO ₂ 削減量 994 ※2 報告書では10年償却を想定し、利用者への固定費請求額を設定 ※3 廃材をチップ化する費用や人件費等は含んでいない 他県等の建設廃材活用事例について、現地視察等を実施した。 委託先から提出された報告書は、県内の建築業、産業廃棄物業者、解体業の同業者団体に交付し、団体構成員への配布を依頼した。 監査時点においては、青森市内で1社の導入実績があるとのことであった。ただし、報告書で想定しているESCO ⁴⁵⁾ 方式ではなく、チップの供給部分のみを受託した方式での実績とのことであった。 |
| 4 | 現地調査等 | |
| 5 | 報告書の活用 | |
| 6 | 事業化導入実績 | |
| 7 | 未達成事項 | 予算要求時には、県有施設へのESCO方式による熱供給事業の導入を想定し、それにより県の施設維持管理費用を削減するとともに、建設業者の熱供給事業への進出を促すことが事業概要にうたわれていたが、予算要求額の大幅な査定減等もあり実現していない。 |

(2) 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【意見①】報告書の内容と事業の有効性について

委託業者から提出された報告書には、重油削減やCO₂削減のほか、利用者側(消費者側)の金銭的メリットについて数パターンで調査結果がまとめられているが、本報告書の主たる利用者が建設業者すなわち事業者側であることに鑑みると、事業者側の金銭的メリット等についてもより踏み込んだ報告が望まれたのではないかとと思われる⁴⁶⁾。

本事業について、県担当者は、建設業者に新たなビジネスのヒントを提供し経営の支援になれば、ということを強調しており、たとえば、事業者の負担に比べて、事業導入年度及びそれ以降のキャッシュフローを記載することや、廃材を受け入れることによる収益やチップ化するために必要な費用などについても試算し、廃材のエネルギー化事業導入のために、より参考になる調査報告書になるよう、事業者側の視点についてももう少し厚みを持つ

⁴⁵ ESCOとは、Energy Service Companyの略であり、省エネルギーに関する包括的なサービスを提供し、その顧客の省エネルギーコストの一部を報酬として享受する事業である。調査報告書においては、ボイラー設備等を事業者負担で設置し、固定費として回収するビジネスモデルが示されている。
⁴⁶ 本事業の担当者によると、県として事業者側の金銭的メリットを強調することは望ましくないと判断に基づき、委託契約の際には特段の要求をしなかったことである。

たせた内容を委託先に対して求めた方が、施策の有効性の観点から望ましかったと判断される。

なお、以下参考ではあるが、報告書上の標準ケースでは、年間1,312トンのチップを要する利用者でようやく年間145千円のメリットしか享受できない試算結果となっていたが、再利用される分を除いた木くずの県内発生量が年間30,000トンであるため、単純計算では22～23程度の利用者が上限となる。このように、ある程度の規模で事業を実施する場合、廃材の確保の面で課題が大きいのではないかとと思われる内容になっている。

また、調査報告書の標準ケースによる事業者のキャッシュフロー及び損益であるが、廃材を受け入れることによる収益やチップ化するために必要な費用などが明示されていないため、これらを考慮しないで報告書上の情報のみで監査人が試算した場合、下表のようになり、毎年度の損益はゼロ、キャッシュフローは初期投資分を事後の事業で回収し10年で均衡する結果となり、資金を借入等で賄う場合にはマイナスになる試算結果となった。また、料金を引き上げると利用者側のメリットがなくなってしまうことから、設備投資額の縮小などの対応をしないと資金負担が先行するだけの事業になってしまうことがわかった。あくまでも試算ではあるが、建設業者が事業採択の判断をするにあたっては、より具体的な計数的データが必要だと考える。

(単位：千円、△は支出もしくは費用)

| 調査報告書の標準ケースによるキャッシュフロー・損益 | 1年目 | 2年目 | 3年目 | 4年目 | 5年目 | 6年目 | 7年目 | 8年目 | 9年目 | 10年目 | 計 |
|---------------------------|----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|----------|
| 設備投資 | △150,000 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | △150,000 |
| 補助金 | 75,000 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | 75,000 |
| ボイラー保守費※ | △4,500 | △4,500 | △4,500 | △4,500 | △4,500 | △4,500 | △4,500 | △4,500 | △4,500 | △4,500 | △45,000 |
| 燃料代※ | △328 | △328 | △328 | △328 | △328 | △328 | △328 | △328 | △328 | △328 | △3,280 |
| チップ運搬費※ | △10,560 | △10,560 | △10,560 | △10,560 | △10,560 | △10,560 | △10,560 | △10,560 | △10,560 | △10,560 | △105,600 |
| 燃料取扱分費※ | △669 | △669 | △669 | △669 | △669 | △669 | △669 | △669 | △669 | △669 | △6,690 |
| 燃料取扱運搬費※ | △100 | △100 | △100 | △100 | △100 | △100 | △100 | △100 | △100 | △100 | △1,000 |
| 引当金料金※ | 23,957 | 23,957 | 23,957 | 23,957 | 23,957 | 23,957 | 23,957 | 23,957 | 23,957 | 23,957 | 239,570 |
| キャッシュフロー | △67,500 | 7,500 | 7,500 | 7,500 | 7,500 | 7,500 | 7,500 | 7,500 | 7,500 | 7,500 | 0 |
| 減価償却費※ | △7,500 | △7,500 | △7,500 | △7,500 | △7,500 | △7,500 | △7,500 | △7,500 | △7,500 | △7,500 | △75,000 |
| 損益(総計) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

上記の他、チップの加工に係る費用及び廃材の受け入れに伴う取巻がそれぞれ加算される。

【意見②】事業別の事業費の正確な集計結果について

本事業の節別集計表上の実績値と当初予算の対比を下記のとおり行い、他の部局で見受けられたような事業間の意図的な予算の付け替え（例えば需用費等について予算額と同額を計上するなど）について監査を行った。

(単位：千円)

| 節 | 当初予算 | 実績 | 差引 |
|---------|-------|-------|-----|
| 報償費 | 177 | — | 177 |
| 旅費 | 費用弁償 | — | 397 |
| | 普通旅費 | 780 | — |
| 需用費 | 33 | — | 33 |
| 委託料 | 1,550 | 1,311 | 239 |
| 使用料及び賃料 | 63 | 102 | △39 |
| 計 | 3,000 | 2,193 | 807 |

その結果、(節) 使用料については、細事業単位の子算額を上回っても他へ付け替えることなくそのまま計上されており、事業に要したコストが実態どおりに計上されていた。また、(節) 旅費についても、実績計上額の内訳が整理されており、復命書等で用途を確認したところ、基本的に当該事業に係る用途を目的としたものが計上されていた。ただ、出張の用途は複数にわたり、本事業が主たる用途ではないのではないかと思われる事業も一部あったが、限られた旅費予算を有効活用するための苦肉の策であり、またこのような場合について例えば主目的たる事業で計上することや事業ごとに按分計上するなどの規則やルールがないため、やむを得ない面もある。

本事業の監査の結果、県庁内に、事業費を事業別に正確に集計して決算統計節別集計表を作成している部局があることが初めて発見された。監査人としては当然とは言え、うれしいことである。このように事業別のコスト実績を正確に算定している部局が存在している事実を、全部局に伝達し、他の部局はこれを手本とするべきである。また、実際の導入の際に弊害となるであろう共通事業費の按分については、爾後の予算立案等に活かす観点からは、全庁的なルールの整備が待たれよう。

以上

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭